

# 1 第208回国会概観

---

## 1 会期及び活動等の概要

### (召集・会期)

第208回国会(常会)は、令和4年(2022年)1月17日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、6月15日までの150日間であった。

### (院の構成)

参議院では、召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、農林水産委員長の選挙、7特別委員会(災害対策、ODA沖縄北方、倫理選挙、拉致問題、地方デジタル、消費者問題、震災復興)の設置が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、9特別委員会(災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生)の設置等が行われた。

### (政府4演説)

1月17日、衆参両院の本会議で、岸田内閣総理大臣の施政方針演説、林外務大臣の外交演説、鈴木財務大臣の財政演説及び山際国務大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑(代表質問)が、衆議院で同19日及び20日、参議院で同20日及び21日にそれぞれ行われた。

### (令和四年度総予算)

令和四年度総予算は、1月17日、衆議院に提出された。

同総予算は、衆議院では、2月21日に予算委員会で、同22日に本会議で、それぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、2月24日から予算委員会において質疑が行われ、3月22日に同総予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同総予算は可決され、成立した(衆参での審査の概要は、後述2(1)参照)。

### (ゼレンスキー・ウクライナ大統領による国会演説(オンライン))

2月24日、ロシアのプーチン大統領がウクライナでの「特別軍事作戦」を実施する旨発表し、侵攻を開始した。これに関して、衆参両院でそれぞれ「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議」等の決議が行われたほか、参議院予算委員会において「ウクライナ情勢等」をテーマに集中審議が行われるなど、国会審議の中でも重大なトピックスとなった。

ウクライナ政府からの打診を受け、3月23日、衆議院第一議員会館の国際会議室等において、両院議長の主催により、ヴォロディーミル・オレクサンドロヴィチ・ゼレンスキー・ウクライナ大統領の演説をオンライン形式で実施した。オンライン形式による国会演説は、憲政史上初めてのことであった。

### (令和四年度補正予算)

「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）の実施に必要な経費の追加等を行う一方、公債金の増額を行うため、5月25日、令和四年度補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、5月27日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月30日から予算委員会において質疑が行われ、同31日に同補正予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（2）参照）。

#### （内閣不信任決議案）

6月8日、衆議院において「岸田内閣不信任決議案」が提出され、同9日の衆議院本会議において否決された。

#### （いわゆる「文通費」改革）

国会議員に毎月100万円が支給される「文書通信交通滞在費」（以下「文通費」という。）について、令和3年10月31日に執行された衆議院議員総選挙における新当選議員に対し、在職日数が1日にもかかわらず満額が支給されたことが問題視されたのを契機に、その使途に事実上制限がないこと等まで注目され、文通費の改革は喫緊の課題とされた。

今国会においては、与野党協議に基づき「国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第29号）」が提出、可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述3（5）参照）。これにより、文通費の名称が「調査研究広報滞在費」に改められたほか、その支給が日割計算によることとなった。一方で、その使途の公開や未使用分の国庫返納について議論があったが、今国会において結論は出なかった。

#### （いわゆる「JRパス」の不正使用問題）

国会議員には、各自の選択により①「国会議員鉄道乗車証」（以下「JRパス」という。）、②JRパス及び月3往復分の航空券引換証、③月4往復分の航空券引換証のうち、いずれかが交付されるが、これに関して、使用期限切れのJRパスを悪用し、実在の現職国会議員になりすまして新幹線のグリーン券等をだまし取ったとして、5月8日、元国会議員が逮捕された。

この事件を受け、参議院では、5月17日の議院運営委員会理事会において、JRパスの返却の徹底について、また、同24日の議院運営委員会理事会において、JRパス使用時の本人確認の強化について、申合せを行った。また、衆議院においてもJRパスにかかる対応策が了承された。

#### （新型コロナウイルス感染症対策）

参議院における新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き、本会議や各委員会において、議員同士の間隔を広げて着席し、議場においては起立採決を採用する等の対応を行った。

また、参観等については引き続き人数制限や検温の実施等の条件のもとで実施するなど、様々な措置が継続して採られた。

## 2 予算・決算

### (1) 令和四年度総予算

令和四年度総予算3案は、1月17日、衆議院に提出され、同21日に衆参の予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

衆議院では、1月24日から質疑を行った。2月21日に質疑を終局した後、立民、国民及び共産がそれぞれ提出した編成替動議（3件）の趣旨弁明を聴取し、総予算3案及び動議3件に対する討論を行い、採決の結果、動議3件をそれぞれ否決し、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

2月22日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、2月24日及び25日に基本的質疑（岸田内閣総理大臣以下全大臣出席）を行い、その後、一般質疑（岸田内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を同28日に、一般質疑（財務大臣及び関係大臣出席）を3月1日、3日、4日、9日、10日、11日及び18日に行った。

このほか、集中審議（岸田内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を、3月2日（ウクライナ情勢等）、7日（新型コロナウイルス感染症対応等）、10日（現下の諸課題）、14日（現下の諸課題）及び17日（岸田内閣の基本姿勢）に行った。

また、3月8日に公聴会を行ったほか、同15日及び16日には各委員会における委嘱審査を行った。

3月22日には、締めくくり質疑（岸田内閣総理大臣以下全大臣出席）を行った。質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

3月22日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、成立した。

### (2) 令和四年度補正予算

令和四年度補正予算2案は、5月25日、衆議院に提出され、同日に衆参の予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

衆議院では、予算委員会において、5月26日から質疑を行った。同27日に質疑を終局した後、れ新が提出した編成替動議の趣旨弁明を聴取し、補正予算2案及び動議に対する討論を行い、採決の結果、動議を否決し、補正予算2案を原案どおり可決すべきも

のと決定した。

5月27日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算2案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、5月30日及び翌31日に総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算2案を原案どおり可決すべきものと決定した。

5月31日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算2案は可決され、成立した。

### (3) 令和二年度決算

令和二年度決算外2件は、第207回国会の令和3年12月6日に提出された後、参議院では、第207回国会の令和3年12月21日に本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会で概要説明を聴取した。その後、今国会の本年3月28日には、岸田内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った。

以降、決算委員会では、4月4日から5月9日まで6回にわたり省庁別審査を、同16日に准総括質疑を行い、6月13日には、締めくくり総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、令和二年度決算は是認すべきものと、6項目について内閣に警告すべきものと議決した。次いで令和二年度決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。また、令和二年度国有財産関係2件は、いずれも是認すべきものと決定した。

6月15日の本会議において、討論を行い、採決の結果、令和二年度決算は委員長報告のとおり是認することとし、内閣に対し警告することに決した。また、令和二年度国有財産関係2件はいずれも委員長報告のとおり是認することに決した。

なお、3月28日の決算委員会では、令和元年度決算に関する本院の議決等について政府の講じた措置の説明を聴取した。

令和二年度予備費関係4件は、5月16日の決算委員会で概要説明を聴取した後、令和二年度決算外2件と一括して質疑を行い、同日質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

5月18日の本会議において、令和二年度予備費関係4件はいずれも承諾することに決した。

## 3 法律案・条約・決議等

### (審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出61件の全てが成立した。通常国会としては、第136回国会以来26年ぶりに、内閣提出法律案の全てが成立した。

参議院議員提出法律案は、今国会提出35件のうち、2件が成立した(成立率5.7%)。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出61件、継続8件のうち、15件が成立した(成立

率21.7%)。

条約は、今国会提出7件の全てが承認された。

承認案件は、今国会提出1件が承認された。

決議案は、今国会提出2件の全てが可決された。

#### (1) 令和四年度歳入関連法案

「所得税法等の一部を改正する法律案」(閣法第1号)は1月25日に、「地方税法等の一部を改正する法律案」(閣法第3号)及び「地方交付税法等の一部を改正する法律案」(閣法第4号)は同28日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、閣法第1号について、2月1日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会で、同4日に趣旨説明を聴取し、同9日から質疑を行った。同21日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第3号及び同第4号については、2月8日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同10日から質疑を行った。同21日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

2月22日の本会議において、閣法第3号及び同第4号は討論の後、いずれも可決され、次いで、閣法第1号が討論の後、可決され、上記3法律案は参議院に送付された。

参議院では、閣法第1号について、3月4日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会で、同8日に趣旨説明を聴取し、同15日から質疑を行った。同22日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第3号及び同第4号については、3月9日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同15日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同22日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

3月22日の本会議において、閣法第3号及び同第4号は討論の後、いずれも可決され、次いで、閣法第1号が討論の後、可決され、上記3法律案は成立した。

#### (2) 在日米軍駐留経費特別協定

現行の特別協定の有効期間が本年3月31日までとなっていることに鑑み、我が国の本年から令和8年までの会計年度において、在日米軍従業員に対する基本給等の支払に要する経費等を我が国が負担することを規定するとともに、米国がこれらの経費の節約に一層努めること等について規定する「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件」(閣条第1号)が、2月8日、

衆議院に提出された。

衆議院では、3月1日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同件が付託された外務委員会で、同4日に趣旨説明を聴取し、同9日から質疑を行った。同11日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同件を承認すべきものと決定した。

3月15日の本会議において、同件は承認され、参議院に送付された。

参議院では、3月18日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同件が付託された外交防衛委員会で、同24日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同件を承認すべきものと決定した。

3月25日の本会議において、同件は承認され、国会の承認を得た。

### **(3) 雇用保険法等改正案**

新型コロナウイルス感染症による雇用情勢及び雇用保険財政への影響等に対応し、雇用の安定と就業の促進を図るため、雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例等の期限を延長するとともに、労働者になろうとする者に関する情報を収集して行う募集情報等提供事業に係る届出制の創設等による事業運営の適正化の推進、雇用保険制度の安定的運営のための国庫負担の見直し及び雇用保険料率の暫定措置の見直し等の措置を講じる「雇用保険法等の一部を改正する法律案」（閣法第14号）が、2月1日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月3日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同4日に趣旨説明を聴取し、同9日から質疑を行った。同11日に立民、国民及び有志の3派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、同15日から原案及び修正案について質疑を行った。同16日に質疑を終局した後、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

3月17日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月18日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同24日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同29日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

3月30日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

### **(4) 防衛省設置法等改正案**

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送の要件等の見直し、麻薬等の譲渡に係る特例規定の整備及び保険医療機関等から診療を受けようとする自衛官等に係る電子資格確認の導入等の措置を講じる「防衛省設置法等の一部を改正する法律案」（閣法第26号）が、2月8日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月8日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された安全保障委員会で、同10日に趣旨説明を聴取し、同15日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

3月17日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された外交防衛委員会で、4月5日に趣旨説明を聴取し、同12日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月13日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

#### **(5) 国会法等改正案**

文書通信交通滞在費に関し、その名称を調査研究広報滞在費に改め、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために支給することとともに、日割計算による支給の導入について定めるため、4月14日、衆議院議院運営委員会において、「国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案」を委員会提出法律案（衆第29号）とすることと決定した。

4月14日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された議院運営委員会で、4月15日に趣旨説明を聴取し、意見聴取を行った後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月15日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

#### **(6) 関税暫定措置法改正案、外為法改正案**

ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、G7と連携し、ロシアに対する外交的、経済的圧力を一層強める等の観点から、貿易優遇措置である最恵国待遇を撤回する「関税暫定措置法の一部を改正する法律案」（閣法第59号）、同様の観点から、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性を更に強化する「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」（閣法第60号）が、4月5日、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、4月12日の本会議で両法律案について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された財務金融委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同13日に質疑を行った。同日に質疑を終局し、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

4月14日の本会議において、両法律案はいずれも可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月15日の本会議で両法律案について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された財政金融委員会で、同19日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局し、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

4月20日の本会議において、両法律案はいずれも可決され、成立した。

## （７）経済安保推進法案

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設する「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」（閣法第37号）が、2月25日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月17日の本会議で、同法律案及び「経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案」（衆第10号）の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された内閣委員会で、同18日に趣旨説明を順次聴取し、同23日から質疑を行った。同29日には内閣委員会経済産業委員会連合審査会において質疑を行った。4月6日に閣法第37号に対する立民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、両法律案及び修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、両法律案及び修正案について討論を行い、順次採決の結果、衆第10号を否決すべきものと決定し、閣法第37号について修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月7日の本会議において、両法律案は討論の後、衆第10号は否決、閣法第37号は可決され、閣法第37号は参議院に送付された。

参議院では、4月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同14日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同26日には内閣委員会、経済産業委員会連合審査会において質疑を行った。同28日に質疑を終局し、5月10日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月11日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

## （８）教育公務員特例法及び教育職員免許法改正案

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制を廃止する等の措置を講じる「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案」（閣法第34号）が、2月25日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月24日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された文部科学委員会で、同30日に趣旨説明を聴取し、4月1日から質疑を行った。同8日に質疑を終局した後、立民提出の修正案及び共産提出の修正案について趣旨説明を順次聴取し、原案及び両修正案について討論を行い、採決の結果、両修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。



4月12日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月20日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された文教科学委員会で、同21日に趣旨説明を聴取し、同28日から質疑を行った。5月10日に質疑を終局した後、共産提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5月11日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

#### **(9) 薬機法等改正案**

国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延等の事態における健康被害の拡大を防止するため、緊急時に新たな医薬品等を速やかに薬事承認する仕組みを整備するとともに、電子処方箋の仕組みを整備する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案」（閣法第42号）が、3月1日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月31日の本会議で、同法律案、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案」（衆第5号）、「新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等の実施体制の確保に関する法律案」（衆第20号）及び「新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案」（衆第21号）の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、各法律案が付託された厚生労働委員会で、4月1日に趣旨説明を順次聴取し、同6日から質疑を行った。同15日に質疑を終局した後、各法律案について討論を行い、順次採決の結果、衆第5号、衆第20号及び衆第21号を否決すべきものと決定し、閣法第42号を可決すべきものと決定した。

4月19日の本会議において、各法律案は討論の後、衆第5号、衆第20号及び衆第21号は否決、閣法第42号は可決され、閣法第42号は参議院に送付された。

参議院では、4月22日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同26日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。5月12日に質疑を終局した後、立憲提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5月13日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

#### **(10) 宅地造成等規制法改正案**

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積による災害を防止し、国民の生命及び財産の保護を図るため、当該災害の防止に関する国土交通大臣及び農林水産大臣による基本方針の策定等の措置を講じる「宅地造成等規制法の一部を改正する法律案」（閣法第45号）が、3月1日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月29日の本会議で、同法律案、「特定土砂等の管理に関する法律案」

(衆第18号)及び「土砂等の置場の確保に関する法律案」(衆第19号)の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、各法律案が付託された国土交通委員会で、4月1日に趣旨説明を順次聴取し、同6日から質疑を行った。同13日に閣法第45号に対する立民、共産、有志及びれ新の4派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、各法律案及び修正案について質疑を行った。同20日に閣法第45号に対する立民、共産、有志及びれ新の4派共同提出の修正案の撤回を許可し、閣法第45号について質疑を終局した後、立民、維新、国民、共産、有志及びれ新の6派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、閣法第45号を修正議決すべきものと決定した。

4月21日の本会議において、同法律案は討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、5月11日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会で、同12日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。同19日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月20日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

#### **(11) 地球温暖化対策推進法改正案**

我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動に対し資金供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社脱炭素化支援機構に関し、その設立、機関、業務の範囲等を定める等の措置を講じる「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法第25号)が、2月8日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された環境委員会で、3月25日に趣旨説明を聴取し、同29日から質疑を行った。4月5日に立民及び国民の共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、原案及び修正案について採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月7日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された環境委員会で、同17日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同24日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月25日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

#### **(12) 電波法及び放送法改正案**

電波の公平かつ能率的な利用を促進するため、電波監理審議会の機能強化、携帯電話等の特定基地局の開設指針の制定に関する制度の整備、電波利用料制度の見直し等を行うほか、近年の放送を取り巻く環境の変化等を踏まえ、基幹放送の業務に係る認

定申請書等の記載事項に外国人等が占める議決権の割合等を追加し、その変更を届出義務の対象に追加する等、情報通信分野の外資規制の見直しを行うとともに、日本放送協会の受信料の適正かつ公平な負担を図るための還元目的積立金の制度を整備する等の措置を講じる「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」（閣法第18号）が、2月4日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月7日の本会議で、同法律案及び「情報通信行政の改革の推進に関する法律案」（衆第26号）の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同12日に趣旨説明を順次聴取し、同14日から質疑を行った。同19日に質疑を終局した後、両法律案について討論を行い、順次採決の結果、衆第26号を否決すべきものと決定し、閣法第18号を可決すべきものと決定した。

4月21日の本会議において、衆第26号は否決、閣法第18号は可決され、閣法第18号は参議院に送付された。

参議院では、6月1日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された総務委員会で、同2日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月3日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

### **(13) 刑法等改正案、刑法整理法案**

刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるとともに、罪を犯した者に対する刑事施設その他の施設内及び社会内における処遇の充実を図るための規定の整備を行うほか、近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げる「刑法等の一部を改正する法律案」（閣法第57号）、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の規定の整理等を行う「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案」（閣法第58号）が、3月8日、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、4月21日の本会議で両法律案及び「刑法等の一部を改正する法律案」（衆第31号）の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、各法律案が付託された法務委員会で、同22日に趣旨説明を順次聴取し、同26日から質疑を行った。5月13日に閣法第57号に対する立民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、各法律案及び修正案について質疑を行った。同18日に閣法第57号に対する自民、立民、維新、公明及び国民の5派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、各法律案及び両修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、各法律案及び両修正案について討論を行い、順次採決の結果、まず衆第31号を否決すべきものと決定した。次に閣法第57号について、立民提出の修正案を否決した後、自民、立民、維新、公明及び国民の5派共同提出の修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。次に閣法第58号を可決すべきものと決定した。

5月19日の本会議において、各法律案は討論の後、衆第31号は否決、閣法第57号は修正議決、閣法第58号は可決され、閣法第57号及び閣法第58号は参議院に送付された。

参議院では、5月20日の本会議で両法律案について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された法務委員会で、同24日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月10日に質疑を終局した後、閣法第57号に対する共産提出の修正案について趣旨説明を聴取し、両法律案及び修正案について討論を行い、順次採決の結果、まず閣法第57号について修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。次に閣法第58号を可決すべきものと決定した。

6月13日の本会議において、両法律案は討論の後、いずれも可決され、成立した。

#### (14) こども家庭庁設置法案等

こども家庭庁を内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める「こども家庭庁設置法案」（閣法第38号）、こども家庭庁設置法の施行に伴い、関係法律について、所要の規定の整備を行う「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」（閣法第39号）が、2月25日、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、4月19日の本会議で両法律案、「こども基本法案」（衆第25号）、「子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案」（衆第8号）及び「子ども育成基本法案」（衆第27号）の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、各法律案が付託された内閣委員会で、同20日に趣旨説明を順次聴取し、同22日から質疑を行った。5月10日には内閣委員会厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。同13日に閣法第38号に対する立民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、各法律案及び修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、各法律案及び修正案について討論を行い、順次採決の結果、まず衆第27号及び衆第8号を否決すべきものと決定した。次に閣法第38号について修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。次に閣法第39号及び衆第25号を可決すべきものと決定した。

5月17日の本会議において、各法律案は討論の後、衆第27号及び衆第8号は否決、閣法第38号、閣法第39号及び衆第25号は可決され、閣法第38号、閣法第39号及び衆第25号は参議院に送付された。

参議院では、5月18日の本会議で閣法第38号及び閣法第39号について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案及び衆第25号が付託された内閣委員会で、同19日に両法律案及び衆第25号の趣旨説明を順次聴取し、同日から質疑を行った。6月2日には内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。同14日に質疑を終局した後、各法律案について討論を行い、順次採決の結果、各法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

6月15日の本会議において、各法律案は討論の後、いずれも可決され、成立した。

#### (15) AV出演被害防止・救済法案

性行為映像制作物の出演者に重大な被害が生じていることに鑑み、被害の防止を図るとともに、被害者を救済するための措置を講じるため、5月25日、衆議院内閣委員会において、「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案」を委員会提出法律案（衆第43号）とすることと決定した。

5月27日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された内閣委員会で、6月14日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月15日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

#### (16) 決議案

参議院では、2月9日の本会議において、「ウクライナを巡る憂慮すべき状況の改善を求める決議案」が、3月2日の本会議において、「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案」が、それぞれ可決された。

## 4 調査会

第200回国会に設置された「国際経済・外交に関する調査会」、「国民生活・経済に関する調査会」及び「資源エネルギーに関する調査会」は、それぞれ6月3日にこれまでの調査の経過及び結果を記載した調査報告書（最終報告）を議長に提出し、同8日に本会議で各調査会長が口頭報告を行った。

#### （国際経済・外交に関する調査会）

国際経済・外交に関する調査会は、「海を通じて世界とともに生きる日本」について3年間にわたり調査を行った。最終報告では、3年目に行われた調査の概要のほか、次期海洋基本計画も見据えた、5項目の重点事項及び3項目の留意事項の計8項目から成る提言を取りまとめている。

#### （国民生活・経済に関する調査会）

国民生活・経済に関する調査会は、「誰もが安心できる社会の実現」について3年間にわたり調査を行った。最終報告では、調査の内容を踏まえ、「子どもや若者への支援の充実」、「外国人をめぐる課題への対応」、「生活基盤の安定」及び「困難に寄り添う支援の構築」について提言を行っている。

#### （資源エネルギーに関する調査会）

資源エネルギーに関する調査会は、「資源エネルギーの安定供給」について3年間にわたり調査を行った。最終報告では、3年目の調査の概要を取りまとめるとともに、政府及び関係者に要請するものとして、「資源エネルギーの安定供給の確保とカーボン

ニュートラルの両立」に関する提言を行っている。

## 5 その他

### (1) 参議院改革協議会

参議院改革協議会は今国会中7回開催され、6月8日、「参議院の在り方」、「参議院選挙制度」、「議員の身分保障」、「委員会・調査会等の整理再編・充実」、「行政監視機能の更なる充実」及び「デジタル化、オンライン審議」についての協議結果を取りまとめた報告書を議長に提出することを協議決定し、同日議長に報告書を提出した。

### (2) 参議院各会派代表者懇談会

6月14日、議長、副議長、議院運営委員長、各会派の代表者及び参議院改革協議会座長が出席して参議院各会派代表者懇談会が開催された。同懇談会では、同8日に議長に提出された参議院改革協議会報告書が了承された。

### (3) 行政監視

行政監視委員会は、6月6日に、行政監視の実施の状況等に関する報告書を議長に提出し、同8日の本会議で委員長が報告を行った。

また、新たな年間サイクルの起点として、6月10日の本会議で、金子総務大臣から令和三年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を聴取し、質疑を行った。

### (4) 国会同意人事案件

今国会に提出された22機関75名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

### (5) 憲法審査会

3月23日、憲法に対する考え方について意見の交換を行った。4月6日、同13日及び27日には、憲法に対する考え方について（特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論を中心として）について参考人から意見を聴いた後、質疑を行ったほか、憲法審査会事務局当局及び参議院法制局から説明を聴き、意見の交換を行った。5月18日及び6月8日には、憲法に対する考え方について（特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として）について憲法審査会事務局当局及び参議院法制局から説明を聴いた後、意見の交換を行ったほか、参考人から意見を聴き、質疑を行った。

### (6) 情報監視審査会

審査会は4回開催された。

1月27日及び2月3日は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府からの説明聴取及び質疑を行った。同3日に、内閣衛星情報センター（東京都）への委員派遣の実施及び特定秘密の提示を求めることを決定し、同8日には、内閣衛星情報センターへの委員派遣を実施し、必要に応じて特定秘密の提示を受けながら説明を聴取した。4月13日には、特定秘密文書の管理について、政府からの説明聴取及び質疑を行った後、小林国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締め

くくり的な質疑を行った。

また、6月3日の審査会において、令和3年10月1日から同4年4月30日までを対象期間とした審査会の調査及び審査の経過及び結果に関する年次報告書（令和4年6月）を決定し、議長に提出した。その後、同8日の本会議において、会長が同報告書の概要等について報告を行った。

## 2 参議院役員等一覧

役員名		召集日(4. 1.17)	会期中選任
議長		山東 昭子(無)	
副議長		小川 敏夫(無)	
常任委員	内閣	徳茂 雅之(自民)	
	総務	平木 大作(公明)	
	法務	矢倉 克夫(公明)	
	外交防衛	馬場 成志(自民)	
	財政金融	豊田 俊郎(自民)	
	文教科学	元榮 太一郎(自民)	
	厚生労働	山田 宏(自民)	
	農林水産	長谷川 岳(自民)※	
	経済産業	石橋 通宏(立憲)	
	国土交通	斎藤 嘉隆(立憲)	
	環境	徳永 エリ(立憲)	
	基本政策	上田 清司(民主)	
	予算	山本 順三(自民)	
	決算	松村 祥史(自民)	
	行政監視	吉田 忠智(立憲)	
	議院運営	福岡 資麿(自民)	
懲罰	室井 邦彦(維新)		
特別委員	災害対策	佐々木 さやか(公明)※	
	ODA沖縄北方	青木 一彦(自民)※	
	倫理選挙	松下 新平(自民)※	
	拉致問題	山谷 えり子(自民)※	
	地方デジタル	古川 俊治(自民)※	
	消費者問題	舟山 康江(民主)※	
震災復興	那谷屋 正義(立憲)※		
調査会長	国際経済	鶴保 庸介(自民)	
	国民生活	芝 博一(立憲)	
	資源	宮沢 洋一(自民)	
憲法審査会会長		中川 雅治(自民)	
情報監視審査会会長		水落 敏栄(自民)	
政治倫理審査会会長		岡田 広(自民)	
事務総長		岡村 隆司	

※召集日選任



### 3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 4.7.25 任期満了			② 7.7.28 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自由民主党・国民の声	109 (17)	19 (4)	36 (5)	55 (9)	17 (3)	37 (5)	54 (8)
立 憲 民 主 ・ 社 民	45 (15)	8 (2)	15 (5)	23 (7)	8 (2)	14 (6)	22 (8)
公 明 党	28 (5)	7	7 (3)	14 (3)	7 (1)	7 (1)	14 (2)
国民民主党・新緑風会	16 (4)	4 (1)	6 (2)	10 (3)	3 (1)	3	6 (1)
日 本 維 新 の 会	15 (3)	3 (1)	3 (1)	6 (2)	5	4 (1)	9 (1)
日 本 共 産 党	13 (5)	5 (2)	1	6 (2)	4 (1)	3 (2)	7 (3)
沖 縄 の 風	2	0	1	1	0	1	1
れ い わ 新 選 組	2 (1)	0	0	0	2 (1)	0	2 (1)
碧 水 会	2 (2)	0	0	0	0	2 (2)	2 (2)
み ん な の 党	2	1	0	1	1	0	1
各派に属しない議員	8 (4)	0	3 (1)	3 (1)	3 (2)	2 (1)	5 (3)
合 計	242 (56)	47 (10)	72 (17)	119 (27)	50 (11)	73 (18)	123 (29)
欠 員	3	1	1	2	0	1	1
定 数	245	48	73	121	50	74	124

( ) 内は女性議員数

## 4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は令和4年7月25日任期満了、○印の議員は令和7年7月28日任期満了  
また、( )内は、各議員の選出選挙区別

### 【 自由民主党・国民の声 】

(110名)

足立	敏之 (比 例)	阿達	雅志 (比 例)	青木	一彦 (鳥取・島根)
青山	繁晴 (比 例)	○赤池	誠章 (比 例)	朝日	健太郎 (東 京)
○有村	治子 (比 例)	○石井	準一 (千 葉)	石井	浩郎 (秋 田)
○石井	正弘 (岡 山)	○石田	昌宏 (比 例)	磯崎	仁彦 (香 川)
猪口	邦子 (千 葉)	今井	絵理子 (比 例)	○岩本	剛人 (北海道)
宇都	隆史 (比 例)	上野	通子 (栃 木)	江島	潔 (山 口)
○衛藤	晟一 (比 例)	小川	克巳 (比 例)	小野田	紀美 (岡 山)
○尾辻	秀久 (鹿児島)	大家	敏志 (福 岡)	○大野	泰正 (岐 阜)
○太田	房江 (大 阪)	岡田	直樹 (石 川)	岡田	広 (茨 城)
○加田	裕之 (兵 庫)	片山	さつき (比 例)	金子	原二郎 (長 崎)
○北村	経夫 (山 口)	こやり	隆史 (滋 賀)	○古賀	友一郎 (長 崎)
○上月	良祐 (茨 城)	佐藤	啓 (奈 良)	○佐藤	信秋 (比 例)
○佐藤	正久 (比 例)	○酒井	庸行 (愛 知)	櫻井	充 (宮 城)
○清水	真人 (群 馬)	自見	はなこ (比 例)	○島村	大 (神奈川)
進藤	金日子 (比 例)	末松	信介 (兵 庫)	○世耕	弘成 (和歌山)
関口	昌一 (埼 玉)	そのだ	修光 (比 例)	○高野	光二郎 (徳島・高知)
○高橋	克法 (栃 木)	○高橋	はるみ (北海道)	○滝沢	求 (青 森)
○滝波	宏文 (福 井)	竹内	功 (比 例)	○武見	敬三 (東 京)
○柘植	芳文 (比 例)	鶴保	庸介 (和歌山)	○堂故	茂 (富 山)
徳茂	雅之 (比 例)	○豊田	俊郎 (千 葉)	中川	雅治 (東 京)
中曾根	弘文 (群 馬)	中西	哲 (比 例)	中西	祐介 (徳島・高知)
○長峯	誠 (宮 崎)	二之湯	智 (京 都)	○西田	昌司 (京 都)
野上	浩太郎 (富 山)	野村	哲郎 (鹿児島)	○羽生田	俊 (比 例)
長谷川	岳 (北海道)	○馬場	成志 (熊 本)	○比嘉	奈津美 (比 例)
福岡	資麿 (佐 賀)	藤井	基之 (比 例)	藤川	政人 (愛 知)
藤木	眞也 (比 例)	藤末	健三 (比 例)	○古川	俊治 (埼 玉)
○堀井	巖 (奈 良)	○本田	顕子 (比 例)	○舞立	昇治 (鳥取・島根)
○牧野	たかお (静 岡)	増子	輝彦 (福 島)	松川	るい (大 阪)
松下	新平 (宮 崎)	松村	祥史 (熊 本)	○松山	政司 (福 岡)
○丸川	珠代 (東 京)	○三浦	靖 (比 例)	○三木	亨 (比 例)
三原	じゅん子 (神奈川)	○三宅	伸吾 (香 川)	水落	敏栄 (比 例)
○宮崎	雅夫 (比 例)	宮沢	洋一 (広 島)	宮島	喜文 (比 例)
○宮本	周司 (比 例)	元榮	太一郎 (千 葉)	○森	まさこ (福 島)
○森屋	宏 (山 梨)	山崎	正昭 (福 井)	○山下	雄平 (佐 賀)
○山田	太郎 (比 例)	○山田	俊男 (比 例)	山田	宏 (比 例)

山谷 えり子 (比 例) 山本 順三 (愛 媛) ○吉川 ゆうみ (三 重)  
○和田 政宗 (比 例) 渡辺 猛之 (岐 阜)

### 【立憲民主・社民】

(45名)

青木 愛 (比 例) 有田 芳生 (比 例) ○石垣 のりこ (宮 城)  
○石川 大我 (比 例) 石橋 通宏 (比 例) ○打越 さく良 (新 潟)  
江崎 孝 (比 例) ○小沢 雅仁 (比 例) ○小沼 巧 (茨 城)  
○勝部 賢志 (北海道) ○川田 龍平 (比 例) 木戸口 英司 (岩 手)  
○岸 真紀子 (比 例) ○熊谷 裕人 (埼 玉) 郡司 彰 (茨 城)  
小西 洋之 (千 葉) 古賀 之士 (福 岡) 斎藤 嘉隆 (愛 知)  
○塩村 あやか (東 京) 芝 博一 (三 重) 杉尾 秀哉 (長 野)  
○田島 麻衣子 (愛 知) 田名部 匡代 (青 森) 徳永 エリ (北海道)  
那谷屋 正義 (比 例) ○長浜 博行 (千 葉) 難波 奨二 (比 例)  
○野田 国義 (福 岡) ○羽田 次郎 (長 野) 白 眞勲 (比 例)  
鉢呂 吉雄 (北海道) 福島 みずほ (比 例) 福山 哲郎 (京 都)  
真山 勇一 (神奈川) ○牧山 ひろえ (神奈川) ○水岡 俊一 (比 例)  
○宮口 治子 (広 島) 宮沢 由佳 (山 梨) 森 ゆうこ (新 潟)  
○森本 真治 (広 島) ○森屋 隆 (比 例) ○横沢 高德 (岩 手)  
○吉川 沙織 (比 例) ○吉田 忠智 (比 例) 蓮 舫 (東 京)

### 【公 明 党】

(28名)

秋野 公造 (比 例) 伊藤 孝江 (兵 庫) 石川 博崇 (大 阪)  
○河野 義博 (比 例) 熊野 正士 (比 例) ○佐々木 さやか (神奈川)  
里見 隆治 (愛 知) ○塩田 博昭 (比 例) ○下野 六太 (福 岡)  
○杉 久武 (大 阪) 高瀬 弘美 (福 岡) ○高橋 光男 (兵 庫)  
竹内 真二 (比 例) 竹谷 とし子 (東 京) 谷合 正明 (比 例)  
○新妻 秀規 (比 例) 西田 実仁 (埼 玉) 浜田 昌良 (比 例)  
○平木 大作 (比 例) 三浦 信祐 (神奈川) 宮崎 勝 (比 例)  
○矢倉 克夫 (埼 玉) ○安江 伸夫 (愛 知) ○山口 那津男 (東 京)  
○山本 香苗 (比 例) ○山本 博司 (比 例) 横山 信一 (比 例)  
○若松 謙維 (比 例)

### 【国民民主党・新緑風会】

(16名)

足立 信也 (大 分) 伊藤 孝恵 (愛 知) ○磯崎 哲史 (比 例)  
上田 清司 (埼 玉) ○大塚 耕平 (愛 知) 川合 孝典 (比 例)  
小林 正夫 (比 例) ○榛葉 賀津也 (静 岡) ○田村 まみ (比 例)  
○芳賀 道也 (山 形) 浜口 誠 (比 例) ○浜野 喜史 (比 例)  
舟山 康江 (山 形) 矢田 わか子 (比 例) 柳田 稔 (広 島)  
山崎 真之輔 (静 岡)

## 【日本維新の会】

(15名)

- 浅田 均 (大阪) ○東 徹 (大阪) 石井 章 (比例)  
石井 苗子 (比例) ○梅村 聡 (比例) ○梅村 みずほ (大阪)  
○音喜多 駿 (東京) 片山 大介 (兵庫) 片山 虎之助 (比例)  
○清水 貴之 (兵庫) ○柴田 巧 (比例) ○鈴木 宗男 (比例)  
高木 かおり (大阪) ○室井 邦彦 (比例) ○柳ヶ瀬 裕文 (比例)

## 【日本共産党】

(13名)

- 井上 哲士 (比例) ○伊藤 岳 (埼玉) 市田 忠義 (比例)  
岩渕 友 (比例) ○紙 智子 (比例) ○吉良 よし子 (東京)  
○倉林 明子 (京都) ○小池 晃 (比例) 田村 智子 (比例)  
大門 実紀史 (比例) 武田 良介 (比例) ○山下 芳生 (比例)  
山添 拓 (東京)

## 【沖縄の風】

(2名)

- 伊波 洋一 (沖縄) ○高良 鉄美 (沖縄)

## 【れいわ新選組】

(2名)

- 木村 英子 (比例) ○船後 靖彦 (比例)

## 【碧水会】

(2名)

- 嘉田 由紀子 (滋賀) ○ながえ 孝子 (愛媛)

## 【みんなの党】

(2名)

- 浜田 聡 (比例) 渡辺 喜美 (比例)

## 【各派に属しない議員】

(7名)

- 安達 澄 (大分) 小川 敏夫 (東京) ○山東 昭子 (比例)  
○須藤 元気 (比例) ○寺田 静 (秋田) ○橋本 聖子 (比例)  
平山 佐知子 (静岡)

## 5 議員の異動

---

第207回国会閉会後及び今国会（4. 1. 17召集）中における議員の異動

### ○辞職

山田 修路君（自民・石川）

3. 12. 24 辞職

藤末 健三君（自民・比例）

4. 6. 15 辞職

### ○公職選挙法第90条による退職

宮本 周司君（自民・比例）

4. 4. 7 退職

### ○補欠当選

宮本 周司君（自民・石川）

4. 4. 24 任期開始

### ○繰上補充当選

中田 宏君（自民・比例）

4. 4. 15 任期開始（宮本周司君退職による）

### ○所属会派異動・会派所属

－ 4. 4. 15 自由民主党・国民の声を退会－

増子 輝彦君

## 1 議案審議概況

---

**閣法**は、新規提出61件（本院先議4件を含む）が、いずれも成立した。

**参法**は、新規提出35件のうち、困難女性支援法案等2件が成立し、残る33件については、いずれも本院において審査未了となった。

**衆法**は、新規提出61件のうち、こども基本法案、日本海溝地震防災特措法案等15件が成立し、残る46件については、衆議院において8件が否決、35件が継続審査、2件が審査未了、1件が撤回となった。また、衆議院で継続審査となっていた8件は、衆議院において7件が継続審査、1件が審査未了となった。

**予算**は、5件提出され、いずれも成立した。

**条約**は、新規提出7件が、いずれも承認された。

**承認案件**は、新規提出1件が承認された。

**予備費**は、衆議院で継続審査となっていた4件が、いずれも承諾された。また、新規提出8件が、いずれも衆議院において継続審査となった。

**決算**は、令和二年度決算外2件（第207回国会提出）が是認され、令和二年度NHK決算（第207回国会提出）は、審査に入るに至らなかった。

**決議案**は、ウクライナを巡る憂慮すべき状況の改善を求める決議案、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案の2件が提出され、いずれも可決された。

このほか、**参議院規則改正案**、**常任委員会合同審査会規程改正案**が可決された。

## 2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣法	新規	61	61	0	0	0	0	0	0	
参法	新規	35	2	0	0	33	0	0	0	
衆法	新規	61	15	0	0	0	35	8	2	撤回1
	衆継	8	0	0	0	0	7	0	1	
予算		5	5	0	0	0	0	0	0	
条約	新規	7	7	0	0	0	0	0	0	
承認	新規	1	1	0	0	0	0	0	0	
予備費等	新規	8	0	0	0	0	8	0	0	
	衆継	4	4	0	0	0	0	0	0	
決算その他	継続	4	3	0	0	1				
決議		2	2	0	0	0				
規則		1	1	0	0	0				
規程		1	1	0	0	0				

### 3 議案件名一覧

---

件名の前の数字は提出番号、件名の後の（修）は衆議院修正を示す。

#### ◎内閣提出法律案（61件）

##### ●両院を通過したもの（61件）

- 1 所得税法等の一部を改正する法律案
- 2 警察法の一部を改正する法律案
- 3 地方税法等の一部を改正する法律案
- 4 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 5 関税定率法等の一部を改正する法律案
- 6 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 7 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
- 8 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 9 国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 10 保険業法の一部を改正する法律案
- 11 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 12 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 13 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案
- 14 雇用保険法等の一部を改正する法律案
- 15 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案
- 16 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 17 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案
- 18 電波法及び放送法の一部を改正する法律案
- 19 土地改良法の一部を改正する法律案
- 20 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 21 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案
- 22 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案
- 23 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案
- 24 二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案
- 25 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
- 26 防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 27 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
- 28 貿易保険法の一部を改正する法律案
- 29 旅券法の一部を改正する法律案
- 30 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律案
- 31 博物館法の一部を改正する法律案
- 32 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案
- 33 植物防疫法の一部を改正する法律案



- 34 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案
- 35 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案
- 36 自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
- 37 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案
- 38 こども家庭庁設置法案
- 39 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
- 40 公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案
- 41 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 42 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 43 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 44 航空法等の一部を改正する法律案
- 45 宅地造成等規制法の一部を改正する法律案（修）
- 46 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
- 47 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案
- 48 電気通信事業法の一部を改正する法律案
- 49 児童福祉法等の一部を改正する法律案（修）
- 50 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案
- 51 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
- 52 道路交通法の一部を改正する法律案
- 53 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案
- 54 民事訴訟法等の一部を改正する法律案
- 55 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案
- 56 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 57 刑法等の一部を改正する法律案（修）
- 58 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案
- 59 関税暫定措置法の一部を改正する法律案
- 60 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案
- 61 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（35件）

●両院を通過したもの（2件）

- 7 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案
- 8 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案

●本院において委員会等に付託されなかったもの（33件）

- 1 政党助成法を廃止する法律案
- 2 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 3 賃金水準の上昇を伴う経済成長等を図るために講ずべき税制上の措置に関する法律案

- 4 児童福祉法の一部を改正する法律案
- 5 総合的経済安全保障施策推進法案
- 6 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案
- 9 財政法の一部を改正する法律案
- 10 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 難民等の保護に関する法律案
- 12 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案
- 13 消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案
- 14 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 15 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 16 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案
- 17 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案
- 18 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 19 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 20 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 21 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 22 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 23 大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案
- 24 地方自治法の一部を改正する法律案
- 25 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 26 消費税の税率の引下げ及び適格請求書等保存方式の導入の中止のために講ずべき措置に関する法律案
- 27 遊泳者等保護水域におけるプレジャーボートの危険操縦等の禁止等に関する法律案
- 28 刑法等の一部を改正する法律案
- 29 水田活用作物の生産を行う農業者の農業所得を補償するための交付金の交付等に関する法律案
- 30 後期高齢者医療における一部負担金の引上げの中止のために講ずべき措置に関する法律案
- 31 農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案
- 32 児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案
- 33 こどもに関する公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策の推進に関する法律案
- 34 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の一部を改正する法律案
- 35 持続可能な開発の目標の達成に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案

◎衆議院議員提出法律案（69件）（継続8件を含む）

●両院を通過したもの（15件）

- 9 津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案
- 12 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 13 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 14 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
- 25 こども基本法案

- 29 国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 33 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 37 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案
- 38 国立国会図書館法等の一部を改正する法律案
- 41 労働者協同組合法等の一部を改正する法律案
- 42 令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案
- 43 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案
- 51 在外教育施設における教育の振興に関する法律案
- 衆議院において閉会中審査するに決したものの（42件）（継続7件を含む）
  - 1 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
  - 3 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案
  - 6 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案
  - 16 日本銀行法の一部を改正する法律案
  - 17 日本放送協会改革推進法案
  - 18 特定土砂等の管理に関する法律案
  - 19 土砂等の置場の確保に関する法律案
  - 22 戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案
  - 23 所得税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
  - 24 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案
  - 28 保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案
  - 30 介護・障害福祉従業者の人材確保に関する特別措置法案
  - 32 現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するために講ずべき国民負担の軽減等に関する措置に関する法律案
  - 34 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案
  - 35 自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案
  - 36 インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案
  - 39 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案
  - 40 公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案
  - 44 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案
  - 45 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案
  - 46 中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案
  - 47 地方自治法の一部を改正する法律案
  - 48 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
  - 49 政治資金規正法の一部を改正する法律案
  - 50 インターネット投票の導入の推進に関する法律案
  - 52 国家賠償法の一部を改正する法律案
  - 53 民法の一部を改正する法律案

- 54 性暴力被害者の支援に関する法律案
- 55 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案
- 56 分散型エネルギー利用の促進に関する法律案
- 57 国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案
- 58 多文化共生社会基本法案
- 59 消費税の減税その他の税制の見直しに関する法律案
- 60 特定人権侵害行為への対処に関する法律案
- 61 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案

(第207回国会提出)

- 1 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 2 揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案
- 3 現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための揮発油税等に関する法律の臨時特例等に関する法律案
- 4 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 9 自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案
- 10 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者に対する特別給付金の支給に関する法律案
- 11 領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案

●衆議院において審査未了のもの（3件）（継続1件を含む）

- 2 令和三年度子育て世帯臨時特別給付金の支給を受けていない特定養育者を支援するための特定養育者支援給付金の支給等に関する法律案
- 7 消費者被害の発生及び拡大の防止並びに消費者の利益の一層の擁護及び増進を図るための消費者契約法等の一部を改正する法律案

(第207回国会提出)

- 6 新型コロナウイルス感染症等による経済活動への影響に対する当面の対策として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置に関する法律案

●衆議院において否決したもの（8件）

- 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 8 子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案
- 10 経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案
- 20 新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等の実施体制の確保に関する法律案
- 21 新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案
- 26 情報通信行政の改革の推進に関する法律案
- 27 子ども育成基本法案
- 31 刑法等の一部を改正する法律案

●撤回されたもの（1件）

- 4 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

◎予算（5件）

●両院を通過したもの（5件）

- 1 令和四年度一般会計予算
- 2 令和四年度特別会計予算
- 3 令和四年度政府関係機関予算
- 4 令和四年度一般会計補正予算（第1号）
- 5 令和四年度特別会計補正予算（特第1号）

◎条約（7件）

●両院を通過したもの（7件）

- 1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 2 刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 3 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 4 二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 5 強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結について承認を求めるの件
- 6 千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件
- 7 万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（1件）

●両院を通過したもの（1件）

- 1 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（12件）（継続4件を含む）

●両院を通過したもの（継続4件）

（第207回国会提出）

○令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

○令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

○令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

○令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

●衆議院において閉会中審査するに決したのもの（8件）

○令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

○令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

○令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

○令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管

経費増額調書（その1）

- 令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

◎決算その他（4件）

- 是認すると議決したもの（3件）

（第207回国会提出）

- 令和二年度一般会計歳入歳出決算、令和二年度特別会計歳入歳出決算、令和二年度国税収納金整理資金受払計算書、令和二年度政府関係機関決算書
- 令和二年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 令和二年度国有財産無償貸付状況総計算書

- 委員会に付託されなかったもの（1件）

（第207回国会提出）

- 日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

◎決議案（2件）

- 可決したもの（2件）

- 1 ウクライナを巡る憂慮すべき状況の改善を求める決議案
- 2 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案

◎規則案（1件）

- 可決したもの（1件）

- 参議院規則の一部を改正する規則案

◎規程案（1件）

- 可決したもの（1件）

- 常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案

## 4 議案の要旨・附帯決議

### 内閣提出法律案

#### 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 4.2.22可決 参議院 3.4財政金融委員会付託 3.22本会議可決)

##### 【要旨】

本法律案は、成長と分配の好循環の実現に向けた積極的な賃上げ等の促進、カーボンニュートラルの実現等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、成長と分配の好循環の実現に向けた積極的な賃上げ等の促進

##### 1 賃上げに係る税制措置の拡充等

① 大企業等については、現行制度を抜本的に見直し、積極的な賃上げを促す観点から、継続雇用者の給与総額を3%以上増加させた場合に、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の15%の税額控除を行うとともに、賃上げや人材投資(教育訓練費の増加)に積極的な企業に対しては、税額控除率を上乗せし、最大30%を税額控除できる制度とする。その際、一定規模以上の大企業に対しては、給与の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等を公表していることを要件とする。

② 中小企業については、中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、税額控除率の上乗せ要件の見直しを行うとともに、税額控除率を最大40%に引き上げる措置を講ずる。

##### 2 オープンイノベーション促進税制の拡充等

スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進する観点から、特別勘定の取崩しが不要となる株式保有期間の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

#### 二、カーボンニュートラルの実現

住宅ローン控除について、適用期限を延長し、令和7年末までの入居者を対象とするとともに、省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額の上乗せを行う。また、控除率を0.7%とするとともに、所得要件を2,000万円とする等の見直しを行う。

#### 三、その他

適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

#### 四、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和4年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う令和4年度の租税減収見込額は、約690億円である。

##### 【附帯決議】(4.3.22財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 成長と分配の好循環及びカーボンニュートラルの実現に向け、賃上げ及びオープンイノベーションの促進に係る税制の拡充、住宅ローン控除制度の見直し等の措置がどのように貢献したのか適切に把握することができるよう、政策効果の徹底した検証を行い、その結果を確実に公表すること。

二 成長と分配の好循環による持続可能な経済を実現するため、実効性のある戦略の下、民間企業の賃上げ等を支援する中で、積極的な賃上げ等の機運が醸成されるよう適切な広報を通じて制度の周知を図り、利用を促進するとともに、税制上の措置と補助金等を適切に組み合わせることで、政策効果が最大限に発現するよう努めること。

三 租税特別措置については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書や、租税特別措置等に係る政策評価の点検結果等を積極的に活用し、適用実績の把握と効果等の検証を十分に行

い、効果が不透明なもの等は廃止・縮減するなど、税制の公平性等を確保する観点から不断の見直しと徹底した改革を推進すること。

四 貧困世帯の増加や所得格差の拡大・固定化が進むとともに、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化や経済のデジタル化の進展等、経済社会の構造変化が加速している状況を踏まえ、税制における再分配機能の強化を検討するとともに、公平で中立的な課税に配慮しつつ、税体系全般の大胆な見直しを早急に進め、その結果に基づき必要な改革を躊躇なく実行すること。

五 税収の見積りと実績に乖離が生じた場合には、国債発行額等に影響を与える可能性もあることから、税収の見積りやその前提となる政府経済見通しについては、経済や産業構造の変化等の精緻な分析を通じて、消費の実態の的確な把握を含め、税収に与える影響を検討するなど、不断の見直しにより正確性に万全を期すること。

六 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・ICT化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、軽減税率制度実施等への対応など社会情勢の変化による事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為や富裕層への対応、消費税の不正還付防止への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

七 新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ、国税職員を含む財務省職員の健康管理の徹底等、感染拡大防止に万全を期すとともに、必要に応じ迅速かつ適切な措置を講ずること。

右決議する。

## 警察法の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 4.3.3可決 参議院 3.23内閣委員会付託 3.30本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、最近におけるサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化に鑑み、国家公安委員会及び警察庁の所掌事務に重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務等を追加するとともに、警察庁が当該活動を行う場合における広域組織犯罪等に対処するための措置に関する規定を整備するほか、警察庁の組織について、サイバー警察局を設置する等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する規定等の整備

- 1 サイバーセキュリティが害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案を「サイバー事案」と、当該事案のうち一定の重大なものを「重大サイバー事案」と位置付け、国家公安委員会及び警察庁の所掌事務に重大サイバー事案に対処するための警察の態勢に関する事務及び重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務を追加する。
- 2 関東管区警察局に、全国を管轄区域として、警察庁の所掌事務のうち重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務を分掌させる。
- 3 広域組織犯罪等に対処するための措置に関して、警察庁と都道府県警察が重大サイバー事案について行う共同処理に関する規定及び重大サイバー事案の処理に関して警察庁に派遣された都道府県警察の警察官の職権に関する規定を設ける。

二、警察庁の組織の改正

警察庁の組織について、サイバー警察局を設置し、その所掌事務としてサイバー事案に関する警察に関する事務等を定めるとともに、情報通信局を廃止し、長官官房の所掌事務に警察通信に



関する事務等を追加する。

### 三、施行期日

この法律は、令和4年4月1日から施行する。

#### 【附帯決議】（4.3.29内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 重大サイバー事案に対処し、国民の生命、身体及び財産並びに公共安全と秩序を守るため、万全の対策を講ずるとともに国民への適切な情報提供に取り組むこと。
- 二 重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等を行うに当たっては、プライバシーの権利、通信の秘密の保護を始めとした国民の権利と自由を不当に侵害しないよう徹底すること。特に、警察庁による重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等が新たに行われることに鑑み、警察に対する国民の信頼を十分に確保し、警察行政の民主的管理と運営を徹底するため、国家公安委員会は、法令に基づく適切な捜査等の実施及び警察官の適正な教育が実現されるよう、警察庁を厳正に管理監督すること。
- 三 重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等に関する国民からの苦情申出に対しては真摯に対応すること。また、国家公安委員会に対する苦情申出制度については、国民に十分周知するとともに、苦情申出に適切・迅速に対応できる体制を整備すること。さらに、電子メール等の活用を含め、苦情申出を行いやすくするため、制度の内容や運用の見直しについても積極的に検討し、必要な措置を講ずること。
- 四 重大サイバー事案の対象となる重要インフラ等については、具体的かつ明確に示すとともに、今後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、不断に見直すこと。
- 五 国境を越えた重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等を効果的に行うため、諸外国及び国際機関との緊密な協力関係を構築するとともに、国際共同捜査に積極的に参画すること。
- 六 サイバー事案に適確に対処するため、警察庁及び都道府県警察において、高度専門人材を十分に育成・確保するとともに、民間の技術や知見も活用すること。なお、民間の技術や知見の活用に当たっては、捜査情報等が漏えいすることのないよう情報管理を徹底すること。
- 七 サイバー警察局及びサイバー特別捜査隊の創設に当たっては、サイバー事案に係る犯罪に関する都道府県警察の捜査能力が低下することのないよう配慮するとともに、都道府県警察の捜査能力を更に向上させるため、必要な措置を講ずること。
- 八 サイバー事案に係る犯罪を未然に防止するとともに被害を最小化するため、犯罪の手口及び対処技術について関係省庁、都道府県警察、事業者等との情報共有を行うこと。  
右決議する。

## 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 4.2.22可決 参議院 3.9総務委員会付託 3.22本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、固定資産税及び都市計画税  
土地に係る負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等の課税標準額の上昇幅を評価額の2.5パーセントとする措置を講ずる。
- 二、法人事業税  
付加価値割における給与等の支給額が増加した場合の特例措置の拡充等を行う。
- 三、個人住民税  
住宅借入金等特別税額控除の延長等を行う。
- 四、その他
  - 1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。
  - 2 この法律は、一部を除き、令和4年4月1日から施行する。

## 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 4.2.22可決 参議院 3.9総務委員会付託 3.22本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 令和4年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額、同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額18兆538億円とする。
- 2 交付税特別会計借入金について、令和4年度及び令和5年度の償還額を増額し、令和36年度までに償還する。
- 3 令和4年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円について、その活用を取りやめる。
- 4 地方交付税の基準財政需要額の算定方法については、令和4年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するほか、臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とする。
- 5 令和4年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税については、新たに929億円を確保することとし、総額1,069億円とする。

#### 二、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金を廃止する。

#### 三、施行期日

この法律は、令和4年4月1日から施行する。

## 関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 4.3.10可決 参議院 3.18財政金融委員会付託 3.25本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、個別品目の関税率等の見直し

繊維製品の一部品目について分類を簡素化し税率を統一する。

#### 二、税関における水際取締りの強化

海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた商標権等侵害物品を関税法の「輸入してはならない貨物」として規定する等所要の改正を行う。

#### 三、暫定税率等の適用期限の延長等

- 1 令和4年3月31日に適用期限が到来する暫定税率(412品目)及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を1年延長するとともに、加糖調製品(6品目)の暫定税率を引き下げる。
- 2 たまねぎについて現行の暫定税率を基本税率として規定し、暫定税率を廃止する。
- 3 ノルマルパラフィンについて暫定税率を廃止する。
- 4 令和4年3月31日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置である選択課税制度及び特定免税店制度について、適用期限をそれぞれ3年及び2年延長する等所要の改正を行う。

#### 四、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和4年4月1日から施行する。

### 【附帯決議】 (4.3.24財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

- 二 輸入消費税の脱税を目的とした金の密輸入や覚醒剤等の不正薬物の密輸入を阻止する観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。
- 三 最近におけるグローバル化の進展や地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の発効等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、覚醒剤等不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持込みの阻止など水際におけるテロ・治安維持対策の遂行により、国民の安全・安心を確保するため、取締検査機器等の整備に努めるとともに、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。
- 四 新型コロナウイルス感染症の蔓延防止への対応等のため、税関における業務処理体制の整備、安全管理の徹底、より多くの税関職員に対する職域接種の実現など職員への感染症対策に万全を期すこと。
- 五 海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた商標権等侵害物品の水際取締りが強化されるよう、職員の配置及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。  
右決議する。

## 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 4.3.15可決 参議院 3.23財政金融委員会付託 3.30本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、国際開発協会の第20次増資に応じるため、我が国が追加出資を行うことを政府に授權する規定を追加するものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、4,205億5,724万円の範囲内において出資することができる。
- 二、この法律は、公布の日から施行する。

### 【附帯決議】 (4.3.29財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際開発協会を含む国際機関への資金拠出を行うに当たっては、欧米や新興国等の国際情勢の変化及び我が国の厳しい財政状況を踏まえ、加盟国の資金拠出の動向等に関する情報収集に努め、国会に適時適切に提供すること。
- 二 国際機関の活動や我が国の貢献について国民の理解を得るために、日本語表記を含めた広報活動や情報公開のより一層の充実に努めること。
- 三 国際機関に対する資金拠出が、援助需要に機動的に対応し、我が国の国際貢献として効果的かつ戦略的なものとなるよう、主要出資国としてふさわしいリーダーシップを発揮することにより、国際社会における我が国の評価を高めるよう努めるとともに、資金の使途や事業の成果について十分な検証と必要な見直しを行うこと。
- 四 国際機関への出資割合に見合った我が国の国際貢献機会を確保する観点から、世界銀行グループを含む国際機関において日本人職員の登用機会を広げる活動をより進め、有能な人材が円滑に採用されるよう、主要出資国にふさわしい枢要なポスト獲得に更に尽力すること。
- 五 開発途上国の抱える債務問題が深刻化する中、国際開発協会など世界銀行グループにおいても債務国における借入先や借入額等の債務データを的確に把握することが重要であることから、債権国間で当該債務データの共有を促進していくとともに、債務国が適切な債務管理を行い、返済能力に応じた借入れが実施されて債務の持続可能性が確保できるよう、各加盟国に対し積極的に働きかけていくこと。

右決議する。

## 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 4.3.10可決 参議院 3.30内閣委員会付託 4.6本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の期末手当の額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、期末手当の改定

期末手当の支給割合について、年間0.15月分（指定職職員については年間0.1月分）引き下げる。

#### 二、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 令和3年度の引下げに相当する額について、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行う。

### 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 4.3.10可決 参議院 3.30内閣委員会付託 4.6本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の期末手当の額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、期末手当の改定

内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、年間0.1月分引き下げる。

#### 二、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 令和3年度の引下げに相当する額について、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行う。

### 国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 4.3.10可決 参議院 3.30内閣委員会付託 4.6本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付けの意見の申出に鑑み、一般職の国家公務員及び防衛省の職員について育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、行政執行法人の非常勤の職員について介護休業の取得要件を緩和しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

- 1 職員が同一の子について育児休業をすることができる回数（イ及びロに掲げる育児休業に係るものを除く。）を、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、2回以内とする。

イ 子の出生の日から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第19条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員が当該子についてする育児休業（ロに掲げる育児休業を除く。）のうち最初のもの及び2回目のもの

ロ 任期を定めて採用された職員が当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業（当該職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする官職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限り。）

- 2 防衛省の職員への準用規定について、所要の改正を行う。

#### 二、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一

部を改正する法律の一部改正

行政執行法人の非常勤の職員について、介護休業の取得要件のうち、1年以上の雇用期間の要件を廃止する。

### 三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 保険業法の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 4.3.24可決 参議院 3.28財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を的確に行うため、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の措置の期限を延長するものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の特例措置の期限延長

生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の特例措置を令和9年3月31日まで5年間延長する。

#### 二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

## 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 4.4.12可決 参議院 4.13総務委員会付託 4.22本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、非常勤職員に係る介護休業の取得要件を緩和しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、職員が同一の子について育児休業をすることができる回数を、特別の事情がある場合を除き、現行の1回までを2回までとする。また、子の出生の日から一定期間内の育児休業については、現行の最初の育児休業に加え、2回目の育児休業についても、育児休業の回数制限に含めないこととする。

二、非常勤職員について、介護休業の取得要件から、1年以上の雇用期間の要件を廃止する。

三、この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第12号)

(衆議院 4.3.10可決 参議院 3.30法務委員会付託 4.15本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、裁判官のうち、判事補の員数を40人減少し、857人に改める。

二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を26人減少し、2万1,775人に改める。

三、この法律は、令和4年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

## 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 4. 3. 10可決 参議院 3. 30法務委員会付託 4. 15本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、裁判官について育児休業の取得回数の制限を緩和しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、育児休業を原則2回まで取得可能とする。
- 二、一に加え、子の出生後57日間以内に育児休業を2回まで取得可能とする。
- 三、この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 4. 3. 17可決 参議院 3. 18厚生労働委員会付託 3. 30本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症による雇用情勢及び雇用保険財政への影響等に対応し、雇用の安定と就業の促進を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、雇止めによる離職者の給付日数を拡充する特例等の期限を令和7年3月31日まで延長する。
- 二、令和4年4月1日から同年9月30日までの期間における雇用保険率については、1,000分の9.5(うち失業等給付に係る率1,000分の2)等とし、同年10月1日から令和5年3月31日までの期間における雇用保険率については、1,000分の13.5(うち失業等給付に係る率1,000分の6)等とする。
- 三、日雇労働求職者給付金以外の求職者給付(高齢求職者給付金を除く。以下同じ。)に要する費用に係る国庫の負担額について、毎会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する場合には、当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の4分の1とし、その他の場合には、当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の40分の1とする。
- 四、国庫は、毎会計年度において、労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、当該会計年度における失業等給付及び職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部に充てるため、予算で定めるところにより、雇用保険法第66条第1項、第2項及び第5項並びに第67条の規定により負担する額を超えて、その費用の一部を負担することができるものとする。
- 五、募集情報等提供事業を行う者等は、広告等により求人等に関する情報を提供するときは、厚生労働省令で定めるところにより正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならないものとする。
- 六、労働者になろうとする者に関する情報を収集して行う募集情報等提供事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、氏名等の事項を厚生労働大臣に届け出なければならないものとする。
- 七、都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、関係機関等により構成される協議会を組織することができるものとする。
- 八、この法律は、一部を除き、令和4年4月1日から施行する。

### 【附帯決議】(4. 3. 29厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、国民の雇用の安定と安心を確保することは国の重大な責務であることを再確認し、その実現に万全を期すこと。特に、今般の新型コロナウイルス感染症が雇用に与えた影響や、これまで実施されてきた各種の雇用施策の効果等を十分に検証し、その教訓も踏まえ、今後の雇用安定化施策に活かすこと。

- 二、雇用保険の各種給付の水準をできる限り維持することを前提に、必要となる財源の確保に努めること。
- 三、労働政策審議会の委員に対し、雇用情勢及び雇用保険の財政状況の推移を逐次報告するとともに、委員から求めがあった際には審議会を開催し、安定的な労働保険特別会計雇用勘定の運営に向け、これまで以上に臨機応変な検討を行うこと。
- 四、労働保険特別会計雇用勘定については、必要な積立金の水準を達成するまでの間は、単年度においても黒字となる収支構造を目指し、一般会計からの繰入れ等により必要な積立金水準の確保を図るとともに、積立金が必要な水準に達した後もその水準の維持を図ることを中期的な雇用保険財政の運営方針とすること。
- 五、令和4年度の失業等給付においては、労働保険特別会計雇用勘定の安定の観点から、機動的に一般会計を雇用勘定に繰り入れられる仕組みの活用も含め、対応に万全を期すこと。
- 六、社会保障関係費に現在位置付けられている失業等給付の国庫負担について、従来の国庫負担の位置付けについての基本的な考えを堅持した上で、負担割合を将来的に従来の本則の水準(25パーセント)とする措置も含め、国の財政・財源の構造から検討すること。
- 七、失業等給付の国庫負担割合の判定基準とされる「基本手当受給者実人員70万人以上」について、新型コロナウイルス感染拡大後の雇用構造も踏まえ、実態に応じて適宜見直しの検討をすること。
- 八、雇用保険部会報告に示された新たな国庫繰入制度の運用の考え方を尊重し、雇用保険法第72条における重要事項として労働政策審議会の意見を聴くとともに、省令等への規定について検討すること。
- 九、超高齢化と人口減少に直面する我が国において、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大等の機能を担う雇用安定事業については、政府の雇用施策の中でもその位置付けや重要度がこれまで以上に高まっていることや、同事業が今般の新型コロナ禍で果たした役割等に鑑み、同事業について、国庫負担の在り方を含めた真摯な議論を早期に開始すること。
- 十、令和6年度までに、育児休業給付等の国庫負担割合の引下げの暫定措置の見直しだけでなく、育児休業給付の財源確保の在り方を含め、雇用労働者に限らず、フリーランスとして就業する者などを含む全ての働く者の育児・子育てを広く社会で支援する体制の構築を検討すること。あわせて、男性の出生時育児休業及び育児休業の取得促進に向けて、先般の改正法の施行状況を踏まえた上で、更なる施策の充実を検討すること。
- 十一、失業等給付の積立金からの借入額に係る雇用安定資金からの返済必要額については、労使が拠出した失業等給付に係る保険料を保全する観点から、返済の在り方について、一般会計からの繰入れとの関係も含めて検討すること。その際、雇用保険二事業の実施の状況、使用者側の負荷の状況等を勘案すること。加えて、育児休業給付資金についても、失業等給付の積立金から借入れを行った場合には、同様の検討を行うこと。
- 十二、失業者の再就職を促進するためには受け皿となる産業・企業、雇用機会の創出が不可欠であり、厚生労働省においても、雇用政策の一環として、必要な予算措置を行った上で、地域における雇用機会の創出にこれまで以上に取り組むこと。
- 十三、雇用調整助成金等については、特に業況が厳しい企業・地域において、今後も最大10分の10の特例措置を含め、あらゆる必要な制度設計や手続の検討を行うこと。特例として創設された休業支援金制度の効果、適用対象範囲の妥当性及び申請手続の在り方等について検証を行い、休業を余儀なくされた方の支援に関する実効性のある仕組みの検討を行うこと。
- 十四、改正後の職業安定法の規定により新たに対応が必要となる苦情処理体制の整備や募集情報の確表示等の措置が全ての募集情報等提供事業者において確実に実施されるよう、従前の募集情報等提供事業者に加え、募集情報等提供事業の定義の拡大により新たに募集情報等提供事業者となる事業者に対しても、改正内容の周知を徹底すること。
- 十五、募集情報等提供事業者等が求人等に関する情報を正確かつ最新の内容に保つために講ずるべき措置等の内容については、事実と異なる募集情報を信じた結果、不利益を受ける者が生じることのないよう、求職者保護の観点を最大限重視した上で検討を進めること。

十六、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示によって不利益を受けた求職者を適切に救済できるよう、労働局等における相談体制を強化・拡充すること。また、募集情報等の的確性を確保することは労働市場が的確かつ効率的に機能するために重要であることに鑑み、虚偽の表示等を繰り返すような悪質な事業者に対しては、立入検査や助言・指導、改善命令等の措置を躊躇なく実施すること。

十七、業務委託や請負など雇用形態以外の仕事を仲介するサービスを利用して仕事を探す者の適切な保護が図られるよう、改正後の職業安定法の運用によって得られた知見やフリーランス・トラブル110番に寄せられた相談内容等を踏まえて、必要な対策を検討すること。

十八、雇用仲介サービスに係る人工知能の利用に関し、実態の把握及び調査研究を実施し、労働者保護の観点から、必要な対策を検討すること。

十九、職業能力開発施策に係る財源も含めた労働者の職業能力開発機能の在り方について、幅広く労働政策審議会で議論を行うとともに、雇用保険二事業の能力開発事業、すなわち雇用保険制度の枠内での対応には限界もあることから、一般会計等の活用の検討を含め、関係省庁の連携を強化して政府全体で推進していくこと。

二十、改正後の職業能力開発促進法第15条により法定化される協議会の構成員の選定に当たっては、企業や地域の実情だけでなく、産業構造の変化とそれによる雇用の変化等に対応できるよう留意するとともに、多様な事情を持つ求職者や就労困難者の就職につながる訓練メニューの開発に資するよう、同条第1項第7号に規定する「その他関係機関が必要と認める者」を十分に活用するよう努めること。

右決議する。

## 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(閣法第15号)

(衆議院 4.3.10可決 参議院 3.23国土交通委員会付託 3.30本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、令和9年に開催される国際園芸博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 国際園芸博覧会協会

- 1 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であって、博覧会業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて1個に限り、国際園芸博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)として指定することができることとする。
- 2 博覧会協会としての指定は、令和12年3月31日までの間に限り、効力を有することとする。
- 3 主務大臣は、博覧会協会に対し、博覧会業務に関し監督上必要な命令をすることができることとする。

#### 二 博覧会の円滑な準備及び運営のための支援措置

- 1 国は、博覧会協会に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができることとする。
- 2 国は、博覧会協会が博覧会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産を、博覧会協会に対し、無償で使用させることができることとする。
- 3 お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第1項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第2項に規定するもののほか、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができることとする。
- 4 博覧会協会は、国の職員を博覧会協会の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者に対し、その派遣を要請することができることとする。

#### 三 主務大臣

この法律における主務大臣は、国土交通大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。



#### 四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとする。

### 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 4.3.29可決 参議院 3.30外交防衛委員会付託 4.6本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の期末手当を改定する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される期末手当の支給割合を100分の162.5とする。
- 二、本法律は、公布の日から施行する。
- 三、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を定める。

### 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 4.3.24可決 参議院 3.24政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 3.31本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、基幹放送事業者における中波放送の超短波放送への転換に伴い、超短波放送の放送設備による政見放送をすることができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

- 1 最近における選挙等の執行状況を踏まえ、移動期日前投票所の設置に要する経費を措置するための規定及び災害の発生や感染症のまん延等により生じた経費のうち基準額を超えるものを措置するための規定を整備するとともに、事務費などの基準額を改定する。
- 2 最近における物価の変動などを踏まえ、投票所経費、開票所経費などの基準額を改定する。

#### 二、公職選挙法の一部改正

現在、中波放送の放送設備により行うこととされているラジオ放送による政見放送について、基幹放送事業者における中波放送の超短波放送への転換に伴い、超短波放送の放送設備により行うことができることとする。

#### 三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、公職選挙法の改正に係る部分については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 4.4.21可決 参議院 6.1総務委員会付託 6.3本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、電波の公平かつ能率的な利用を促進するため、電波監理審議会の機能強化、携帯電話等の特定基地局の開設指針の制定に関する制度の整備、電波利用料制度の見直し等を行うほか、近年の放送を取り巻く環境の変化等を踏まえ、情報通信分野の外資規制の見直しを行うとともに、日本放送協会の受信料の適正かつ公平な負担を図るための還元目的積立金の制度を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、電波の有効利用の評価は、これまで総務大臣が電波の利用状況調査の結果に基づき行ってきたところ、より適切な評価を行うため、広い経験と知識を有する委員から構成される電波監理審議会が行う。

- 二、携帯電話等の特定基地局の開設指針の制定に関する制度の整備として、携帯電話等の既設電気通信業務用基地局が使用している周波数について、電波監理審議会による有効利用評価の結果が一定の基準を満たさないとき、競願の申出を踏まえ再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したとき等に再割当てを行うことができる制度を創設する。
- 三、令和4年度から令和6年度までの電波利用共益費用等の見込みを勘案した電波利用料の料額の改定を行うとともに、電波利用料の使途として、研究開発のための補助金の交付を追加する。
- 四、基幹放送の業務に係る認定申請書、基幹放送局の免許申請書の添付書類等の記載事項として、外国人等が占める議決権の割合等を追加するとともに、当該事項の変更を届出義務の対象に追加するほか、外資規制に違反した場合にその事情を考慮して認定基幹放送事業者の認定等の取消しを一定期間猶予できる措置について、所要の制度の見直しを行う。
- 五、日本放送協会は、毎事業年度の損益計算において生じた収支差額が零を上回るときは、当該上回る額の一定額を還元目的積立金として積み立てるとともに、積み立てた額は、受信料の額の引下げの原資に充てなければならないこととするほか、専ら協会の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者を子会社として保有することを目的とする関連事業持株会社への協会の出資に関する制度及び受信契約の締結義務の履行を遅滞した者から協会が徴収することができる割増金の額に関する制度を整備する。
- 六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**【附帯決議】**（4.6.2総務委員会議決）

政府及び日本放送協会は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、政府は、総務大臣に代わり新たに電波の有効利用評価を行うこととなる電波監理審議会については、同審議会委員に技術的知見を有する委員を多く任命するなど、実効性ある機能強化を図ること。
- 二、政府は、携帯電話等の周波数の再割当てに際しては、電波の公平かつ能率的な利用を確保するとともに、現在周波数の割当てを受けている事業者の移动通信システムの利用者に係る不利益も十分に考慮すること。
- 三、政府は、今後の電波利用料の見直しに際しては、電波の利用状況等の環境の変化に応じ、負担の公平等に留意して、予算規模及び料額を決定すること。なお、当該決定に当たっては、議論の透明性を確保すること。また、電波利用料の使途については、制度の趣旨に鑑み、電波利用料負担者の理解を十分得られるよう、更なる適正化を図ること。
- 四、政府は、電波利用料の料額の改定については、免許人等が負担の水準を予測できるよう、3年ごとに検討することを原則とし、安易な電波利用料額の引上げは慎むこと。検討結果に基づいて所要の措置を講ずる場合においても、料額が急激に増加することのないよう留意すること。
- 五、政府は、電波利用料の歳入と歳出の累積差額については、電波利用料の共益費用としての性格や特定財源としての位置付けを踏まえ、必要性や緊急性の高い電波利用料共益事務への積極的な活用を図ること。
- 六、政府は、情報通信分野の外資規制については、経済安全保障の観点からも重要であることに鑑み、外資規制の実効性が担保されるよう、審査手続及び審査体制を整備すること。
- 七、政府は、無線局の免許、放送事業者の認定等の業務の遂行に際しては、いやしくも行政がゆがめられたとの疑いを持たれないよう、公平・公正を旨とすること。
- 八、政府は、協会の事業収支差金のうち財政安定のために留保する金額の上限設定に際して、協会の財政安定と視聴者への還元を慎重に考慮し、明確かつ適正な水準を設定すること。  
また、協会は、受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度について、まず受信契約についての理解を得るため最大限努力し、真にやむを得ない場合のみ割増金の徴収を行うこと。
- 九、協会は、中間持株会社の設置と並行して子会社の再編を進める際には、関係する職員の雇用等に留意すること。
- 十、政府は、電波・放送行政の公正性及び中立性を確保するため、電波・放送行政の運営について

不断の見直しを行うこと。

十一、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

右決議する。

## 土地改良法の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 4.3.17可決 参議院 3.23農林水産委員会付託 3.30本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、自然災害に対する土地改良施設の安全性の向上を図るとともに、農用地の利用の集積を促進するため、農業用排水施設の豪雨対策を目的とした急施の防災事業の実施、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とした土地改良事業の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、急施の防災事業の拡充

国、都道府県又は市町村は、豪雨対策として急速に農業用排水施設の変更を内容とする土地改良事業を行う必要があると認める場合には、緊急防災工事計画を定めて事業を行うことができることとする。

#### 二、農地中間管理機構関連事業の拡充

施行地域内の全農用地について農地中間管理機構が農地中間管理権を有する等の要件に適合する土地改良事業の対象に、土地改良施設の新設等及び農用地の改良又は保全のための事業を加えることとする。

#### 三、土地改良事業団体連合会の事業の拡充

##### 1 土地改良事業団体連合会が委託を受けて行う土地改良事業の工事

土地改良事業団体連合会が行うことができる事業に、会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事を加えることとする。

##### 2 全国土地改良事業団体連合会が行う資金の交付

全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）が行うことができる事業に、会員が土地改良施設の管理を適正に行うために必要な資金の交付を加えることとし、全国連合会は、資金の交付の事業に必要な費用に充てるため、長期借入金をし、又は債券を発行することができることとする。

#### 四、土地改良区の組織変更制度の創設

土地改良施設の管理を行う土地改良区は、その組織を変更し、一般社団法人又は認可地縁団体になることができるものとし、組織変更の手続について定めることとする。

#### 五、施行期日

この法律は、令和4年4月1日から施行することとする。ただし、四については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

### 【附帯決議】 (4.3.29農林水産委員会議決)

最近の農業・農村を取り巻く情勢変化の中で、土地改良事業が、良好な営農条件を備えた農地・農業用水の確保と有効活用を通じて、農業の生産性の向上、農村地域の活性化、国土の保全、防災・減災等に果たす役割は一層重要なものになっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農業者の申請によらず、費用負担及び同意を求めずに実施する急施の防災事業の拡充に当たっては、地域の農業者の理解と納得を得た上で事業が実施されるよう、丁寧な説明を行うとともに、事業要件の透明性を確保し、また、通常の手続による事業の採択や進捗に支障が出ないよう、適切な運用を図ること。

二 農地中間管理機構関連事業の拡充に関連して、都道府県が、当該事業を実施するに当たっては、各市町村において実質化の取組が進められている人・農地プランの推進に資するよう引き続き配慮するとともに、適切に整備された農用地が確実かつ円滑に担い手に貸し付けられるよう指導・

助言を行うこと。

三 土地改良区の組織変更制度の創設に当たっては、土地改良施設の管理は土地改良区が行うことが原則であることを踏まえた上で、制度の対象となる土地改良区及び土地改良施設の基準を明確に示すこと。また、土地改良区が一般社団法人又は認可地縁団体に組織を変更した場合には、地域の農業者が安心して営農を継続することができるよう、土地改良施設の維持・管理に係る支援を含め、必要な措置を講ずること。

四 全国土地改良事業団体連合会が農林水産大臣の認可を受けて財政融資資金から借り入れを行って事業資金を交付する仕組みについては、土地改良施設の管理の適正化のために真に必要な事業が実施されるよう適切に運用すること。

右決議する。

## 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 4. 3. 31可決 参議院 4. 18国土交通委員会付託 4. 27本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特定所有者不明土地として、所有者不明土地のうち、その利用が困難、かつ、引き続き利用されないことが確実であると見込まれる建築物として、その劣化の状況等を勘案して政令で定める基準に該当するものが存し、かつ、業務の用その他の特別の用途に供されていない土地を追加することとする。

二 地域福利増進事業の対象に、災害対策実施の用に供する備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等の施設及び地域住民等の共同の福祉等に資する再生可能エネルギー発電設備の整備を追加することとする。

三 土地等使用権の存続期間について、地域福利増進事業のうち、事業の内容等を勘案して長期にわたる土地の使用を要するものとして政令で定める事業にあっては、20年を限度とすることとする。

四 市町村長は、所有者不明土地のうち、所有者による管理が実施されておらず、かつ、引き続き管理が実施されないことが確実であると見込まれるものによる、当該土地の周辺の土地において災害を発生させる事態又は周辺の地域において環境を著しく悪化させる事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合には、その必要の限度において、確知所有者に対し、期限を定めて、当該事態の発生を防止のために必要な措置について、勧告、命令及び代執行を行うことができることとする。

五 市町村長は、管理不全所有者不明土地につき、当該土地の周辺の土地において災害を発生させる事態等の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法の規定による管理不全土地管理命令の請求をすることができることとする。

六 市町村は、単独で又は共同して、所有者不明土地の利用の円滑化等を図るため、所有者不明土地対策計画を作成すること及び所有者不明土地対策協議会を組織することができることとする。

七 市町村長は、特定非営利活動法人等であって、地域福利増進事業の実施等の業務を適正かつ確実に行うことができるものを、所有者不明土地利用円滑化等推進法人として指定することができることとする。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

### 【附帯決議】(4. 4. 26国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 再生可能エネルギー発電設備は、環境や景観への悪影響、土砂災害の要因になることも危惧さ

れることから各地で住民とのトラブルも起きていることを踏まえ、地域福利増進事業の対象事業として、再生可能エネルギー発電設備の整備を追加するに当たっては、法の趣旨を踏まえ、防災用の非常電源や住民参加の地産地消に資する発電設備等に限定するなど、その要件を厳格に定めること。また、当該設備の整備後においても適切な運用がなされるよう、関係省庁の連携の下、継続的な確認等の措置を講ずること。

- 二 特定所有者不明土地の範囲が朽廃した空き家等の建築物の存する土地に拡大することを踏まえ、地域福利増進事業等が円滑に行われるよう、建築物の除却に係る費用について、市町村等に対する必要な財政的支援を検討すること。
- 三 災害等の発生を防止するため、管理不全の所有者不明土地に対する市町村長による代執行制度が創設されることに伴い、その運用が適時適切に行われるよう、ガイドラインの作成、制度の周知徹底等を行うとともに、必要な財政的支援を検討すること。
- 四 所有者不明土地等の地域における課題がある土地への対応を実効的なものにするため、市町村が所有者不明土地対策計画の作成等のために組織することができる協議会において、宅地建物取引業者、司法書士、土地家屋調査士等の専門家の積極的な活用が図られるよう取り組むこと。また、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の活動が円滑に行われるよう、ノウハウの共有や必要な情報提供等を図るとともに、税財政上の特例措置等を検討すること。
- 五 「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」の枠組みを当分の間、維持し、所有者不明土地問題等に係る諸課題について、関係行政機関の緊密な連携により政府一体となって引き続き総合的に取り組むこと。  
右決議する。

## 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 4. 3. 10可決 参議院 3. 22政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会付託  
3. 31本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、沖縄振興特別措置法の一部改正

- 1 特別地区・地域制度において、事業者が作成する観光地形成促進措置実施計画等について沖縄県知事が認定する制度を導入し、課税の特例のほか、中小企業信用保険法等の特例を設ける。
- 2 沖縄の北部地域及び離島の地域の振興、子どもの貧困対策、多様な人材を育成するための教育、脱炭素社会の実現、デジタル社会の形成等に関して、国及び地方公共団体の努力義務規定を創設する。
- 3 沖縄振興特別措置法の有効期限を令和14年3月31日まで10年間延長する。

#### 二、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部改正

- 1 駐留軍用地が段階的にアメリカ合衆国から返還される場合の拠点返還地の指定要件を緩和する。
- 2 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の有効期限を令和14年3月31日まで10年間延長する。

#### 三、沖縄振興開発金融公庫法の一部改正

駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進のため、沖縄振興開発金融公庫の業務の範囲を拡大する。

#### 四、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正

沖縄振興開発金融公庫の株式会社日本政策金融公庫への統合時期を10年間延長する。

#### 五、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正

沖縄県産酒類に係る酒税の軽減に関する措置について、令和8年9月30日まで(単式蒸留焼酎にあっては令和14年5月14日まで)延長して廃止するものとする。

#### 六、施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年以内に、改正後の沖縄振興特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行う。
- 3 沖縄科学技術大学院大学学園法を改正し、国が、同学園に対する財政支援の在り方その他同法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる時期をおおむね5年ごととする。

**【附帯決議】**（4.3.30政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に十分配慮し、沖縄県と連携を図りつつ、今後の沖縄振興の推進に遺漏なきを期すべきである。

- 一、沖縄振興一括交付金制度が沖縄の自立的経済の発展に極めて重要な役割を担っていることを踏まえ、安定的な制度運用及び必要な予算額の確保を図るとともに、さらに効率的・効果的に活用できるよう、県及び市町村と十分協議を行う等連携し、沖縄の実情に即した運用を図るなど一層の充実に努めること。
- 二、特区・地域制度の十分な活用により産業集積が一層促進され、もって沖縄の自立的経済の発展が図られるよう、広く制度の周知に努めるとともに、制度が十分活用され、かつ政策目標の達成に向けた効果を発揮するよう、必要に応じ課税の特例その他の制度の改善を検討すること。その際、「措置実施計画」の作成など課税の特例等の要件が、事業者の過大な負担や産業集積の進展の障害とならないよう、企業活動の実情等を的確に把握した上で制度設計を行うこと。
- 三、特に北部地域及び離島において、地方公共団体による産業の振興やワーケーションに係る取組を含む移住・定住の促進、雇用機会の拡充、ICT等を活用した教育の充実等に資する取組への支援を強化するとともに、離島が我が国の領海及び排他的経済水域の保全に果たしている重要な役割を踏まえ、離島住民の生活にとって欠かせない生命線である離島航路・航空路の維持及び充実を図ること。
- 四、沖縄において、いまだ子どもの貧困問題が解消されていない状況を踏まえ、子どもの貧困対策の推進に資するため、子どもの教育・生活安定の支援、保護者の就労支援、子どもに対する経済的支援、対策に関わる担い手の人材育成・確保・処遇改善等について、財政上の措置を含めた適切な措置を講ずるよう努めること。
- 五、情報通信産業の振興に係る施策を進める上で、今後成長が見込まれる事業を重点的に強化するよう努めること。あわせて、ICT人材を始めとする沖縄振興に資する多様な人材の育成に必要な教育の充実について、産学官連携の取組を推進し、県及び市町村の要望を踏まえた形での支援を行うよう努めること。
- 六、沖縄振興特別措置法の施行後5年以内の見直しについては、法の期限が10年間延長されることを踏まえ、計画期間全体を通じた取組を念頭に置いて設定される施策の成果指標等について適切に評価すること。
- 七、沖縄における米軍施設・区域の整理縮小及び早期返還の実現に努めるとともに、沖縄の基地負担軽減に一層全力を尽くすこと。
- 八、県及び市町村が駐留軍用地跡地の利用推進のために公共用地を取得する際には、過大な負担を生じさせることのないよう十分に配慮し、財政上の措置を含めた適切な措置を講ずること。
- 九、沖縄振興開発金融公庫について、沖縄の政策金融を総合的・一元的に担っていることを踏まえ、引き続き、沖縄振興策の展開において大きな役割を果たさせるとともに、新事業創出促進業務の範囲の拡大に当たっては、民間金融を補完して民間主導の自立型経済の構築等に貢献するとの役割を踏まえ、民業を圧迫することのないよう十分配慮させること。
- 十、泡盛製造業が沖縄の伝統文化や風土を現代に伝えるとともに、特に、離島地域において重要な雇用の基盤を提供してきたことを踏まえ、今後10年間に於いて泡盛の販路拡大や製造場の創意工夫を支援する取組を強力に展開すること。
- 十一、沖縄科学技術大学院大学（以下「OIST」という。）については、世界最高水準の教育研究を推進していくための規模の拡充等の取組を支援するとともに、県や市町村及び沖縄の大学や企

業と連携した沖縄の特性や資源をいかした研究の推進等を通じ、OISTの教育研究が沖縄の振興及び自立的発展に貢献するよう促すこと。

十二、戦没者の遺骨収集、不発弾処理対策等の地元からも強い要望のある戦後処理問題等の諸問題について、政府が県及び市町村の協力を得て対応を加速すること。

十三、沖縄の深刻化する交通渋滞を解消するため、道路等の整備に努めつつ、総合的な交通体系の整備を促進するとともに、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向け、公共交通機関に関連する技術の進歩の状況その他の事情を踏まえ、全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度についても調査及び検討を行うこと。

十四、沖縄島北部及び西表島等の世界自然遺産登録を踏まえ、沖縄における自然環境の保全等に資する生態系の維持・回復や生物多様性の確保、さらには海洋資源の持続可能な利活用に向け、関係各所と協議の上、全力で取り組むこと。

右決議する。

### 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案(閣法第22号)

(衆議院 4.3.17可決 参議院 4.19地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 4.27本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付を行うために必要となる事項を定めることにより、国の歳入等の納付の方法について定めた他の法令の規定にかかわらず、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付を可能とし、もって当該納付に係る関係者の利便性の向上を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、各省各庁は、歳入等の納付のうち、他の法令の規定において納付の方法が規定されているもので主務省令で定めるものについては、当該法令の規定にかかわらず、当該歳入等を納付しようとする者が自ら納付する方法であって、情報通信技術を利用するもので主務省令で定めるものにより当該歳入等の納付を行わせることができる。
- 二、各省各庁は、歳入等の納付で主務省令で定めるものについては、指定納付受託者に当該歳入等の納付を委託して納付する方法により当該歳入等の納付を行わせることができる。
- 三、指定納付受託者は、歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、主務省令で定める日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。
- 四、三の場合において、当該指定納付受託者が三の主務省令で定める日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。
- 五、指定納付受託者が三の歳入等を三の主務省令で定める日までに納付しないときは、各省各庁の長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその歳入等を当該指定納付受託者から徴収するものとする。
- 六、各省各庁の長は、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて国に当該歳入等を納付する事務を適切かつ確実に実施することができる者を、その申請により、指定納付受託者として指定することができる。
- 七、指定納付受託者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。
- 八、各省各庁の長による指定納付受託者に対する報告の徴収等について所要の規定を定める。
- 九、各省各庁の長による指定納付受託者の指定の取消しについて所要の規定を定める。
- 十、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第23号)

(衆議院 4.5.12可決 参議院 5.12東日本大震災復興特別委員会付託 5.20本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 内閣総理大臣は、福島復興再生基本方針に即して、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発（以下「新産業創出等研究開発」という。）並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保（以下「新産業創出等研究開発等」という。）に関する施策等の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとし、同計画は、三の機構が、新産業創出等研究開発等において中核的な役割を担うよう定めるものとする。
- 二 内閣総理大臣は、基本計画を定めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議及び福島県知事の意見を聴かなければならないこととする。
- 三 福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）は、基本計画に基づき、新産業創出等研究開発等その他の業務を総合的に行うことを目的とすることとする。
- 四 主務大臣（内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣等）は、7年間に於いて機構が達成すべき研究開発等業務についての運営に関する中期目標を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならないこととする。また、主務大臣は、中期目標を定めるときは、あらかじめ、復興推進委員会、福島県知事等の意見を聴かなければならないこととする。
- 五 機構は、中期目標を達成するための中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないこととし、当該認可を申請するときは、あらかじめ、福島県知事の意見を聴かなければならないこととする。
- 六 機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、その事業年度の研究開発等業務の運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないこととする。
- 七 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度ごとの研究開発等業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならないこととし、その結果を、中期計画及び年度計画並びに研究開発等業務の運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならないこととする。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

**【附帯決議】**（4.5.18東日本大震災復興特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 過酷な原子力災害に見舞われ人口減少が著しい福島浜通り地域において、定住人口の増大等地域の発展に資する観点から、福島国際研究教育機構の設立を契機として、新たな産業を創出し、幅広い世代がより暮らしやすい地域づくりを将来にわたって着実に実施すること。
- 二 福島国際研究教育機構が先端技術の中核とした実用化重視の研究を行い、ベンチャー企業の創出、地域企業との連携を促進し、社会実装まで目指した取組を進めることで、地域の雇用創出や取引拡大、定住人口の増大等の地域発展に寄与する拠点となるよう整備すること。
- 三 福島国際研究教育機構が分野横断的な研究及び産学官連携による新産業の創出、持続性のある人材育成等を推進する重要な拠点となり、福島イノベーション・コースト構想における創造的復興の中核拠点となるよう、復興庁の設置期限後も、政府は責任を持って、長期的かつ十分な予算、体制を確保すること。
- 四 我が国の科学技術力・産業競争力の強化を図るため、福島国際研究教育機構の魅力ある取組を世界に発信し、世界レベルの研究者を呼び込むとともに、世界に向けて研究者や研究成果を供給できるように努めること。研究者等が最先端の研究を行いつつ安心して教育にも取り組めるような多言語対応にも配慮した住環境づくりの推進を図るため、研究者やその家族の受入れに必要な生活環境・インフラ整備について、自治体と連携して取り組むための財源を確保すること。
- 五 福島国際研究教育機構を中核とした国際研究都市の形成のために必要不可欠なコンベンション



- 施設など産学の活動を支援する施設、5Gなどの情報通信基盤、基幹となる広域的な交通インフラその他の周辺環境の整備については、政府が前面に立ち、自治体と連携して取り組むとともに、自治体や事業者等が行う周辺環境の整備等については、政府が全面的に支援すること。
- 六 世界に類を見ない原子力災害に見舞われた福島県の復興のためには、東京電力福島第一原子力発電所の着実かつ安全な廃炉が必要不可欠であり、政府は廃炉につながる福島国際研究教育機構の研究開発を積極的に支援すること。
- 七 ふくしま医療機器開発支援センター等地域の研究施設と連携した研究開発や地域課題の解決につながる研究開発を支援するなど、福島イノベーション・コースト構想の推進を加速すること。
- 八 福島国際研究教育機構の研究者等が安心して研究開発に取り組むことができるよう、研究者等の雇用形態は、本人の意向を踏まえ、可能な限り有期雇用から無期雇用へ移行するよう努めること。また、我が国における科学技術の水準の長期的な向上を図るため、若手や女性が活躍しやすい魅力ある研究環境を整備し、その積極的な登用に努めること。
- 九 福島浜通り地域等が持続的な発展を遂げるには、復興をリードする地域の人材育成が重要であることから、地域の教育機関等との連携の下、地域の高専生や高校生を始め、小中学生も含めた切れ目のない形での福島国際研究教育機構による地域人材に対する育成の仕組みを構築するなど、機構の教育機能を充実させ、将来の大学・大学院の設置等につなげることも含め、検討を行うこと。
- 十 新産業創出等研究開発基本計画その他の本法で規定する目標、計画の策定等に当たっては、地域住民、企業、各種団体等の理解が得られるように、幅広い意見を聴取する機会を設け、その反映に努めること。
- 十一 福島国際研究教育機構の主務大臣が6大臣にわたることから、機構の理事長が各省庁の縦割りを超えた研究開発等を一元的に実施していくための指導力を発揮できるよう、復興庁が司令塔となり、理事長と緊密に連携しながら、共管省庁との適切な連携が図られるようにすること。また、機構の見直しに当たっては、復興庁の設置期限の到来を見据え、縦割り行政の弊害に留意した検討を行うこと。
- 十二 福島国際研究教育機構の理事等役員には、大学・研究機関・企業の運営に高度な知識及び経験を有する者、科学技術の発達に関し特に功績顕著な科学者、福島復興に関して優れた識見を有する者など卓越した人材を任命すること。
- 十三 新産業創出等研究開発協議会は、原子力災害に見舞われ極めて厳しい状況に置かれ続けている地域と福島国際研究教育機構との密接な連携の重要性に鑑み、機構で行う研究開発や人材育成に関連する幅広い大学その他の研究機関を構成員とし、関係行政機関や地元地方公共団体等も含めて活発な協議を行い、機構の業務に積極的に関与すること。
- 十四 福島復興・再生に向けて、福島国際研究教育機構の取組等を含め、いまだに帰還することができない県内外の避難者が真に安定した生活を取り戻すことができるまで、政府は支援を継続すること。
- 十五 福島国際研究教育機構は、研究開発や人材育成に関し、被災3県を始めとする東北及び隣接する茨城県等の廃炉等の原子力関連研究施設やエネルギーに関係する大学・研究機関等とも密接な連携を取るよう努めること。
- 十六 福島国際研究教育機構と同様、福島県以外の被災地における雇用創出、定住人口の増大、新産業の創出、持続性のある人材育成、世界レベルの研究者の移住を推進するという見地から、国際リニアコライダー研究所の誘致を含め、世界最先端の国際研究都市の創造に向け、積極的な検討を行うこと。
- 右決議する。

## 二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(閣法第24号)

(衆議院 4.3.17可決 参議院 3.28外交防衛委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、令和7年に開催される2025年日本国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約第12条の規定に基づく政府代表として2025年日本国際博覧会政府代表を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、外務省に、2025年日本国際博覧会政府代表（以下「代表」という。）1人を置く。
- 二、代表は、特別職の国家公務員とし、かつ、外務公務員とする。
- 三、代表は、2025年日本国際博覧会に関し、日本国政府を代表することを任務とする。
- 四、関係府省の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとる。
- 五、代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。
- 六、代表の俸給月額は、117万5,000円とする。
- 七、この法律は、令和4年4月1日から施行し、2025年日本国際博覧会の終了の日から起算して1年を経過した日に効力を失う。

## 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 4.4.7可決 参議院 5.13環境委員会付託 5.25本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動に対し資金供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社脱炭素化支援機構（以下「機構」という。）に関し、その設立、機関、業務の範囲等を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国は、都道府県及び市町村が温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。
- 二、機構は、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動（以下「対象事業活動」という。）に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする株式会社とする。
- 三、政府は、常時、機構の発行済株式総数の2分の1以上を保有していなければならない。
- 四、機構に、取締役である委員3人以上7人以内で組織する脱炭素化委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会は、対象事業活動の支援の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）及び支援の内容の決定、機構の保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分決定等を行う。
- 五、機構は、その目的を達成するため、対象事業者に対する出資、資金の貸付け等の業務のほか、対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣、助言等の業務を営むものとする。また、環境大臣は、機構が対象事業者及び支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を定めるものとする。
- 六、機構は、令和33年3月31日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。
- 七、政府は、機構の社債又は資金の借入れに係る債務について保証契約をすることができる。
- 八、環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し監督上必要な命令をすることができるほか、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場の立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 九、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】（4.5.24環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、地方公共団体による温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を策定及び実施するための

- 費用への財政措置に当たっては、地方公共団体ごとの地理的条件や気象条件等の特性に応じたきめ細かな支援を行うように努めること。また、地方環境事務所の体制を充実させるとともに、専門的な人材が不足している地方公共団体への支援を強化すること。
- 二、株式会社脱炭素化支援機構が我が国における脱炭素社会の実現に向けた公的な役割を担っていることに鑑み、外国資本の株式保有の比率が高いものにならないよう、政府は責任を持って監督すること。
- 三、株式会社脱炭素化支援機構が、脱炭素化に資する事業への投資需要に適切かつ柔軟に応じられるよう、株式会社脱炭素化支援機構の事業資金について、引き続き所要額の確保に努めること。
- 四、株式会社脱炭素化支援機構の役員等の選任に当たっては、適材適所を徹底し、公務員の新たな天下りの手段との疑念を持たれないよう、その運用に万全を期すとともに、株式会社脱炭素化支援機構が投資対象に関する専門的知見を備えたものとなるよう、投資に関する豊富な経験や知見等を有する人材を確保すること、また、人材の育成に当たって必要な措置を講じること。
- 五、株式会社脱炭素化支援機構に設置される脱炭素化委員会は、支援対象事業者及び支援の内容の決定等の株式会社脱炭素化支援機構の業務に関する重要な意思決定を行うことに鑑み、同委員会の運営等において、公正性・中立性・透明性の確保が図られるよう、政府は責任を持って監督すること。
- 六、事業年度ごとの業務実績評価の公表に加えて、株式会社脱炭素化支援機構に対し、出融資決定時における適切な情報開示や、実行後における当該出融資の適切な評価、情報開示を継続的に行うことを求めることを通して国民に対する説明責任を果たすように努めること。
- 七、株式会社脱炭素化支援機構による資金供給が、民間資金の呼び水の役割を果たしつつ民業補充に徹するものとなるよう、脱炭素化に資する事業に係る資金の需要、資金供給の状況等の把握を的確に行うように努めるとともに、一部の官民ファンドが多額の累積損失を生じさせていることに鑑み、株式会社脱炭素化支援機構による出融資においては、全体として長期収益性を確保し、脱炭素化に有益な出資案件を見出していく規律ある運営がされるよう、政府は責任を持って監督すること。また、廃棄物関連施設への支援については、燃焼中心でなくリサイクルが進められ、過度に地方公共団体の負担増にならないよう監督し、森林関連事業の支援に当たっては、主伐を伴う場合、再造林の計画について確認すること。
- 八、株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業の選定が国産技術の活用促進等も視野に入れて戦略的に行われるように努めるとともに、営農型太陽光発電など再生可能エネルギーの導入拡大の切り札となる事業の形成が戦略的に進むよう、地域の理解を促進するための助言などソフト面の支援の充実強化に努めること。また、脱炭素の国際的な動向を把握し、適切に対応すること。
- 九、支援対象事業の選定において、収益性や政策性のみならず、地域の環境への配慮という視点も重視し、支援対象事業が原因のトラブルを発生させることがないよう、株式会社脱炭素化支援機構に対し、地域との共生を確保することを求めること。また、全国の再生可能エネルギー事業等の地域における導入に当たっての課題を十分に把握すること。さらに、地域の金融機関と積極的に情報交換を図るとともに、地域における雇用の確保など公正な移行に配慮すること。
- 十、株式会社日本政策投資銀行のグリーン投資促進ファンド等が既に脱炭素分野への既存の資金供給を行っていることに鑑み、株式会社脱炭素化支援機構との相乗効果を発揮する連携が実現するよう努めること。
- 十一、附則第4条に定める施行後10年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の施行状況について検討を行うとともに、検討の結果を踏まえ、適宜適切に見直しの措置を講ずること。
- 十二、地域金融も含め、今後ともESG金融の普及拡大に必要な措置を講ずるよう努めること。また、企業による気候変動関連情報の開示の充実・促進に向け、関係省庁が連携の上、引き続き検討を進めていくこと。
- 十三、温室効果ガスの吸収源としての役割に加えて、水質改善、生態系保全等の相乗効果も期待できるブルーカーボンの活用の在り方について、引き続き検討を進めていくこと。
- 十四、地球温暖化対策に関する環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めること。

右決議する。

## 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 4. 3. 17可決 参議院 4. 5外交防衛委員会付託 4. 13本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送の要件等の見直し、麻薬等の譲渡に係る特例規定の整備及び保険医療機関等から診療を受けようとする自衛官等に係る電子資格確認の導入等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を改める。
- 二、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送の要件等を見直す。
- 三、自衛隊が外国の軍隊に麻薬等を譲り渡す場合の特例を整備する。
- 四、保険医療機関等から診療を受けようとする自衛官等に係る電子資格確認の導入等をする。
- 五、本法律は、令和5年3月31日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定める。

## 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第27号)

(衆議院 4. 3. 17可決 参議院 5. 17地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 5. 25本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、学校教育法の特例に関する措置の追加

地方公共団体が、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育及び研究並びに職業訓練を当該地方公共団体の設定する構造改革特別区域内の職業能力開発短期大学校と大学とが連携して行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、職業能力開発短期大学校における高度職業訓練で長期間の訓練課程のものを修了した者が大学に編入学できることとする。

#### 二、国立大学法人法の特例に関する措置の追加

地方公共団体が、当該地方公共団体の設定する構造改革特別区域内の国立大学法人の所有する土地等を革新的な研究開発、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又は研究開発の成果を活用した施設の整備を行おうとする者に貸し付けることがイノベーションの創出に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、国立大学法人法の規定による土地等の貸付けに係る文部科学大臣の認可を文部科学大臣への事前の届出をもって代えることができることとする。

#### 三、内閣総理大臣による情報の提供等に関する規定の追加

内閣総理大臣は、構造改革の推進等に関する提案をしようとする者又は構造改革特別区域計画の認定申請をしようとする地方公共団体からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

#### 四、提案募集の期限の延長

新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集する期限を令和9年3月31日まで延長する。

#### 五、認定申請の期限の延長

構造改革特別区域計画の認定を申請する期限を令和9年3月31日まで延長する。

#### 六、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 貿易保険法の一部を改正する法律案(閣法第28号)

(衆議院 4. 3. 17可決 参議院 4. 4経済産業委員会付託 4. 8本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、本邦企業の国際的な事業展開を取り巻く環境の変化に対応して、円滑な外国貿易その他の対外取引の進展を図るため、輸出入、貸付け及び海外投資に係る貿易保険の填補事由等の拡大、新たな貿易保険の創設、株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）による外国法人への出資業務の追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 普通貿易保険及び出資外国法人等貿易保険の拡充

普通貿易保険及び出資外国法人等貿易保険のうち、輸出等に際して発生した追加費用を対象とする保険の填補事由を、感染症を含む非常リスク全般に拡大する。

#### 二 前払輸入保険の拡充

「前払輸入保険」を「前払購入保険」とし、前払購入保険は、前払購入者が前払購入契約に基づいて貨物の引渡しを受けることができなくなった場合に、当該前払購入契約に基づいて支払った代金等の返還を受けることができないことにより受ける損失を填補する貿易保険とする。

#### 三 海外投資保険の拡充

海外投資保険が填補する損失として、海外投資を行った者が再投資先等の外国法人の株式等の元本等を外国政府等により奪われたこと等により受ける損失を追加する。

#### 四 会社の業務の範囲に係る規定の見直し

会社の業務に、経済産業大臣の認可を受けて、貿易保険により填補される損失と同種の損失についての保険の事業を行う外国法人に対する出資を行うことができることを追加する。

#### 五 スワップ取引保険及び信用状確認保険の新設

会社は、スワップ取引保険及び信用状確認保険を引き受けることができることとする。

#### 六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】（4. 4. 7経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 ロシアのウクライナ侵略等による国際情勢の不安定化やビジネス活動のグローバル化・複層化の進展等に伴う様々なリスクの高まりに対応し、我が国企業が安心して対外取引を行うことができるよう、利用者のニーズ等を踏まえつつ株式会社日本貿易保険における貿易保険業務の一層の充実強化に努めるとともに、政府においても更なるリスクの軽減のための適切な支援を行うこと。
- 二 株式会社日本貿易保険が貿易保険事業を行う外国法人への出資を行うに当たっては、出資先との連携による情報共有の強化や意思決定への関与等を通して、利用者の利便性の向上や国際協調案件の形成等を図るなど、我が国企業の海外における事業展開等に資するものとなるよう努めること。
- 三 中小企業等の海外展開の推進に向けて、貿易保険の利用実態等を踏まえつつ、バイヤーの信用確認の負担軽減を始めとする利便性の更なる向上や既存の保険商品の見直し等も含めた負担の更なる軽減に取り組むとともに、関係機関と連携して相談支援体制の一層の充実強化に努めること。
- 四 株式会社日本貿易保険において、認められていない外国債の保有及び保険料の誤徴収という2つの法令違反事案が判明したことを踏まえ、貿易保険業務を適切に行うための法令遵守意識の向上及び組織・人員等の体制整備に引き続き努めるとともに、文書主義の徹底を図りつつ政府においても適切な監督を行うこと。

右決議する。

## 旅券法の一部を改正する法律案(閣法第29号)

(衆議院 4. 4. 7可決 参議院 4. 13外交防衛委員会付託 4. 20本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、旅券に関する国際的な動向及び情報技術の進展を踏まえ、申請者の利便性の向上、旅券事務の効率化、旅券の国際的な信頼性の維持その他社会情勢の変化を踏まえた制度の見直しを図るため、旅券の発給申請手続等の電子化に係る関連規定の整備、査証欄の増補の廃止、一般旅券の失効に係る例外規定の整備、大規模な災害の被災者に係る手数料の減免制度の創設、未交付失効旅券の発行費用の徴収のための規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、旅券の発給申請手続等の電子化を進めるため、必要な事項等を定める規定を整備する。
- 二、旅券の査証欄の増補を廃止する。申請者が現に所持する一般旅券の査証欄に余白がなくなつた場合、有効期間及び種類が当該一般旅券の有効期間及び種類と同一である新たな一般旅券を発行することができることとする。
- 三、国外において発行された一般旅券については、外務大臣又は領事官がやむを得ない事情があると認めるとき、当該一般旅券の発給を申請した者が当該一般旅券の発行の日から6月以内に当該一般旅券を受領しない場合においてもその効力を失わないこととすることができることとする。
- 四、一般旅券の発給の申請をした者が一般旅券の発行の日から6月以内に当該一般旅券を受領せず、当該一般旅券がその効力を失った場合であつて、かつ、当該一般旅券の発給に係る申請をした者が、当該効力を失った日から5年以内に最初に一般旅券の発給の申請をする場合には、一般旅券の発給の申請に係る手数料の額に4,000円を加えた額の手数を国に納付しなければならないものとする。
- 五、永住を目的とする外国への渡航その他特別の事由がある場合に代え、大規模な災害に際して申請者の経済的負担の軽減を図るために特に必要があると外務大臣が認める場合において手数料を減額し、又は免除することができることとする。
- 六、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律案(閣法第30号)

(衆議院 4.4.7可決 参議院 4.13外交防衛委員会付託 4.20本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、東日本大震災から10年が経過し、令和3年3月12日以降、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律に基づき震災特例旅券の発給の申請が行われることは想定されないため、同法を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律は、廃止する。
- 二、この法律は、公布の日から施行する。

## 博物館法の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 4.3.24可決 参議院 4.4文教科学委員会付託 4.8本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館登録制度の見直し等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、博物館法の目的に、文化芸術基本法の精神に基づくことを追加する。
- 二、博物館が行う事業に、博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること並びに学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うことを追加する。
- 三、博物館は、他の博物館等との間において、資料の相互貸借等を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるとともに、地方公共団体等の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。
- 四、登録の申請に係る博物館の設置者は、地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は博物館を運

営するために必要な経済的基礎を有すること等の要件に該当する法人（国及び独立行政法人を除く。）のいずれかであることとするとともに、登録の申請に係る博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示並びに調査研究を行う体制等が、都道府県又は指定都市の教育委員会（以下「都道府県等教育委員会」という。）の定める基準に適合するもの等であることとする。

五、都道府県等教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする。

六、登録された博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、定期的に、都道府県等教育委員会に報告しなければならないこととするとともに、都道府県等教育委員会は、登録された博物館の適正な運営を確保するために必要がある場合等において、当該博物館の設置者に対し、報告徴収、勧告等を行うことができることとする。

七、学芸員補の資格要件を、短期大学士等の学位を有する者で博物館に関する所定の科目の単位を修得したもの等とするとともに、文部科学大臣及び都道府県の教育委員会による研修の対象に、学芸員及び学芸員補以外の者を含めることとする。

八、この法律は、一部を除き、令和5年4月1日から施行する。

#### 【附帯決議】（4.4.7文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、本法による新たな博物館登録制度が十分に活用されるよう、登録により各博物館の信用や認知度の向上につながる制度の実現に向けた施策を推進するとともに、新たな登録制度の活用状況や博物館の振興に及ぼす効果等について調査・検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

二、登録博物館について、その設置主体が民間の法人等に拡充されることから、登録の審査に当たっては、博物館の社会教育施設としての役割を尊重し、過度に利益を求めないという非営利性に配慮の上、公益性及び公共性の確保に十分留意すること。また、登録後の博物館の運営状況について、定期報告等を通じ、博物館が持続的に活動できるよう経営の改善・向上を継続的に図るための支援を行うこと。

三、博物館の中核的職員である学芸員については、文化審議会の答申においても中長期的な課題とされたことから、学芸員に求められる専門的な能力を再定義するなど学芸員の在り方について制度的な検討を行い、必要な見直しを行うこと。また、学芸員をはじめ、学芸員補など様々な専門的職員の育成・配置が重要であることを踏まえ、その社会的地位の向上及び雇用の安定等の処遇改善や、博物館職員の充実を図るための財政的支援に努めるとともに、研修及び調査研究助成等を充実させることにより、我が国の博物館の活動の基盤を担う人材の育成・確保等に努めること。

四、博物館の活動や経営の向上においては、責任者として事業や業務に十分な見識を持つ館長の果たす役割が重要であることから、学芸員で高度かつ専門的な知見を有する者の登用や研修等の実施を通じ継続的にその専門性の向上を図るなど、館長としての職責を十分果たすことのできる環境の整備に努めること。また、館長の専門職化に努めること。

五、これからの博物館には、地方公共団体や民間団体等と連携し、社会的・地域的課題の解決を図ることが期待されることから、国立博物館を中核として設置者の枠を越えた全ての博物館の連携を促進するとともに、地域の多様な主体とのネットワークの形成が円滑に実現するよう、必要な支援を行うこと。

六、本法による新たな博物館登録制度の下で、都道府県・指定都市の教育委員会における業務負担の増大が想定されることに鑑み、都道府県・指定都市の教育委員会において、博物館に係る知見を有する専門人材の配置及び育成、博物館関連業務に当たる職員の増員等の体制の強化が可能となるよう、必要な支援に努めること。

七、博物館については、多くの博物館が非常に厳しい財政状況にあり、施設・設備の老朽化への対応も求められる中、従来担ってきた社会教育施設としての機能に加え、文化施設としての新たな役割も担うこととなる。多様な役割を担う博物館の更なる振興を図るため、博物館に対する財政上の措置の拡充や新たな税制上の優遇策の検討などの様々な振興策を講ずるとともに、とりわけ

小規模な博物館における経済的・人的資源の不足が深刻であることを念頭に置きつつ、博物館の持続的経営を可能とする新たな運営指針の策定など、各博物館が長期的に安定して資金を確保し得る仕組みの構築に向けた支援を行うこと。また、博物館に対する公的支援の必要性等に関し広く国民の理解が得られるよう、博物館が担う社会的機能の重要性等について広報活動を実施すること。なお、振興策を講ずるに当たっては、社会教育法及び文化芸術基本法の精神に基づき、博物館の多様性を尊重することや、その特性に格段の配慮をすること。

八、博物館法第8条に定める「博物館の設置及び運営上望ましい基準」を定めるに当たっては、本附帯決議の精神を反映させるよう努めること。

右決議する。

## 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案(閣法第32号)

(衆議院 4.3.31可決 参議院 4.8農林水産委員会付託 4.22本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動（以下「環境負荷低減事業活動」という。）等に関する認定制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、環境負荷低減事業活動の促進等に関する基本方針等

農林水産大臣は、環境負荷低減事業活動の促進等に関する基本方針を定め、市町村及び都道府県は共同して基本方針に基づき基本計画を作成し、農林水産大臣に協議し同意を求めることができることとする。

#### 二、環境負荷低減事業活動実施計画等の認定等

環境負荷低減事業活動又は集団等で行われることにより環境負荷の低減の効果を高める環境負荷低減事業活動（以下「特定環境負荷低減事業活動」という。）を行おうとする農林漁業者は、その実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとする。

環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者に対しては、農業改良資金等の償還期限の延長等の特例措置を、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者に対しては、農地法等に基づく手続の簡素化等の特例措置を講ずることとする。

#### 三、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定に係る措置

特定環境負荷低減事業活動の促進を図る区域にある相当規模の一団の農用地所有者等は、有機農業生産団地を形成するため、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定を締結し、市町村長の認可を受けることができることとする。

#### 四、基盤確立事業実施計画の認定等

環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う事業を行おうとする者は、その実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとする。

計画の認定を受けた者に対しては、品種登録出願料等の減免等の特例措置を講ずることとする。

#### 五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとする。

### 【附帯決議】（4.4.21農林水産委員会議決）

近年、気候変動や生物の多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化しており、農林漁業及び食品産業における環境への負荷を低減していくことが重要となっている。また、世界情勢の変化により国民の食料安全保障への関心が高まる中、将来にわたる農林漁業及び食品産業の持続的な発展と食料の安定供給を確保するため、農林水産物等の生産から販売に至る各段階で環境への負荷を低減し、こうした農林水産物等の流通及び消



費が広く行われる環境と調和のとれた食料システムを確立することが喫緊の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 環境と調和のとれた食料システムについては、農林漁業者、食品事業者、消費者等の幅広い関係者の理解の下、これらの者が連携することにより、その確立が図られるものであることに鑑み、国が必要な施策の検討及び実施を行うに当たっては、農林漁業者等、特定の者のみに過度な負担をもたらすことがないよう配慮するとともに、農林水産物・食品の付加価値を高め、農林漁業者をはじめとする関係者の経営の発展、農山漁村の活性化に資するよう努めること。
- 二 環境と調和のとれた食料システムの確立に当たっては、環境分野や教育分野など、幅広い分野との連携が必要なことから、省庁横断的に取り組むこと。
- 三 農林漁業における環境への負荷の低減の取組が正当に評価されるよう、消費者及び食品事業者の理解の醸成に取り組むこと。特に、販売面における対策の強化として、消費者の選択に資する効果的な販売環境の整備が図られるよう、販路開拓に向けた支援の在り方、消費者等に分かりやすい表示・広報、環境への負荷の低減の状況を把握する手法等について検討し、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
- 四 環境への負荷の低減に向けて、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とした有機農業の実践を生産現場で容易にする栽培技術の確立や、当該技術を普及する人材の育成・確保に努めること。
- 五 環境と調和のとれた食料システムの確立に向けた先進的な取組の実践等に寄与した農林漁業者並びに食品製造・加工業、卸売・小売等の流通業、飲食業その他の食品事業者等の顕彰に努めること。
- 六 基本方針の作成に当たっては、食料システムを構成する生産から消費に至る各段階の関係者の意見を丁寧に聴取し反映させること。
- 七 市町村及び都道府県の基本計画の作成等に当たっては、地域の合意形成に配慮して行われるよう国としても必要な助言等を行うとともに、これらの事務を担う市町村及び都道府県に過度な負担をもたらすことがないよう、市町村及び都道府県の実情に応じた適切な配慮を行うこと。
- 八 農林漁業において、規模の大小を問わず多様な経営体が重要な役割を果たしていることに鑑み、これらの経営体が持続的に意欲を持って環境負荷低減事業活動等に携わることができるよう必要な支援を行うこと。
- 九 有機農業等に取り組む生産者は慣行農業に取り組む生産者とともに地域農業を担う主体であることを十分に踏まえ、これらの生産者の交流・連携が一層進展するよう環境整備を図ること。
- 十 次代を担う子どもたちに環境と調和のとれた食料システムの重要性を伝え、また当該システムの担い手としての意識を促すため、学校教育等の場を通じた食育の推進に取り組むこと。
- 十一 農林漁業において、多面的機能の発揮の一層の促進を図るため、生態系ネットワークの形成に向けて、農林水産省はもとより関係府省の密接な連携を図るとともに、既存の交付金制度等を通じた農林漁業者等への十分な支援に努めること。

右決議する。

## 植物防疫法の一部を改正する法律案(閣法第33号)

(衆議院 4. 3. 31可決 参議院 4. 11農林水産委員会付託 4. 22本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、近年の有用な植物を害する動植物の国内外における発生の状況に対応して植物防疫を的確に実施するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、侵入調査の実施及び緊急防除の迅速化

- 1 農林水産大臣は、侵入警戒有害動植物の国内への侵入状況等を調査する事業を行うものとする。
- 2 農林水産大臣は、緊急防除の実施に関する基準を定めることができるとし、当該基準に従って緊急防除を行うときは、事前の告示の期間を10日まで短縮できることとする。

## 二、国内に広く存在する有害動植物への対応の強化

- 1 農林水産大臣は、指定有害動植物の総合防除基本指針を定めるものとし、都道府県知事は、基本指針に則して、かつ、地域の実情に応じて、指定有害動植物の総合防除計画を定めるものとする。
- 2 都道府県知事は、1の計画に農業者が遵守すべき事項を定めることができることとする。
- 3 都道府県知事は、農業者に対し、2の遵守事項に即した防除に係る指導、助言、勧告及び命令を行うことができることとする。

## 三、植物防疫官の検査等に係る対象及び権限の拡大等

- 1 植物防疫官が行う立入検査、輸出入検査及び国内検査並びに緊急防除のために講じる措置の対象に農機具等の指定物品を追加することとする。
- 2 植物防疫官は、出入国者に対し、質問及び携帯品の検査を行うことができることとする。

## 四、登録検査機関による輸出植物等の検査の一部の実施

輸入国が輸出国の植物検疫証明を必要としている植物等の輸出に当たり、農林水産大臣の登録を受けた検査機関が植物防疫官に代わり輸出検査の一部を実施することができることとする。

## 五、その他

- 1 国際植物検疫、国内植物検疫又は緊急防除に係る違反に係る罰則を引き上げることとする。
- 2 法律の目的に、有害動植物の発生の予防を追加することとする。
- 3 有害植物の定義に、直接又は間接に有用な植物を害する草を追加することとする。
- 4 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

## 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 4.4.12可決 参議院 4.20文教科学委員会付託 5.11本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制を廃止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、当該校長及び教員ごとに、研修等に関する記録を作成しなければならない。研修等に関する記録には、当該校長及び教員が受講した研修実施者が実施する研修に関する事項等を記載するものとする。

二、公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、当該校長及び教員からの相談に応じ、研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報を提供し、又は資質の向上に関する指導及び助言を行うものとする。指導助言者は、これらを行うに当たっては、当該校長及び教員に係る指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を活用するものとする。

三、普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。

四、普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目(文部科学省令で定めるものに限る。)又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程について、その修業年限を1年以上とする。

五、普通免許状を有する者が教育職員免許法別表第8により他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象に、授与を受けようとする免許状に係る学校及び学校以外の教育施設のうちこれらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるものを追加する。

六、この法律は、令和4年7月1日から施行する。ただし、一及び二については令和5年4月1日から施行する。なお、この法律の施行の際現に効力を有する普通免許状及び特別免許状であって、改正前の教育職員免許法の規定により有効期間が定められたものについては、この法律の施行の

日以後は、有効期間の定めがないものとする。

**【附帯決議】** (4.5.10文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、「新たな教師の学びの姿」は、時代の変化が大きくなる中において、教員が、探究心を持ちつつ自律的に学ぶこと、主体的に学びをマネジメントしていくことが前提であることを踏まえ、資質の向上のために行われる任命権者による教員の研修等に関する記録の作成並びに指導助言者が校長及び教員に対して行う「資質の向上に関する指導助言等」は、研修に関わる教員の主体的な姿勢の尊重と、教員の学びの内容の多様性が重視・確保されるものとするを周知・徹底すること。とりわけ、校長及び教員に対して行う「資質の向上に関する指導助言等」については、教員の意欲・主体性と調和したものとするが前提であることから、指導助言者は、十分に当該教員等の意向をくみ取って実施すること。
- 二、オンデマンド型の研修を含めた職務としての研修は、正規の勤務時間内に実施され、教員自身の費用負担がないことが前提であることについて、文部科学省は周知・徹底すること。
- 三、本法による新たな研修制度が円滑に機能するよう、新制度への移行に向けた支援の充実を図るとともに、その周知に万全を期すこと。また、教育委員会等は、教員の資質の向上につながり、子どもの実態に即して教員が必要とする研修を実施すること。
- 四、文部科学省及び各教育委員会は、本法の施行によって、教員の多忙化をもたらすことがないよう十分留意するとともに、教員が研修に参加しやすくなるよう時間を確保するため、学校の働き方改革の推進に向けて実効性ある施策を講ずること。また、任命権者による教員の研修等に関する記録の作成に当たって、当該教員から研修の報告等を求める場合には、報告等を簡潔なものとするなど負担増とならないように留意すること。
- 五、任命権者による教員の研修等に関する記録の作成については、各学校で実施する校内研修・授業研究及び教育公務員特例法第22条第2項に規定する本属長の承認を受けて勤務場所を離れて行う研修も「任命権者が必要と認めるもの」として、その記載対象とするものとする。また、当該記録については、個人情報保護に関する法律にのっとり適切に管理されるよう各教育委員会に周知・徹底すること。
- 六、地方公務員法の規定により、現在行われている人事評価は、職務を遂行することに当たり発揮した能力及び挙げた業績を基に実施されており、本法による研修等に関する記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等は、この人事評価制度と趣旨・目的が異なることを周知すること。
- 七、文部科学省及び各教育委員会は、臨時的任用教員に対する研修の機会が確保されるよう周知・徹底すること。また、会計年度任用職員についても校内研修など職務としての研修が勤務時間内で確保されるよう周知・徹底すること。
- 八、「教師不足」を解消するためにも、改正前の教育職員免許法の規定により教員免許状を失効している者が免許状授与権者に申し出て再度免許状が授与されることについて、広報等で十分に周知を図るとともに、都道府県教育委員会に対して事務手続の簡素化を図るよう周知すること。また、休眠状態の教員免許状を有する者の取扱いについて、周知・徹底すること。

右決議する。

**国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案(閣法第35号)**

(衆議院 4.4.28可決 参議院 5.11文教科学委員会付託 5.18本会議可決)

**【要旨】**

本法律案は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図るためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、国際卓越研究大学の認定、国際卓越研究大学の研究等の体制の強化のための事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）による助成

等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、文部科学大臣は、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針を定める。
- 二、大学の設置者は、申請により、当該大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれるものであることの文部科学大臣の認定を受けることができる。
- 三、二の認定を受けた国際卓越研究大学の設置者は、当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標、目標を達成するための事業等を記載した計画を作成し、文部科学大臣の認可を受けることができる。
- 四、機構は、三の認可を受けた計画（以下「認可計画」という。）に記載された事業に関する助成を行うとともに、当該助成の実施に関する方針を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 五、三の認可を受けた国際卓越研究大学の設置者（以下「認可設置者」という。）は、定期的に、認可計画の実施状況について、文部科学大臣に報告しなければならない。
- 六、文部科学大臣は、認可計画の円滑かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、認可設置者に対し、認可計画の実施状況に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。
- 七、文部科学大臣は、一定の要件の下において、国際卓越研究大学の認定及び認可計画の認可を取り消すことができる。
- 八、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**【附帯決議】**（4.5.17文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、基本方針の策定における総合科学技術・イノベーション会議等の意見聴取に当たっては、多様な分野の研究者からの意見を十分に反映するとともに議事の内容を公表するなど、透明性を確保すること。また、国際卓越研究大学の認定、計画の認可に当たっては、大学の自治を堅持するとともに、早期に研究成果の活用が見込まれやすい応用研究が優先されることがないように、研究成果の活用までに時間のかかることが多いものの人類が新たな知識を得る観点からも大きな意義を持つ基礎研究等を含め、研究の多様性を確保すること。
- 二、国際卓越研究大学が欧米主要大学の運営方法をいたずらに模倣し、教育研究内容の充実に関係なく、単に大学の財政基盤の強化を目的とする授業料等の増額等を行うことで、学生の教育機会に経済的な制限がかかるような事態を招くことがないようにすること。
- 三、大学において任期を付さない、安定的な身分の研究者及び正規雇用職員を増やし、研究力の強化を図るため、大学ファンドによる支援に関わらず、人件費の基礎となる国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費を確実に措置すること。
- 四、政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るため、個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自色を発揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。
- 五、政府は、我が国の研究者全体の研究力の向上を図るため、個々の研究者がそれぞれの研究環境において多様かつ独創的な研究に継続的かつ発展的に取り組めるよう、科学研究費助成事業や特別研究員制度等の研究者に対する支援策を拡充すること。
- 六、我が国の科学技術の水準を長期的に向上させるには、将来を担う若手研究者の確保・育成が重要であることから、博士後期課程に在籍する学生のうち生活費相当額を受給する者の割合の更なる引上げを進めるとともに、修士課程に在籍する学生に対する経済的支援の在り方についても検討すること。
- 七、高等教育の果たす役割の重要性に鑑み、これまで措置されてきた国立大学法人運営費交付金等

の基盤的経費や競争的研究費などの大学への資金が十分に確保されるよう、引き続き大学の長期的、安定的な運営及び研究基盤構築のための財政措置を講ずること。

八、第4条第3項第4号に規定する「民間事業者との連携協力のための体制」、同項第5号に規定する「知的財産権の取得及び活用を行う体制」について、文部科学大臣が認定を行う基準の策定及び当該体制の運営に当たっては、憲法で保障されている学問の自由に基づいて、研究成果の公開性と公共性という原理を最大限に尊重すること。

右決議する。

## 自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第36号) (先議)

(参議院 4.4.4国土交通委員会付託 4.13本会議可決 衆議院 6.9可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一 自動車損害賠償保障法の一部改正

- 1 保険金等又は共済金等の支払に係る紛争の調停（以下「紛争処理」という。）による解決の見込みがないことを理由に指定紛争処理機関により当該紛争処理が打ち切られた場合において、当該紛争処理の申請をした紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から1月以内に当該紛争処理の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該紛争処理の申請の時に、訴えの提起があったものとみなすこととする。
- 2 紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、当事者間において指定紛争処理機関による紛争処理が実施されていること等に該当し、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、4月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができることとする。
- 3 政府は、自動車事故対策事業として、自動車損害賠償保障事業及び被害者保護増進等事業を行うとともに、その業務は、国土交通大臣が管掌することとする。
- 4 国土交通大臣は、被害者保護増進等事業の安定的かつ効果的な実施を図るため、被害者保護増進等事業の実施に関する事項を定めた計画を作成することとする。
- 5 保険会社等は、自動車事故対策事業に必要な費用に充てるため、国土交通省令で定めるところにより、政令で定める金額を、自動車事故対策事業賦課金として政府に納付しなければならないこととする。

#### 二 特別会計に関する法律の一部改正

自動車安全特別会計は、自動車事故対策勘定及び自動車検査登録勘定に区分することとする。

#### 三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとする。

### 【附帯決議】 (4.4.12国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 日本のクルマ社会において「誰もが安心できる共助社会の実現」を目的としている自動車ユーザーのための保険料からの運用益を一般会計に繰り入れたことや、厳しい金利状況により自動車安全特別会計の積立金の運用益を財源として事業を行う枠組みが破綻したことが、被害者支援対策・事故防止対策の継続を困難なものとし、自動車ユーザーに新たな賦課金を求めることにつながっている。これを踏まえ、財務大臣及び国土交通大臣は、財源の枯渇を招いた原因と現状を含め、自動車ユーザーの納得を得るべく説明責任を果たすとともに、被害者支援対策・事故防止対策の維持に責任を果たすこと。また、繰入金残額の約6,000億円全額を被害者支援対策・事故防止対策が安定的・継続的に将来にわたって実施されるよう、一般会計からできる限り早期かつ着実に繰り戻す措置を講ずること。

二 新たな賦課金制度の導入に当たっては、被害者支援対策・事故防止対策に係る取組の現状及び課題について積極的に情報を発信するとともに、制度導入の必要性について丁寧な説明を行うな

ど、自動車ユーザーの理解が得られるよう努めること。また、その具体的な負担額の水準の決定に当たっては、一般会計からの繰戻し額を踏まえて、自動車事故被害者、その家族及び遺族団体その他関係団体などで構成された「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」において客観的かつ丁寧な議論を行い、自動車ユーザーの負担を極力抑えるよう努めること。

- 三 今後、追加・拡充される被害者支援対策・事故防止対策として実施すべき施策については、新たな賦課金を求めることとする以上、施策決定過程の「見える化」を行い、実施内容を精査すること。特に、各施策の費用対効果等に関する事前及び事後の検証については、使途を明らかにした上で、自動車事故被害者、その家族及び遺族団体その他関係団体などの意見を踏まえ、第三者による客観的な視点で行うとともに、毎年実施すること。また、未成年者を対象とする事故防止対策を強化すること。
- 四 被害者支援対策については、自動車事故被害者、その家族及び遺族等が求める支援のニーズが、事故直後の専門的な治療・リハビリの機会の充実のみならず、介護者なき後の被害者の生活支援、高次脳機能障害への対応、就労支援、遺族の精神的ケアなど長期的なものに関しても高まっていることから、これらの充実を図ること。特に、希望した在宅重度後遺障害者が、グループホーム等障害者支援事業所への入所を含め、必要とする障害福祉サービスを円滑に受けられるよう、十分な体制を整備すること。また、短期入院・入所協力の充実を図ること。
- 五 被害者支援対策の実施に支障を来すことのないよう、療護施設等の老朽化対策、防災対策を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の充実・強化に努めること。
- 六 無車検、無保険状態での運行を防止するため、自動車の検査時期について使用者の認識を向上させるための措置等、無車検車、無保険車の排除のための適切な措置を早急に講ずること。
- 七 自動車事故対策勘定の積立金については、一定期間引き続き経常的な歳出の一部に充てることにより、自動車ユーザー負担の抑制を図ることとするが、将来的な自然災害などの非常時等に備えた臨時的な歳出の財源に充てるために必要な規模は常に確保すること。
- 八 自動車事故対策勘定における積立金の運用状況が大幅に改善される等の環境変化が生じた場合は、賦課金水準の引下げを図るなど、自動車ユーザーの負担軽減を行うこと。また、自動車安全特別会計の各勘定における剰余金の取扱いについては、今後、他会計への繰入れを行わないこと。右決議する。

## 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案(閣法第37号)

(衆議院 4.4.7可決 参議院 4.13内閣委員会付託 5.11本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度の創設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針を定める。
- 二、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する制度として、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある重要な物資の安定供給確保を図るため、特定重要物資を指定し、事業者の取組を支援するとともに、安定供給確保が困難と認めるときは政府が更なる対策を講ずる制度を創設する。
- 三、特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度として、国民生活及び経済活動の基盤となる特定の役務の安定的な提供を確保するため、妨害行為の手段として使用されるおそれがある重要な設備等を審査する制度を創設する。
- 四、特定重要技術の開発支援に関する制度として、先端の技術のうち、当該技術が外部に不当に利

用された場合等において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある技術の研究開発の促進と適切な活用のため、必要な情報の提供、資金の確保、調査研究等の措置を講ずる制度を創設する。

五、特許出願の非公開に関する制度として、公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明の特許出願につき、出願公開等の手続を留保し、発明の開示や実施を制限することを可能にする制度を創設する。

六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

七、政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**【附帯決議】** (4.5.10内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 本法施行に当たっては、安全保障の確保に関する経済施策と自由かつ公正な経済活動の促進の両立が重要であることに十分留意すること。

二 基本方針は、本法による施策が我が国の産業競争力に与える影響に留意し、安全保障の確保のためになされる規制等が経済活動の自由を不当に阻害することがないよう、また、事業者等の自主性が十分尊重され、かつ、事業者間の適正な競争関係を不当に阻害することのないよう策定すること。

三 4分野におけるそれぞれの基本指針の策定に当たっては、経済活動の自由を不当に阻害することのないよう、かつ、事業者等に過度な負担を強いることのないよう十分に留意すること。また、特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関し必要な特定社会基盤事業者その他の関係者（本法第49条第2項第5号）に代表される事業者等関係者との連携については、相談、助言その他の援助を行うほか、恒常的に十分意思疎通を図り信頼関係を醸成するよう努めること。

四 特定重要物資を指定する政令及び安定供給確保支援法人の指定に関する主務省令並びに特定社会基盤事業者の指定基準を定める主務省令は、関係事業者、関係事業者の団体その他の関係者の意見に十分配慮し制定すること。また、特定重要物資を指定する政令の制定に際しては、必要な知見を有する者の意見も参照すること。

五 物資の生産、輸入又は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体に対する報告徴収（本法第48条第1項）及び特定重要設備の導入等後の勧告（本法第55条第1項）は、自由かつ公正な経済活動に与える影響を十分考慮し、事業者等の過度な負担にならないよう、必要最小限度にとどめるべきという国会での議論があったことを踏まえ、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度について一層配慮した報告徴収、勧告とすること。

六 特定重要物資又はその生産に必要な原材料等について、備蓄その他の安定供給確保のためには、重要物資の輸送手段も重要となることから、輸送手段の確保等の必要な措置について十分配慮すること。

七 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度において、中小規模の事業者については、役務の安定的な提供に支障が生じた場合に与える国民生活又は経済活動への影響が限定的であるほか、規制への対応が相対的に大きな負担となると考えられることから、規制の対象とするべきかどうかの検討は慎重に行うこと。

八 特定重要設備の導入等に係る審査については、事業活動に与える影響を踏まえ、可能な限り短期間で実施すること。そのため、必要な審査を効率的に行うことができるよう、関係省庁の連携も含め、審査体制の充実に取り組むこと。

九 特定重要技術の開発支援については、我が国の技術的優位性ひいては不可欠性を確保することにつながるか否かを十分に検証した上で、対象となる技術をしっかりと見定めていくとともに、真に必要なものに対し集中的に行うこと。

十 特定重要技術の開発支援に当たっては、宇宙科学技術、海洋科学技術、量子科学技術、人工知

能関連技術及びバイオ技術の重要性に留意し、研究開発の促進及びその成果の適切な活用が図られるよう検討すること。

十一 特定重要技術の開発を支援するため、十分な財政措置を講ずること。

十二 保全対象発明の選定に当たっては、産業への影響を考慮して対象をできる限り限定的なものとする。その際、デュアルユース技術については、国費による委託事業の成果である技術や、防衛等の用途で開発された技術、あるいは出願人自身が了解している場合などを念頭に、支障がないケースに限定すること。

十三 特許出願の非公開に関する制度の運用は、イノベーションの意欲を削ぐことのないよう関係者の意見を聴いて、慎重に行うこと。

十四 特許出願の非公開に関する制度の運用に当たっては、特許出願人が手続を円滑に行うことができるよう配慮すること。

十五 保全審査を行う機関について、関係省庁及び外部の専門家の知見が十分に活用できるような仕組みを構築するとともに、保全審査に携わる職員の専門性の向上に配慮すること。

十六 本法第80条の規定に基づく損失の補償に当たっては、特許出願人が過度な不利益を被ることのないよう十分配慮すること。

十七 本法全体及び個別具体の施策の施行状況について、国会、国民に公表し、十分な説明を行うとともに、事業者、研究者等を含め、その理解を得よう努めること。

十八 安全保障の確保に関する経済施策に関する情報の収集、整理及び分析を推進する観点から必要があると認めるときには、その体制の整備について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

十九 本法第48条第1項の規定による報告徴収の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同項の規定による報告徴収の実効性を確保するための方策について、本法の施行後適当な時期において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二十 地方公共団体が地域において住民の生活及び経済活動の基盤である水道、鉄道等を保有しているほか、地域において先端技術を有する中小企業が存在することに鑑み、地方公共団体に対し、経済安全保障の観点から必要な助言その他の援助を行うこと。

二十一 国際共同研究の円滑な推進も念頭に、我が国の技術的優位性を確保、維持するため、情報を取り扱う者の適性について、民間人も含め認証を行う制度の構築を検討した上で、法制上の措置を含めて必要な措置を講ずること。

二十二 経済活動における人権の尊重が国際的にも重要な課題となっていることに鑑み、人権に配慮した経済活動が行われるよう必要な検討を行うこと。

二十三 4分野に限らない経済安全保障に関する諸施策の実効性を伴う総合的な推進を図るための方策について、本法の施行後適当な時期において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

右決議する。

## 子ども家庭庁設置法案(閣法第38号)

(衆議院 4.5.17可決 参議院 5.18内閣委員会付託 6.15本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、内閣府の外局として、子ども家庭庁を設置し、その長は、子ども家庭庁長官とする。

二、子ども家庭庁は、心身の発達の過程にある者(以下「子ども」という。)が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、子どもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、子ども及び子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他の子どもの健やかな成長及び子育て支援並びに子どもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。



三、こども家庭庁は、二の任務を達成するため、内閣府本府、文部科学省及び厚生労働省から移管するこどもの福祉及び保健、子育て支援等に関する事務に加え、小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進、地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保、こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進、いじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備、こどもの権利利益の擁護等に関する事務をつかさどるとともに、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する事項、結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項、子ども・若者育成支援に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

四、こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

五、こども家庭庁に、こども家庭審議会等を置く。

六、この法律は、令和5年4月1日から施行する。

七、政府は、この法律の施行後5年を目途として、こどもの健やかな成長及び子育て支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**【附帯決議】**（4.6.14内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 こども施策の実施に当たっては、関係府省庁、地方公共団体等の連携及び人材の育成確保に万全を期すこと。特にこどもの教育に関しては、こども施策に関する総合調整機能を担うこども家庭庁と教育行政をつかさどる文部科学省との緊密な連携の確保を図ること。

二 生活困窮家庭のこどもの学習・生活支援、いじめや不登校への対応、児童虐待防止対策等のこども施策はこども家庭庁設置後においても複数の府省庁が関わることから、こども家庭庁は、こども施策の司令塔として、企画立案、執行、評価及び改善の各段階を通じて積極的に関与し、こどもの最善の利益の実現を図ること。その際、必要に応じて関係府省庁との協働プロジェクトを展開するなど、組織の枠組みにとらわれない施策の実施に努めること。また、こども家庭庁がその「役割」を十分に果たせるよう、しっかりとした人員体制の構築を図ること。

三 こども家庭庁の所掌事務を掌理する内閣府特命担当大臣は、内閣府設置法第12条の規定による関係行政機関の長に対する勧告等の権限を適切に行行使すること。

四 こども家庭審議会は、メンバーの選定及び運営の公平性・透明性を確保するとともに、こどもを取り巻く諸課題に迅速に対処するために必要な課題の把握・検証を不断に行い、関係府省庁、地方公共団体、教育機関その他の関係機関などに対する実効性のある施策の実現に取り組むこと。

五 こども施策の検討に当たっては、こどもや若者の意見を把握するために、特定の手段によることなく多様な手法を検討・活用するとともに、こどもや若者が意見を表明しやすい環境整備に向けて、地方公共団体、教育機関その他の関係機関などと緊密に連携すること。また、こどもの意見形成を促進するために、こどもの年齢及び発達度を考慮し、こどもが理解しやすく、かつ、アクセスしやすい多様な方法で十分な情報提供を行うこと。

六 こどもの年齢及び発達度に依り、こどもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮するための方針を早期に具体化し、その実施に当たっては、関係府省庁に対しその趣旨を徹底するとともに、実効性の確保に向けて恒常的な連携を図ること。

七 政府は、こどもに関するデータや統計について、国際比較の観点も含め、更なる充実を図ること。

八 我が国の家族関係社会支出が諸外国と比べて低水準となっているとの指摘を踏まえ、こども政策については、こどもの視点に立って、必要な政策を取りまとめた上でその充実を図り、十分な予算確保のための方策及びそのための安定財源の確保の検討に早期に着手すること。

- 九 こども家庭庁設置法の施行後5年を目途として行われる検討に当たっては、文部科学省が所掌する事務のうち初等中等教育等に関する事務及び同法第4条第1項に規定する事務を含むこども施策の総合的な推進を図るための行政組織の連携などその在り方について、検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- 十 九の検討を行うに当たっては、特に、こどもの権利の擁護に関する施策の実施の状況についても十分に勘案すること。  
右決議する。

## こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第39号)

(衆議院 4. 5. 17可決 参議院 5. 18内閣委員会付託 6. 15本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、関係法律の整備

- 1 関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に関係する法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整理を行う。
- 2 幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育の内容に関する基準の整合性を制度的に担保するため、学校教育法及び児童福祉法を改正し、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるに当たり又は内閣総理大臣が保育所保育指針を定めるに当たり、それぞれ内閣総理大臣又は文部科学大臣に協議することとする規定を設ける。
- 3 1及び2のほか、内閣総理大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要な協議に関する規定を整備するなど、関係法律の規定の整備を行う。

#### 二、行政組織に関する法律の整理

- 1 内閣府本府、文部科学省及び厚生労働省について、こども家庭庁にその権限の一部が移管されることに伴い、所掌事務の規定並びに審議会及び特別の機関の規定の整理を行う。
- 2 こども家庭庁の所掌事務を掌理する内閣府特命担当大臣を置き、当該大臣が掌理する事務に関する規定を整理する。

#### 三、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、こども家庭庁設置法の施行の日から施行する。

### 【附帯決議】 (4. 6. 14内閣委員会議決)

こども家庭庁設置法案(閣法第38号)と同一内容の附帯決議が行われている。

## 公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案(閣法第40号)

(衆議院 4. 4. 12可決 参議院 4. 25財政金融委員会付託 5. 11本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図り、もって企業財務書類の信頼性を高めるため、上場会社等の監査に係る登録制度の導入、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し、公認会計士の資格要件の見直し等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、公認会計士法の一部改正

- 1 公認会計士の資格要件のうち業務補助等の期間を2年以上から3年以上に改める。
- 2 公認会計士名簿に登録を受けなければならない事項として、勤務先その他の所定の事項を規定する。
- 3 公認会計士が、2年以上継続して所在が不明であるとき等に該当する場合には、日本公認会計士協会は、資格審査会の議決に基づき、当該公認会計士の登録を抹消することができる。

- 4 監査法人の社員の配偶者が会社等の役員等であるために当該監査法人の監査証明業務が制限されることとなる社員を、当該会社等の財務書類について当該監査法人が行う監査証明業務に関与する社員その他の社員に限る。
- 5 公認会計士及び監査法人は、日本公認会計士協会による上場会社等監査人名簿への登録を受けなければ、上場会社等の財務書類について監査証明業務を行ってはならない。
- 6 上場会社等監査人名簿への登録を受けた者は、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制を整備しなければならない。
- 7 金融庁長官から公認会計士・監査審査会に委任する監査法人等に対する立入検査等の権限の範囲を見直す。

## 二、金融商品取引法の一部改正

上場会社等は、その財務計算に関する書類及び内部統制報告書について、上場会社等監査人名簿に登録を受けた公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。

## 三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第41号)

(衆議院 4. 4. 21可決 参議院 5. 10消費者問題に関する特別委員会付託 5. 25本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、消費者契約法の一部改正

- 1 意思表示を取り消すことができる不当な勧誘行為の類型に、消費者が消費者契約の締結について勧誘を受けている場所において、相談を行うため連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、連絡することを妨げることを追加する。
- 2 無効とする消費者契約の条項の類型に、事業者の損害賠償責任の一部を免除する条項において事業者等の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていないものを追加する。
- 3 事業者の努力義務として、消費者の求めに応じて、解除権の行使に関して必要な情報を提供すること及び解約料の算定根拠の概要を説明すること、また、適格消費者団体の要請に応じて、消費者契約の条項を開示すること及び解約料の算定根拠を説明すること等を規定する。

#### 二、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正

- 1 共通義務確認訴訟の対象となる損害に、算定の基礎となる主要な事実関係が相当多数の消費者について共通すること等の要件を満たす慰謝料を追加する。また、被告とすることができる者に、被用者の選任等について故意又は重大な過失により相当の注意を怠った事業監督者等を追加する。
- 2 共通義務確認訴訟において、共通義務の存否にかかわらず和解をすることができるものとする。
- 3 共通義務確認訴訟が係属する裁判所は、事業者等に対して、対象消費者等の氏名等が記載された文書を開示することを命ずることができるものとする。また、簡易確定手続において、簡易確定手続申立団体の求めがある場合、事業者等は、知っている対象消費者等に対して一定の事項を通知しなければならないものとする。
- 4 内閣総理大臣は、一定の要件に該当すると認められる特定非営利活動法人等を、その申請により、特定適格消費者団体が行う被害回復関係業務に付随する事務等の支援業務を行う消費者団体訴訟等支援法人として認定することができるものとする。

#### 三、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

【附帯決議】 (4. 5. 20消費者問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 法改正後直ちに、諸外国における法整備の動向を踏まえ、消費者契約法が消費者契約全般に適用される包括的な民事ルールであることの意義や同法の消費者法令における役割を多角的な見地から整理し直した上で、判断力の低下等の個々の消費者の多様な事情に応じて消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる制度の創設、損害賠償請求の導入、契約締結時以外への適用場面の拡大等既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方について検討を開始し、必要な措置を講ずること。
- 二 一の検討の際には、超高齢社会が進展し高齢者の消費者保護の重要性が高まっていることや、成年年齢の引下げ後における若年者の消費者被害の状況等を踏まえ、悪質商法による被害を実効的に予防・救済するとの観点を十分に踏まえること。
- 三 一の検討の際には、消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）の創設について検討するとともに、「平均的な損害」の額に係る立証責任の転換を含め、消費者契約に関する検討会の報告書において将来の検討課題とされた事項等について引き続き検討すること。
- 四 消費者契約法第4条第3項第3号については、同項第1号及び第2号の従前の解釈を狭めるものではないことを周知すること。また、同項第4号に関し、内閣府令で相談を行う方法を定めるに当たっては、特定の相談方法が除外されないことがないように網羅的に規定すること。
- 五 消費者契約法第9条第2項の算定根拠の概要の説明については、請求されている損害賠償又は違約金が平均的な損害の額を超えているか否かについて消費者が理解し得るような説明を事業者がすべきことを周知すること。
- 六 消費者契約法第12条の3から第12条の5までに関し、内閣府令で要請の方法を定めるに当たっては、適格消費者団体が過度の負担を負うことがないようにすること。
- 七 集団的消費者被害回復制度における共通義務確認訴訟の対象範囲の拡大及び和解の柔軟化並びに簡易確定手続の対象消費者への通知方法の見直し等について、十分な周知を行うとともに、政省令等を検討するに当たっては、改正の趣旨を踏まえたものとする。
- 八 差止請求制度及び集団的消費者被害回復制度が実効的な制度として機能するよう、新たに創設される消費者団体訴訟等支援法人に対し、充実した業務を実施するための支援を行うとともに、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する財政面を含めた支援の充実及び P I O—N E T に係る情報の開示の範囲の更なる拡大の検討を行うこと。
- 九 裁判手続の I T 化及びオンラインでの紛争解決（O D R）推進の議論を踏まえて、簡易確定手続における特定適格消費者団体と対象消費者の間の手続の I T 化に当たって、必要な支援について、検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 十 消費者裁判手続特例法等に関する検討会の報告書において、提言がなされたが改正事項とはならなかった「公告に要する費用の一定額を事業者が負担すること」、同報告書で将来的な検討課題とされた「特定適格消費者団体が事業者以外の第三者から対象消費者に関する情報を取得すること」及び「財産に関する情報を含む事業者の情報の開示手続を新設し、同手続を含む事業者の情報について行政機関や事業者以外の第三者から取得すること」について、改正法の運用を踏まえ必要な検討を行うこと。
- 十一 より効率的に集団的な被害回復を図る制度として、オプトアウト方式等の事業者に不当な収益を残さないための有効な手段の導入について、改正法の運用を踏まえ必要な検討を行うこと。
- 十二 悪質商法による被害に遭った消費者の被害回復には、集団的消費者被害回復制度のみでは不十分であることから、特定適格消費者団体又は行政庁による破産申立て及び行政庁が加害者の財産を保全し違法収益をなく奪する制度などを含め、改正法の運用を踏まえ必要な検討を行うこと。
- 十三 具体的な消費者団体訴訟事案に関し、適格消費者団体等の活動状況や消費者団体訴訟の訴訟結果を一覧できる仕組みの構築等を通じて、消費者が安心して案件を確認し、訴訟に参加できる環境を整備すること。

十四 全国どこに住んでいても質の高い消費者行政サービスを受けることができる地域体制を整備することが重要であり、そのためには全国各地の消費生活センター及び消費生活相談員の活動支援に努めることが不可欠であることから、その実現に向けて地方公共団体に対する更なる支援に努めること。その他、地方消費者行政の体制の充実・強化のため、恒久的な財政支援策を検討するとともに、既存の財政支援の維持・拡充、消費者行政担当者及び消費生活相談員に対する研修の充実、消費生活相談員の処遇改善等による人材の確保、若年者が利用しやすくなるようSNSを活用した消費生活相談窓口の充実に向けた支援措置、地方公共団体の執行体制強化につながる支援措置、消費者安全確保地域協議会の設置の促進等の適切な施策を実施すること。  
右決議する。

## 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第42号)

(衆議院 4. 4. 19可決 参議院 4. 22厚生労働委員会付託 5. 13本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、緊急時に新たな医薬品等を速やかに薬事承認する仕組みを整備するとともに、処方情報及び調剤情報の即時的な一元管理を可能とする電子処方箋の仕組みを整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、医薬品の製造販売の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次のいずれにも該当する医薬品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その適正な使用の確保のために必要な条件及び2年を超えない範囲内の期限を付してその品目に係る製造販売の承認を与えることができるものとする。

- 1 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品であり、かつ、当該医薬品の使用以外に適当な方法がないこと。
- 2 申請に係る効能又は効果を有すると推定されるものであること。
- 3 申請に係る効能又は効果に比して著しく有害な作用を有することにより医薬品として使用価値がないと推定されるものでないこと。

二、一により条件及び期限を付した製造販売の承認を受けた者は、その品目について、当該承認の期限内に、改めて製造販売の承認の申請をしなければならないものとする。また、厚生労働大臣は、当該申請に係る審査を適正に行うため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、一の期限を1年を超えない範囲内において延長できるものとする。

三、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品について、一及び二に準じた改正を行う。

四、医師又は歯科医師は、患者等の求めに応じて、処方箋の交付に代えて、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該処方箋を電磁的方法により提供することができるものとし、その場合は、患者等に対して処方箋を交付したものとみなすものとする。

五、この法律は、公布の日から施行する。ただし、四の規定は、令和5年2月1日までの間において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】 (4. 5. 12厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、緊急承認制度が、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるパンデミック等の緊急事態における健康被害の拡大を防止するために医薬品等を速やかに供給するための制度であることを踏まえ、その運用に当たっては、不適切な拡大適用が行われないよう緊急性、代替の困難性等の要件を判断するとともに、通常の薬事承認とは異なる緊急承認の意義や適用の判断について、国民の理解が得られるよう説明責任を十分に果たすこと。

二、緊急承認制度の運用における透明性、公平性を確保するため、審査報告書や審議会議事録の早期公表、承認済みや開発中の医薬品等の情報開示や情報発信に努めること。また、感染症の流行

等の具体的状況や審査する医薬品等の性質等により運用の基準が異なり得ることなども踏まえ、有効性の推定と安全性の確認に係るリスクとベネフィットの比較衡量の在り方等、承認審査に当たっての基本的な考え方について早期に整理して明らかにすること。

三、緊急承認制度により承認された医薬品等の市販後の安全対策を徹底するため、製造販売業者による安全性監視計画の設定、徹底したリスク管理、安全性についての情報収集及び収集した情報の専門家による迅速な評価を実施すること。

四、緊急承認制度により承認された医薬品等について、当該承認後に改めて行う承認申請に当たっては基本的に第三相の検証的臨床試験の成績の提出を求めるとともに、当該承認時に付された期限の延長は原則として1年間の延長が1回限りとなるよう運用し、制度の適用を正当化する安全性、有効性等が確認できない場合には、期限を待たずに速やかに承認を取り消すこと。

五、緊急承認制度により承認された医薬品等の副作用、副反応による健康被害が生じた場合には、当該健康被害の情報を速やかに開示するとともに、医薬品副作用健康被害救済制度、又は予防接種法の救済制度の対象となることを確実に周知すること。

六、電子処方箋については、早期に全ての医療機関、薬局等において導入されるよう、システムの導入を支援するとともに、医療機関や薬局に過度な負担とならないよう必要な配慮を行うこと。あわせて、電子処方箋の運用に伴う費用の負担について、電子処方箋の普及状況及び効果等を定期的に検証した上で、基盤整備期間中は国において必要な財政支援をすること。

七、重複投薬の防止等の電子処方箋導入による効果を十分に発揮できるようにするため、電子処方箋の意義、効果を国民に周知するとともに、マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた措置を講ずること。また、国民が広くマイナポータルで処方内容を確認できるようになるまでの暫定的措置として行う紙の処方内容の控えの交付を終了するに当たっては、マイナンバーカードを利用しない患者が処方内容を確認できる方策を講ずること。

八、国民が自らの保健医療情報を把握できるようにするとともに、医療機関が連携して質の高い医療を提供できるようにするため、標準規格に準拠した電子カルテの普及促進に向けた医療機関への財政支援等を講ずることにより、電子カルテ情報についても医療機関間で共有できるよう仕組みを速やかに構築し、データヘルス改革を一層推進すること。

九、国民の健康づくりにつながる新たなサービス創出のため、パーソナル・ヘルス・レコードの取組を推進するとともに、オンライン診療やオンライン服薬指導を含め、患者の利便性向上に寄与する保健医療分野におけるデータの利活用やデジタル化等のデータヘルス社会の実現に向けた取組を推進すること。

十、薬事承認制度が製薬企業からの申請に基づくものであることを踏まえ、製薬企業の研究開発支援、申請時の企業負担の軽減、治験等の手続の簡素化、企業相談の実施その他の製薬企業の薬事承認申請を促進するとともに、緊急時には国が主導して医薬品等を確保する仕組みを検討し整備するための措置を講ずること。

十一、国内外の創薬イノベーション基盤強化のため、臨床研究中核病院間のネットワーク形成による効率的な治験データ収集体制の構築、国際共同治験実施のための現地人材育成、臨床研究及び治験ネットワーク構築並びに拠点整備支援等の国内外における治験環境の整備拡充その他の官民におけるデータ利活用の環境整備、薬価制度上の創薬イノベーションの適切な評価を実施すること。

十二、医薬品等による副反応疑い報告制度の運用において情報不足により評価不能とされる事例の割合が多いことを踏まえ、副作用や副反応を疑う症状が発生した場合における健康被害調査の充実、当該症状を訴える患者に対応できる医療機関の紹介その他の当該症状に悩む者への支援を充実するとともに、副作用や副反応の治療のための研究を促進すること。また、健康被害救済制度に関し、厳密な医学的因果関係までを求めない健康被害の救済を確実に実施するとともに因果関係を証明するデータが不足する場合における救済や支援について諸外国の制度を含め情報収集し、検討すること。

十三、予防接種法の救済制度の適用に関し、請求された死亡等と予防接種との因果関係については、

- 厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とするとの考え方に基づいて速やかな救済を行い、国民の信頼に応えること。
- 十四、医薬品等の市販後の安全対策を充実するため、患者自らが医薬品の副作用、副反応が疑われる事例を報告できる仕組みについて、利用しやすくするための報告方法の改善、報告に対するフォローアップの拡充、報告内容の添付文書の改訂等の安全措置への反映等、報告の活用を促進するための施策を実施すること。また、予防接種の実施状況と副反応疑い症状の発現状況等を個人単位で連結して報告、把握するシステムの整備、予防接種の安全性等に関する調査を的確に行うためのデータベースの整備を実施すること。
- 十五、国内におけるワクチン、治療薬の開発、生産体制確立のため、治験費用や薬事承認に係る費用の補助、治験や臨床研究に関する国民の理解の増進、医療系ベンチャー企業の育成等の医薬品等の研究開発から実用化までの各段階を総合的に支援すること。
- 十六、疾病の治療又は予防に関し使用価値を有する医薬品について、特に緊急時に医療上の必要が認められた場合に、当該疾病に関する学会等の意見を参考にして当該医薬品を優先かつ迅速に承認する制度の活用について検討を加えるとともに、国民の生命及び健康の保護の観点から必要不可欠な医薬品、医療機器及び再生医療等製品の国内における生産体制の整備及び研究開発の推進のための施策について検討を加え、これらの結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 右決議する。

## 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)

(衆議院 4.4.26可決 参議院 4.27経済産業委員会付託 5.13本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正
  - 1 エネルギーの使用の合理化の対象に非化石エネルギーを追加するとともに、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対し、非化石エネルギーへの転換の目標に関する計画の作成等を義務付ける。
  - 2 電気の需給状況の変動に応じた電気の需要のシフトを図るため、現行の「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、事業者の取組に関する指針を整備する等の措置を講じる。
- 二 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の一部改正
  - 1 水素等を非化石エネルギー源として位置付けるとともに、一定規模以上のエネルギーを供給する事業者に対し、エネルギー源の環境適合利用の目標に関する計画の作成等を義務付ける。
  - 2 電気事業者が電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生する二酸化炭素を回収・貯蔵する措置をエネルギー源の環境適合利用として位置付けるとともに、一定規模以上の電気を供給する事業者に対し、エネルギー源の環境適合利用の目標に関する計画の作成等を義務付ける。
- 三 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正
  - 1 機構の業務に、水素等の製造及び貯蔵、二酸化炭素の貯蔵等に関する出資業務等を追加する。
  - 2 機構の名称を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改称する。
- 四 鉱業法の一部改正  
鉱業法の適用を受ける鉱物に希土類金属鉱（レアアース）を追加する。
- 五 電気事業法の一部改正
  - 1 発電設備の休廃止について、「事後届出制」から「事前届出制」に改める。
  - 2 「大型蓄電池」を「発電事業」に位置付ける。
- 六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行する。

**【附帯決議】**（4.5.12経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 我が国が国際的に約束した温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の一層の促進等を図ることが、我が国産業の新たな技術優位の確立につながるよう、必要な技術開発やその支援措置等の拡充に早急かつ強力に取り組むこと。また、太陽熱や廃熱等も含め、既存のエネルギー源等の活用の在り方についても積極的に検討を進めること。

二 ロシアによるウクライナ侵略等最近の国際情勢の変化に的確に対応して、我が国の資源・エネルギー政策を再検証しつつ、資源・エネルギーの安全保障・安定供給の確保及び価格の安定に全力で取り組むこと。そのための措置として、事業者に対する支援を通じた資源・エネルギーの調達先の一層の多角化や調達への国の関与強化等による安定供給確保に努めるとともに、代替資源の研究開発支援、再生可能エネルギー等の一層の導入促進、蓄電池の活用、地域間連系線の整備や小規模分散型電源への転換促進への支援、ヒートポンプの導入拡大支援、送配電網の高度化などの送配電ロスを低減するための取組、我が国海域でのエネルギー・鉱物資源の開発及び事業化支援等による資源・エネルギーの自給率の向上に向けた実効性のある取組等を総合的かつ早急に進めること。

また、電力需給逼迫の常態化や電力価格の高止まりに対する喫緊の措置として、再生可能エネルギーその他国内で稼働可能な電源のベストミックスを図ることにより当面の電力供給の確保のための実効性のある施策を講ずること。

三 電力自由化の下での我が国全体の供給力確保に対しては国が最終的な責任を負うべきであることに鑑み、中長期的に必要な不可欠な規模の電源の維持・確保に向け、容量市場について、その制度目的に照らして改善すべき点がないか検証しつつ、安定的で着実な運用を図るとともに、電力自由化の下での安定供給とカーボンニュートラルの両立に資する投資環境を早急に整備すること。あわせて、発電所休廃止に係る事前届出制の運用に当たっては、休廃止を行おうとする事業者の自律的で合理的な経営判断を最大限尊重すること。

四 揚水発電が、電力需要変動に対する調整機能、再生可能エネルギーの出力制御の抑制及び災害時における電力供給源としての機能等において重要な役割を果たしていることを踏まえ、その最大限の活用及び維持開発が図られるよう、必要な制度措置の検討を早急に進めること。

五 水素・アンモニアについては、その特性に応じ、エネルギー効率及び経済性に配慮しつつ、用途ごとの利用の在り方を明確にして活用するよう努めること。また、今後の再生可能エネルギーの導入状況や技術開発の進展状況、製造コスト等の観点から不断に検討を加え、できるだけ早期に温室効果ガスの排出を可能な限り抑えた製造方法等への移行を進めること。

六 営農型太陽光発電については、その大きなポテンシャルを踏まえ、引き続き関係省庁で連携して、導入拡大のため必要な措置を講ずるよう努めること。

七 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構における出資・債務保証の範囲拡大に伴う業務の実施に当たっては、必要な専門人材の確保に留意しつつ、その業務が多額の国費を用いるものであることを踏まえ、支援措置の有効性及び効率性に十分に配慮するとともに、国民への適切な情報開示に努めること。

八 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針の策定に当たっては、気候変動対策及びサステナビリティに関する国際的な議論や動向を踏まえ、民間企業による企業価値と競争力を高めるための経営判断及び自助努力による取組に十分に配慮すること。

また、特定事業者等に対して非化石エネルギーへの転換に関する中長期的な計画の作成を求めると当たっては、サステナビリティに関する基準やESG評価への対応のために事業者が作成している計画の活用を可能とするなど、その負担の最小化に配慮するとともに、主務大臣による指導及び助言に当たっては、そうした事業者の経営判断や取組を可能な限り支援・尊重すること。

あわせて、取組の評価に当たっては、サプライチェーン全体による取組等の効果を考慮しつつ、



目標となる基準の妥当性について現実に即した不断の見直しを行うとともに、評価結果に基づく罰則の適用や低評価の結果公表は慎重に行い、高評価の結果を積極的に開示するなど、事業者インセンティブを与える措置を講ずること。

右決議する。

## 航空法等の一部を改正する法律案(閣法第44号)

(衆議院 4.4.26可決 参議院 5.23国土交通委員会付託 6.3本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

#### 一 航空法の一部改正

- 1 国土交通大臣は、航空脱炭素化推進基本方針を定めることとする。
- 2 国土交通大臣は、本邦航空運送事業者が作成した航空運送事業脱炭素化推進計画が、航空脱炭素化推進基本方針に適合するものであること等の基準に該当するものであると認めるときは、その認定をすることとする。
- 3 2の認定を受けた航空運送事業者は、二の3の協議会に対し、2の認定を受けた航空運送事業脱炭素化推進計画の円滑かつ確実な実施のために必要な協議を求められることができることとする。
- 4 国土交通大臣は、航空運送事業基盤強化方針に令和3年度の料金減免の内容等に関する事項を定めた場合において、令和5年3月31日までの間に料金減免を行うときは、当該事項を令和3年度及び令和4年度の料金減免の内容等に関する事項に変更することとする。

#### 二 空港法の一部改正

- 1 国土交通大臣である空港管理者は、空港脱炭素化推進計画を作成することができることとする。
- 2 国土交通大臣は、国土交通大臣以外の空港管理者が作成した空港脱炭素化推進計画が、航空脱炭素化推進基本方針等に適合するものであること等の基準に該当するものであると認めるときは、その認定をすることとする。
- 3 空港脱炭素化推進計画を作成しようとする空港管理者は、空港脱炭素化推進協議会を組織することができることとする。
- 4 国は、空港脱炭素化推進事業の用に供するため、行政財産を空港脱炭素化推進計画(国土交通大臣が作成したものに限り。)又は2の認定を受けた計画に定められた空港脱炭素化推進事業の実施主体に貸し付けることができるとし、当該貸付けの期間は30年以内とすることとする。

#### 三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

### 【附帯決議】(4.6.2国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 航空の脱炭素化の推進には、バイオジェット燃料を含む持続可能な航空燃料であるSAFの供給の拡大が不可欠であることから、国産SAFの開発及び製造等の導入の促進に関する事項について航空脱炭素化推進基本方針に盛り込むこと。また、国産SAFの安定した供給を目指し、開発、製造及び流通を行う事業に対する、国による財政面を含めた支援について早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。なお、国産SAFの開発及び製造が軌道に乗るまでの当面の間は、輸入SAFの安定的な調達、価格低減を図るための環境整備を図ること。
- 二 空港脱炭素化推進計画が早期に策定されるよう、国が管理する空港については速やかに計画策定を進めるとともに、それ以外の空港についても、計画策定の進捗状況を把握した上で、必要な指導・助言等に努めること。

- 三 航空会社及び空港会社等に対する支援については、新型コロナウイルス感染症による甚大な影響が長期化しており、航空会社の財務の健全化には時間を要することに加え、原油価格の高騰等による影響も踏まえ、安全かつ安定的な航空ネットワークが維持されるよう、中期的な視点で着実に実施すること。
- 四 航空需要の活性化を図るため、国内はもとより、水際対策の更なる緩和や外国人観光客の本格的な受入れなど、必要な措置を講ずること。  
右決議する。

### 宅地造成等規制法の一部を改正する法律案(閣法第45号)

(衆議院 4. 4. 21修正議決 参議院 5. 11国土交通委員会付託 5. 20本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、宅地造成、特定盛土等（宅地又は農地等において行う盛土等で政令で定めるものをいう。）又は土石の堆積（一定期間の経過後に除却するものに限る。）（以下「宅地造成等」という。）による災害を防止するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 題名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改めることとする。
- 二 主務大臣（国土交通大臣及び農林水産大臣とすることとしている。）は、宅地造成等に伴う災害の防止に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととする。
- 三 都道府県等は、基本方針に基づき、おおむね5年ごとに、宅地造成等に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地の地形等に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。
- 四 都道府県知事等は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地等の区域であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として、また、同規制区域以外の区域であって、自然的・社会的条件からみて、特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合、これに伴う災害により市街地等の区域の居住者等に危害を生ずるおそれが特に大きい区域を、特定盛土等規制区域として、指定することができることとする。
- 五 一定の場合を除き、宅地造成等工事規制区域内での宅地造成等に関する工事及び、特定盛土等規制区域内での特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きいものとして政令で定める規模のものに限る。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、都道府県知事等の許可を受けなければならないこととする。
- 六 五の許可を受けた者は、宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程を含む場合、当該工程に係る工事を終えたときは、その都度、都道府県知事等の検査を申請しなければならないこととする。
- 七 罰則について、所要の規定を設けることとする。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

なお、本法律案については、衆議院において、検討条項に関し修正が行われた。

#### 【附帯決議】（4. 5. 19国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定を円滑に進められるよう、基本方針、政省令等の案を可能な限り早期に都道府県等に示すとともに、基本方針等においては、規制区域の全体像及び具体的な内容を示すこと。また、具体的な盛土計画がある地域を含め基礎調査の予備的な調査を施行日前に実施するよう促すとともに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査の結果の活用を検討し、基礎調査の早期完了を目指すこと。さらに、これらに必要な財政的支援を検討するとともに、専門的知識を有する職員が不足

- する地方公共団体への技術的支援のため、地方整備局等に配置する担当職員の増員等、支援に係る体制の整備に努めること。
- 二 盛土等に伴う災害のリスクがある区域については、想定外の災害が発生しないよう、都道府県知事等の判断で幅広く柔軟できめ細かく規制区域が指定できるようにするとともに、関係行政機関の連携により、的確に規制区域の指定がなされるようにすること。また、都道府県等の基礎調査による客観的なリスク分析、市町村長の申出や都道府県知事等のパトロールによる政策的判断等、区域指定の意思決定手順を明確にするとともに、規制区域の指定に係る業務を適切に行えるよう、きめ細かなガイドラインの策定や地方公共団体に対する必要な助言等の支援に努めること。さらに、「市街地」、「市街地となろうとする土地の区域」や「斜面地」のいずれにも該当しない平坦で広範な農地等の中に位置する人家や鉄道等の公共公益施設の利用者等に対する安全確保が、限定的な区域指定によって阻害されることのないよう、都道府県知事等による必要かつ十分な規制区域の指定がなされるようにすること。
- 三 本法に基づく都道府県知事等による勧告、改善命令及び行政代執行が適時適切に実施されるよう、既存不適格である特定盛土等を含め、ガイドライン等により、具体的かつ明確な基準等を丁寧に示すこと。また、本法により、地方公共団体は、規制区域の指定や行政代執行等、難しい判断が求められることから、負担の軽減を図るため、必要に応じ有識者等から意見を聴くよう促すこと。さらに、行政代執行に係る必要な財政的支援を検討すること。
- 四 工事許可の技術的基準の策定に当たっては、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等で見られた滑动崩落の防止を担保できる厳格な基準とすること。また、宅地造成のための盛土等、建設残土の一時保管のための盛土等、開発のための森林の形質の変更等の現場実態やリスクに見合った具体的な基準とすること。加えて、工事許可の申請時に必要となる説明会等での住民等からの要望等を踏まえ、周辺環境や運び込まれる建設残土の環境基準への適否に十分に配慮した工事が行われるよう取り組むこと。
- 五 市町村が有する地形、地質、盛土等に関する情報の共有等、都道府県と市町村との連携を促すこと。また、都道府県知事等が地域住民、関係市町村長等から盛土等に関する情報の提供を得られやすい体制の整備を推進し、不適切な盛土等の早期発見につなげること。さらに、警察による違法な盛土等の取締りの実効性を高めるため、体制の整備、関係機関との連携等を強化すること。
- 六 所有者不明土地においても不適切な盛土等が発生しないよう、関係行政機関が連携し適切な措置を講ずること。
- 七 建設残土の搬入及び搬出の実態を定期的に把握するとともに、建設発生土の工事間利用に係るマッチングを推進すること。また、公共工事や民間工事を問わず、可能な限り指定利用等を促すこと。さらに、必要な残土処分場の適正な確保のための方策について、行政による施設確保を含め検討すること。加えて、建設工事の施工に当たり、建設発生土が可能な限り抑制されるよう、設計・工法の改善や場内利用の促進を図ること。
- 八 本法の施行状況、関係法令の運用状況等を踏まえ、本法の規制区域外における規制の在り方並びに大規模工事から発生した土砂等の管理を適正に行うためのトレーサビリティ制度及び自然災害、大規模工事等により発生した土砂等の置場の確保に向けた具体的な方策について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を検討すること。
- 九 不適切な盛土等による災害を防止するため、本法と砂防法、森林法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を所管する関係府省庁間の連携や調整を密に行うこと。また、主務大臣である国土交通大臣と農林水産大臣の権限と責任を明確にすること。
- 十 中間処理場に搬入された建設発生土の適正な処理を担保することの重要性に鑑み、本法による厳格な出口規制と併せて、中間処理場の管理運営の更なる実態把握に努め、必要な対策を講ずること。
- 右決議する。

**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣**

## 法第46号)

(衆議院 4. 4. 26可決 参議院 4. 27環境委員会付託 5. 11本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する対策強化のため、国と地方公共団体の役割分担の見直し等による防除体制の強化、特定外来生物のうち緊急に対処を要するものに係る検査並びに当該検査対象の移動禁止及び消毒命令等の措置の新設、特定外来生物の一部についてその飼養状況等に鑑み規制を適用除外とする規定の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、主務大臣等は、特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要となる情報等を収集するための調査に必要な限度において、他人の土地等に立ち入り、調査を行わせることができる。
- 二、主務大臣が行う、特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品等の検査等において、当該輸入品等の所在する土地又は施設を当該検査の対象に追加する。
- 三、主務大臣等は、我が国における定着が確認されていない特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止する必要があるとき等に、都道府県は、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該特定外来生物の防除を行う必要があると認めるとき等にそれぞれ防除を行うものとする。
- 四、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるものとして政令で定めるものを「要緊急対処特定外来生物」とする。
- 五、主務大臣は、輸入品等又は移動施設に要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等しているときは、当該輸入品等又は当該施設の移動を制限し、又は禁止することを命ずることができる。
- 六、新たに特定外来生物となる外来生物について、我が国におけるその飼養等の状況等に鑑み、特定外来生物の飼養等の禁止に係る規定等を適用することによりかえって生態系等に係る被害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当分の間、これらの規定の全部又は一部について必要な条件を付して適用しないこととすることができる。
- 七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】 (4. 5. 10環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、本法において、ヒアリ等への対策が強化され、国と地方公共団体による防除体制が明記されることから、それに係る人員体制の確保及び財政上の措置等必要な措置を講じながら、国と地方公共団体、関係省庁間の緊密かつ積極的な連携を図るよう努めること。また、外来生物対策に係る科学的知見の充実を図るとともに、特にヒアリ類をはじめとした特定外来生物の効果的かつ実用的な防除手法の研究・開発を推進すること。
- 二、他人の土地等における特定外来生物の生息等の調査が可能となることに鑑み、本法の施行後、特定外来生物の侵入や分布の拡大状況等に関する情報の収集を積極的に行い、迅速かつ早期の防除につなげるよう努めること。
- 三、要緊急対処特定外来生物については、その疑いがある生物の付着等が確認された段階で輸入品等の移動の禁止を課すことが可能となることから、事業者等が要緊急対処特定外来生物の発見時に関係機関への通報を控えることがないよう、要緊急対処特定外来生物の定着を防ぐ対策への理解を促すよう努めること。また、新たに定められる事業者がとるべき措置に関する対処指針の作成に際しては、関係者の意見を聴取するなど、具体的かつ実効性のあるものとする。
- 四、水際対策において最も根本的な対策である、海外における輸出時の対策強化のため、国際連携の強化を進めること。また、国内の水際対策の強化を図ること。

- 五、特定外来生物等の指定について、新たな被害実態や科学的知見が明らかになった場合に対応できるように、指定を迅速に検討する体制を確保すること。
- 六、特定外来生物オオクチバス・コクチバスによる生態系や漁業への被害の実態と違法放流の実態を把握するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連携して、違法放流の撲滅を目指した対策と防除の取組を強化すること。また、特定外来生物を対象とした漁業権の在り方や「オオクチバス等に係る防除の指針」等のオオクチバス対策の方針を見直し、対策の実効性を高めること。
- 七、アメリカザリガニやアカミミガメは、既に広く一般に飼育されている状況を鑑み、特定外来生物への指定を検討する場合には、野外への放出を防ぐため、新たな規制内容を広範に周知するなど、学校教育等の機会も捉えつつ、外来種問題について普及啓発を一層強化すること。また、こうしたアメリカザリガニやアカミミガメの飼育を通常の特定期外生物と同様に制限しない場合には、生態系等に係る被害が生ずるおそれを解消することができないことから、無責任な飼育をなくす方向に誘導すること。
- 八、アカミミガメは寿命が非常に長く、その間に飼育者の世代交代が起こることが考えられることから、そのような場合でも、飼育者が野外への放出を行うことがないように、まずは飼育者が責任を持って対応した上で、国と地方公共団体も連携して必要な措置を講ずることにより、生態系等に係る被害の防止を図ること。
- 右決議する。

## 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第47号)

(衆議院 4.5.19可決 参議院 5.23財政金融委員会付託 6.3本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、電子情報処理組織を用いて移転することができる一定の通貨建資産等である電子決済手段の交換等を行う電子決済手段等取引業及び複数の金融機関等の委託を受けて為替取引に係る分析等を行う為替取引分析業の創設等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、資金決済に関する法律の一部改正

- 1 電子決済手段等取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行ってはならない。
- 2 電子決済手段等取引業者は、利用者への情報提供等、利用者の保護を図り、業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 為替取引分析業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行ってはならない。
- 4 為替取引分析業者は、業務方法書の定めるところにより、為替取引分析業を行わなければならない。
- 5 電子決済手段等取引業者及び為替取引分析業者に関し、立入検査等の監督規定を設ける。
- 6 前払式支払手段発行者は、高額電子移転可能型前払式支払手段を発行しようとするときは、業務実施計画を定め、内閣総理大臣に届け出なければならない。

#### 二、銀行法の一部改正

- 1 内閣総理大臣の登録を受けた者は、電子決済等取扱業を営むことができる。
- 2 電子決済等取扱業者は、顧客に対する説明や顧客に関する情報の適正な取扱い及び安全管理等、業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。
- 3 電子決済等取扱業者に関し、立入検査等の監督規定を設ける。

#### 三、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正

高額電子移転可能型前払式支払手段発行者、電子決済手段等取引業者、電子決済等取扱業者等を特定事業者に加える。

#### 四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

る。

## 電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法第48号)

(衆議院 4. 5. 13可決 参議院 6. 6総務委員会付託 6. 13本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、電気通信役務の利用者の利益の保護等を図るため、一定の高速度データ伝送電気通信役務を基礎的電気通信役務に位置付ける等高速度データ伝送電気通信役務の提供に関する制度の整備を行うとともに、電気通信役務の利用者に関する情報の適正な取扱いに関する制度の整備を行うほか、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務を提供する電気通信事業者の当該卸電気通信役務の提供義務等の創設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、基礎的電気通信役務に一定の高速度データ伝送電気通信役務を位置付け、当該役務を提供する電気通信事業者に対し、契約約款の届出等を義務付けるとともに、不採算地域において当該役務を提供する電気通信事業者に対する交付金制度を創設する。
- 二、電気通信役務の利用者に関する情報の適正な取扱いを確保するため、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、当該情報の安全管理に関する事項等を定めた規程の策定等を義務付ける。
- 三、電気通信事業者等が、利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を、当該利用者以外の者に送信させる電気通信の送信を行おうとするときは、あらかじめ、一定の事項を当該利用者へ通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならないこととする。
- 四、特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、当該役務の提供を義務付けるとともに、当該役務の提供に関する契約の締結を申し入れた者からの求めに応じて、当該契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項を提示することを義務付ける。
- 五、検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する者は、電気通信事業の届出等をしなければならないこととする。
- 六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】 (4. 6. 10総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、誰一人取り残されないデジタル社会の実現のため、本法による措置を含め、全国でのブロードバンドの整備に万全を尽くすとともに、デジタル活用を促すための支援を行い、デジタル・ディバイドの解消に努めること。また、ユニバーサルサービス制度について、社会構造の変化や情報通信技術の進展に適切に対応できるよう不断の検証・見直しを行うこと。
- 二、第二種適格電気通信事業者への交付金の算定に当たっては、支援区域ごとの事情等を考慮し、ブロードバンド事業の継続に支障のないよう配慮すること。また、交付金の意義及び算定の根拠について国民の理解を得られるよう努めること。
- 三、特定利用者情報となる情報の範囲及び特定利用者情報の適正な取扱いを義務付けられる事業者の基準について総務省令で定めるに当たっては、利用者保護及び電気通信事業の健全な発展の双方の重要性を十分に踏まえ、適正に定めること。また、本法の趣旨を踏まえ、義務付けの対象外となる事業者においても特定利用者情報の適正な取扱いが行われるよう検討すること。
- 四、特定利用者情報の取扱方針に係る総務省令を定めるに当たっては、利用者保護の重要性を十分に踏まえ、特定利用者情報を保管するサーバーの所在国や特定利用者情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国を公表することを定めること。
- 五、利用者に関する情報の外部送信に係る総務省令を定めるに当たっては、利用者の立場に立った適切かつ分かりやすい形で確認の機会が付与され、安全・安心にインターネットを利用できる環境が整備されるよう努めること。
- 六、第二号基礎的電気通信役務や特定利用者情報など本法に基づき新たに導入される制度について、

総務省令の制定を始めとする制度の詳細の整備に当たっては、高い透明性を確保した場で、事業者、消費者団体等の多様な関係者と連携・協力して検討を行うとともに、その内容を広く国民に周知すること。

七、本法附則第6条による法施行後3年経過後の検討に当たっては、保護の対象となる利用者に関する情報の範囲、情報の外部送信に係る利用者に対する確認の機会の付与の在り方、本法による規律の対象となる事業者の範囲などについて、個人情報保護法等の関連法令の施行状況及び諸外国における個人情報の保護等に関する状況も考慮して行うこと。また、法施行後3年経過以前であっても、本法の施行状況を踏まえて必要があると認める場合には、適時適切に所要の措置を講ずること。

八、卸電気通信役務に関しては、卸元事業者と卸先事業者との間で適正かつ実質的な協議が行われるよう、その動向を注視すること。

九、非常時における情報通信インフラの重要性を踏まえ、本法による措置を含め、平時から、強靱な情報通信インフラの整備・維持及び情報通信インフラの安全性・信頼性の向上に取り組むこと。右決議する。

## 児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第49号)

(衆議院 4.5.17修正議決 参議院 5.18厚生労働委員会付託 6.8本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、要支援児童等に対して包括的かつ計画的な支援を行うものとし、こども家庭センターの設置及び地域子育て相談機関の整備等に努めなければならないものとする。

二、家庭支援事業の提供が必要であると認められる者に対する市町村による利用勧奨及び措置を定める。

三、医療型児童発達支援について全ての障害児を対象とする児童発達支援に一元化するとともに、児童発達支援センターが地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関であることを明確化する。

四、都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないものとする。

五、児童自立生活援助事業の実施場所を拡充するほか、対象者の年齢制限等を緩和する。都道府県の業務として、措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うものとする。

六、都道府県は、障害児入所施設に在所している障害児等の自立した日常生活又は社会生活への移行について、市町村等との連携及び調整を図ること等の必要な措置を講じなければならないものとし、移行が困難である場合は、当該者が満23歳に達するまで在所させる等の措置を採ることができるものとする。

七、児童相談所長等は、児童に入所措置等を採る場合等においては、あらかじめ意見聴取等の措置をとらなければならないものとする。都道府県の業務として、児童の権利擁護に係る環境整備を行うものとする。

八、児童相談所長等は、一時保護を行うときは、親権者等の同意がある場合等を除き、その開始から7日以内又は事前に、裁判官に一時保護状を請求しなければならないものとする。

九、児童福祉司の任用要件に、児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項についての十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるものを追加する。

十、都道府県知事は、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等については、改善更生の状況等により適当と認められる場合に限り、保育士の登録を行うことができ

るものとする。

十一、この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

なお、衆議院において、家庭的保育事業等及び児童福祉施設並びに一時保護施設の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項として「児童の安全の確保」を追加する修正が行われた。

**【附帯決議】**（4.6.7厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の再編や支援計画の作成については、地方自治体における負担増によって、それぞれの機能が停滞することのないよう、必要な人材確保のための支援を行うとともに、円滑な施行に向け、地方自治体と適切に連携すること。
- 二、保育士の人材確保が困難な状況にある中、新たに身近な子育て支援の場として保育所等を活用し、地域子育て相談機関とするに当たっては、保育士等の一層の処遇改善と職員配置基準の改善を併せて検討すること。
- 三、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の各事業の実施に当たっては、各市町村による担い手の確保が重要であることから、必要な人材確保のための支援を行うとともに、業務に見合った処遇について検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 四、一時保護所の設備・運営基準の策定に当たっては、子どもの視点に立って子どもの最善の利益を考慮するため、子どもから意見を聴取し、可能な限りその意見を反映すること。また、一時保護される子どもの個別事情に十分対応できるものとするよう、十分検討を深めること。
- 五、里親支援センターの設備・運営基準の策定に当たっては、里親等の当事者から意見を聴取し、可能な限りその意見を反映して実効性のあるものとする。
- 六、自らの公的な支援にアクセスできない妊婦との接点を持つための具体的方策を検討するほか、妊産婦等生活援助事業の実施に当たっては、支援が必要な妊産婦に対し適切な支援を提供できるよう、新たな人材を確保するため職員の処遇改善を含む方策を検討し必要な措置を講ずるとともに、充実した研修を実施し、資質の向上を図ること。また、人材不足を理由とした人員配置の弾力運用を安易に行うことのないようにすること。
- 七、児童養護施設等において年齢を理由として一律に措置を解除する運用がなされないよう、措置延長や児童自立生活援助の積極的活用に向けた取組を行うこと。
- 八、社会的養護自立支援拠点事業においては、措置解除後のみならず、18歳までに社会的養護にながれなかった子ども等も幅広く支援するとともに、安心して相談できる場となるよう、一定期間住まいを提供する支援や社会的養護経験者によるピアサポートを積極的に活用すること。また、通えない子どもたちも想定し、アウトリーチによる支援も実施すること。
- 九、意見表明等支援事業に関し、子どもの意見・意向表明や権利擁護に向けた環境整備について、都道府県によって差が生じることで子どもに不利益となることがないように、一定の要件を提示すること。また、子どもへの意見聴取等が適切に実施されているかについて評価及び検証を行うこと。
- 十、意見表明等支援事業は、意見聴取とともに関係機関との調整を行うものであるから、子どもから聴取した意見について、これを代弁し、意見の実現に向けて関係機関との調整及び交渉を行うための運用方策について検討すること。
- 十一、意見表明等支援事業の成果と問題点の双方について実施状況を調査し、次期児童福祉法改正時に、同事業を全ての都道府県の義務とすることを含め必要な見直しを検討すること。
- 十二、意見表明等支援員が児童相談所、都道府県その他の関係機関から独立した立場で子どもの自由な意見・意向の表明を支援することが可能となるよう、独立性及び守秘義務等の必要な措置を講ずること。
- 十三、意見表明等支援員には高度の専門性が必要であることから、弁護士や社会福祉士等、その担い手を確保し、専門的な知識や技術を身につけるにふさわしいプログラムにより必要にして十分な研修が行われるよう、ガイドラインを作成し都道府県に対して周知すること。



- 十四、一時保護された子どもが自由に意見を表明する権利を確保するために、児童の権利に関する条約第12条第2項に照らし、代理人との相談・面会を希望する子どもに対し弁護士を派遣することができる事例を都道府県に対して周知すること。
- 十五、一時保護された子どもについて、意見表明を支援するとともに、意見の実現に向けて交渉し法的手続をとることを内容とする弁護士の活動について実態を把握し、その結果を踏まえ、子どもと伴走する弁護士と児童相談所の連携方策を検討すること。
- 十六、子どもの最善の利益のため、一時保護時の子どもへの意見聴取等を適切に行い、子どもの意見・意向を考慮した対応の徹底を図ること。
- 十七、一時保護時の司法審査の運用や実務の詳細を施行までに定める作業チームには、一時保護が子どもの権利や親権の行使等に対する制限であることを踏まえて、現に一時保護を経験した子ども又は親権者等及びその意見を正確に反映できる実務者も構成員に加えること。
- 十八、一時保護時の司法審査に対応するための児童相談所の人材確保と処遇改善を検討すること。
- 十九、児童相談所が裁判官に一時保護状の請求をするに当たっては、子ども及び親権者等の意見が裁判官に正確に伝わるよう適切な方策を講ずること。
- 二十、裁判所が一時保護状を発した場合、行政不服審査や行政訴訟の提起が可能であること等を理由に子ども又は親権者等の不服申立て手続を設けなかったことに鑑み、児童の権利に関する条約第9条第2項の趣旨を踏まえ、行政不服審査や行政訴訟の活用実態を把握し、次期児童福祉法改正時に必要な見直しを検討すること。
- 二十一、新たな子ども家庭福祉分野の資格取得者の質の担保を図るほか、資格取得者の児童相談所、市町村、児童福祉施設等における配置が進み、地方自治体において実効性が上がるような方策を財政措置を含めて検討し、必要な措置を講ずること。
- 二十二、子どもをわいせつ行為から守る環境整備について、保育所等では保育士資格を持たない者が保育補助として勤務している実態があることから、保育士に限らず、子どもに接する業務に携わる者全体を対象とする、いわゆる「日本版DBS制度」の導入に向けた検討を加速すること。また、万が一冤罪等であった場合には、身分回復を行う等の必要な対応を講ずること。
- 二十三、児童に対するわいせつ行為を行う可能性が高い者を保育所等で保育に従事させないことが重要であることから、こうした者が保育所等で保育士として採用されないための適切かつ実効性のある採用過程の在り方等について検討すること。
- 二十四、児童が保育士による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した際の地方自治体や保育所の設置者による事実確認に当たっては、被害児童の人権に配慮し、再発防止に資するものとなるよう、留意すること。また、被害児童及び保護者等への負担に十分に配慮した上で、実施すること。
- 二十五、前項の地方自治体や保育所の設置者による事実確認は、必要に応じて、専門家の協力や関係機関間での連携を図りながら、事実関係を客観的に確認するため、公正かつ中立に行うこととし、通報者の保護なども含め、国において、具体的な確認方法や客観的な判断基準を定めること。
- 二十六、保育所の設置者が、地方自治体の支援を受けながら、専門家の協力を得つつ、児童生徒性暴力等を受けた児童の保護及び支援並びにその保護者等に対する支援を継続的に行うことができるよう、必要な措置を講ずること。
- 二十七、保育所が送迎バス等の付加的サービスを含めた児童の安全確保に関する計画を策定することを、都道府県等が従うべき国の運営基準として定めること。その際、計画内容の職員間の共有や体制確保、定期的な訓練や研修、保護者への説明の実施などにより、その実効性を確保させること。
- 右決議する。

## 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案(閣法第50号)

(衆議院 4.5.12可決 参議院 5.16経済産業委員会付託 6.15本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、産業保安分野における革新技術の進展及び人材の高齢化に対応するため、高度な情報通信技術を活用した保安の促進に向けた認定制度の創設等の措置を講ずるとともに、気候変動問題への対応の要請、自然災害の頻発及び電力の供給構造の変化を踏まえ、燃料電池自動車に係る高圧ガス保安法の適用除外、ガス事業者による災害時連携計画の策定の義務化、小規模事業用電気工作物に係る届出制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 高圧ガス保安法の一部改正（１及び２の改正事項はガス事業法及び電気事業法についても同様）
  - １ テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者について、認定制度を創設し、認定事業者に対して保安規制に関する手続及び検査の特例を措置する。
  - ２ サイバーセキュリティに関する重大な事態が生じた場合等に、経済産業大臣は独立行政法人情報処理推進機構（以下「ＩＰＡ」という。）に対し、原因究明の調査を要請することができることとする。
  - ３ 道路運送車両法が適用される燃料電池自動車等について、高圧ガス保安法の適用を除外する。

## 二 ガス事業法の一部改正

一般ガス導管事業者に対し、災害時連携計画の作成及び届出を義務付ける。

## 三 電気事業法の一部改正

- １ 小規模な太陽光・風力発電設備を小規模事業用電気工作物と位置付け、設備の技術基準への適合性の維持、設備の基礎情報の届出及び設備の使用前の安全確認を義務付ける。
- ２ 荷重及び外力に対して安全な構造が特に必要な特殊電気工作物の工事計画の届出をする者は、当該特殊電気工作物の技術基準への適合性について、経済産業大臣の登録を受けた登録適合性確認機関の確認を受けなければならないものとする。

## 四 情報処理の促進に関する法律の一部改正

ＩＰＡの業務に、一の２の調査を追加する。

## 五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】（４．６．１４経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 高圧ガス、都市ガス及び電気事業の各分野における産業保安規制の運用に当たっては、公衆及び保安作業員の安全確保を大前提とし、今後のテクノロジーの進展等に的確に対応しつつ、保安水準の高度化及び持続的向上につながるよう、規制体系の不断の見直しに努めること。
- 二 認定高度保安実施事業者制度の運用に当たっては、重大事故等の防止に向けて、認定審査を厳正に行うとともに、適時適切な立入検査等を通して保安の実施状況を十分に監視し、あわせて、テクノロジーの活用により発生し得るサイバーセキュリティに関するリスクへの対応に万全を期すこと。
- 三 テクノロジーと人が相互に連携・融合したより高度で強靱な保安管理体制の確立に向けて、デジタルトランスフォーメーションも見据えた専門人材の活用、熟練した技術者による技術伝達の促進、女性や若年層にとって魅力ある職場環境の形成に向けた支援等の取組を進め、保安人材の持続的な育成・確保に努めること。
- 四 スマート保安を促進し、我が国全体の産業保安水準を更に高度化する観点から、中小事業者であっても、必要な保安の実施、大規模災害時等における迅速な設備復旧並びに公衆及び保安作業員の安全確保を可能とするための人材・技術基盤を確立することができるよう、保安分野におけるテクノロジーの活用方法及び自律的な検査の実施方法等の周知徹底、技術開発への支援等、必要な実効性ある措置を講ずること。
- 五 ガスに係る災害発生時の事業者の連携体制については、災害時対応に参画するガス小売事業者の適格性の確認及びその技術向上への支援、事業者間等の連携の在り方や役割分担等について検討するなど、より適切な保安体制の確保に向けて引き続き検討を行うこと。

六 小規模な太陽光及び風力発電設備に対する規制の見直しにより、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて有意義な再生可能エネルギー発電設備の導入が必要以上に抑制されることのないよう、バランスの取れた規制の運用の在り方について引き続き検討を行うこと。

また、基礎情報等の届出手続については、可能な限りデジタル技術の活用を図るとともに、設備点検等に係る適切なマニュアルを整備すること等により、事業者の負担の軽減に努めること。

さらに、再生可能エネルギー発電設備の設置状況及び保安の適正化が図られているかについて立入検査等を通して十分に監視し、その是正・改善に努めること。あわせて、いわゆる「分割案件」のような規制逃れの抑止も含めて、事業者による安全規制や立地規制等の法令遵守の徹底等に努めるとともに、改正事項の趣旨・内容について、事業者及び地域住民・地方自治体等に対し、十分に周知徹底及び情報提供等を行うこと。

七 本法律案の審査において、改正事項検討の基礎となる認定事業所の法令違反件数に係る政府資料等に度重なる誤りが発覚したことは遺憾である。経済産業省においては、安全確保を大前提とすべき産業保安規制の見直しの検討の中で、かかる事態が生じたことを重く受け止め、再発防止に万全を期すこと。

右決議する。

## 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第51号)(先議)

(参議院 4. 3. 31地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 4. 15本会議可決 衆議院 5. 13可決)

### 【要旨】

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、地方自治法の一部改正

認可地縁団体について、合併及び書面等による決議を可能とする。

#### 二、住民基本台帳法の一部改正

水道法等に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする。

#### 三、難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部改正

難病の患者等に交付する医療受給者証について、指定医療機関の包括的な記載を可能とする。

#### 四、医師法、歯科医師法及び薬剤師法の一部改正

オンラインによる医師、歯科医師及び薬剤師の届出に係る都道府県經由事務を廃止する。

#### 五、土地改良法の一部改正

土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続を見直す。

#### 六、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の一部改正

農村地域への産業の導入に関する基本計画の記載事項を簡素化する。

#### 七、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正

液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲する。

#### 八、建築基準法の一部改正

応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする。

#### 九、下水道法の一部改正

流域別下水道整備総合計画の策定及び変更に係る国への協議を届出に見直す。

#### 十、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

## 道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第52号)(先議)

(参議院 4. 4. 6内閣委員会付託 4. 13本会議可決 衆議院 4. 19可決)

**【要旨】**

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、特定自動運行に係る許可制度の創設に関する規定の整備

運転者がいない状態で一定の基準を満たす自動運行装置を使用して自動車を運行することを「特定自動運行」と定義するとともに、特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行計画等を記載した申請書を特定自動運行を行おうとする場所を管轄する都道府県公安委員会に提出して、許可を受けなければならないこととする。

二、特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定の整備

1 原動機付自転車のうち、車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として一定の基準に該当するものを「特定小型原動機付自転車」と定義し、その交通方法等に関する規定を整備する。

2 原動機を用いる小型の車であって遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が一定の基準に該当するものであり、かつ、一定の基準に適合する非常停止装置を備えているものを「遠隔操作型小型車」と定義し、その交通方法等に関する規定を整備するとともに、遠隔操作型小型車の使用者は、通行させようとする場所を管轄する都道府県公安委員会に届出をしなければならないこととする。

三、特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する規定の整備

運転免許を現に受けている者のうち、当該運転免許について運転免許証のみを有するもの等は、いつでも、その者の個人番号カードの区分部分に当該者の運転免許に係る一定の情報（以下「特定免許情報」という。）を記録することを申請することができることとする。特定免許情報が記録された個人番号カードは、運転免許証の携帯及び提示義務に係る規定の適用については、運転免許証とみなす。

四、施行期日

二の1については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日、三については公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日、その他一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**【附帯決議】**（4. 4. 12内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 本法で規定する特定自動運行に関する許可の基準、特定自動運行に係る業務に従事する者に課される義務に加え、新たな資格要件の創設等の特定自動運行に関する制度の在り方については、今後の無人自動運転移動サービスの導入の状況、自動運転に係る交通事故の発生状況、技術開発の状況等を踏まえ、必要に応じて検討すること。

二 遠隔操作型小型車の歩道等の通行においては、関係省庁と事業者が連携し、本法の規定並びに安全性に関する産業界の自主基準及び認証制度が適切に運用されるよう努め、子供や高齢者、障害者等を含めた歩行者の安全が十分に確保されるよう万全を期すこと。

三 遠隔操作型小型車による交通事故時の対応が確実に実施されるよう、都道府県公安委員会が遠隔操作型小型車の使用者に対し必要な指導を行うこと。また、歩行者の安全を脅かす悪質な使用をする者に対しては、本法の規定の趣旨を踏まえ、厳正な対応を行うこと。

四 特定小型原動機付自転車の運転者に対する新たな交通ルールの周知徹底を図るとともに、関係省庁と事業者が連携し、関係省庁又は事業者を通じた特定小型原動機付自転車の運転者及び広く社会一般に対する効果的な交通安全教育の在り方について速やかに検討し、早期に実施すること。

五 特定小型原動機付自転車の運転が運転免許を要さずに16歳以上の者に認められることの重大性に鑑み、16歳未満の者による運転や悪質・危険な運転に対し、厳正な指導取締りを行うとともに、必要に応じて運転免許制度の導入を含めた検討を行うこと。

六 特定小型原動機付自転車の車体の安全性に関する基準について、関係省庁が連携し、速やかに

検討するとともに、基準に適合しない車両や不正に改造された車両に対する取締りを徹底し、その排除に努めること。

- 七 特定小型原動機付自転車に区分される電動キックボードと、一般原動機付自転車に区分される電動キックボードについて、適用される交通ルールが異なることとなるにもかかわらず、外観上酷似していることから、両者の分類が容易に判別可能となるような外観表示について、関係省庁等が連携して適切な措置を講ずること。
- 八 自動二輪車等の駐車場台数が他の自動車に比べて少ない水準にあり、電動キックボードの普及等に伴い、今後更に不足することが見込まれる状況にあることに鑑み、関係省庁等が連携協力しながら、駐車環境の整備に向けた取組を推進すること。
- 九 自転車事故における乗車用ヘルメットの被害軽減効果が高いことに鑑み、自転車及び電動キックボード等の運転者に対して乗車用ヘルメットの着用促進に向けた効果的な啓発活動に取り組むこと。
- 十 歩行者、自転車、自動車等既存の交通主体に加え、特定自動運行の自動車、特定小型原動機付自転車、遠隔操作型小型車等が同じ交通空間を通行する新たな状況が生じることから、各交通主体の安全を確保するため、交通事故情報等を集積・分析して危険性を軽減する措置を適切に講ずるとともに、効果的かつ厳正な指導取締りを行うこと。また、関係省庁が連携し、車道と分離された自転車道、自転車専用通行帯及び歩道等の交通空間を計画的に整備すること。
- 十一 運転免許証とマイナンバーカードの一体化に当たっては、個人情報やプライバシーの保護を徹底するとともに、利便性等についての周知に努め、運転免許を保有する国民の十分な理解を得て円滑に実施されるよう努めること。  
右決議する。

## 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第53号)(先議)

(参議院 4.4.4農林水産委員会付託 4.8本会議可決 衆議院 5.19可決)

### 【要旨】

本法律案は、農林水産物及び食品の輸出の更なる拡大を図るため、農林水産物・食品輸出促進団体の認定制度の創設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の一部改正

- 1 輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、法人からの申請に基づき、国が「認定農林水産物・食品輸出促進団体」として認定する制度を創設することとする。

認定農林水産物・食品輸出促進団体に対し、食品等流通合理化促進機構による債務保証、日本貿易振興機構による助言等の支援措置を講ずることとする。

- 2 農林水産大臣の認定を受けた輸出事業計画に従って、農林水産物及び食品の輸出のための取組を行う事業者に対し、日本政策金融公庫による融資等の支援措置を講ずることとする。
- 3 輸出先国の政府機関から輸入条件が定められ、登録発行機関が輸出証明書を発行するよう求められている農林水産物又は食品について、当該農林水産物又は食品の輸出を行う事業者から申請があったときは、登録発行機関は、輸出証明書を発行することができることとする。

#### 二、日本農林規格等に関する法律の一部改正

- 1 日本農林規格の制定の対象に有機酒類を追加することとする。
- 2 登録認証機関は、その保有する情報について、他の登録認証機関から提供の依頼を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、当該情報を提供しなければならないこととする。

#### 三、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正

独立行政法人農林水産消費安全技術センターは、その業務の遂行に支障のない範囲内で、認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う輸出促進のための規格の策定に関し、必要な協力を行うことができることとする。

#### 四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

##### 【附帯決議】（4.4.7農林水産委員会議決）

我が国の食市場は、人口減少や高齢化を背景に今後縮小する一方で、世界の食市場の拡大が見込まれている。最近においては、新型コロナウイルス感染症、気候変動等による世界の食料供給への影響が懸念されており、食料安全保障の確保が求められる情勢となっている。こうした中で、農林水産物・食品の輸出の拡大は、我が国農林水産業の生産基盤を維持・強化し、持続的な食料システムを構築するとともに、農山漁村の活性化を図るためにも重要である。これまでの産地、関係団体及び国一丸となった取組により、令和3年の輸出額は、1兆円に達したところであり、一層、積極的な取組が必要である。

また、輸出先国政府による食品安全、動植物検疫上の規制が輸出拡大の障害となる事例があることに加え、一部の国・地域が東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う輸入規制措置を依然として実施しているなど乗り越えるべき課題も残されている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 農林水産物・食品の輸出の促進に取り組むに当たり、農林漁業者を始めとする関係事業者及び農村地域関連の所得向上が図られることが重要であり、これまでの輸出促進に係る諸施策の効果を検証し、効果的かつ効率的な施策を講ずること。その際、効果を正確に把握するための手法を速やかに検討すること。
- 二 農林水産物・食品の輸出をオールジャパンで推進していくため、農林水産物・食品輸出促進団体の運営基盤の強化に向けた支援を行うとともに、団体の適正な業務運営を確保すること。
- 三 HACCPの導入等の施設整備や海外現地法人の設立といった輸出拡大に取り組む事業者や新たに輸出に取り組む事業者に対し、輸出事業計画の認定を通じて、補助、融資、税制面できめ細かな支援措置を実施すること。
- 四 高鮮度で付加価値の高い輸出物流の構築や輸出に係るコストの低減のため、輸出産地との密接な連携が可能となる地域の空港や港湾の活用を促進すること。
- 五 農林水産物・食品の輸出に必要な輸出証明書の申請及び発行その他の手続並びに相談についてのワンストップサービスの充実を更に進め、輸出に取り組む事業者の負担軽減に取り組むこと。
- 六 輸出支援プラットフォームについては、在外公館や日本貿易振興機構海外事務所等の構成員間の連携を強化するとともに、現地事情に精通した人材をローカルスタッフとして活用し、農林水産物・食品の輸出に取り組む関係事業者と、その輸出品及び輸出先国・地域に適した地域商社・海外バイヤー等との効果的なマッチングの実現に努めること。
- 七 原発事故に伴う輸入規制措置については、政府間交渉に必要な情報及び科学データの収集、分析等を十分に行い、諸外国・地域に正確な情報を提供し、あらゆる機会を捉えて輸入規制措置の撤廃を強く要請すること。また、動植物検疫に関し、輸出解禁に向けた協議を推進すること。
- 八 日本産農林水産物・食品のブランド力を維持・向上し、競争力を強化するため、GAP認証等、世界の食市場において通用する認証の取得を更に支援するとともに、JAS等の我が国発の規格の国際標準化に向けた取組を推進すること。また、地理的表示の相互保護を行う国・地域の拡大に向けた取組を推進すること。

また、ブランド力の源泉である植物優良品種について、その海外流出防止を図るため、種苗法に基づく登録品種の海外持出制限等の制度を厳格に運用し、海外での品種登録等の取組を支援すること。
- 九 酒類を含む国産有機食品の海外での販路の拡大に向けて、有機食品の生産者及び製造者の認証取得の負担を軽減するため、同等性の承認を得る国・地域の拡大に向けた交渉を推進すること。
- 十 現下の国際情勢を受けた原材料価格の高騰など、原材料の調達に不安定さが増している現況に鑑み、加工食品の原材料の国産利用を推進するとともに、国産原材料を使用した加工食品の消費拡大を図ること。

右決議する。

## 民事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第54号)

(衆議院 4. 4. 21可決 参議院 4. 25法務委員会付託 5. 18本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、民事訴訟手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事訴訟法等の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、民事訴訟法の一部改正

- 1 電子情報処理組織を使用して行うことができる申立ての範囲を拡大するとともに、弁護士、国又は地方公共団体の職員による申立てについては、原則として電子情報処理組織を使用する方法に限定する。
- 2 申立て等に係る書面の電子化に係る規定及び訴訟記録のうち電磁的記録に係る部分についての閲覧等の規定を整備し、判決書等を電磁的記録として作成しなければならない旨の規定を新設する。
- 3 電子情報処理組織を使用する方法による電磁的記録の送達の制度を創設する。
- 4 映像と音声の送受信による通話の方法により口頭弁論の期日における手続を行うことを可能とする規定を整備する。
- 5 当事者の申出により、消費者契約に関する訴え等を除いた事件について手続が開始した期日から6月以内に審理を終えるとともに、審理の終結から1月以内に判決の言渡しをする法定審理期間訴訟手続を創設する。
- 6 犯罪被害者等の氏名等が手続の相手方に知られることにより社会生活を営むのに著しい支障が生ずるおそれがあるときに、これを相手方に秘匿することができる制度を創設する。

#### 二、民事訴訟費用等に関する法律の一部改正

訴えの提起の手数料等について、原則として現金をもって納めなければならないものとする規定を設けるとともに、郵便費用の予納の制度を廃止し、郵便費用に相当する額を、訴えの提起の手数料等の一部にする。

#### 三、人事訴訟法及び家事事件手続法の一部改正

離婚若しくは離縁の訴えに係る訴訟又は離婚若しくは離縁についての調停において、映像と音声の送受信による方法により手続を行う期日においても和解の成立等を可能とする規定を整備する。

#### 四、この法律は、原則として、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】 (4. 5. 17法務委員会議決)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。
- 二 訴訟手続の電子化を円滑に進めることが利用者の利益になるという観点から、施行後5年を経過した場合における検討に当たっては、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、電子情報処理組織による申立て等の利用を拡大・促進するための方策について検討すること。
- 三 訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。
- 四 訴訟手続は国民の権利関係の得喪に深くかわかり、その電子化は重大な事柄であるから、制度の円滑な施行を実現し、その利用を促進するため、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携して、制度の周知を十分に図ること。

- 五 裁判所の電子情報処理組織を構築するに当たっては、サイバー攻撃などで訴訟記録が流出して訴訟関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。
- 六 訴訟記録を電子化するに当たり、事件記録の保存期間を広げるとともに、判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。
- 七 ウェブ会議の方法による証人尋問等については、心証形成が法廷で対面して行われるものとは異なる場合もあることを踏まえ、裁判所における相当性の判断が適切に行われるよう法制度の趣旨について周知すること。
- 八 口頭弁論等における当事者等のウェブ会議による参加については、当事者や証人へのなりすましを防止すること及び第三者からの不当な影響を排除すること並びにウェブ会議の録音・録画を防止することを確保できるよう努めること。
- 九 訴えの提起の手数料の在り方について、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等のほか、訴える側の資力により適正な訴額の請求を断念せざるを得ない状況があるとの指摘や、手数料の低額化及びその算出を簡明なものとする定額化を検討すべきとの指摘も踏まえつつ、関係団体の意見聴取にも努めるなどしながら、負担の公平の見地から、必要な検討を行うこと。
- 十 訴訟手続の電子化を速やかに実現させるため、裁判所の必要な人的態勢の整備及び予算の確保に努めること。
- 十一 民事訴訟手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の要否も含めて検討し、必要な措置を講じること。
- 十二 附則第126条の規定による検討については、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等を踏まえて、適時に行うこと。  
右決議する。

## 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(閣法第55号)

(衆議院 4. 4. 21可決 参議院 4. 25農林水産委員会付託 5. 20本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するための措置を講ずるとともに、農業を担う者の確保及び育成を図るための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、地域計画の策定及びその達成に向けた取組

- 1 農業経営基盤強化促進基本構想を定めた市町村は、自然的条件等を考慮した区域ごとに、農業者等による協議の場を設け、その協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を定めるものとする。地域計画においては、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、地図に表示するものとし、農業委員会は、市町村の求めを受けてその素案を作成するものとする。
- 2 農業委員会は、地域計画の達成に資するよう、農用地等の所有者等に対し、農地中間管理機構（以下「機構」という。）に利用権の設定等を行うことを積極的に促すものとする。
- 3 機構は、農用地利用集積等促進計画を定めることとし、地域計画の区域内の農用地等について同計画を定めるに当たっては、地域計画の達成に資することとなるようにしなければならないこととする。
- 4 機構関連農地整備事業の対象に、機構が農作業等の委託を受けている農用地を追加することとする。
- 5 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めなければならないこととする。
- 6 農用地区域からの除外要件に、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるこ



とを追加することとする。

- 二、都道府県知事が定める農業経営基盤強化促進基本方針等において農業を担う者の確保及び育成に関する事項等を定めるものとし、都道府県は、農業経営・就業支援センターとしての機能を担う体制を整備するものとする。また、日本政策金融公庫が認定農業者に対して融資する農業経営の安定に必要な資金等について据置期間の延長を行う等の措置を講ずることとする。
- 三、農地等の権利取得に当たっての下限面積の要件を廃止することとする。
- 四、農業協同組合等による農業経営に係る組合員の同意手続の要件について、総会に総組合員等の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議で足りることとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

**【附帯決議】** (4.5.19農林水産委員会議決)

農業者の減少や耕作放棄地の拡大が一層進み、食料安全保障上重要かつ地域の貴重な資源である農地が適切に利用されなくなる懸念がある中、農業の生産性を高め、将来にわたって安定的な農業生産を確保していくため、地域において目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を描くことで、農業を担う者の確保・育成、農地集約化等の加速化とともに、農山漁村の活性化を図ることが重要である。

よって政府は、両法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 地域計画は、地域の話合いにより、農業の将来の在り方を考え、実現していくために不可欠なものであることから、それぞれの地域において円滑かつ着実に策定されるよう、法改正の内容を丁寧に周知するとともに、地域での取組に対して十分な支援を行うこと。その際、地域計画策定の前提となる協議の場については、既存の協議会を活用するなど関係者の負担軽減に努めるとともに、地域を取り巻く環境が多種多様であることに鑑み、地域計画が地域の実情を反映したものとして策定され、状況の変化に応じて柔軟に変更がなされるよう配慮すること。
- 二 農地の集約化等農業上の利用を進める地域計画及び農地の保全等を進める活性化計画の策定をはじめとする両法に基づく措置については、地域における農地の利用・保全の計画的推進はもとより、食料・農業・農村基本計画及び国が定める農用地等の確保に関する基本指針に基づき、国内の農業生産に必要となる農地の確保とその有効利用が確実に担保されることを旨として、その重要性について地方自治体とともに関係機関が協議の場で周知・共有し、地域計画における農地の確保等が図られるよう、総合的に推進すること。その際、地方自治体等の事務負担にも配慮しつつ、農業・農村の将来像を念頭に地域の土地利用に関する話合いが一体的に行われるよう、必要な措置を講ずること。
- 三 農業委員会による目標地図の素案については、地域における農地の現状を把握し、農地の出し手及び受け手の意向等を踏まえ、作成することとし、目標地図を含む地域計画が適合すべき基準については、地域における意欲的な取組が促されることを旨として定めること。
- 四 地域計画の策定及び達成に向けた取組に当たっては、市町村のみならず、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関が一丸となって進める体制を構築するとともに、地方自治体等における農業関係部局の実情を踏まえ、体制整備のために必要な支援措置を十分に講ずること。
- 五 農用地等の所有者等が、利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構に限定する旨を地域計画に定めることを提案しようとするため、その3分の2以上の同意を得るに当たっては、極力、全ての所有者等の同意が得られるよう努めること。
- 六 農地中間管理機構を通じた転貸等を強力に促進するため、農家負担のない農地中間管理機構関連事業や、地域でまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付けた際に交付される地域集積協力金等について十分な予算を確保するとともに、継続的かつ効果的な支援を行うこと。
- 七 農地中間管理機構による農用地利用集積等促進計画の策定に当たっては、農地の権利移動は促進計画に統合される市町村の農用地利用集積計画に基づくものが過半を占めるという現状に十分留意し、地域における農地集積の取組に混乱を来すことのないよう、適切な指導・助言を行うこ

と。また、現場における事務負担の軽減に資するよう、農地の権利移動に係る手続の迅速化や書類の簡素化など必要な措置を講ずること。

八 都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備するに当たっては、中小・家族経営、兼業農家等の多様な経営体も含め、地域の将来の農業を担う者を幅広く確保・育成するため、就農から経営発展まで一貫したきめ細かなサポートが行われるよう、国、地方公共団体、関係団体の協力・連携体制を整備するとともに、積極的な支援措置を講ずること。

九 農地等の権利取得に係る下限面積要件を廃止するに当たっては、現行制度の下で約7割の市町村において別段の面積が設定されているという実情及び農業を担う者の確保・育成を図るという法改正の趣旨を周知するとともに、改正後の農地等の権利移動許可制度の運用実態を注視・検証しつつ、適正な運用が確保されるよう指導すること。

十 都道府県又は市町村が作成する活性化計画に記載できる事項として、農用地の保全等に関する事業を新たに位置付けるに当たっては、優良農地の確保及び農山漁村の活性化に資するよう、その周知徹底及び適切な運用を図ること。

十一 農地でなくなった土地を農地に復旧することは極めて困難であることに鑑み、農用地の保全等のための林地化については、当該土地及び周辺の土地の状況等を考慮し、様々な政策努力を払い、その必要性を十分に検討した上で進めること。また、林地化した場合には、森林法の地域森林計画対象民有林として適切な施策が実施されるよう支援すること。

十二 食料安全保障の強化を図る上で農地・農業者の確保等が極めて重要であることに鑑み、担い手やその他の多様な経営体について、地域計画に位置付けた上で、地域計画の策定を基礎とした農地の集約化等、農業を担う者の確保・育成、農用地の保全等による農山漁村の活性化の取組状況とその効果を評価・検証し、その結果に基づき実効ある施策を構築すること。

右決議する。

## 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第56号)

(衆議院 4. 4. 21可決 参議院 4. 25農林水産委員会付託 5. 20本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、地方公共団体が作成する活性化計画に記載できる事業に農用地の保全等に関する事業を追加し、当該事業の実施に必要な措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、活性化計画の記載事項の拡充等

1 活性化計画に記載できる事業に農用地の保全等に関する事業を追加することとする。

2 市町村が活性化計画に記載する事業について、都道府県知事に協議し、その同意を得た場合には、農地法に基づく農地転用に係る許可、農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為に係る許可、都市計画法に基づく開発行為等に係る許可等について手続を迅速化する措置を講ずることとする。

#### 二、所有権移転等促進計画の拡充

所有権移転等促進計画の対象に、農用地の保全等に関する事業を追加することとする。

#### 三、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の特例

活性化計画に農用地の保全等に関する事業が記載される場合、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく認定申請に係る手続を簡略化することができることとする。

#### 四、活性化計画の作成等に係る協議会の設置

都道府県又は市町村は、活性化計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、農林漁業団体、有識者等から成る協議会を組織できることとする。

#### 五、農林漁業団体等の法人化の推進

国及び地方公共団体は、農用地の保全等に取り組む農林漁業団体等の法人化を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

## 六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

### 【附帯決議】（4.5.19農林水産委員会議決）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）と同一内容の附帯決議が行われている。

## 刑法等の一部を改正する法律案（閣法第57号）

（衆議院 4.5.19修正議決 参議院 5.20法務委員会付託 6.13本会議可決）

### 【要旨】

本法律案は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるなど所要の措置を講ずるとともに、近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて、拘禁刑を創設する。拘禁刑は、刑事施設に拘置し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

二、執行猶予制度の拡充

1 再度の刑の全部の執行猶予の言渡しをすることができる対象者の範囲を拡大する。

2 猶予の期間内に更に犯した罪について公訴の提起がされている場合には、当該罪についての有罪判決の確定が猶予の期間の経過後となったときにおいても、猶予された当初の刑を執行することができる。

三、施設内・社会内処遇に関する規定の整備

1 資質及び環境の調査の結果に基づき受刑者ごとに定められる処遇要領について、入所後できる限り速やかに、矯正処遇の目標並びに作業・指導ごとの内容及び方法をできる限り具体的に記載して定める。

2 再び保護観察付全部執行猶予を言い渡された者について、少年鑑別所による鑑別を行うなどして再犯の要因を的確に把握し、保護観察を実施する。

3 受刑者・保護観察対象者等について、刑事施設の長等による被害者等から聴取した心情等を踏まえた指導等に関する規定を整備する。

四、侮辱罪の法定刑について、現行の「拘留又は科料」から「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げる。

五、この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、三の3は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から、四は、公布の日から起算して20日を経過した日から、それぞれ施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、四の施行後3年を経過したときは、施行の状況について、外部有識者を交えて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる規定を附則に追加する修正が行われた。

### 【附帯決議】（4.6.10法務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 インターネット上の誹謗中傷による被害が多数発生し人権を著しく侵害する等の問題が深刻化している現状を踏まえ、インターネット上の誹謗中傷の防止及び誹謗中傷による被害が生じた場合の迅速かつ確実な救済を図るための施策を総合的に推進すること。

二 前項の施策を推進するに当たっては、インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減すること。

三 第1項の施策を推進するに当たって、発信者情報開示請求制度に関し、迅速的確な被害者救済とともに、民主主義の根幹である表現の自由、通信の秘密が確保されるよう特に留意の上、開示

請求の要件や開示される情報の範囲など、プロバイダ責任制限法の見直しも含めた検討を同法の施行状況を見極めつつ行うこと。

- 四 第1項の施策を推進するに当たって、損害賠償命令制度の対象事件を拡大するなど簡易で迅速な損害賠償の実現に資する制度のほか、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方や裁判費用の支援など、適正な被害回復のための方策を速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 五 侮辱罪の法定刑を引き上げても処罰範囲に変更はないこと及び侮辱罪による現行犯逮捕に係る制限が法定刑の引上げにより外れたとしても当該現行犯逮捕が可能な場合は実際には想定されないとする政府統一見解を捜査機関に周知徹底すること。
- 六 侮辱罪による私人逮捕は逮捕罪等の刑事責任が問われることや民事上の不法行為責任を負うことがあることを前項の政府統一見解と合わせて広く国民に周知・広報すること。
- 七 公共の利害に関する事項に係る意見・論評は表現の自由の根幹を構成するものであることを踏まえ、本法の附則に基づく3年経過後の検討に当たっては、侮辱罪への厳正な対処が図られることにより自由な表現活動が妨げられることのないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設についても検討すること。
- 八 拘禁刑が創設されることにより刑務作業が減る場合があることも踏まえ、受刑者の社会復帰の原資となる作業報奨金の水準について検討すること。
- 九 本法の施行により、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、拘禁刑の導入、刑の執行猶予制度の拡充、更生緊急保護の充実化等が行われることを踏まえ、その実務に携わる矯正施設及び更生保護官署の人的・物的体制の充実強化を図るとともに、施設内処遇と社会内処遇の緊密な連携を強化すること。
- 十 犯罪をした者に対する処遇の充実及び保護司の負担軽減を図るため、関係機関等のデータ連携も強化しつつ、矯正行政及び保護司活動を含む更生保護行政のデジタル化の推進・AI技術の活用により、矯正施設及び更生保護官署における対象者のデータの収集・分析、効果的な処遇等の実施及びその効果検証等の施策を推進すること。
- 十一 拘禁刑の創設を踏まえ、刑事施設における処遇調査を充実させるとともに、必要に応じて少年鑑別所の調査機能を有効活用することで、個々の受刑者の特性をこれまで以上に的確に把握し、その特性に応じた柔軟な処遇を推進すること。
- 十二 満期釈放者等の再犯防止を図る上で更生保護施設が果たす役割が重要であることを踏まえ、更生保護施設における充実したプログラムの実施や施設退所者等への訪問支援事業の全国展開、老朽化する施設の整備の促進等を図るための十分な財政的措置を講ずること。
- 十三 犯罪をした者の円滑な社会復帰を図るためには、刑事司法手続終了後を含めた切れ目のない息の長い支援を行うことが不可欠であることに鑑み、地方公共団体による地方再犯防止推進計画の策定や保護司活動の支援を含めた再犯防止のための施策が一層推進されるよう、地方公共団体に対する財政的支援を行うとともに、更生保護地域連携拠点事業の充実を図ること。  
右決議する。

## 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(閣法第58号)

(衆議院 4.5.19可決 参議院 5.20法務委員会付託 6.13本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、爆発物取締罰則等の関係法律の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるなど所要の整理等を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

## 関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第59号)

(衆議院 4.4.14可決 参議院 4.15財政金融委員会付託 4.20本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、最近における内外の情勢を踏まえ、関税制度について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税率の規定の整備

国際関係の緊急時において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与えることが適当でないときは、特定の国を原産地とする物品で、特定の期間内に輸入されるものに課する関税率は、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）とする。

#### 二、施行期日

この法律は、公布の日の翌日から施行する。

## 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(閣法第60号)

(衆議院 4. 4. 14可決 参議院 4. 15財政金融委員会付託 4. 20本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、支払規制及び資本取引規制をより一層効果的なものとするため、暗号資産に関する取引を資本取引規制の対象とするとともに、暗号資産交換業者に資産凍結措置に係る確認義務を課す等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、制裁の実効性の更なる強化のための措置等

1 「暗号資産」について定義規定を設ける。

2 暗号資産交換業者が顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合において、当該顧客の支払等が、許可を受ける義務が課された支払等に該当しないか等を確認する義務を課す。

3 暗号資産交換業者が顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合において、当該顧客の本人確認義務を課す。

4 一定の暗号資産に関する取引を資本取引とみなして、外国為替及び外国貿易法の規定を適用する。

5 暗号資産交換業者が顧客等との間で資本取引に係る契約締結等行為を行う場合において、当該顧客等の本人確認義務を課す。

6 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を媒介、取次ぎ又は代理する暗号資産交換業者の報告に係る規定を整備する。

7 その他所要の規定の整備を行う。

#### 二、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

## 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第61号)

(衆議院 4. 5. 25可決 参議院 6. 6国土交通委員会付託 6. 13本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 建築主は、建築物の建築をしようとするときは、一定の場合を除き、当該建築物（増改築の場合は、増改築部分）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならないこととする。

二 建築物の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売等を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めなければならないこととし、国土交通大臣は、事業者に対し、当該表示について定めた告示に従って表示をしていないと認めるとき等は、勧告等を行うことができることとする。

三 市町村が促進計画を作成することにより定めた建築物再生可能エネルギー利用促進区域において、建築士は、条例で定める建築物の設計を行うときは、当該建築物に設置できる再生可能エネ

ルギー利用設備について、一定の場合を除き、建築主に説明しなければならないこととする。

四 建築主は、2以上の階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超える木造建築物を建築しようとする場合等においては、建築主事の確認等を受けなければならないこととする。

五 延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物は、壁、柱、床等の建築物の部分又は防火設備を通常の火災時に防火上の有害な影響を防ぐために必要な性能に関する技術的基準に適合し、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は同大臣の認定を受けたものとしなければならないこととする。

六 地階を除く階数が3の木造建築物であって、高さが13メートルを超え、16メートル以下であるもの等の構造方法は、許容応力度計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの等によって確かめられる安全性を有するものでよいこととする。

七 エネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う構造上やむを得ない建築物で、特定行政庁が許可したものの高さ等は、法の規定等による限度を超えるものとする事ができることとする。

八 既存不適格建築物について政令で定める範囲内において増築等をする場合に適用しない規定を追加することとする。

九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

**【附帯決議】** (4.6.10国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 省エネ基準の適合義務制度の対象が原則全ての建築物に拡大されることに伴い、建築物の省エネ性能の向上の必要性及び本法に盛り込まれた制度等の内容を国民に分かりやすく説明し、また、中小工務店向けの講習会の実施等による関係事業者等の省エネ基準や省エネ技術に係る習熟度向上に対する支援の充実を図り、本法が円滑に施行される環境を整備すること。

二 2030年度以降新築される建築物について、Z E H・Z E B水準の省エネ性能の確保を図るため、住宅トップランナー基準によって、大手事業者が供給する建築物の一層の省エネ性能の向上を促すこと。加えて、Z E Bの海外展開に向けて、国際社会における国際標準化の取組を主導するとともに、関係府省庁間の連携を強化すること。また、省エネ性能の高い建築物が選択される市場環境を整備するため、省エネ性能表示制度の活用を推進しその実施状況を見ながら表示制度義務化の検討を行うとともに、告示に従っていない場合の勧告が適切に行われるよう、勧告を行う基準を明確にすること。

三 既存建築物の省エネ改修を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構による融資制度等に関する情報を積極的に提供するとともに、悪質な事業者による詐欺的な事件を防止し、消費者が安心して省エネ改修等を行うことができるよう、関係法令の適切な執行や相談窓口の周知等の総合的な対応策を関係府省庁等が一体となって実施すること。また、低所得世帯の家計に占める光熱費負担割合の高さや断熱性能の低い住宅に住むことによる健康リスクが大きいことに鑑み、既存の賃貸住宅への断熱改修の目標を設定するとともに、既存建築物の更なる性能向上に向け、財政上及び税制上の一層の支援措置を検討すること。

四 伝統的構法による木造建築物の建築に支障が生じないよう、気候風土適応住宅に係る所管行政庁による地域の自然的社会的条件の特殊性を踏まえた要件設定を促進するとともに、引き続き規制の合理化に向けた検討を進めること。

五 市町村による建築物再生可能エネルギー利用促進区域の設定が効果的かつ適切になされるよう、市町村に対し、必要となる情報の提供を行うとともに、助言等支援を行うこと。また、同区域について、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業の促進区域等と連携し、関係府省庁横断的な施策の推進を行うこと。

六 建築確認等における審査省略制度（4号特例）の対象が大幅に縮小されることを踏まえ、デジタル化の推進等の申請側及び審査側双方の負担軽減に資する必要な措置を講ずること。

- 七 中大規模建築物の木造化や混構造等の部分的な木造化による木材活用の推進に資するとともに、公共建築物に加え、民間建築物の木造化を一層推進するため、安全性の確保を前提としつつ、建築基準法に係る技術的基準を適切に定めること。また、最近の建築資材の価格高騰等に鑑み、関係事業者等に必要な支援や措置を講ずるとともに、国産材の安定供給に向けた木材供給事業者と工務店等の連携促進の取組を推進すること。
- 八 建築物の省エネ性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものの容積率、建蔽率又は高さの制限に係る特例許可制度について、統一的な運用が行われるよう、省令で定める内容を明確にすること。また、当該特例許可制度が適用されるのは許可された箇所のみとすることを徹底すること。
- 九 2050年の日本全体のカーボンニュートラル実現に向け、住宅・建築物産業における脱炭素への取組を着実にを行うとともに、ZEH・ZEBと電動車や蓄電池との連携強化を図り、地域分散型エネルギー社会の実現や再生可能エネルギーの地産地消の促進に取り組むこと。
- 右決議する。

## 本院議員提出法律案

### 政党助成法を廃止する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、政党の政治資金は主として国民が拠出する浄財によって賄われるべきものであることに鑑み、国が政党に対する助成を行う制度を廃止しようとするものである。

### 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、参議院に係る経費の節減の必要性を踏まえ、参議院の議長、副議長及び議員の歳費の月額について、令和4年7月31日までの間は、77,000円を減額しようとするものである。

### 賃金水準の上昇を伴う経済成長等を図るために講ずべき税制上の措置に関する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、我が国経済が長期にわたり低迷している現状において、国民の間に生じている経済的格差を是正しつつ、賃金水準の上昇を伴う経済成長を図ることが、我が国の経済社会の持続的な発展のために緊要な課題であることに鑑み、消費課税、法人課税、個人所得課税等に関し講ずべき措置について定めるものである。

### 児童福祉法の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、家庭において育児、介護、日常生活上の世話その他の家事等を過重に負担することにより学習その他の活動に支障を来している児童を支援することの重要性に鑑み、当該児童の実態に関する調査、当該児童又はその家族に対する福祉的又は教育的な支援に関する施策等について定めようとするものである。

### 総合的経済安全保障施策推進法案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、我が国の安全保障が、防衛、外交、経済、科学技術、文化等の各分野の施策を総合的に講ずることによって確保されるものであるとともに、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い経済安全保障施策の推進が喫緊の課題となっていることに鑑み、我が国及び国民の安全の確保に資するため、経済安全保障施策の推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、経済安全保障施策の基本となる事項を定めることにより、経済安全保障施策を総合的に推進しようとするものである。

### 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、近年の経済金融情勢及び雇用環境の下において新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた中小企業者及び住宅資金借入者の債務の負担の状況に鑑



み、当該中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに当該住宅資金借入者の生活の安定を期するため、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、当該中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置を定めるものである。

### 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案(参第7号)

(参議院 4.4.12厚生労働委員長提出 4.13本会議可決 衆議院 5.19可決)

#### 【要旨】

本法律案は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、基本理念として、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく支援が実施されるようにすること、人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすることを定める。
- 二、国及び地方公共団体は、一の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有し、施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間や、支援機関と関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならないこととする。
- 三、厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本方針を定め、都道府県は、基本方針に即して、施策の実施に関する基本的な計画を定めなければならないこととする。
- 四、女性相談支援センターは困難な問題を抱える女性の立場に立った相談、一時保護等を行うこと、女性相談支援員は困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行うこと、都道府県は、困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、女性自立支援施設に入所させて、保護を行うとともに、自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所した者について援助を行うこと等を定める。
- 五、都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、困難な問題を抱える女性への支援に関する業務を行うものとする。また、地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関等により構成される支援調整会議を組織するよう努めるものとする。
- 六、この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

### 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案(参第8号)

(参議院 4.4.12厚生労働委員長提出 4.13本会議可決 衆議院 5.19可決)

#### 【要旨】

本法律案は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項を定めること等により、当該施策を総合的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、障害者による情報の取得等に係る施策の推進は、障害者による情報の取得等に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること、障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情

報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること等を旨として行われなければならないこととする。

二、国及び地方公共団体は、一の基本理念にのっとり、障害者による情報の取得等に係る施策を策定し、及び実施する責務を有することとする。あわせて、国及び地方公共団体は、当該施策が障害者でない者による情報の十分な取得等にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、及び実施するものとし、当該施策を講ずるに当たっては、障害者等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならないこととする。

三、国及び地方公共団体は、障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進を図るため、当該機器等に関し、開発及び提供に対する助成その他の支援、規格の標準化、障害者等に対する情報提供及び入手の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。あわせて、国は、当該機器等の開発及び普及の促進並びに質の向上に資するよう、関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

四、国及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

五、この法律は、公布の日から施行する。

### 財政法の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、教育・科学技術関係費の財源について、国会の議決を経た金額の範囲内で、財政法第4条第1項ただし書の規定により公債を発行すること等ができるようにするものである。

### 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部を改正する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、生活衛生関係営業をめぐる現状に鑑み、振興指針に定める事項の拡充、生活衛生関係営業への支援の充実等について定めようとするものである。

### 難民等の保護に関する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、難民等及び難民等の認定の申請者の権利利益の保護を図り、もって難民等に関する問題を解決するための国際社会の取組に寄与するため、難民等の認定及びその在留資格に係る許可等、難民等及び難民等の認定の申請者に対する生活上の支援に関する施策等について定めようとするものである。

### 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、出入国管理に関する国際的動向等を踏まえ、容疑者及び退去強制を受ける者の収容は逃亡のおそれがあるときに限り裁判官の発付する収容許可状により行うこと、在留特別許可の申請制度を設けること、在留特別許可の要件の明確化を行うこと、事情変更による再度の在留特別許可の申立ての制度を設けること、退去強制令書の発付に係る処分取消しの訴えを提起することができる期間等における送還を停止すること、収容許可状の失効による放免の制度を設けること等の

退去強制の手續の整備を行うとともに、退去強制事由に該当する外国人について一定の要件を満たすことにより定住者の在留資格の取得を許可する制度を設けるほか、16歳未満の外国人が所持する在留カード及び特別永住者証明書の有効期間及びその更新に関する規定の整備を行おうとするものである。

### **消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案(参第13号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### **【要旨】**

本法律案は、消費者が苦情の申出等を行う機会を十分に確保すること等その利益を擁護することが重要である一方で、消費者対応業務関連特定行為が従業者等の業務の遂行に支障を生じさせ、及び従業者等の心身に重大な影響を及ぼすとともに、事業者の事業活動や他の消費者の消費生活にも支障を及ぼすおそれがあるものであること等に鑑み、消費者対応業務関連特定行為対策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針の策定その他消費者対応業務関連特定行為対策の基本となる事項を定めること等により、消費者の利益が擁護されるよう配慮しつつ消費者対応業務関連特定行為対策を総合的に推進しようとするものである。

### **公職選挙法の一部を改正する法律案(参第14号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### **【要旨】**

本法律案は、参議院比例代表選出議員の選挙について、その定数を削減するとともに、政党その他の政治団体が参議院名簿にその他の参議院名簿登載者と区分して当選人となるべき順位を記載した参議院名簿登載者が、当該参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間において優先的に当選人となるようにする制度を廃止しようとするものである。

### **政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第15号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### **【要旨】**

本法律案は、議会制民主主義の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止、政治活動に関する寄附の量的制限の強化、収支報告書の要旨の公表の期限の短縮等の措置を講ずるとともに、政治団体の代表者に政治団体に対する監督義務を課し、あわせて、政治資金規正法違反について罰則を強化すること等を内容とするものである。

### **国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(参第16号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### **【要旨】**

本法律案は、立法事務費について、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出のあった政治団体で議院におけるその所属議員が1人の場合には、交付しないこととしようとするものである。

### **裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(参第17号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### **【要旨】**

本法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止しようとするものである。

## 政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止するとともに、政治資金団体の制度を廃止しようとするものである。

## 租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするものである。

## 政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第20号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治団体について、その目的に関連する支出又は政治活動に関連する支出以外の支出をしてはならないこととすること等を内容とするものである。

## 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第21号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、選挙の浄化に資するため、政党の選挙区支部による選挙区内にある者に対する寄附を禁止しようとするものである。

## 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、当分の間、議長、副議長及び議員が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて支給を受けた歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこととするものである。

## 大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、大規模な災害からの復興のための施策を実施するために必要な国の財源については、国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合には、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費及び手当、一般職の国家公務員の給与その他公務員の人件費の削減並びにこれに係る措置で国が行うものによるものとし、安易に税制上の措置によらないものとするについて定めようとするものである。

## 地方自治法の一部を改正する法律案(参第24号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、政務活動費に係る不適正な支出に関する事例が生じていることに鑑み、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表並びに提出された当該報告書に関する協議の場の設置により、政務活動費に係る支出の適正を確保しようとするものである。

**国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第25号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、議員秘書が、一般職公務員の例に準じて、通勤手当を受けることとしようとするものである。

**消費税の税率の引下げ及び適格請求書等保存方式の導入の中止のために講ずべき措置に関する法律案(参第26号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、消費税の逆進性及び物価が高騰している現下の経済状況に鑑み、消費税の税率の引下げのために講ずべき措置について定めるとともに、適格請求書等保存方式の導入が小規模事業者に及ぼすこととなる過重な負担等に鑑み、適格請求書等保存方式の導入の中止のために講ずべき措置について定めるものである。

**遊泳者等保護水域におけるプレジャーボートの危険操縦等の禁止等に関する法律案(参第27号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、遊泳者等の生命及び身体の保護を図るため、遊泳者等保護水域におけるプレジャーボートの危険操縦等を禁止すること等により、遊泳者等保護水域におけるプレジャーボートと遊泳者等との衝突その他の事故の発生の防止等を図ろうとするものである。

**刑法等の一部を改正する法律案(参第28号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、最近における公然と人を侮辱する犯罪の実情、インターネット上の誹謗中傷による被害の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げ、及び人の内面における人格に対する加害の目的でこれを誹謗し、又は中傷する行為についての処罰規定を整備するとともに、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律における損害賠償命令制度の対象事件に、名誉毀損罪、侮辱罪及び加害目的誹謗等罪に係る被告事件を追加し、あわせて、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の規定による発信者情報の開示請求に関し、開示請求に係る事案の拡大、権利侵害の明白性の要件の削除その他所要の措置を講じようとするものである。

**水田活用作物の生産を行う農業者の農業所得を補償するための交付金の交付等に関する法律案(参第29号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、水田の有効活用等を図りつつ、水田に係る農業経営の安定を図るため、水田活用作物の生産を行う農業者の農業所得を補償するための交付金の交付等に関し必要な事項を定めるものである。

### 後期高齢者医療における一部負担金の引上げの中止のために講ずべき措置に関する法律案(参第30号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、後期高齢者医療における一部負担金の引上げにより必要な医療の受診が抑制されるおそれがあることに鑑み、後期高齢者医療における一部負担金の引上げの中止のために講ずべき措置について定めようとするものである。

### 農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案(参第31号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、地域における農業の基盤である農業用植物の優良な品種を確保する上で農業用植物の新品種の育成が継続的かつ安定的に行われることが重要であることに鑑み、地域における農業の持続的な発展を図るため、公的新品種育成の促進等に関し、基本方針の策定その他の必要な事項を定めるものである。

### 児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(参第32号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、通学中の児童が巻き込まれる交通事故の発生を防止するとともに、犯罪行為、災害その他の交通事故以外の事由により通学中の児童に生ずる危険の減少を図るため、児童の通学安全の確保に関し、基本指針、市町村児童通学安全計画、児童通学安全協議会等について定めることにより、児童通学交通安全区域における交通の規制、児童が通学のために通行する道路の整備その他の児童通学安全確保対策を推進しようとするものである。

### 子どもに関する公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策の推進に関する法律案(参第33号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、子どもがひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に寄与するため、子どもに関する公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策について、基本理念、国の責務その他の必要な事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進しようとするものである。

### 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の一部を改正する法律案(参第34号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、近年における企業組織の再編の状況等に鑑み、労働者の保護を図るため、会社が事業譲渡を行う場合における労働契約の承継等について定めようとするものである。

### 持続可能な開発の目標の達成に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案(参第35号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた持続可能な開発の目標の達成に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、基本原則、国等の責務、基本方針の策定その他の必要な事項を定めようとするものである。

## 衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載)

### 津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第9号)

(衆議院 4. 3. 15可決 参議院 3. 22災害対策特別委員会付託 3. 25本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 一 地域の特性に応じた津波避難施設等の整備の推進に関する規定の追加  
国及び地方公共団体が津波対策に係る施設の整備等において特に配慮して取り組むべき事項として、地域の特性に応じた津波避難施設、津波避難施設への避難路等の整備の推進を追加することとする。
- 二 津波対策における情報通信技術の活用に関する規定の追加  
国及び地方公共団体は、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波からの迅速かつ円滑な避難の確保その他の津波対策の推進に当たっては、情報通信技術の活用を通じて、これらをより効果的に行うよう努めなければならない旨の規定を追加することとする。
- 三 国の財政上の援助に関する規定の期限延長  
国の財政上の援助に関する規定の有効期限を令和9年3月31日まで延長することとする。
- 四 施行期日  
この法律は、公布の日から施行することとする。

### 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第11号)

(衆議院 4. 3. 17可決 参議院 3. 28農林水産委員会付託 3. 30本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、特殊土壌地帯における治山、河川改修、砂防、かんがい排水、農道整備、畑作振興等の対策事業を引き続き実施するため、令和4年3月31日をもって失効する現行法の有効期限を更に5年延長し、令和9年3月31日までとするものである。

### 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第12号)

(衆議院 4. 3. 17可決 参議院 3. 24災害対策特別委員会付託 3. 30本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、豪雪地帯の現状に鑑み、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律により豪雪地帯について総合的な対策を樹立し、その実施を推進するに当たっては、豪雪地帯が人口の減少、高齢化の進展その他の社会経済情勢の変化に加えて気候変動による降雪の態様の変化等により困難な状況に直面していることをも踏まえるべきことを目的規定に明記することとする。
- 二 豪雪地帯対策は、国土強靱化の観点から踏まえて雪に強く、豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた克雪対策を充実させること及び親雪又は利雪の観点から豪雪地帯における自然的特性、固有の文化等を生かした取組を積極的に支援することにより、豪雪地帯における農業、林業その他の産業の振興及び地域の活性化並びに豪雪地帯の住民の生活及び生命の保護等を図ることを旨として、行われなければならないとの基本理念を新設することとする。
- 三 国及び地方公共団体は、基本計画及び道府県計画を定めるに当たっては、積雪期における交通の確保の困難性その他の豪雪地帯における地域の特性を踏まえた地震、津波等に係る防災に関する施策を促進するものとなるよう適切な配慮をするものとする。
- 四 財政上の措置に関する現行規定を改め、国は、毎年度、予算で定めるところにより、基本計画



の円滑な実施その他豪雪地帯対策の実施に必要な財政上の措置等を講ずるものとする旨の規定とすることとする。

- 五 国及び地方公共団体の講ずべき措置として、幹線道路の交通の確保、命綱固定アンカーの設置の促進等並びに克雪に関する技術の開発及び普及に関する規定を追加することとする。また、国は、地域における持続可能な除排雪の体制の整備の促進その他地域における除排雪の安全を確保するための取組であって豪雪地帯に係る地方公共団体が実施するものについて、当該地方公共団体に対する交付金の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 六 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するものの改築を道府県が代行することができる期限並びに、特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例措置の適用期限をそれぞれ10年間延長することとする。
- 七 この法律は、公布の日から施行することとする。

**【附帯決議】** (4.3.25災害対策特別委員会議決)

豪雪地帯が人口の減少、高齢化の進展その他の社会経済情勢の変化に加えて気候変動による降雪の態様の変化等により困難な状況に直面していることに鑑み、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 除排雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域における除排雪に係る体制の整備に当たっては、除雪機械の更新に配慮するとともに、除排雪に係る人材や事業者の確保、育成及び資質の向上が促進されるよう配慮すること。
- 二 年ごとに降雪量が大きく変化していることから、大雪・少雪にかかわらず、除排雪に必要な準備・執行を機動的に行えるよう、国は十分な予算措置を講ずること。
- 三 豪雪地帯の高齢者、障害者等が、その居住する住宅の除排雪について必要な支援を受けることができるよう配慮するとともに、日常生活において使用する道路、旅客施設、官公庁施設、学校・保育園や医療・福祉施設等を積雪時においても円滑に利用することができるよう配慮すること。
- 四 雪冷熱エネルギーの活用は、エネルギーの地産地消の推進及び脱炭素社会の実現を図る上で重要な役割を有していることに鑑み、その一層の促進に努めること。
- 五 総合的な雪情報システムについては、近年における降雪の態様の変化、情報通信技術の発達・普及等を踏まえ、降雪量に関する予測技術の向上など、その改善に努めるとともに、情報が効果的に発信され、年齢、障害の有無等にかかわらず全ての住民等に的確に伝達されるように運用すること。
- 六 積雪期における複合災害への対応については、地震、津波等の自然災害に限らず、原子力災害への対応も含め、地域の特性に配慮した施策を策定し、確実に実施すること。
- 七 地域における除排雪の安全確保等のための交付金その他の措置については、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金等により、地域コミュニティによる持続可能な除排雪体制の確保、高齢者等要援護者世帯の住宅の除雪など、地域の実情に応じた対応ができるようにするとともに、十分な予算を安定的に確保すること。
- 八 近年における電気自動車等の次世代自動車の普及を踏まえ、大雪により車両の滞留が発生した場合における滞留車両への燃料供給、充電対応等の体制の整備に努めること。
- 九 克雪用水の確保のため、河川からの必要かつ十分な量の取水が円滑に行われるよう配慮するとともに、非灌漑期における農業用水の消雪への活用を図ること。
- 十 除雪効果を増大させるため、流雪溝の整備を促進すること。
- 十一 豪雪地帯対策の推進に当たっては、地方公共団体や地域住民の意見を聴取すること等により、地域の特性が施策に十分に反映されるよう努めること。

右決議する。

**国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第13号)**

(衆議院 4.3.17可決 参議院 4.5議院運営委員会付託 4.6本会議可決)

**【要旨】**

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、令和4年6月に受ける期末手当等について特例を設けること。
- 二、この法律は、公布の日から施行すること。

### 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第14号)

(衆議院 4.3.17可決 参議院 4.5議院運営委員会付託 4.6本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、令和4年6月に受ける期末手当等について特例を設けること。
- 二、この法律は、公布の日から施行すること。

### 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第15号)

(衆議院 4.3.17可決 参議院 4.5議院運営委員会付託 4.6本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、一般職の国家公務員に準じて、国会職員について育児休業の取得回数の制限を緩和する。
- 二、この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

### こども基本法案(衆第25号)

(衆議院 4.5.17可決 参議院 5.18内閣委員会付託 6.15本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指して、こども施策を総合的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいい、「こども施策」とは、こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
- 二、こども施策に関し、差別の禁止、生命、生存及び発達に対する権利、こどもの意見の尊重及びこどもの最善の利益、こどもの養育及び子育てについての基本理念を定める。
- 三、政府は、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する年次報告及びその公表並びにこども施策に関する大綱の策定を行わなければならない。この法律に基づく年次報告及びその公表並びに大綱の策定が行われたときは、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく年次報告及びその公表並びに大綱の策定が行われたものとみなす。
- 四、こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議を置く。これに伴い、少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部及び子どもの貧困対策会議を廃止する。
- 五、こども施策に関し、国及び地方公共団体の責務等を定めるほか、こども施策に対するこども等の意見の反映、こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備、関係者相互の有機的な連携の確保、こども施策の充実及び財政上の措置等の基本的施策を定める。
- 六、この法律は、令和5年4月1日から施行する。
- 七、国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の

必要な措置を講ずる。

**【附帯決議】**（4.6.14内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 こども施策の実施に当たっては、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、こどもの最善の利益が図られ、その人権が保障され、及び社会全体でこどもの成長を支援する社会の実現を目指すこと。また、社会全体でこどもの成長を支援する社会の実現を担保するための方策について検討した上で、必要な措置を講ずること。
- 二 こども施策の実施に当たっては、いじめ、不登校、自殺、虐待等、こどもを取り巻く状況が深刻化していることを踏まえ、関係機関・団体等と連携した包括的な支援等による全てのこどもの生存と安全、教育を受ける権利等の保障、オンライン教育やフリースクールにおける学習活動など多様な学びの在り方を含めた教育を受ける機会の確保に万全を期すこと。また、教育及びこどもの福祉に係る施策のより一層の連携確保を図ること。
- 三 こども施策を実施するための予算及び人員を十分に確保し、全てのこどもの成長の支援に万全を期すこと。また、教育を受ける機会が等しく与えられるよう、義務教育のほか、幼児教育、高等学校教育、大学教育など、教育の全過程について必要な負担軽減及び教育体制の充実に取り組むこと。
- 四 こども施策の実施を中心的に担うのは地方公共団体であることに鑑み、地方公共団体における更なるこども施策の拡充に向けて、財政上の措置を含めた支援について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるとともに、好事例の積極的な横展開に向けた情報共有、周知等に取り組むこと。
- 五 こども施策の推進は、全てのこどもについて、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、こどもの意見を聴く機会及びこどもが自ら意見を述べることができる機会を確保し、その意見を十分に尊重することを旨として行うこと。
- 六 本法に定めるこども施策の基本理念にのっとり、施策を実施する者の視点のみならず、こどもが保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」であることを踏まえ、真にこどもの視点に立ったこども施策を実施すること。
- 七 こども施策の実施に当たっては、希望する者が安心してこどもを生み、育てることができる社会の実現を図るため、結婚、妊娠・出産、育児及びこどもの成長に関する支援が切れ目なく行われるよう十分配慮すること。また、これまで支援が届きにくかった中学校卒業後又は高等学校中退後に修学も就業もしていないこどもや若者のほか、性的少数者の当事者であるこどもや若者、同性カップルに養育されるこどもや若者等についても、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援の実施に努めること。
- 八 長引くコロナ禍の影響等により、子育て世帯の生活が厳しさを増していることを踏まえ、子育て世帯への支援の拡充策について検討した上で、必要な措置を講ずること。
- 九 児童手当制度については、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- 十 保護者の経済的な状況など生まれ育った環境によってこどもの成長が左右されることのないよう、子どもの貧困率の低減に取り組むこと。
- 十一 保育士や幼稚園教諭を始め、子育て支援の現場で働く職員の更なる処遇改善について検討を行うこと。また、子育て支援の現場で働く職員数の不足等により、必要な支援が停滞することがないよう新たな人材を確保するための方策を検討するとともに、職員の業務負担の軽減に努めること。
- 十二 こどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置について、個人情報 の適正な取扱いを確保するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の義務規定を遵守するだけでなく、その基本理念を踏まえ、経済協力

開発機構（OECD）閣僚理事会勧告も参考としつつ、子ども及び父母その他の保護者の私生活の自由等基本的人権に配慮するものとする。

十三 子どもに関するデータや統計の活用に当たっては、国際比較の観点も含め、政府全体として収集すべきデータを精査し、各府省庁が連携してデータを収集・分析する環境を構築するとともに、収集したデータに基づいて各種施策の評価及び改善策の検討を行い、その内容を必要に応じ国会に報告すること。

十四 日本国内の子ども並びに子どもに関わる大人及び子どもを養育中の保護者を含むあらゆる大人に対する、児童の権利に関する条約の趣旨や内容等についての普及啓発に、その認知度を把握しつつ取り組むこと。

十五 基本理念にのっとり子ども施策の一層の推進のために必要な方策については、必要に応じ、本法の施行後5年を待つことなく、速やかに検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。

右決議する。

## 国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第29号)

(衆議院 4. 4. 14可決 参議院 4. 14議院運営委員会付託 4. 15本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、文書通信交通滞在費の名称を調査研究広報滞在費に改めること。
- 二、調査研究広報滞在費は、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために支給すること。
- 三、調査研究広報滞在費は、議員となった日から任期满限、辞職、退職又は除名によりその身分を失った日まで、日割計算により支給すること。
- 四、この法律は、公布の日から施行すること。

## 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆第33号)

(衆議院 4. 4. 26可決 参議院 5. 10災害対策特別委員会付託 5. 13本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 一 内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定をするに当たっては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。
- 二 関係指定行政機関の長等は、共同で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における災害応急対策及び当該災害応急対策に係る防災訓練の実施に係る連絡調整その他の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策を相互に連携協力して推進するために必要な協議を行うための協議会を組織することができることとする。
- 三 内閣総理大臣は、推進地域のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため津波避難対策を特別に強化すべき地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として指定するものとし、この指定があったときは、関係市町村長は、都道府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、津波避難対策緊急事業計画を作成することができることとする。
- 四 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例等の規定を設けることとする。
- 五 津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に係る特例措置の規定を設けることとする。

六 国及び地方公共団体は、特別強化地域において、津波避難対策上緊急に整備すべき施設等の整備等を行うに当たっては、当該施設等について、交通、通信その他積雪寒冷地域における津波避難対策上必要な機能が確保されるよう特に配慮しなければならないこととする。

七 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

**【附帯決議】** (4.5.11災害対策特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の多くは東日本大震災で津波による甚大な被害を受けた地域となることを見込まれることから、東日本大震災からの復興を1日も早く実現すること。

二 本法の特例に基づく集団移転促進事業に対する地方公共団体の取組が促進されるよう、近年実施された集団移転促進事業に係る事例の分析及び整理を行うとともに、必要な情報、ノウハウ及び助言の提供並びに人的支援等を積極的に行うこと。また、同事業の実施に当たっては、防災性の向上に加えて、地域コミュニティの維持及び活性化が十分に確保されるよう、ガイドラインの作成その他の方法により、当該事業に係る地方公共団体に対して必要な情報提供を行うこと。

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域を含め、北海道・東北地方は、我が国の食料基地となっていることから、農山漁村地域における防災・減災対策を積極的に推進するとともに、甚大な被害を受けた場合であっても、国民生活が混乱しないよう、食料の確保についてあらゆる手段を講ずること。また、同地方における災害時のエネルギー供給を確保する観点から、電力施設、石油・ガス備蓄施設等における民間事業者の防災対策に対する支援を充実・強化すること。

四 地震・津波災害と原子力発電所の事故等の複合災害への対応についても十分な配慮を行うこと。

五 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域における地震津波避難対策の推進に当たっては、最近の地震被害による教訓も踏まえ、鉄道など公共交通機関の耐震対策を一層進めるとともに、スマートフォンの普及などデジタル化の進展等を踏まえた対策の見直しを行うこと。また、積雪寒冷地域である特性に鑑み、低体温症への対処について防災訓練や防災教育等において周知徹底を図ること。

六 実効ある災害廃棄物処理計画を作成し、速やかに生活環境や公衆衛生の確保が講じられるようにすること。また、感染症の感染拡大時における感染防止策についても十分な配慮を行うこと。

右決議する。

## 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(衆第37号)

(衆議院 4.5.17可決 参議院 6.9環境委員会付託 6.13本会議可決)

**【要旨】**

本法律案は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長並びに特別遺族給付金の対象者に係る死亡時期の延長を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特別遺族弔慰金等の請求期限を10年延長し、施行前死亡者の遺族については石綿による健康被害の救済に関する法律の施行日(以下「施行日」という。)から26年、未申請死亡者の遺族については当該未申請死亡者の死亡の時から25年を経過するまでとする。

二、特別遺族給付金の対象者に係る死亡時期を10年延長し、施行日から20年を経過する日の前日までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものについても、支給の対象とする。

三、特別遺族給付金の請求期限を10年延長し、施行日から26年を経過するまでとする。

四、この法律は、公布の日から施行する。

五、平成28年3月27日からこの法律の施行の日の前日の5年前の日までに死亡した労働者等の遺族

に対する特別遺族年金については、労働者災害補償保険法による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した時から遡及して支給する。

六、政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律による改正後の石綿による健康被害の救済に関する法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

#### 【附帯決議】（4.6.10環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、石綿による健康被害に対する隙間のない救済の実現に向け、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済措置の内容について、改めて効果的な広報を行い周知の徹底に努めること。

また、本法に基づく特別遺族弔慰金等の支給の請求期限の延長及び特別遺族給付金の対象者の拡大によって対象となると見込まれる者に対しては、丁寧な情報提供を行うこと。

二、国は、石綿による健康被害者に対して最新の医学的知見に基づいた医療を迅速に提供する観点から、中皮腫に効果のある治療法の研究・開発を促進するための方策について石綿健康被害救済基金の活用等の検討を早期に開始すること。

三、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済制度が、個別的因果関係を問わずに重篤な疾病を対象としていることを踏まえ、労働者災害補償保険法において指定疾病とされている良性石綿胸水、また、石綿肺合併症についても、指定疾病への追加を検討すること。

四、石綿にばく露することにより発症する肺がんについては、被認定者数が制度発足時の推計を大幅に下回っている現状を踏まえ、認定における医学的判定の考え方にばく露歴を活用することなどについて検討すること。

五、既に前回の施行状況の検討から5年が経過していることを踏まえ、本法附則の規定による見直しのほか、改正後の法律について、速やかに施行状況の検討を実施すること。その際、療養者の実情に合わせた個別の給付の在り方、療養手当及び給付額の在り方、石綿健康被害救済基金及び原因者負担の在り方等についても検討を行うこと。

右決議する。

### 国立国会図書館法等の一部を改正する法律案(衆第38号)

(衆議院 4.5.17可決 参議院 5.20議院運営委員会付託 5.25本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、地方公共団体情報システム機構及び地方税共同機構の設立に伴い、出版物の納入義務に関する規定を整備するとともに、私人の提供するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているものについても国立国会図書館による収集の対象としようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、地方公共団体情報システム機構及び地方税共同機構の設立に伴う出版物の納入義務に関する規定の整備

1 地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）により地方公共団体情報システム機構が設立されたことに伴い、同機構に地方公共団体の諸機関と同様の納入義務を課す。

2 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）により地方税共同機構が設立されたことに伴い、同機構に地方公共団体の諸機関と同様の納入義務を課す。

二、有償等オンライン資料の収集に関する規定の整備

私人の提供するオンライン資料のうち、有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているもの（三の2において「有償等オンライン資料」という。）について、国立国会図書館への提供義務を免除する規定を削除する。

三、施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、二及び三の2は、令和5年1月1日から施行

する。

## 2 経過措置

有償等オンライン資料であって、二の施行前に公衆に利用可能とされ、又は送信されたものについては、なお従前の例による。

## 労働者協同組合法等の一部を改正する法律案(衆第41号)

(衆議院 4.5.25可決 参議院 6.9厚生労働委員会付託 6.13本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、労働者協同組合の事業の健全な発展を図り、持続可能で活力ある地域社会の実現に資するため、非営利性が徹底された労働者協同組合の認定制度を創設するとともに、認定を受けた労働者協同組合に対する税制上の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、行政庁は、特定労働者協同組合（以下「特定組合」という。）の認定の申請をした労働者協同組合（以下「組合」という。）が次の基準に適合すると認めるときは、特定組合の認定をするものとする。

- 1 その定款に剰余金の配当を行わない旨の定めがあること
- 2 その定款に解散した場合において組合員に対しその出資額を限度として分配した後の残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の特定組合に帰属する旨の定めがあること
- 3 1及び2の定款の定め反する行為を行うことを決定し、又は行ったことがないこと
- 4 各理事の親族等の関係者である理事の理事総数に占める割合が、3分の1以下であること

二、組合は一にかかわらず、その役員のうち暴力団の構成員等一定の要件に該当する者がある等の場合は、特定組合の認定を受けることができない。

三、特定組合は、監事のうち1人以上は、外部監事でなければならない。

四、特定組合は、厚生労働省令で定めるところにより、事業に従事する者に対する報酬及び給与の支給に関する規程並びに役員名簿のほか、厚生労働省令で定める書類を作成し、これを作成した時から5年間、その主たる事務所に備え置かななければならない。

五、特定組合は、剰余金の配当をしてはならない。

六、特定組合の清算人は、特定組合の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを組合員に対し、出資口数に応じて分配しなければならない。

七、行政庁は、特定組合がその欠格事由等に該当するときは、特定組合の認定を取り消さなければならない。また、一の基準のいずれかに適合しなくなったとき等は、特定組合の認定を取り消すことができる。

八、特定組合を公益法人等の範囲に加え、収益事業から生じた所得以外の所得を非課税とする等の措置を講ずる。

九、この法律は、一部を除き、労働者協同組合法の施行の日（令和4年10月1日）から施行する。

## 令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第42号)

(衆議院 4.5.25可決 参議院 6.9厚生労働委員会付託 6.13本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金を使用することができるようにするため、令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金について、差押えの禁止等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

二、令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることがで

きない。

三、この法律において「令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金」とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、物価の高騰等に直面する低所得である子育て世帯を支援するため、令和4年4月28日に閣議において決定された令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用に基づく新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として支給される次に掲げる給付金をいう。

- 1 都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村から支給される給付金で、低所得であるひとり親世帯への支援の観点から支給されるもの
- 2 1のほか、市町村（特別区を含む。）から支給される給付金で、低所得である子育て世帯への支援の観点から支給されるもの

四、この法律は、公布の日から施行する。

五、この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

## 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案（衆第43号）

（衆議院 4. 5. 27可決 参議院 6. 13内閣委員会付託 6. 15本会議可決）

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「性行為映像制作物」とは、性行為に係る人の姿態を撮影した映像並びにこれに関連する映像及び音声によって構成され、社会通念上一体の内容を有するものとして制作された電磁的記録又はこれに係る記録媒体であって、その全体として専ら性欲を興奮させ又は刺激するものをいう。
- 二、性行為映像制作物の撮影に当たっては、出演者に対して性行為を強制してはならないこと、民法その他の法令の規定により無効とされる契約を有効とするものと解釈してはならないこと、刑法、売春防止法その他の法令において禁止又は制限されている性行為等を行うことができることとなるものではないこと等、この法律の実施及び解釈の基本原則を定める。
- 三、契約締結時の説明義務等を定める契約締結に関する特則、一定期間が経過した後でなければ撮影を行ってはならないといった契約履行等に関する特則、契約の無効、取消し及び解除等に関する特則、公表の停止又は予防を求める差止請求権を設ける等、出演契約等に関する特則を定める。
- 四、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例として、特定電気通信役務提供者が出演者からの申出に基づき映像を削除した場合に生じる情報発信者への損害に係る賠償免責の要件について、情報発信者に対する削除照会に係る申出期限を7日から2日に短縮する。
- 五、国は、出演者その他の者からの相談に応じ、その心身の状態及び生活の状況その他の事情を勘案して適切に対応するために必要な体制を整備するものとし、都道府県は、その地域の実情を踏まえつつ、国に準じた体制の整備をするよう努めるものとする。
- 六、出演契約の任意解除等を妨げるため、不実の告知を行い、又は威迫して困惑させた場合や、契約時の説明義務、出演契約書等の交付等義務に違反した場合の罰則を設ける。
- 七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日の翌日から施行する。
- 八、この法律の規定については、この法律の施行後2年以内に、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 【附帯決議】（4. 6. 14内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。



- 一 性行為映像制作物（以下「ＡＶ」という。）への出演により甚大な被害が発生していることを踏まえ、性暴力被害者、いわゆる虐待サバイバー・発達特性のある人も含め、全てのＡＶ出演被害者の尊厳と人格を尊重し、被害の予防や救済の実現に万全を期すこと。また、本法が公序良俗に反する契約や違法な行為を容認又は合法化するものではないことを周知徹底すること。
- 二 本法の適切な運用を図るため、本法の趣旨及び内容について関係機関等に周知徹底するとともに、成立に至る経緯について周知すること。また、若年層に対するＡＶ出演被害に関する啓発を行うなど、本法の被害防止・救済に関する広報・普及啓発をより具体的かつ積極的に行うこと。
- 三 ＡＶ出演被害者に対する適切な支援を行うため、被害の実態調査を実施すること。また、内閣府におけるＡＶ出演被害対策のための体制を整えること。関係機関・団体と連携し、実効性のある相談体制を構築するとともに、被害者の支援に必要な財政上の措置を講ずること。また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、法テラス、インターネットを通じた被害防止・救済に取り組む関係機関、地方公共団体の男女共同参画窓口等の関係構築を促進し、支援環境の整備に努めること。警察における相談支援体制を強化し、女性警察官の配置の強化など、ＡＶ出演被害者が相談しやすい環境の確保、傷ついた心理に寄り添う対応の強化を図ること。
- 四 ＡＶ出演被害に至る背景となる問題を把握・分析し、包括的な解決に向け必要な取組を推進すること。
- 五 被害者が制作公表者の氏名・住所を知らないまま海外のウェブサイトやサーバーを経由した被害が拡散していることに鑑み、被害者が本法の定める解除、取消、差止請求を実施できるよう必要な支援を行うこと。また、ＡＶ出演被害者が拡散防止措置を迅速に、困難なく申請できるよう、時機にかなった必要な支援を行うこと。ＡＶ出演被害者救済のためのサイト運営事業者の役割などを明らかにし、対策を強化すること。また、サイト運営事業者自身による契約約款や利用規約等に基づく主体的な削除等の取組を支援するとともに、迅速・的確な拡散防止の対応ができるよう環境整備を行うこと。加えて、拡散につながり得る違法なアップロードについて、より厳正に対応すること。
- 六 本法施行後において、差止請求、拡散防止及び被害の相談件数等について実態を把握するとともに、その結果に基づいて検討を行い必要な措置を講ずること。
- 七 ＡＶ出演被害については、本法の罰則規定とともに、刑法の強要罪、強制性交等罪等、職業安定法、労働者派遣法、売春防止法、著作権法、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ対策法）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）による厳正な取締りを強化すること。また、本法の趣旨及び罰則規定の意義、本法制定の背景であるＡＶ出演被害の特徴と重大性について、必要な研修を職員に行い、法曹関係者に周知すること。  
右決議する。

## 在外教育施設における教育の振興に関する法律案(衆第51号)

(衆議院 4.6.7可決 参議院 6.9文教科学委員会付託 6.13本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、在外教育施設における教育の振興に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他在外教育施設における教育の振興に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、在外教育施設における教育の振興は、在留邦人の子の教育を受ける機会の確保に万全を期すること、在外教育施設における教育環境と学校における教育環境が同等の水準となることが確保されることを旨とすること、及び在留邦人の子の異なる文化を尊重する態度の涵養と我が国に対する諸外国の理解の増進が図られるようにすることを基本理念として行われなければならない。
- 二、国は、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

三、国は、在外教育施設における教育の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、関係省庁相互間その他関係機関、在外教育施設の設置者等との連携の強化その他必要な体制の整備に努める。

四、政府は、在外教育施設における教育の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置等を講じなければならない。

五、文部科学大臣及び外務大臣は、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めなければならない。

六、国は、在外教育施設の教職員の確保、在外教育施設の教職員に対する研修の充実、在外教育施設における教育の内容及び方法の充実強化、在外教育施設の適正かつ健全な運営の確保、在外教育施設の安全対策、在外教育施設を拠点とする国際的な交流の促進、在外教育施設における教育に関する調査研究の推進等について、必要な施策を講ずる。

七、この法律は、公布の日から施行する。

八、政府は、海外から帰国した児童及び生徒であって日本語に通じないものに対する支援の一層の充実のための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、在留邦人の子のために海外に設置された教育施設における小学校就学前子どもに対する教育の実態について調査を行い、その結果を踏まえ、当該教育施設における小学校就学前子どもに対する教育の内容について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。

**【附帯決議】**（4.6.10文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、在外教育施設が自主的な活動として日本語の普及を行うに当たっては、世界各地に日本にルーツを持つ子供たちが在住している現状を踏まえ、日本語指導体制の整備、敬語等を含めた日本語教育内容の充実が図られるよう十分な支援を行うこと。また、在留邦人の子以外の者であってその教育を受けることを希望するものの受入れを行うに当たっては、教育環境が各国で異なっている等の事情も勘案した上で、当該在外教育施設に適切な支援を行うこと。

二、在外教育施設は国際的な交流拠点や日本文化の紹介の拠点としての機能も有することが法律上明確化されたことを契機として、在外教育施設の自主性を尊重しつつ、その機能強化を図るための支援を充実するとともに、在外教育施設には、海外において日本文化への関心喚起にも資する可能性があることを広く周知すること。

三、在留邦人の子供たちの学ぶ権利を保障する観点から、在外教育施設における教育に関しては、教員の確保、現地採用の教員の待遇、特別な支援を必要とする子供たちへの対応等の課題があることに鑑み、在外教育施設の実態を踏まえ、必要な支援を行うこと。特に、教員の確保に関し、日本国内の学校現場で教員不足が生じている状況を踏まえ、教員不足の解消に向けた取組を推進するなど、都道府県教育委員会等が派遣教員を推薦しやすい環境の整備に努めること。

四、在外教育施設における教育環境が日本国内の学校と同等の水準となることが確保されることを旨とするとの本法の基本理念に基づき、在籍する在留邦人の子供たち及び教職員の安全確保や心身の健康の保持増進、ICTを活用した教育体制の構築等の観点から、施設の安全対策やICT環境の整備等に対する支援の充実を図るとともに、養護教諭、スクールカウンセラー、ICT支援員等の専門性の高い人材の活用を促進する方策について検討すること。

右決議する。

## 予 算

### 令和四年度一般会計予算

### 令和四年度特別会計予算

### 令和四年度政府関係機関予算

(衆議院 4. 2. 22可決 参議院 2. 22予算委員会付託 3. 22本会議可決)

#### 【概要】

令和2年から深刻化した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、2年近く経過しても終息せず、先行きも不透明な状況にあった。コロナ禍で大きく落ち込んだ日本経済は、感染動向に左右される状況が続き、GDPはコロナ前の水準に回復していない。また、我が国財政は、感染拡大以降、コロナ対策を主とする累次の補正予算編成で大規模な財政支出が行われたこともあり、国及び地方の長期債務残高対GDP比が2倍を越すなど一層厳しさを増している。

こうした状況の中、令和四年度予算は、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るとの方針の下に編成され、令和3年12月24日に閣議決定された。

令和四年度一般会計予算の規模は107兆5,964億円(対前年度当初予算比0.9%増)と10年連続で過去最大を更新した。

歳出予算は、政策的経費である一般歳出が67兆3,746億円(同0.7%増)、地方交付税交付金等が15兆8,825億円(同0.4%減)、国債費が24兆3,393億円(同2.4%増)となった。

一般歳出の内訳を見ると、社会保障関係費は36兆2,735億円(同1.2%増)となった。診療報酬改定においては、看護職員の処遇改善(0.20%増)と不妊治療の保険適用(0.20%増)を実現するとともに、リフィル処方箋の導入(0.10%減)等を行い、改定率は0.43%増(国費292億円増)となった。薬価等は市場実勢価格を反映する等により1.37%減(国費1,570億円減)となった。また、介護・障害福祉、保育等の処遇改善を推進するほか、雇用保険の国庫負担について、雇用情勢や雇用保険の財政状況に応じた負担割合の引上げや一般会計からの任意繰入を行う仕組みとされた。このほか、新型コロナウイルス感染症への対応として、水際対策等の推進(217億円)、国立国際医療研究センターの体制強化(14億円)等が計上された。

公共事業関係費は6兆575億円(対前年度当初予算比0.04%増)となった。ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策として、地方公共団体におけるソフト対策推進のため防災・安全交付金(8,156億円)等が計上された。また、単年度主義の弊害是正や建設現場の生産性向上に向け、国庫債務負担行為が新規に2兆1,368億円設定された。

文教及び科学振興費は5兆3,901億円(同0.04%減)となった。小学校高学年の理科・算数等の教科における「教科担任制」の推進等を図るための教職員定数の改善を措置する一方、少子化の進展による自然減等により義務教育費国庫負担金は1兆5,015億円(同1.0%減)となった。また、外部人材の活用(174億円)等により教員が授業等に注力できる環境が整備されることとなった。科学技術振興費については過去最大となる1兆3,788億円(同1.1%増)が計上され、博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保(34億円)等が計上された。

防衛関係費は5兆3,687億円(同1.0%増)となり、10年連続の増額となった。中期防対象経費(デジタル庁計上分318億円を含む)は5兆1,788億円(同1.1%増)となり、令和三年度補正予算と合わせて、ミサイル防衛や南西地域の島嶼部の防衛のほか、宇宙・サイバー・電磁波といった新領域の能力強化を推進することとされた。新規後年度負担(総額、デジタル庁計上分189億円を含む)は2兆9,022億円(同11.8%増)が計上された。

地方交付税交付金等は15兆8,825億円(同0.4%減)となった。所得税等の収入見込額の増加に伴い、国税の法定率分が増加する一方、国と地方の折半により負担されてきた地方の財源不足が解消したことにより、特例加算が講じられないこととなった。一般財源総額は62兆135億円となり、前年度と実質的に同水準が確保された。

国債費は、24兆3,393億円(同2.4%増)となり、公債残高の増加に伴う債務償還費の増加等によっ

て2年連続の増額となった。内訳は、債務償還費が16兆733億円（同5.5%増）、利払費が8兆2,472億円（同3.0%減）となっている。

このほか、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や経済動向を踏まえ、必要な対策を講じるため、前年度当初予算に引き続き新型コロナウイルス感染症対策予備費5兆円が計上された。

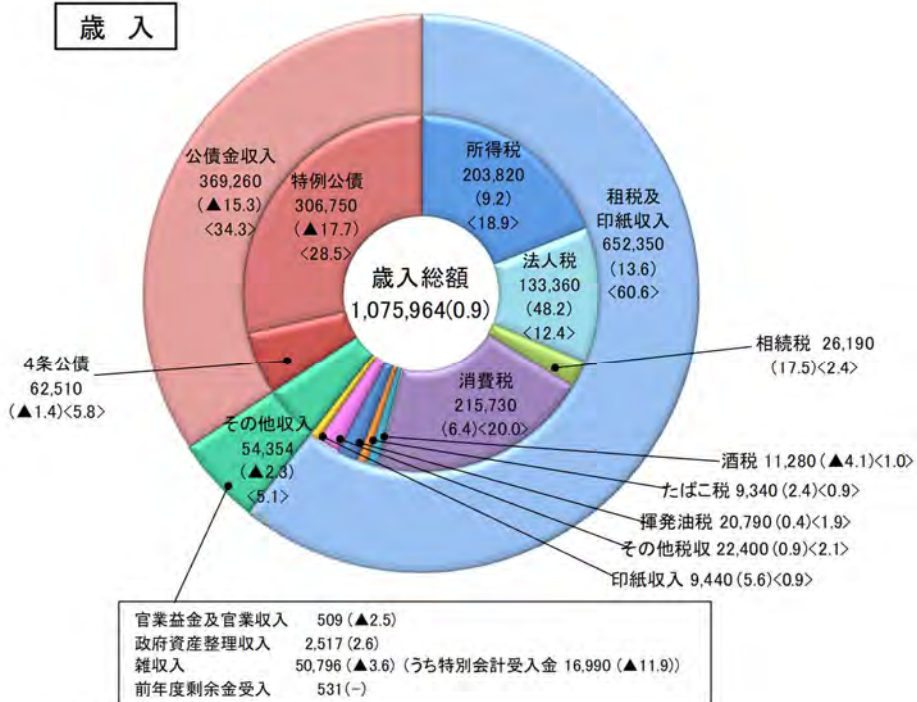
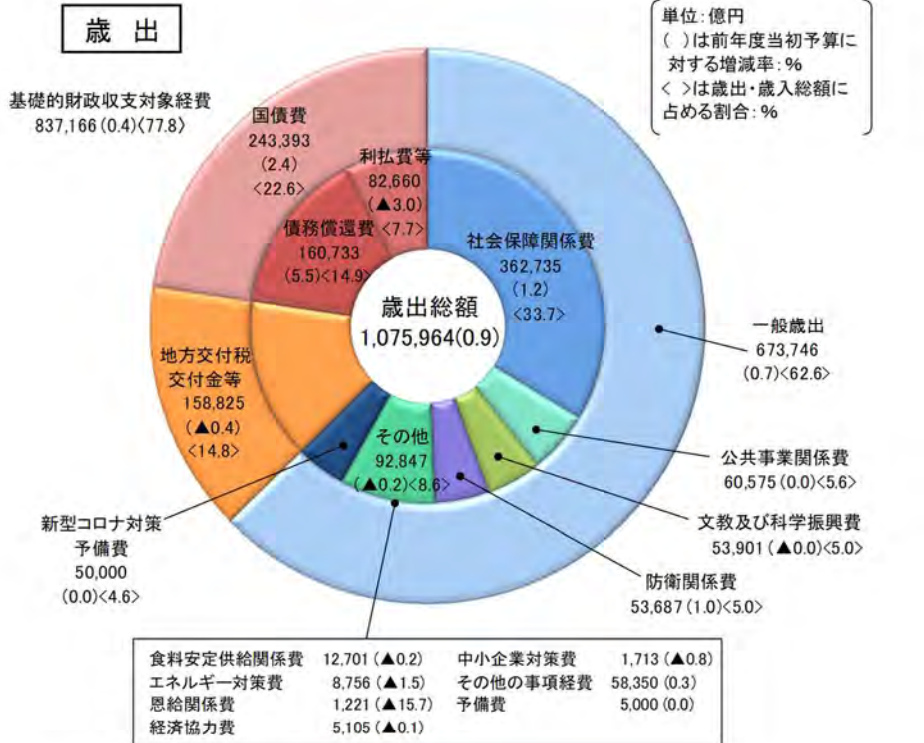
歳入予算については、租税及印紙収入は65兆2,350億円（同13.6%増）となり、過去最高を見込んでいる。企業業績や個人消費の回復により、法人税や所得税等の増加を見込んでいる。

公債金は36兆9,260億円（同15.3%減）で2年ぶりの減額となった。内訳は、4条公債が6兆2,510億円（同1.4%減）、特例公債が30兆6,750億円（同17.7%減）となっている。公債依存度は34.3%となり、前年度当初予算に比べ6.6%ポイント低下した。

歳出の基礎的財政収支対象経費（歳出総額から利払費と債務償還費（交付国債分を除く）を除いたもの）は前年度当初予算に比べ3,422億円増加（同0.4%増）した。一般会計ベースの基礎的財政収支は前年度当初予算から7.3兆円改善したものの、マイナス13兆462億円の赤字となった。

また、SNAベースの令和4年度における国及び地方の基礎的財政収支はマイナス35.0兆円程度（対GDP比マイナス6.2%程度）、同年度末の国及び地方の長期債務残高は1,243兆円（対GDP比220%）と見込まれている。

## 令和四年度一般会計予算の内訳



(出所) 財務省「予算の説明」等より作成

## 令和四年度一般会計補正予算（第1号）

### 令和四年度特別会計補正予算（特第1号）

（衆議院 4. 5. 27可決 参議院 5. 27予算委員会付託 5. 31本会議可決）

#### 【概要】

新型コロナウイルス感染者の減少に伴い厳しいコロナ対策が徐々に緩和され、経済活動の回復が期待される中、ウクライナ情勢による資源価格上昇と日米の金利差拡大等による円安の進行で国内物価が高騰し、景気回復を妨げる懸念が高まった。このような認識から政府は、物価高騰の影響緩和等のため、令和4年4月26日に「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を、さらに、5月17日に同対策の裏付けとなる令和四年度補正予算を閣議決定した。

令和四年度補正予算は、一般会計歳出において総合緊急対策の実施に必要な経費の追加等を行う一方、同歳入において、公債金の増額を行うものである。

歳出については、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」関係経費として、原油価格高騰対策1兆1,739億円、今後への備え1兆5,200億円（一般予備費4,000億円、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費（※）1兆1,200億円）を追加するほか、国債整理基金特別会計へ70億円を繰り入れた。歳入では、公債金（特例公債）2兆7,009億円が増額された。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額は2兆7,009億円となり、これを加えた令和四年度一般会計予算の総額は歳入歳出ともに110兆2,973億円となった。

※令和4年度当初予算で成立した新型コロナウイルス感染症対策予備費を改組・使途拡大したもの。

令和四年度補正予算のフレーム（一般会計）

歳出の補正		歳入の補正	
1. コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」関係経費	2兆6,939億円	1. 公債金（特例公債）	2兆7,009億円
（1）原油価格高騰対策	1兆1,739億円		
（2）今後への備え	1兆5,200億円		
①一般予備費	4,000億円		
②新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費	1兆1,200億円		
2. 国債整理基金特別会計へ繰入	70億円		
合計（A）	2兆7,009億円	合計	2兆7,009億円
当初予算額（B）	107兆5,964億円		107兆5,964億円
補正後予算額（A）＋（B）	110兆2,973億円		110兆2,973億円

（出所）財務省資料より作成

## 条 約

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 4.3.15承認 参議院 3.18外交防衛委員会付託 3.25本会議承認)

### 【要旨】

この協定は、日米安全保障条約の目的達成のため、日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動を確保するためのものであって、前文、本文7箇条及び末文から成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録及び書簡が作成されており、それらの主な内容は、次のとおりである。

- 一、日本国は、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給等一定の給与及び手当の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。
- 二、日本国は、合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等（公益事業によって使用に供されるもの）及び暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。
- 三、日本国は、アメリカ合衆国政府が施設及び区域に設置される訓練能力に関連する資機材及び関連する役務を調達するための経費（当該訓練能力が、日米安全保障条約の目的を達成し、即応性を向上させ、並びに困難を増す安全保障環境において多様な運用上の所要に対応するために抑止力及び対処力を強化すること（合衆国軍隊と日本国の自衛隊の相互運用性を強化することを含む。）に寄与する場合に限る。）、並びに、日米合同委員会における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国が、合衆国軍隊の訓練のための場所を施設及び区域から他の施設及び区域に又はアメリカ合衆国の施政の下にある領域若しくは同国の領域に変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要となる経費に係る費用の支払に要する経費の全部又は一部を負担する（日本国政府が、相互に適当と判断する経費を日本国が負担するとの通告をアメリカ合衆国政府に対して行う場合に限る。）。
- 四、アメリカ合衆国は、前記4種類の経費の節約に一層努める。
- 五、日本国は毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、アメリカ合衆国に対し速やかに通報する。
- 六、両国は、この協定の実施に関する全ての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができる。
- 七、この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、2027年3月31日まで効力を有する。

刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 4.5.12承認 参議院 6.1外交防衛委員会付託 6.8本会議承認)

### 【要旨】

政府は、2018年（平成30年）5月の我が国とベトナム社会主義共和国との間の首脳会談において、刑事共助条約の締結交渉を開始することで一致したことを受け、同年12月から同国政府との間で交渉を行った。その結果、条約案文について最終合意をみるに至り、2021年（令和3年）11月24日に東京において、この条約の署名が行われた。この条約は、前文、本文24箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施する。
- 二、共助には、①証言又は供述の取得、②物件の取得（捜索又は差押えによるものを含む。）、③人、物件又は場所の見分、④人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定、⑤公的機関の保

有する物件の提供、⑥請求国における出頭が求められている者に対する招請の伝達、⑦拘禁されている者の身柄の一時的な移送であって証言の取得その他の目的のためのもの、⑧刑事手続に関する文書の送達、⑨犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助、⑩被請求国の法令により認められるその他の共助であって両締約国の中央当局間で合意されたものを含む。

三、この条約に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、ベトナム社会主義共和国は最高人民検察院を、それぞれ指定する。この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。

四、被請求国の中央当局は、被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合等には、共助を拒否することができる。

五、この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

### 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 4. 4. 28承認 参議院 5. 16外交防衛委員会付託 5. 20本会議承認)

#### 【要旨】

この議定書は、1971年(昭和46年)に効力を生じ、2011年(平成23年)に一部改正された我が国とスイスとの間の現行の租税条約を部分的に改正するものであり、2021年(令和3年)7月16日にベルンで署名されたものである。この議定書は、前文、本文19箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、事業利得について、外国法人又は非居住者の支店等(恒久的施設)に帰属する事業利得に対する課税において、本支店間の内部取引をより厳格に認識する規定に改正する。

二、配当に対する源泉地国における税率について、株式保有割合10パーセント以上かつ株式保有期間365日以上の親子会社間の場合は免税、その他の場合は10パーセントを超えないものとする。

三、利子について、源泉地国免税とする。

四、条約の規定の適用に関する紛争の円滑な解決を図る観点から、納税者により申し立てられた課税事案が権限のある当局間の検討(相互協議)で解決することができない場合における仲裁手続の規定を導入する。

五、条約の特典の濫用を防止するための規定を国際標準に沿った内容に改正し、条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合について、条約の特典を認めない規定を設ける。

六、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この議定書は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

### 二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)

(衆議院 4. 4. 28承認 参議院 5. 16外交防衛委員会付託 5. 20本会議承認)

#### 【要旨】

この協定は、我が国と博覧会国際事務局(以下「B I E」という。)との間で、2025年日本国際博覧会(以下「博覧会」という。)に際し、参加する国及び国際機関の陳列区域代表事務所、B I E等が享有する特権及び免除等について定めるものであり、2022年(令和4年)2月15日にドバイで署名されたものである。

この協定は、前文、本文17箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。



- 一、日本国政府は、自国の法令に従い、陳列区域代表事務所の職員等の自国への入国及び自国における滞在を容易にするために必要な全ての措置をとる。陳列区域代表事務所の職員等の博覧会に関する査証は、無償で、かつ、できる限り速やかに発給される。
- 二、日本国に本店又は主たる事務所を有しない法人である陳列区域代表事務所及びB I Eは、博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、日本国において全ての直接税を免除される。
- 三、陳列区域代表事務所は、当該陳列区域代表事務所が輸入する物品に関し、博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国の法令に従い、関税を免除される。
- 四、博覧会を目的として日本国を訪問する陳列区域代表事務所の職員及びB I Eの代表者は、博覧会に関連する非商業的活動のために日本国において行う勤務その他の活動について取得する給料及び手当に対する課税の免除を日本国において享有する。
- 五、この協定は、日本国政府及びB I Eがこの協定の受諾を通告する公文を交換した日の後30日目の日に効力を生じ、日本国政府とB I Eとの間の合意により終了しない限り、博覧会の終了の日の後1年が経過するまでの間効力を有する。

### 強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結について承認を求めるの件（閣条第5号） （衆議院 4.5.12承認 参議院 6.1外交防衛委員会付託 6.8本会議承認）

#### 【要旨】

この条約は、1957年（昭和32年）6月25日にジュネーブで開催された国際労働機関（ILO）の第40回総会において採択されたものであり、政治的な見解の表明等に対する制裁、労働規律の手段、同盟罷業に参加したことに対する制裁等としてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束すること等を定めている。

この条約は、前文、本文10箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約を批准するILOの各加盟国は、次に掲げるものとしてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束する。
  - 1 政治的な強制若しくは教育の手段又は政治的な見解若しくは確立した政治的、社会的若しくは経済的な制度に思想的に反対する見解を有し、若しくは表明することに対する制裁
  - 2 経済的発展の目的のために労働力を動員し、及び利用する方法
  - 3 労働規律の手段
  - 4 同盟罷業に参加したことに対する制裁
  - 5 人種的、社会的、国民的又は宗教的な差別の手段
- 二、この条約を批准するILOの各加盟国は、一に掲げる強制労働の即時の、かつ、完全な廃止を確保するために効果的な措置をとることを約束する。
- 三、この条約は、この条約が効力を生じた後は、いずれの加盟国についても、自国による批准が登録された日の後12箇月で効力を生ずる。

### 千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）

（衆議院 4.5.12承認 参議院 6.1外交防衛委員会付託 6.8本会議承認）

#### 【要旨】

この協定は、漁船の安全のための国際的な規則を定めるため、未発効である1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する1993年のトレモリノス議定書（以下「議定書」という。）の規定の修正、実施等について定めるものであり、2012年（平成24年）10月にケープタウンにおいて採択された。この協定は、前文、本文4箇条及び末文並びに1の附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、締約国は、この協定の各条の規定及びこの協定によって修正される議定書の規定を実施する。議定書附属書の規則の一部の規定は、次の修正に従う。
  - 1 議定書附属書の規定は、別段の明示の定めがない限り、新船について適用する。議定書の適用上、主管庁は、全ての章について、測定的基础として、長さに代えて総トン数を使用することを決定することができる。
  - 2 他国の管轄下にある排他的経済水域若しくは海域又は国際法に従った関係国間の合意に基づく共同漁獲水域においてのみ運航すること等を条件として、議定書附属書の適用が不合理かつ実行不可能であると認める場合には、議定書附属書に定める要件を免除することができる。
  - 3 防火、火災探知、消火及び消防、救命設備並びに無線通信に関する一部の規定を修正する。
  - 4 議定書附属書の規則に定める関係要件に適合する漁船に対し、最初の検査又は更新検査の後に国際漁船安全証書と称する証書を発給する。
- 二、この協定は、国際海事機関の本部において、2013年2月11日から2014年2月10日までは署名のため、その後は加入のため、開放される。
- 三、この協定は、22以上の国であってその漁船（公海を運航する長さ24メートル以上のもの）の総数が3,600隻以上となるものがこの協定に拘束されることについての同意を表明した日の後12箇月で、効力を生ずる。

## **万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）**

（衆議院 4.4.28承認 参議院 5.16外交防衛委員会付託 5.20本会議承認）

### **【要旨】**

2018年（平成30年）9月にエチオピアのアディスアベバで開催された万国郵便連合（以下「連合」という。）の臨時大会議において、万国郵便連合憲章（以下「憲章」という。）の第十追加議定書及び万国郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）の第二追加議定書が採択された。また、2021年（令和3年）8月にコートジボワールのアビジャンで開催された連合の第27回大会議において、憲章の第十一追加議定書、一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約（以下「条約」という。）が採択された。これらの文書の主な内容は次のとおりである。

#### 一、憲章の第十追加議定書

連合の政府間機関としての位置付けを明確にする。

#### 二、一般規則の第二追加議定書

連合の常設機関の調整委員会を新設するとともに、分担金の未払金額に係る利子の割合を引き下げる。

#### 三、憲章の第十一追加議定書

連合の文書の改正手続を簡素化するとともに、条約の有効期限を廃止する。

#### 四、一般規則の第三追加議定書

諮問委員会の構成や権限を改正し、自律的な活動の範囲を拡大するとともに、分担金の等級についての規定を改正する。

#### 五、条約

現行の到着料率の引き上げを行うとともに、一部の郵便物の到着料率を加盟国の指定された事業者が自己申告することを可能とする。

#### 六、各文書の効力発生

憲章の第十追加議定書及び一般規則の第二追加議定書は、2019年（令和元年）7月1日に効力を生じた。また、憲章の第十一追加議定書、一般規則の第三追加議定書及び条約は、2022年（令和4年）7月1日に効力を生ずる。ただし、条約の到着料等に関する部分は、同年1月1日に効力を生じた。

## 承認を求めるの件

### 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 4.3.25承認 参議院 3.28総務委員会付託 3.30本会議承認)

#### 【要旨】

本件は、放送法第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会の令和4年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、収支予算

一般勘定事業収支については、受信料収入の確保と構造改革による支出規模の圧縮に取り組み、事業収入、事業支出とも6,890億円の収支均衡としている。

#### 二、事業計画

令和4年度は、経営計画の2年目として、令和5年度の受信料値下げと衛星波の1波削減に向けた構造改革を迅速かつ着実に実行し、スリムで強靱な「新しいNHK」に向けた取組を強化するとともに、健全な民主主義の発展に貢献し、信頼される情報の社会的基盤の役割を果たし、不偏不党、自主自律を堅持し、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力を挙げるほか、多様で質の高いコンテンツの提供、国際社会との相互理解の促進、地域の課題や情報の発信による地域の発展への貢献、ユニバーサル放送・サービスの充実、インターネット活用業務における国内及び国際向けコンテンツの効果的な提供と社会実証の実施、訪問によらない効率的な営業活動の推進による営業経費の削減、受信料の公平負担と制度の理解促進、グループ全体での業務の見直しやガバナンスの強化、人事制度改革、効率的で持続可能な組織の実現に向けた取組強化、放送センター等の建替えの推進等に取り組むとしている。

#### 三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額8,279億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,151億円をもって施行する。

#### 四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等の執行に当たっては、収支均衡を確保すること、受信料引下げの内容を早期に具体化すること、公共放送番組のインターネット配信の意義やサービスニーズについて議論を深めること、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体改革に不断に取り組むこと等が求められる旨の意見が付されている。

#### 【附帯決議】 (4.3.29総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、公共放送としての社会的使命を認識し、公正を保持し、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るための最善の努力を不断に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。また、国民・視聴者から寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表すること。

二、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、その職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、教育、文化等の各分野及び全国各地から公平に代表されることを考慮するとともに、女性委員の比率を引き上げることなどにより多様な意見が反映されるよう、幅広く選任するべく努めること。

三、経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を保障するために、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを深く認識し、協会が放送法に定められた役割を確実に果たすよう、権限を行使すること。その際、放送番組は何人からも干渉され、又は規律される

ことがないことを規定した、放送法第3条の放送番組編集の自由を十分理解し、その自由を侵害する行為はもとより、侵害を疑われる行為を絶対に行わないこと。

また、協会は、国民・視聴者からの受信料でその運営が行われていることを深く認識し、その運営について、放送法を遵守し、情報の十分な開示・説明を行うこと。特に、経営委員会及び理事会等における業務・経営等についての意思決定過程を明らかにするため、経営委員会及び理事会の議事録の適切な作成・管理を行うとともに、原則としてこれを公表すること。

四、協会は、関連団体を含めた不祥事に対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていることを踏まえ、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、綱紀の粛正、コンプライアンスの徹底、再発防止策の確実な実施等を組織一体となって行うことにより、信頼回復に全力を尽くすこと。

五、政府及び協会は、放送と通信の融合の更なる進展の中で、公共放送の在り方及び受信料の在り方について、引き続き真摯に検討を行うこと。

また、その結果を踏まえ、政府は、所要の措置を講ずるとともに、協会は、新しい社会と技術に対応した公共メディアとしての経営ビジョンを構築すること。

六、協会は、繰越金や今後の事業収支見通しと新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等を踏まえ、国民・視聴者の負担軽減に資するよう、中期経営計画で示した受信料の引下げの内容を早期に具体化するとともに、受信料の支払いが困難となった者について、支払いの猶予等の対応を適切に行うほか、受信料減免の拡大について引き続き検討すること。

また、受信料制度に対する国民・視聴者の理解を促進し、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなければならないことを認識した上で、訪問によらない営業への移行による関係者に対する影響等に十分留意しつつ、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。

七、協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」の具体的な内容を早期に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。

八、協会は、グループとしてのガバナンスを不断に強化し、子会社等からの適切な還元を図るとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営の構築に向けて、迅速かつ確実に取り組むこと。

九、協会は、常時同時配信等のインターネット活用業務を行うに際しては、その影響力の大きさを十分認識し、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握するとともに、社会実証の結果や民間放送事業者等の見解に十分留意しつつ、関係者間での情報共有及び連携を図り、適正な規模・水準の下、節度をもって適切に実施すること。

十、協会は、各地域の関係者と様々な分野で連携を強化しながら、それぞれの地域ならではの魅力を紹介し、地域の活性化及び発展に寄与するコンテンツを充実するとともに、国内外に向けた積極的な発信に努めること。

十一、協会は、激動する国際情勢や新型コロナウイルス感染症の現状に鑑み、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることの重要性を踏まえ、我が国に対する理解が促進されるとともに、在外邦人に的確な情報が提供されるよう、国際放送及び海外発信の一層の充実を図ること。特に、外国人向けテレビ国際放送については、番組内容の充実、国内外における認知度の向上等に努めること。

十二、協会は、相次ぐ自然災害や新型コロナウイルス感染症の現状に鑑み、いかなる事態においても放送・サービスが継続されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図るとともに、正しい情報を国民・視聴者に伝達し、その予防・拡大防止に寄与するよう万全を期すこと。

十三、協会は、障がい者、高齢者に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・ディバイドを解消するため、新たな技術の開発・活用などにも取り組み、字幕放送、解説放送、手話放送など「人にやさしい放送」の一層の充実等を図ること。

十四、協会は、ハラスメント防止の取組を一層促進するとともに、過去に記者が過労で亡くなった事実等を踏まえ、過労死の再発防止のため、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先に確保し、適正な業務運営と労働環境改善に全力で取り組むこと。

また、障がい者の雇用率の一層の向上及び女性の採用・登用の拡大を図ること。  
右決議する。

## 予備費等承諾を求めるの件

### 令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 4. 4. 12承諾 参議院 5. 13決算委員会付託 5. 18本会議承諾)

#### 【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額9兆6,500億円のうち、令和2年5月19日から3年3月23日までの間に使用を決定した金額は9兆1,420億円で、その内訳は、営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費3兆3,791億円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費1兆1,978億円、持続化給付金の支給に必要な経費9,150億円などである。

### 令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 4. 4. 12承諾 参議院 5. 13決算委員会付託 5. 18本会議承諾)

#### 【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和2年4月7日から3年3月29日までの間に使用を決定した金額は2,838億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費437億円、道路等災害復旧事業等に必要な経費315億円、大雪に伴う道路事業に必要な経費298億円などである。

### 令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 4. 4. 12承諾 参議院 5. 13決算委員会付託 5. 18本会議承諾)

#### 【要旨】

特別会計予備費予算総額7,944億円のうち、令和2年12月15日に使用を決定した金額は550億円で、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費である。

### 令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 4. 4. 12承諾 参議院 5. 13決算委員会付託 5. 18本会議承諾)

#### 【要旨】

令和2年12月15日に決定した経費増額総額は1,000億円で、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費の増額である。

### 令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

(衆議院 継続審査)

#### 【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額5兆円のうち、令和3年4月30日から11月26日までの間に使用を決定した金額は3兆1,656億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費8,415億円、子育て世帯等臨時特別支援事業に必要な経費7,310億円、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費5,119億円などである。

### 令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

(衆議院 継続審査)

#### 【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和3年4月20日から11月17日までの間に使用を決定し

た金額は447億円で、その内訳は、政府広報に必要な経費101億円、自衛隊が行う診療等に必要な経費92億円、建設アスベスト訴訟における和解の履行に伴う賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費86億円などである。

#### 令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 継続審査）

##### 【要旨】

特別会計予備費予算総額8,352億円のうち、令和3年11月26日に使用を決定した金額は23億円で、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費である。

#### 令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

（衆議院 継続審査）

##### 【要旨】

令和3年9月16日に決定した経費増額総額は692億円で、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額である。

#### 令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 継続審査）

##### 【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額5兆円のうち、令和4年3月25日に使用を決定した金額は1兆4,529億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費6,670億円、新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費4,396億円、検疫業務の実施に必要な経費1,479億円などである。

#### 令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 継続審査）

##### 【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和4年3月4日から3月25日までの間に使用を決定した金額は4,033億円で、その内訳は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費3,499億円、大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費310億円、漁業用燃油価格安定対策事業に必要な経費98億円などである。

#### 令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 継続審査）

##### 【要旨】

特別会計予備費予算総額8,352億円のうち、令和4年3月4日に使用を決定した金額は300億円で、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費である。

#### 令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

（衆議院 継続審査）

##### 【要旨】

令和4年2月22日から3月29日までの間に決定した経費増額総額は334億円で、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額である。



## 決算その他

### 令和二年度一般会計歳入歳出決算、令和二年度特別会計歳入歳出決算、令和二年度国税収納金整理資金受払計算書、令和二年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 第207回国会 3.12.21決算委員会付託 4.6.15本会議是認)

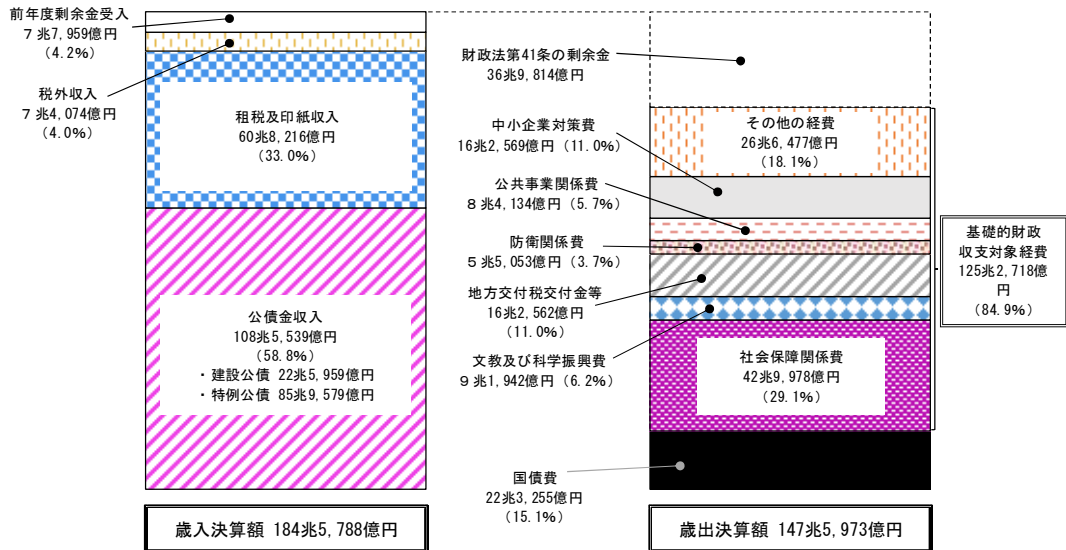
令和二年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は184兆5,788億円、歳出決算額は147兆5,973億円であり、差引き36兆9,814億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和3年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は4兆5,363億円である。

令和二年度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は417兆5,611億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は404兆5,188億円である。

令和二年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は82兆2,569億円であり、資金からの支払命令済額は18兆750億円、資金からの一般会計等の歳入への組入額は62兆7,496億円であるため、差引き1兆4,322億円の剰余を生じた。

令和二年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆958億円、支出済額を合計した支出決算額は8,040億円である。

#### 〈令和二年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(注) ( ) 内は総額に占める割合であり、単位未満四捨五入。

(出所) 財務省資料より作成

### 令和二年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第207回国会 3.12.21決算委員会付託 4.6.15本会議是認)

令和二年度国有財産増減及び現在額総計算書における2年度中の国有財産の差引純増加額は7兆3,885億円、2年度末現在額は117兆2,598億円である。

### 令和二年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第207回国会 3.12.21決算委員会付託 4.6.15本会議是認)

令和二年度国有財産無償貸付状況総計算書における2年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は204億円、2年度末現在額は1兆2,142億円である。

## N H K 決算

### 日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本件は、日本放送協会の令和2年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和2年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,725億円、負債合計は4,516億円、純資産合計は8,209億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,099億円、経常事業支出は6,917億円となっており、経常事業収支差金は181億円となっている。

## 規則案

### 参議院規則の一部を改正する規則案(規則第1号)

(参議院 4.6.1本会議可決)

#### 【要旨】

本規則案は、参議院議員の定数の改正に伴い、常任委員会の委員の数を改めるものであり、その内容は次のとおりである。

#### 一 常任委員会の委員数の改正

内閣委員会の委員の数を21人から22人に改め、文教科学委員会及び環境委員会の委員の数を20人から21人に改める。

#### 二 施行期日

この規則は、令和4年に行われる通常選挙により選出される参議院議員の任期が始まる日以後最初に召集される国会の召集の日から施行する。

## 規程案

### 常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案(規程第1号)

(参議院 4.4.8本会議可決)

#### 【要旨】

本規程案は、常任委員会合同審査会の会議録について、経費の節減及び議員活動の利便性の向上、情報提供の充実等に資するため、電磁的記録の提供その他の適当な方法により両議院の議員に提供しようとするものであって、その内容は次のとおりである。

#### 一 常任委員会合同審査会の会議録

常任委員会合同審査会の会議録について、電磁的記録の提供その他の適当な方法により両議院の議員に提供するものとする。

#### 二 施行期日

この規程は、第209回国会の召集の日から施行する。

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に送付されたもののみ掲載。  
 注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。  
 注3 件名は、原則として、付託議案は参議院の委員会への付託順、未付託議案は提出年月日順に掲載。  
 凡例 ☆:参議院先議 ※:予算関係法律案 (多):賛成多数 (全):全会一致

## 5 議案審議表

### 内閣委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
警察法の一部を改正する法律案(閣法第2号)※	4.1.28	— 2.24 内閣	3.2 可決(多) 附帯決議	3.3 可決(多)	— 3.23	3.24	3.29 質疑	3.29 可決(多) 附帯決議	3.30 可決(多)	(起立採決)	3.31 6号	33		
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第7号)※	4.2.1	— 3.3 内閣	3.9 可決(多)	3.10 可決(多)	— 3.30	3.31		4.5 可決(多)	4.6 可決(多)	(起立採決)	4.13 17号	36		
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)※	4.2.1	— 3.3 内閣	3.9 可決(全)	3.10 可決(全)	— 3.30	3.31	4.5 質疑	4.5 可決(全)	4.6 可決(全)	(起立採決)	4.13 18号	37		
国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)	4.2.1	— 3.3 内閣	3.9 可決(全)	3.10 可決(全)	— 3.30	3.31		4.5 可決(全)	4.6 可決(全)	(起立採決)	4.13 19号	37		
道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第52号)☆	4.3.4	— 4.13 内閣	4.15 可決(多) 附帯決議	4.19 可決(多)	— 4.6	4.7	4.12 質疑	4.12 可決(多) 附帯決議	4.13 可決(多)	(起立採決)	4.27 32号	84		
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案(閣法第37号)	4.2.25	(3.17) 3.17 内閣	4.6 可決(多) 附帯決議	4.7 可決(多)	(4.13) 4.13	4.14	4.14 質疑 4.19 質疑 4.21 参考人 4.26 連合審査会/質疑 4.28 質疑	5.10 可決(多) 附帯決議	5.11 可決(多)	(起立採決)	5.18 43号	63	4.26 内閣委員会、経済産業委員会連合審査会	
子ども家庭庁設置法案(閣法第38号)	4.2.25	(4.19) 4.19 内閣	5.13 可決(多) 附帯決議	5.17 可決(多)	(5.18) 5.18	5.19		6.14 可決(多) 附帯決議	6.15 可決(多)	(起立採決)	6.22 75号	65		
子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第39号)	4.2.25	(4.19) 4.19 内閣	5.13 可決(多) 附帯決議	5.17 可決(多)	(5.18) 5.18	5.19	5.19 質疑 5.24 質疑 6.2 連合審査会/質疑 6.7 参考人 6.10 質疑 6.14 質疑	6.14 可決(多) 附帯決議	6.15 可決(多)	(起立採決)	6.22 76号	67	6.2 内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会	
子ども基本法案(加藤勝信君外10名提出)(衆第25号)	4.4.4	(4.19) 4.19 内閣	5.13 可決(多) 附帯決議	5.17 可決(多)	— 5.18	5.19		6.14 可決(多) 附帯決議	6.15 可決(多)	(起立採決)	6.22 77号	107		
性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案(内閣委員長提出)(衆第43号)	4.5.25			5.27 可決(全)	— 6.13	6.14	6.14 質疑	6.14 可決(全) 附帯決議	6.15 可決(多)	(起立採決)	6.22 78号	113		

総務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)※	4.1.28	(2.8) 2.8 総務	2.21 可決(多)	2.22 可決(多)	(3.9) 3.9	3.15	3.15 質疑 3.16 質疑 3.22 質疑	3.22 可決(多)	3.22 可決(多)	(起立採決)	3.31 1号	34		
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)※	4.1.28	(2.8) 2.8 総務	2.21 可決(多)	2.22 可決(多)	(3.9) 3.9	3.15		3.22 可決(多)	3.22 可決(多)	(起立採決)	3.31 2号	35		
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件 (閣承認第1号)	4.2.4	— 3.23 総務	3.24 承認(多) 附帯決議	3.25 承認(多)	— 3.28	3.29	3.29 質疑	3.29 承認(多) 附帯決議	3.30 承認(多)	(起立採決)		124		
地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)	4.2.1	— 4.4 総務	4.7 可決(全)	4.12 可決(全)	— 4.13	4.14	4.21 質疑	4.21 可決(全)	4.22 可決(全)	(起立採決)	5.2 35号	38		
電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第18号) ※	4.2.4	(4.7) 4.7 総務	4.19 可決(多) 附帯決議	4.21 可決(多)	(6.1) 6.1	6.2	6.2 質疑	6.2 可決(多) 附帯決議	6.3 可決(多)	(起立採決)	6.10 63号	42		
電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法第48号)	4.3.4	— 4.25 総務	5.12 可決(多) 附帯決議	5.13 可決(多)	— 6.6	6.7	6.10 質疑	6.10 可決(多) 附帯決議	6.13 可決(多)	(起立採決)	6.17 70号	79		

法務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 目録 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第12号) ※	4.2.1	— 3.1 法務	3.9 可決(多) 附帯決議	3.10 可決(多)	— 3.30	3.31	4.14 質疑	4.14 可決(多)	4.15 可決(多)	(起立採決)	4.22 30号	38		
裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第13号)	4.2.1	— 3.1 法務	3.9 可決(全)	3.10 可決(全)	— 3.30	3.31		4.14 可決(全)	4.15 可決(全)	(起立採決)	4.22 31号	39		
民事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第54号)	4.3.8	— 3.22 法務	4.20 可決(多) 附帯決議	4.21 可決(多)	— 4.25	4.26	4.28 参考人 5.10 質疑 5.12 質疑 5.17 質疑	5.17 可決(多) 附帯決議	5.18 可決(多)	(起立採決)	5.25 48号	88		
刑法等の一部を改正する法律案(閣法第57号)	4.3.8	(4.21) 4.21 法務	5.18 修正(多) 附帯決議	5.19 修正(多)	(5.20) 5.20	5.24	5.24 質疑 6.2 質疑 6.7 参考人 6.10 質疑	6.10 可決(多) 附帯決議	6.13 可決(多)	(起立採決)	6.17 67号	92		
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(閣法第58号)	4.3.8	(4.21) 4.21 法務	5.18 可決(多)	5.19 可決(多)	(5.20) 5.20	5.24	6.10 可決(多)	6.13 可決(多)	(起立採決)	6.17 68号	93			

外交防衛委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)	4.2.8	(3.1) 3.1 外務	3.11 承認(多)	3.15 承認(多)	(3.18) 3.18	3.24	3.24 質疑	3.24 承認(多)	3.25 承認(多)	(起立採決)		120		
二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(閣法第24号)※	4.2.8	— 3.10 外務	3.16 可決(多)	3.17 可決(多)	— 3.28	3.29	3.31 質疑	3.31 可決(多)	3.31 可決(多)	(起立採決)	3.31 14号	50		
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)※	4.2.1	— 3.23 安全保障	3.25 可決(多)	3.29 可決(多)	— 3.30	3.31	4.5 質疑	4.5 可決(多)	4.6 可決(多)	(起立採決)	4.13 23号	42		
防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)※	4.2.8	(3.8) 3.8 安全保障	3.15 可決(多) 附帯決議	3.17 可決(多)	— 4.5	4.5	4.12 質疑	4.12 可決(多)	4.13 可決(多)	(起立採決)	4.20 26号	53		
旅券法の一部を改正する法律案(閣法第29号)	4.2.22	— 3.29 外務	4.6 可決(全) 附帯決議	4.7 可決(全)	— 4.13	4.14	4.19 質疑	4.19 可決(全)	4.20 可決(全)	(起立採決)	4.27 33号	54		
東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律案(閣法第30号)	4.2.22	— 3.29 外務	4.6 可決(全)	4.7 可決(全)	— 4.13	4.14		4.19 可決(全)	4.20 可決(全)	(起立採決)	4.27 34号	55		
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)	4.3.8	— 4.19 外務	4.27 承認(多)	4.28 承認(多)	— 5.16	5.17	5.19 質疑	5.19 承認(多)	5.20 承認(多)	(起立採決)		121		
二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)	4.3.8	— 4.19 外務	4.27 承認(多)	4.28 承認(多)	— 5.16	5.17		5.19 承認(多)	5.20 承認(多)	(起立採決)		121		
万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)	4.3.8	— 4.19 外務	4.27 承認(全)	4.28 承認(全)	— 5.16	5.17		5.19 承認(全)	5.20 承認(全)	(起立採決)		123		
刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)	4.3.8	— 4.26 外務	5.11 承認(全)	5.12 承認(全)	— 6.1	6.2	6.7 質疑	6.7 承認(全)	6.8 承認(全)	(起立採決)		120		
強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)	4.3.8	— 4.26 外務	5.11 承認(全)	5.12 承認(全)	— 6.1	6.2		6.7 承認(全)	6.8 承認(全)	(起立採決)		122		

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリス議定書の規定の実施に関する二十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)	4.3.8	— 4.26 外務	5.11 承認(全)	5.12 承認(全)	— 6.1	6.2	6.7 承認(全)	6.8 承認(全)	(起立採決)	/	122	
---	-------	--------------	---------------	---------------	----------	-----	--------------	--------------	--------	---	-----	--

財政金融委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)※	4.1.25	(2.1) 2.1 財務金融	2.21 可決(多) 附帯決議	2.22 可決(多)	(3.4) 3.4	3.8	3.15 質疑 3.16 質疑 3.17 質疑 3.22 質疑	3.22 可決(多) 附帯決議	3.22 可決(多)	(起立採決)	3.31 4号	32		
関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)※	4.1.28	— 3.3 財務金融	3.8 可決(全) 附帯決議	3.10 可決(全)	— 3.18	3.22	3.24 質疑	3.24 可決(全) 附帯決議	3.25 可決(全)	(起立採決)	3.31 5号	35		
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)※	4.1.28	— 3.8 財務金融	3.11 可決(全) 附帯決議	3.15 可決(全)	— 3.23	3.24	3.29 質疑	3.29 可決(全) 附帯決議	3.30 可決(全)	(起立採決)	3.31 13号	36		
保険業法の一部を改正する法律案(閣法第10号)	4.2.1	— 3.10 財務金融	3.23 可決(多)	3.24 可決(多)	— 3.28	3.29	3.31 質疑	3.31 可決(多)	3.31 可決(多)	(起立採決)	3.31 11号	38		
関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第59号)	4.4.5	(4.12) 4.12 財務金融	4.13 可決(全)	4.14 可決(多)	(4.15) 4.15	4.19	4.19 質疑	4.19 可決(全)	4.20 可決(多)	(起立採決)	4.20 27号	93		
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(閣法第60号)	4.4.5	(4.12) 4.12 財務金融	4.13 可決(全)	4.14 可決(全)	(4.15) 4.15	4.19	4.19 質疑	4.19 可決(全)	4.20 可決(全)	(起立採決)	4.20 28号	94		
公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案(閣法第40号)	4.3.1	— 4.4 財務金融	4.8 可決(全)	4.12 可決(全)	— 4.25	4.26	5.10 質疑	5.10 可決(全)	5.11 可決(全)	(起立採決)	5.18 41号	67		
安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第47号)	4.3.4	— 5.10 財務金融	5.17 可決(全)	5.19 可決(全)	— 5.23	5.24	6.2 質疑	6.2 可決(全)	6.3 可決(全)	(起立採決)	6.10 61号	78		



文教科学委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
博物館法の一部を改正する法律案(閣法第31号)	4.2.22	— 3.15 文部科学	3.23 可決(全) 附帯決議	3.24 可決(多)	— 4.4	4.5	4.7 質疑	4.7 可決(多) 附帯決議	4.8 可決(多)	(起立採決)	4.15 24号	55		
教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(閣法第34号)	4.2.25	(3.24) 3.24 文部科学	4.8 可決(多) 附帯決議	4.12 可決(多)	(4.20) 4.20	4.21	4.28 参考人 5.10 質疑	5.10 可決(多) 附帯決議	5.11 可決(多)	(起立採決)	5.18 40号	59		
国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案(閣法第35号)	4.2.25	— 4.14 文部科学	4.27 可決(多) 附帯決議	4.28 可決(多)	— 5.11	5.12	5.17 質疑	5.17 可決(多) 附帯決議	5.18 可決(多)	(起立採決)	5.25 51号	60		
在外教育施設における教育の振興に関する法律案(文部科学委員長提出)(衆第51号)	4.6.3			6.7 可決(全)	— 6.9	6.10	6.10 質疑	6.10 可決(全) 附帯決議	6.13 可決(全)	(起立採決)	6.17 73号	114		

厚生労働委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第14号)※	4.2.1	(3.3) 3.3 厚生労働	3.16 可決(多) 附帯決議	3.17 可決(多)	(3.18) 3.18	3.24	3.24 質疑 3.25 参考人 3.29 質疑	3.29 可決(多) 附帯決議	3.30 可決(多)	(起立採決)	3.31 12号	39		
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案(厚生労働委員長提出)(参第7号)	4.4.12	— 4.12 厚生労働予備 付託 4.13 厚生労働本付 託	5.18 可決(全)	5.19 可決(全)	/	/	/	/	4.13 可決(多)	(起立採決)	5.25 52号	98		
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出)(参第8号)	4.4.12	— 4.12 厚生労働予備 付託 4.13 厚生労働本付 託	5.18 可決(全) 附帯決議	5.19 可決(全)	/	/	/	/	4.13 可決(全)	(起立採決)	5.25 50号	98		
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第42号)	4.3.1	(3.31) 3.31 厚生労働	4.15 可決(全) 附帯決議	4.19 可決(全)	(4.22) 4.22	4.26	4.26 質疑 4.28 質疑 5.10 参考人 5.12 質疑	5.12 可決(全) 附帯決議	5.13 可決(全)	(起立採決)	5.20 47号	70		
児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第49号)	4.3.4	(4.14) 4.14 厚生労働	5.13 修正(全) 附帯決議	5.17 修正(全)	— 5.18	5.19	5.24 質疑 6.2 参考人 6.7 質疑	6.7 可決(全) 附帯決議	6.8 可決(全)	(起立採決)	6.15 66号	80		
労働者協同組合法等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第41号)	4.5.20	/	/	5.25 可決(全)	— 6.9	6.10	—	6.10 可決(全)	6.13 可決(全)	(起立採決)	6.17 71号	112		
令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第42号)	4.5.20	/	/	5.25 可決(全)	— 6.9	6.10	—	6.10 可決(全)	6.13 可決(全)	(起立採決)	6.13 64号	112		

農林水産委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 番号 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
土地改良法の一部を改正する法律案(閣法第19号)※	4.2.4	— 3.1 農林水産	3.15 可決(全) 附帯決議	3.17 可決(全)	— 3.23	3.24	3.29 質疑	3.29 可決(全) 附帯決議	3.30 可決(全)	(起立採決)	3.31 9号	44		
特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(衆第11号)	4.3.15			3.17 可決(全)	— 3.28	3.29	—	3.29 可決(全)	3.30 可決(全)	(起立採決)	3.31 10号	105		
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第53号)☆	4.3.4	— 5.10 農林水産	5.18 可決(全) 附帯決議	5.19 可決(全)	— 4.4	4.5	4.7 質疑	4.7 可決(全) 附帯決議	4.8 可決(全)	(起立採決)	5.25 49号	86		
環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案(閣法第32号)	4.2.22	(3.15) 3.15 農林水産	3.30 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(全)	(4.8) 4.8	4.12	4.12 質疑 4.14 質疑 4.19 参考人 4.21 質疑	4.21 可決(全) 附帯決議	4.22 可決(全)	(起立採決)	5.2 37号	57		
植物防疫法の一部を改正する法律案(閣法第33号)	4.2.22	— 3.16 農林水産	3.30 可決(全)	3.31 可決(全)	— 4.11	4.12		4.21 可決(全)	4.22 可決(全)	(起立採決)	5.2 36号	58		
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(閣法第55号)	4.3.8	— 4.5 農林水産	4.20 可決(多) 附帯決議	4.21 可決(多)	— 4.25	4.26		5.19 可決(多) 附帯決議	5.20 可決(多)	(起立採決)	5.27 56号	89		
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第56号)	4.3.8	— 4.5 農林水産	4.20 可決(全) 附帯決議	4.21 可決(全)	— 4.25	4.26	5.12 質疑 5.17 参考人 5.19 質疑	5.19 可決(全) 附帯決議	5.20 可決(全)	(起立採決)	5.27 53号	91		

経済産業委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
貿易保険法の一部を改正する法律案(閣法第28号)	4.2.18	— 3.8 経済産業	3.16 可決(多) 附帯決議	3.17 可決(多)	— 4.4	4.5	4.7 質疑	4.7 可決(多) 附帯決議	4.8 可決(多)	(起立採決)	4.15 25号	54		
安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)	4.3.1	(4.5) 4.5 経済産業	4.22 可決(多) 附帯決議	4.26 可決(多)	(4.27) 4.27	5.10	5.10 質疑 5.11 参考人 5.12 質疑	5.12 可決(多) 附帯決議	5.13 可決(多)	(起立採決)	5.20 46号	72		
高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案(閣法第50号)	4.3.4	— 4.26 経済産業	5.11 可決(多) 附帯決議	5.12 可決(多)	— 5.16	5.17	5.19 質疑 6.14 質疑	6.14 可決(多) 附帯決議	6.15 可決(多)	(起立採決)	6.22 74号	82		

国土交通委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(閣法第15号)※	4.2.1	— 3.1 国土交通	3.9 可決(全)	3.10 可決(全)	— 3.23	3.24	3.29 質疑	3.29 可決(全)	3.30 可決(全)	(起立採決)	3.31 15号	41		
自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第36号)☆	4.2.25	— 5.24 国土交通	6.8 可決(多) 附帯決議	6.9 可決(多)	— 4.4	4.5	4.7 参考人 4.12 質疑	4.12 可決(多) 附帯決議	4.13 可決(多)	(起立採決)	6.15 65号	62		
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第20号)※	4.2.4	— 3.22 国土交通	3.30 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(全)	— 4.18	4.19	4.26 質疑	4.26 可決(全) 附帯決議	4.27 可決(全)	(起立採決)	5.9 38号	45		
宅地造成等規制法の一部を改正する法律案(閣法第45号)	4.3.1	(3.29) 3.29 国土交通	4.20 修正(全) 附帯決議	4.21 修正(全)	(5.11) 5.11	5.12	5.12 質疑 5.17 参考人 5.19 質疑	5.19 可決(全) 附帯決議	5.20 可決(全)	(起立採決)	5.27 55号	75		
航空法等の一部を改正する法律案(閣法第44号)	4.3.1	— 4.19 国土交通	4.22 可決(全)	4.26 可決(全)	— 5.23	5.24	6.2 質疑	6.2 可決(全) 附帯決議	6.3 可決(全)	(起立採決)	6.10 62号	74		
脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第61号)	4.4.22	— 5.12 国土交通	5.24 可決(全) 附帯決議	5.25 可決(全)	— 6.6	6.7	6.10 質疑	6.10 可決(全) 附帯決議	6.13 可決(全)	(起立採決)	6.17 69号	94		

環境委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第46号)	4.3.1	— 4.14 環境	4.22 可決(全) 附帯決議	4.26 可決(全)	— 4.27	4.28	5.10 質疑	5.10 可決(全) 附帯決議	5.11 可決(全)	(起立採決)	5.18 42号	76		
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第25号)※	4.2.8	— 3.24 環境	4.5 可決(全) 附帯決議	4.7 可決(多)	(5.13) 5.13	5.17	5.17 質疑 5.19 参考人 5.24 質疑	5.24 可決(全) 附帯決議	5.25 可決(全)	(起立採決)	6.1 60号	51		
石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出)(衆第37号)	4.5.13			5.17 可決(全)	— 6.9	6.10	6.10 質疑	6.10 可決(全) 附帯決議	6.13 可決(全)	(起立採決)	6.17 72号	110		

予算委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
令和四年度一般会計予算(閣予第1号)	4.1.17	(1.17 財政演説) 1.17 予算	2.21 可決(多)	2.22 可決(多)	(1.17 財政演説) 1.17 予備付託 2.22 本付託	1.21	2.24 基本的質疑 2.25 基本的質疑 2.28 一般質疑 3.1 一般質疑 3.2 集中審議 3.3 一般質疑 3.4 一般質疑 3.7 集中審議 3.8 公聴会 3.9 一般質疑 3.10 一般質疑 集中審議	3.22 可決(多)	3.22 可決(多)	自民、公明、 民主、みん、 無	立憲、 民主(一部)、 維新、共産、 沖縄、れ新、 碧水、無		116	
令和四年度特別会計予算(閣予第2号)	4.1.17	(1.17 財政演説) 1.17 予算	2.21 可決(多)	2.22 可決(多)	(1.17 財政演説) 1.17 予備付託 2.22 本付託	1.21	3.11 一般質疑 3.14 集中審議 3.17 集中審議 3.18 一般質疑 3.22 締めくくり 質疑	3.22 可決(多)	3.22 可決(多)	自民、公明、 民主、みん、 無	立憲、 民主(一部)、 維新、共産、 沖縄、れ新、 碧水、無		116	3.15、3.16委嘱 審査
令和四年度政府関係機関予算(閣予第3号)	4.1.17	(1.17 財政演説) 1.17 予算	2.21 可決(多)	2.22 可決(多)	(1.17 財政演説) 1.17 予備付託 2.22 本付託	1.21		3.22 可決(多)	3.22 可決(多)	自民、公明、 民主、みん、 無	立憲、 民主(一部)、 維新、共産、 沖縄、れ新、 碧水、無		116	
令和四年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第4号)	4.5.25	(5.25 財政演説) 5.25 予算	5.27 可決(多)	5.27 可決(多)	(5.25 財政演説) 5.25 予備付託 5.27 本付託	5.25		5.31 可決(多)	5.31 可決(多)	(起立採決)		119		
令和四年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予第5号)	4.5.25	(5.25 財政演説) 5.25 予算	5.27 可決(多)	5.27 可決(多)	(5.25 財政演説) 5.25 予備付託 5.27 本付託	5.25		5.31 可決(多)	5.31 可決(多)	(起立採決)		119		

決算委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
令和二年度一般会計歳入歳出決算、令和二年度特別会計歳入歳出決算、令和二年度国税収納金整理資金受払計算書、令和二年度政府関係機関決算書	3.12.6 (207回)	— 4.1.17 決算行政	継続審査		(3.12.21 財務大臣 の報告聴取・207 回) 3.12.21 (207回)	12.21 (207回)	4.3.28 全般質 疑 4.4 質疑 4.6 質疑 4.11 質疑 4.18 質疑 4.25 質疑 5.9 質疑 5.16 准総括質 疑 6.13 締めくく り 総括質疑	6.13 是認(多) 内閣に対 する警告 (全) 措置要求 決議(全)	6.15 是認(多)	(起立採決)		130	5.16の質疑は令 和二年度予備費 関係4件と一括	
令和二年度国有財産増減及び現在額総計算書	3.12.6 (207回)	— 4.1.17 決算行政	継続審査		— 3.12.21 (207回)	12.21 (207回)	4.25 質疑 5.9 質疑 5.16 准総括質 疑 6.13 締めくく り 総括質疑	6.13 是認(多)	6.15 是認(多)	(起立採決)				130
令和二年度国有財産無償貸付状況総計算書	3.12.6 (207回)	— 4.1.17 決算行政	継続審査		— 3.12.21 (207回)	12.21 (207回)	6.13 是認(多)	6.15 是認(多)	(起立採決)		130			
令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	3.12.6 (207回)	— 4.1.17 決算行政	4.11 承諾(多)	4.12 承諾(多)	— 5.13	5.16	5.16 質疑	5.16 承諾(多)	5.18 承諾(多)	(起立採決)		127	質疑は決算外2 件と一括	
令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	3.12.6 (207回)	— 4.1.17 決算行政	4.11 承諾(多)	4.12 承諾(多)	— 5.13	5.16		5.16 承諾(多)	5.18 承諾(多)	(起立採決)		127		
令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	3.12.6 (207回)	— 4.1.17 決算行政	4.11 承諾(全)	4.12 承諾(全)	— 5.13	5.16		5.16 承諾(全)	5.18 承諾(全)	(起立採決)		127		
令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	3.12.6 (207回)	— 4.1.17 決算行政	4.11 承諾(全)	4.12 承諾(全)	— 5.13	5.16		5.16 承諾(全)	5.18 承諾(全)	(起立採決)		127		

議院運営委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第13号)	4.3.17			3.17 可決(多)	— 4.5	—	—	4.6 可決(全)	4.6 可決(多)	(起立採決)	4.13 20号	106		
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第14号)	4.3.17			3.17 可決(多)	— 4.5	—	—	4.6 可決(多)	4.6 可決(多)	(起立採決)	4.13 21号	107		
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第15号)	4.3.17			3.17 可決(全)	— 4.5	—	—	4.6 可決(全)	4.6 可決(全)	(起立採決)	4.13 22号	107		
国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第29号)	4.4.14			4.14 可決(多)	— 4.14	—	—	4.15 可決(多)	4.15 可決(多)	(起立採決)	4.22 29号	109		
国立国会図書館法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第38号)	4.5.17			5.17 可決(全)	— 5.20	—	—	5.25 可決(全)	5.25 可決(全)	(起立採決)	6.1 57号	111		

災害対策特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第9号)	4.3.10			3.15 可決(全)	— 3.22	3.23	3.23 質疑	3.23 可決(全)	3.25 可決(全)	(起立採決)		3.31 3号	105	
豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第12号)	4.3.16			3.17 可決(全)	— 3.24	3.25	3.25 質疑	3.25 可決(全) 附帯決議	3.30 可決(全)	(起立採決)		3.31 8号	105	
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第33号)	4.4.21			4.26 可決(全)	— 5.10	5.11	—	5.11 可決(全) 附帯決議	5.13 可決(全)	(起立採決)		5.20 45号	109	



政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案(関法第21号)※	4.2.8	— 3.3 沖縄北方	3.9 可決(全) 附帯決議	3.10 可決(全)	— 3.22	3.23	3.25 参考人 3.30 質疑	3.30 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(全)	(起立採決)		3.31 7号	46	

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(関法第17号)※	4.2.4	— 3.9 倫理選挙	3.17 可決(全)	3.24 可決(多)	— 3.24	3.25	3.30 質疑	3.30 可決(全)	3.31 可決(多)	(起立採決)		4.6 16号	42	

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第51号)☆	4.3.4	— 4.27 地方創生	5.12 可決(全)	5.13 可決(全)	— 3.31	4.1	4.13 質疑	4.13 可決(全)	4.15 可決(全)	(起立採決)	5.20 44号	84		
情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案(閣法第22号)※	4.2.8	— 3.10 内閣	3.16 可決(多) 附帯決議	3.17 可決(多)	— 4.19	4.20	4.22 質疑	4.22 可決(全)	4.27 可決(多)	(起立採決)	5.9 39号	48		
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第27号)	4.2.18	— 3.9 地方創生	3.16 可決(多)	3.17 可決(多)	— 5.17	5.18	5.20 質疑	5.20 可決(多)	5.25 可決(多)	(起立採決)	6.1 58号	53		

消費者問題に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第41号)	4.3.1	(3.25) 3.25 消費者問題	4.19 可決(全) 附帯決議	4.21 可決(多)	— 5.10	5.11	5.13 質疑 5.18 参考人 5.20 質疑	5.20 可決(全) 附帯決議	5.25 可決(多)	(起立採決)	6.1 59号	68		

東日本大震災復興特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(関法第23号)※	4.2.8	(4.26) 4.26 震災復興	5.10 可決(多) 附帯決議	5.12 可決(多)	— 5.12	5.13	5.18 質疑	5.18 可決(多) 附帯決議	5.20 可決(多)	(起立採決)		5.27 54号	48	











## (NHK決算)

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
					趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書	3.12.21 (207回)	— 4.1.17 総務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	131		

## (規則案)

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
					趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
参議院規則の一部を改正する規則案(江島潔君外3名発議)(規則第1号)	4.5.31				—	—	—	6.1 可決(多)	(起立採決)			131		

## (規程案)

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
					趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案(議長発議)(規程第1号)	4.4.8				—	—	—	4.8 可決(全)	(起立採決)			131	4.7 衆議院議決	

# 1 本会議審議経過

---

○令和4年1月17日(月)

開会 午前10時7分

## 日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

## 日程第2 常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、農林水産委員長に長谷川岳君を指名した。

## 特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、

災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的な対策樹立に資するため委員35名から成る**東日本大震災復興特別委員会**を設置することに決し、

政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題の調査並びに沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員35名から成る**政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会**を設置することに決し、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、

地方創生並びにデジタル社会の形成及び推進等に関する総合的な対策を樹立するため委員20名から成る**地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会**、

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員20名から成る**消費者問題に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、

議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前10時13分

再開 午後3時46分

## 日程第3 国務大臣の演説に関する件

岸田内閣総理大臣は施政方針に関し、林外務大臣は外交に関し、鈴木財務大臣は財政に関し、山際国務大臣は経済に関しそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後5時8分

○令和4年1月20日(木)

開会 午前10時1分

## 日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

水岡俊一君、松山政司君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時48分

○令和4年1月21日(金)

開会 午前10時1分

## 日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3日)

山口那津男君、舟山康江君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時36分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、浅田均君、小池晃君、福島みずほ君、宇都隆史君は、それぞれ質疑をした。  
議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後3時55分

#### ○令和4年2月9日(水)

開会 午前10時1分

#### 元内閣総理大臣海部俊樹君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに関し、議長は弔詞を朗読した。

#### 日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に杉山治樹君、総合科学技術・イノベーション会議議員に篠原弘道君、公益認定等委員会委員に佐久間総一郎君、公認会計士・監査審査会委員に吉田慶太君、情報公開・個人情報保護審査会委員に長屋聡君、中央社会保険医療協議会公益委員に小塩隆士君、公害健康被害補償不服審査会委員に武田克彦君を任命することに決し、

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に飯島淳子君、堀江正之君、公正取引委員会委員に青木玲子君、情報公開・個人情報保護審査会委員に秋定裕子君、木村琢磨君、佐藤郁美君、運輸安全委員会委員に島村淳君、公害健康被害補償不服審査会委員に山崎まさよ君を任命することに決し、

総合科学技術・イノベーション会議議員に上山隆大君を任命することに決し、総合科学技術・イノベーション会議議員に波多野睦子君、公益認定等委員会委員に亀谷かをり君、湯浅信好君、片岡麻紀君、藤井邦子君、国家公安委員会委員に竹部幸夫君、公認会計士・監査審査会会長に松井隆幸君、同委員に青木雅明君、志田薫君、玉井裕子君、徳賀芳弘君、上田亮子君、皆川邦仁君、行政不服審査会委員に原優君、戸谷博子君、木村宏政君、川口貴公美君、佐脇敦子君、中原茂樹君、情報公開・個人情報保護審査会委員に合田悦三君、岡庭真由美君、太田匡彦君、久末弥生君、電波監理審議会委員に石本雅子君、林秀弥君、労働保険審査会委員に比佐和枝君、廣尚典君、社会保険審査会委員に大谷すみれ君、運輸審議会委員に三浦大介君、運輸安全委員会委員長に武田展雄君、同委員に早田久子君、津田宏果君、中西美和君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、

総合科学技術・イノベーション会議議員に菅裕明君、公益認定等委員会委員に佐藤彰紘君を任命することに決し、

公認会計士・監査審査会委員に千葉通子君、情報公開・個人情報保護審査会委員に白井玲子君を任命することに決した。

#### ウクライナを巡る憂慮すべき状況の改善を求める決議案(宮沢洋一君外8名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、宮沢洋一君から趣旨説明があった後、可決された。

林外務大臣は、本決議について所信を述べた。

散会 午前10時15分

#### ○令和4年3月2日(水)

開会 午後0時11分

#### 日程第1 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案(福岡資麿君外11名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、福岡資麿君から趣旨説明があった後、可決された。

林外務大臣は、本決議について所信を述べた。

散会 午後0時18分

○令和4年3月4日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、鈴木財務大臣から趣旨説明があった後、古賀之士君、宮崎勝君、大塚耕平君、浅田均君、大門実紀史君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時54分

○令和4年3月9日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件(令和四年度地方財政計画について)

日程第2 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以上両件は、金子総務大臣から報告及び趣旨説明があった後、柘植芳文君、木戸口英司君、芳賀道也君、柳ヶ瀬裕文君、伊藤岳君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時53分

○令和4年3月18日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

本指名は、議長に一任することに決し、議長は、中央選挙管理委員会に宮里猛君、門山泰明君、神本美恵子君、西博義君、橋本雅史君、同予備委員に元宿仁君、阿部信吾君、平川憲之君、魚住裕一郎君、島松洋一君を指名した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、林外務大臣から趣旨説明があった後、比嘉奈津美君、小西洋之君、上田清司君、音喜多駿君、井上哲士君がそれぞれ質疑をした。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時1分

雇用保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、後藤厚生労働大臣から趣旨説明があった後、石田昌宏君、森屋隆君、田村まみ君、石井苗子君、倉林明子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後2時41分

○令和4年3月22日(火)

開会 午後3時1分

日程第1 令和四年度一般会計予算

日程第2 令和四年度特別会計予算

日程第3 令和四年度政府関係機関予算

以上3案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、賛成155、反対82にて可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

散会 午後5時23分

○令和4年3月25日(金)

開会 午前10時1分

#### 国家公務員等の任命に関する件

本件は、人事官に伊藤かつら君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、原子力規制委員会委員長に山中伸介君を任命することに同意することに決し、原子力委員会委員に遠藤往子君、公害等調整委員会委員に上家和子君、原子力規制委員会委員に杉山智之君を任命することに同意することに決し、公益認定等委員会委員に生野考司君、公認会計士・監査審査会委員に勝尾裕子君、公害等調整委員会委員長に永野厚郎君、同委員に加藤一実君、中央更生保護審査会委員に岡田幸之君、労働保険審査会委員に菅野淑子君、社会保険審査会委員に遠藤真澄君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、公正取引委員会委員に吉田安志君を任命することに同意することに決し、日本放送協会経営委員会委員に村田晃嗣君を任命することに同意することに決し、日本放送協会経営委員会委員に大草透君を任命することに同意することに決し、日本放送協会経営委員会委員に明石伸子君、堰八義博君を任命することに同意することに決し、日本放送協会経営委員会委員に榊原一夫君を任命することに同意することに決し、日本銀行政策委員会審議委員に高田創君を任命することに同意することに決し、日本銀行政策委員会審議委員に田村直樹君を任命することに同意することに決し、労働保険審査会委員に室井純子君、中央社会保険医療協議会公益委員に永瀬伸子君を任命することに同意することに決した。

**日程第1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)**

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承認することに決した。

**日程第2 津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)**

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

**日程第3 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

散会 午前10時18分

○令和4年3月30日(水)

開会 午前10時1分

**日程第1 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)**

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

**日程第2 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

**日程第3 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

**日程第4 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

**日程第5 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)**

本件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

**日程第6 土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

**日程第7 特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)**

以上両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

**日程第8 雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前10時20分

**○令和4年3月31日(木)**

開会 午後1時1分

**日程第1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

**日程第2 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

**保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

**二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、日程に追加し、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後1時12分

**○令和4年4月1日(金)**

開会 午前10時1分

**日程第1 国務大臣の報告に関する件(G7首脳会合に関する報告について)**

本件は、岸田内閣総理大臣から報告があった後、石井浩郎君、福山哲郎君、高橋光男君、大塚耕平君、浅田均君、山下芳生君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後0時37分

**○令和4年4月6日(水)**

開会 午前10時1分

**日程第1 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

**日程第2 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

**日程第3 国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

以上3案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1は可決、日

程第2及び第3は全会一致をもって可決された。

**日程第4 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

**国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)**

**国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)**

**国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)**

以上3案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第1の議案は可決、第2の議案は可決、第3の議案は全会一致をもって可決された。

散会 午前10時13分

**○令和4年4月8日(金)**

開会 午前10時1分

**環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案(趣旨説明)**

本件は、日程に追加し、金子農林水産大臣から趣旨説明があった後、横沢高德君、山崎真之輔君、梅村みずほ君、紙智子君がそれぞれ質疑をした。

**日程第1 博物館法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

**日程第2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)**

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

**日程第3 貿易保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

**常任委員会合同審査会規程の一部改正に関する件**

本件は、議長発議に係る常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案を全会一致をもって可決した。

散会 午後0時5分

**○令和4年4月13日(水)**

開会 午前10時1分

**経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案(趣旨説明)**

本件は、日程に追加し、小林国務大臣から趣旨説明があった後、宇都隆史君、杉尾秀哉君、塩田博昭君、磯崎哲史君、柴田巧君、田村智子君がそれぞれ質疑をした。

**日程第1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案(厚生労働委員長提出)**

**日程第2 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出)**

以上両案は、厚生労働委員長から趣旨説明があった後、日程第1は可決、日程第2は全会一致をもって可決された。

**日程第3 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

**日程第4 自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)**

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

**日程第5 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)**

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後0時20分

**○令和4年4月15日(金)**

開会 午前10時1分

## 裁判官訴追委員辞任の件

本件は、野村哲郎君の辞任を許可することに決した。

## 裁判官訴追委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の名指によることに決し、議長は、古川俊治君を指名した。  
**関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(趣旨説明)**

本件は、日程に追加し、鈴木財務大臣から趣旨説明があった後、小野田紀美君、熊谷裕人君、大塚耕平君、浅田均君、大門実紀史君がそれぞれ質疑をした。

### 日程第1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

本案は、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

### 日程第2 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### 日程第3 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第2は可決、日程第3は全会一致をもって可決された。

### 国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後0時13分

## ○令和4年4月20日(水)

開会 午前10時1分

議長は、新たに当選した議員中田宏君を議院に紹介した後、同君を経済産業委員に指名した。

### 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、末松文部科学大臣から趣旨説明があった後、勝部賢志君、伊藤孝恵君、片山大介君、吉良よし子君がそれぞれ質疑をした。

### 日程第1 旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### 日程第2 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

### 日程第3 関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### 日程第4 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、財政金融委員会理事から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第3は可決、日程第4は全会一致をもって可決された。

散会 午前11時42分

## ○令和4年4月22日(金)

開会 午前10時1分

### 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、後藤厚生労働大臣から趣旨説明があった後、小川克巳君、川田龍平君、足立信也君、梅村聡君、倉林明子君がそれぞれ質疑をした。

### 日程第1 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)



本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

**日程第2 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

**日程第3 植物防疫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

以上両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前11時59分

○令和4年4月27日(水)

開会 午前10時1分

**安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)**

本件は、日程に追加し、萩生田経済産業大臣から趣旨説明があった後、青山繁晴君、宮口治子君、山崎真之輔君、石井章君、岩渕友君がそれぞれ質疑をした。

**日程第1 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

**日程第2 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前11時48分

○令和4年5月11日(水)

開会 午前10時1分

議長は、新たに当選した議員宮本周司君を議院に紹介した後、同君を文教科学委員に指名した。  
**宅地造成等規制法の一部を改正する法律案(趣旨説明)**

本件は、日程に追加し、斉藤国土交通大臣から趣旨説明があった後、足立敏之君、羽田次郎君、榛葉賀津也君、室井邦彦君、武田良介君がそれぞれ質疑をした。

**日程第1 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

**日程第2 公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

**日程第3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

**日程第4 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後0時55分

○令和4年5月13日(金)

開会 午前10時1分

**地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)**

本件は、日程に追加し、山口環境大臣から趣旨説明があった後、青木愛君、芳賀道也君、清水貴之君、山下芳生君がそれぞれ質疑をした。

**日程第1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)**

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

**日程第2 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

**日程第3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前11時44分

**○令和4年5月18日(水)**

開会 午前10時1分

**子ども家庭庁設置法案及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(趣旨説明)**

本件は、日程に追加し、野田国務大臣から趣旨説明があった後、自見はなこ君、宮沢由佳君、高瀬弘美君、矢田わか子君、高木かおり君、田村智子君がそれぞれ質疑をした。

**日程第1 令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第207回国会内閣提出、第208回国会衆議院送付)**

**日程第2 令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第207回国会内閣提出、第208回国会衆議院送付)**

**日程第3 令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第207回国会内閣提出、第208回国会衆議院送付)**

**日程第4 令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第207回国会内閣提出、第208回国会衆議院送付)**

以上4件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1は承諾することに決し、日程第2は承諾することに決し、日程第3及び第4は全会一致をもって承諾することに決した。

**日程第5 民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

**日程第6 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、文部科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後0時24分

**○令和4年5月20日(金)**

開会 午前10時1分

**刑法等の一部を改正する法律案及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(趣旨説明)**

本件は、日程に追加し、古川法務大臣から趣旨説明があった後、真山勇一君、川合孝典君、東徹君、山添拓君がそれぞれ質疑をした。

**日程第1 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)**

**日程第2** 二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

**日程第3** 万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1は承認することに決し、日程第2は承認することに決し、日程第3は全会一致をもって承認することに決した。

**日程第4** 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、東日本大震災復興特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

**日程第5** 宅地造成等規制法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

**日程第6** 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

**日程第7** 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第6は可決、日程第7は全会一致をもって可決された。

散会 正午

○令和4年5月25日(水)

開会 午後3時41分

**日程第1** 国務大臣の演説に関する件

鈴木財務大臣は、財政について演説をした。

本件に対し、白眞勲君、藤末健三君、西田実仁君、浜口誠君、浅田均君、田村智子君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

**日程第2** 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

**日程第3** 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

**日程第4** 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

**国立国会図書館法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)**

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後6時18分

○令和4年5月31日(火)

開会 午後4時1分

**日程第1** 令和四年度一般会計補正予算(第1号)

**日程第2** 令和四年度特別会計補正予算(特第1号)

以上両案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

散会 午後4時44分

○令和4年6月1日(水)

開会 午前10時1分

**日程第1 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(趣旨説明)**

本件は、金子総務大臣から趣旨説明があつた後、岸真紀子君、芳賀道也君、柳ヶ瀬裕文君、伊藤岳君がそれぞれ質疑をした。

**参議院規則の一部を改正する規則案(江島潔君外3名発議)(委員会審査省略要求)**

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、江島潔君から趣旨説明があつた後、可決された。

散会 午前11時28分

○令和4年6月3日(金)

開会 午前10時1分

**日程第1 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

**日程第2 航空法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

**日程第3 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午前10時9分

○令和4年6月8日(水)

開会 午前10時1分

**日程第1 刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)**

**日程第2 強制労働の廃止に関する条約(第五号)の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)**

**日程第3 千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)**

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって承認することに決した。

**日程第4 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

**行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の中間報告**

本件は、中間報告を聴取することに決し、行政監視委員長から行政監視の実施の状況等に関する報告があつた。

**国際経済・外交に関する調査の報告**

本件は、報告を聴取することに決し、国際経済・外交に関する調査会長から報告があつた。

**国民生活・経済に関する調査の報告**

本件は、報告を聴取することに決し、国民生活・経済に関する調査会長から報告があつた。

**原子力等エネルギー・資源に関する調査の報告**

本件は、報告を聴取することに決し、資源エネルギーに関する調査会長から報告があった。

#### 情報監視審査会の調査及び審査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、情報監視審査会会長から報告があった。

散会 午前10時30分

#### ○令和4年6月10日(金)

開会 午前10時1分

#### 日程第1 国務大臣の報告に関する件(令和三年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について)

本件は、金子総務大臣から報告があった後、そのだ修光君、小沢雅仁君、若松謙維君、大塚耕平君、清水貴之君、吉良よし子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後0時13分

#### ○令和4年6月13日(月)

開会 午前10時1分

#### 日程第1 労働者協同組合法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

#### 日程第2 令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

#### 日程第3 在外教育施設における教育の振興に関する法律案(衆議院提出)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

#### 日程第4 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

#### 日程第5 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

#### 日程第6 刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

#### 日程第7 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

#### 日程第8 電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前10時45分

#### ○令和4年6月15日(水)

開会 午前11時31分

#### 議員辞職の件

本件は、藤末健三君の辞職を許可することに決した。

#### 日程第1 令和二年度一般会計歳入歳出決算、令和二年度特別会計歳入歳出決算、令和二年度国税収納金整理資金受払計算書、令和二年度政府関係機関決算書

#### 日程第2 令和二年度国有財産増減及び現在額総計算書

#### 日程第3 令和二年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上3件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、日程第1はまず委員長報告のとおり是認することに決し、次いで全会一致をもって委員長報告のとおり内閣

に対し警告することに決し、日程第2は委員長報告のとおり是認することに決し、日程第3は委員長報告のとおり是認することに決した。

岸田内閣総理大臣は、本内閣に対する警告について所信を述べた。

**日程第4** こども家庭庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

**日程第5** こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

**日程第6** こども基本法案(衆議院提出)

**日程第7** 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案(衆議院提出)

以上4案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第4ないし第6に対する討論の後、日程第4及び第5は可決、日程第6は可決、日程第7は可決された。

**日程第8** 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

**裁判所の人的・物的充実に関する請願外303件の請願**

本請願は、日程に追加し、法務委員長及び厚生労働委員長の報告を省略し、全会一致をもって両委員会決定のとおり採択することに決した。

**委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件**

本件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

一、政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

一、地方創生及びデジタル社会の形成等に関しての総合的な対策樹立に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

議長は、議員の半数の任期満了に当たり挨拶をした。

副議長小川敏夫君は、挨拶をした。

山崎正昭君は、謝辞を述べた。

散会 午後1時31分

## 2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

### 国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
年月日	事 項	演 説 者	月 日	質 疑 者
4. 1. 17	施政方針演説 外交演説 財政演説 経済演説	岸田内閣総理大臣 林外務大臣 鈴木財務大臣 山際国務大臣	1. 20	水岡 俊一君(立憲) 松山 政司君(自民)
			1. 21	山口 那津男君(公明) 舟山 康江君(民主) 浅田 均君(維新) 小池 晃君(共産) 福島 みずほ君(立憲) 宇都 隆史君(自民)
4. 5. 25	財政演説	鈴木財務大臣	同日	白 眞勲君(立憲) 藤末 健三君(自民) 西田 実仁君(公明) 浜口 誠君(民主) 浅田 均君(維新) 田村 智子君(共産)



## 国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
年月日	事 項	報 告 者	月 日	質 疑 者
4. 3. 9	令和四年度地方財政計画について	金子総務大臣	同日	柘植 芳文君(自民) 木戸口 英司君(立憲) 芳賀 道也君(民主) 柳ヶ瀬 裕文君(維新) 伊藤 岳君(共産)
4. 4. 1	G7首脳会合に関する報告について	岸田内閣総理大臣	同日	石井 浩郎君(自民) 福山 哲郎君(立憲) 高橋 光男君(公明) 大塚 耕平君(民主) 浅田 均君(維新) 山下 芳生君(共産)
4. 6. 10	令和三年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について	金子総務大臣	同日	そのだ 修光君(自民) 小沢 雅仁君(立憲) 若松 謙維君(公明) 大塚 耕平君(民主) 清水 貴之君(維新) 吉良 よし子君(共産)

### 3 決算に対する議決

---

令和4年6月15日

#### 令和二年度決算に対する議決

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

- 1 国土交通省の建設工事受注動態統計調査において、所定の期限後に提出された過去の調査票が同省の指示により書き換えられたことなどにより、平成25年4月以降の一部の受注高が二重に計上されていた事態が明らかとなり、また、31年1月に実施された政府統計の一斉点検では事態の発見に至らず、政策立案の根拠となる統計の信頼性が著しく損なわれたことは、極めて遺憾である。

政府は、毎月勤労統計調査の不適切事案の発生以降、再発防止策を進める中で、統計制度の根幹を揺るがす事態が再び発生し、その発見及び対応が遅れたことを重く受け止め、建設工事受注動態統計調査の不適切事案が、GDPなど他の統計等に与えた影響を究明し、同統計調査が適正に遡及改定されるよう必要な対策を講じるとともに、政府統計全体に対する信頼を確保するため、不適切事案の徹底した検証と再発防止のほか、全ての基幹統計及び一般統計を対象とした政府統計の改善施策に取り組み、必要に応じて人員を増やすなど統計行政体制の強化を図るべきである。

- 2 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うマスクの品薄状態に対処するための布製マスク配布事業によって生じた大量の在庫について、有効活用されないまま9億円を超える保管費用が発生していることに加え、実際の在庫枚数が計算上の在庫枚数よりも約53万枚少ないことが判明したにもかかわらず、必要な記録が残されておらず原因究明ができないことは、遺憾である。

政府は、布製マスク配布事業における不適切な在庫管理により在庫枚数の差異が発生し、国に損失を与えた可能性が否定できない事態を生じさせたにもかかわらず、国会からの指摘があるまで明らかにしなかったことを真摯に反省し、緊急的に実施する事業であっても必要な記録を残すことを含め作業の進捗管理を徹底すべきである。

- 3 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い多くの事業者が苦しい経済状況にある中で、経済産業省の職員2名が、虚偽の申請書類により持続化給付金400万円及び家賃支援給付金約1,150万円を不正に受給する詐欺行為を行い、懲戒免職処分とされた上、有罪判決を下されたことは、極めて遺憾である。

政府は、経済産業省職員が所管の制度を悪用したことは、給付金制度や不正受給対策を実施する同省に対する信用を失墜させ、国家公務員に対する国民の信頼を損なう事態であることを重く受け止め、二度と同様の事態が生じないよう再発防止に万全を期すとともに、職員一人一人が服務規律を遵守し、高い倫理観を持って業務に取り組みよう組織風土を改善し、信頼回復を図るべきである。

- 4 国土交通省の建築工事費調査について、令和3年1月から従来の都道府県経由では

なく同省が直接実施する方法に変更したことに伴い、調査票の配布が計画より大幅に遅れていることが明らかとなり、また、建設工事受注動態統計調査に係る不適切処理問題を受け、組織内の情報共有等の課題が指摘されている中で、同省において1年以上この事態が改善されなかったことは、遺憾である。

政府は、公的統計の信頼回復が急務となっている中、不適切な事態が繰り返されていることを重く受け止め、国土交通省において早急に業務体制を立て直し、自ら原因究明及び組織体質の抜本的な改善を図るなど実効性のある再発防止策を講じるべきである。

- 5 飛行中の航空機に地上からの距離等の情報を電波によって与えるタカン装置について、海上自衛隊が管理する硫黄島飛行場の既設装置を新設装置へ換装する計画に係る検討が不十分で、既設装置等が障害物となり、令和元年9月の初度飛行点検において電波障害が発生して不合格と判定され、2年以上運用できない状況となっていたことは、遺憾である。

政府は、新設タカン装置等が既設装置等を撤去しなければ所期の計画どおり運用できない事態となったことを重く受け止め、装置の換装計画はもとより、他の機材についても今般の事態を教訓として問題点の共有及び教育を徹底し、十分な検討を行った上で計画が立案されるよう再発防止に万全を期すべきである。

- 6 航空自衛隊のT4中等練習機等で使用するため既存の救命無線機の後継機として調達した新無線機について、調達要求事項の検討が不十分で、着水後正常に機能しない可能性があり、また、寸法が既存の無線機より大きく適切に収納できず、平成29、30両年度に調達した515個のうち496個が運用に支障が生じるおそれがあるとして、使用されていないことは、遺憾である。

政府は、搭乗員の生命・安全を守るための重要な装備品である救命無線機について、収納方法等を十分に理解、確認せずに2か年度調達し、大多数が使用できない状況となっていることを重く受け止め、収納方法等を改善した上で早期に使用するとともに、装備品の調達に関する確認体制を強化するなど再発防止に徹底的に取り組むべきである。

## 4 本会議決議

### 審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	ウクライナを巡る憂慮すべき状況の改善を求める決議案	宮沢 洋一君 外8名	4 2. 7			4 2. 9 可決	
2	ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案	福岡 資麿君 外11名	4 3. 1			4 3. 2 可決	

## 可決したもの

令和4年2月9日

### ウクライナを巡る憂慮すべき状況の改善を求める決議

ウクライナは、EUとロシアの間に位置することから、地政学上、地域の安定を実現する上で重要な役割を担っている。我が国は、ウクライナの主権と領土の一体性を一貫して支持している。そして、同国の民主化・自由化を推進し、地域の平和と安定に寄与するために、G7をはじめとする国際社会と協調しつつ、同国に対する支援を行ってきている。

そのような中で、昨年後半以降、ウクライナ国境付近の情勢は国外勢力の動向によって不安定化しており、緊迫した状況が継続している。

本院は、こうした状況を深く憂慮し、自国と地域の平和と安定を望むウクライナ国民と常に共にあることを表明する。いかなる国であろうとも、力による現状変更は断じて容認できない。そのため、関係する国々に対し、外交努力を通じ、地域の安定が早期に回復するよう求める。

政府においては、本院の意を体し、国際社会とも連携し、あらゆる外交資源を駆使して、ウクライナの緊張状態の緩和と速やかな平和の実現に全力を尽くすことを強く要請する。

右決議する。

令和4年3月2日

### ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

ウクライナをめぐる情勢については、昨年末以来、国境付近におけるロシア軍増強が続く中、我が国を含む国際社会が、緊張の緩和と事態の打開に向けて、懸命な外交努力を重ねてきた。

しかし、2月21日、プーチン・ロシア大統領は、ウクライナの一部である、自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認する大統領令に署名し、同22日、ロシアは、両「共和国」との間での「友好協力相互支援協定」を批准した。そして、同24日、ロシアは、ウクライナへの侵攻、侵略を開始した。

このようなロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、ウクライナ国民が有する戦争による恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を侵害するものであり、武力の行使を禁ずる国際法の明確な違反であり、武力による威嚇及び武力の行使を禁ずる国連憲章の重大な違反である。

力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

本院は、ロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難する。そして、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。また、プーチン大統領が核使用を前提とするかのような発言をしているのは言語道断であり、唯一の被爆国として非難する。

本院は、改めてウクライナ及びウクライナ国民と共にあることを表明する。

政府においては、本院の意を体し、ウクライナに在住する邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会とも連携し、速やかな平和の実現のため、ロシアに対する制裁、ウクライナに対する人道支援を含め、事態に迅速かつ厳格な対応を行うことを強く要請する。

右決議する。

# 1 委員会審議経過

## 内閣委員会

### 委員一覧 (21名)

委員長	徳茂 雅之 (自民)	有村 治子 (自民)	塩村 あやか (立憲)
理事	太田 房江 (自民)	磯崎 仁彦 (自民)	杉尾 秀哉 (立憲)
理事	上月 良祐 (自民)	古賀 友一郎 (自民)	高瀬 弘美 (公明)
理事	江崎 孝 (立憲)	高野 光二郎 (自民)	柴田 巧 (維新)
理事	浜田 昌良 (公明)	山田 太郎 (自民)	高木 かおり (維新)
理事	磯崎 哲史 (民主)	山谷 えり子 (自民)	市田 忠義 (共産)
	赤池 誠章 (自民)	石川 大我 (立憲)	田村 智子 (共産)

(会期終了日 現在)

### (1) 審議概観

第208回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議1件）及び衆議院提出2件（内閣委員長提出1件）の合計10件であり、いずれも可決した。また、本委員会付託の請願19種類217件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

**警察法の一部を改正する法律案**は、最近におけるサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化に鑑み、国家公安委員会及び警察庁の所掌事務に重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務等を追加するとともに、警察庁が当該活動を行う場合における広域組織犯罪等に対処するための措置に関する規定を整備するほか、警察庁の組織について、サイバー警察局を設置する等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、国境を越えた重大サイバー事案への対応、重大サイバー事案の内容及び捜査等の在り方、国家公安委員会による警察庁の厳正な管理等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

**一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案**は、人事院の令和3年8月10日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の期末手当の額の改定を行おうとするものである。

**特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案**は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の期末手当の額の改定を行おうとするものである。

**国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案**は、人事院の令和3年8月10日付けの意見の申出に鑑み、一般職の国家公務員及び防衛省の職員について育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、行政執行法人の非常勤の職員について介護休業の取得要件を緩和しようとするものである。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、人事院勧告を踏まえた今回の給与改定の在り方、国家公務員が育児休業を取得しやすい環境整備、国家公務員の人材確保策等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、一般職給与法等改正案は多数をもって、特別職給与法等改正案及び国家公務員育児休業法等改正案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決された。

**道路交通法の一部を改正する法律案**は、最近における道路交通をめぐる情勢等に鑑み、特定自動運行に係る許可制度を創設するとともに、特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定並びに特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する規定の整備等を行おうとするものである。

委員会においては、電動キックボード等の試乗・展示を視察したほか、特定小型原動機付自転車に係る安全性の確保、特定自動運行中の事故における責任の在り方、運転免許証と個人番号カードの一体化の推進及びその妥当性等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

**経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案**は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針を策定するとともに、特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する制度を創設しようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取し、経済産業委員会との連合審査会を行ったほか、内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行った。

委員会の質疑においては、経済安全保障の定義、事業者の経済活動の自由と規制措置とのバランス、特定重要物資を供給する事業者に対する支援の在り方、基幹インフラの事前審査の対象を14分野とした理由、官民技術協力の具体的な内容、特許出願の非公開制度の対象となる技術分野等について議論が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

**こども家庭庁設置法案**は、こども家庭庁を内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定めようとするものである。

**こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案**は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、関係法律について、所要の規定の整備を行おうとするものである。

**こども基本法案**は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、基本理念を定めること等により、こども施策を総合的に推進しようとするものである。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、設置法案及び整備法案について野田国務大臣から、基本法案について発議者から、それぞれ趣旨説明を聴取した後、厚生労働委員会との連合審査会を行い、参考人から意見を聴取したほか、内閣総理大臣の出席を求めるとともに、野田国務大臣及び発議者等に対して質疑を行った。

委員会の質疑においては、子供政策の司令塔としてのこども家庭庁の在り方、教育行政

を始めとした関係府省庁との連携、児童の権利に関する条約との関係、子供の意見の聴取及び政策への反映の方法、困難を抱える子供や家庭への支援に係ることも家庭庁の役割、子供に関するデータ活用の在り方、子供に関する予算の拡充及び安定財源の確保等について議論が行われた。

なお、審査に先立ち、子育て関連施設等の視察を行った。

討論の後、順次採決の結果、3法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、設置法案及び整備法案の2法律案並びに基本法案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

**性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案は、性行為映像制作物の出演者に重大な被害が生じていることに鑑み、被害の防止を図るとともに、被害者を救済するための措置を講じようとするものである。**

委員会においては、提出者衆議院内閣委員長代理より趣旨説明を聴取した後、差止請求権を始めとする本法律案の規定の適用範囲、被害の未然防止・救済に向けた周知啓発及び支援の在り方等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

3月3日、内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針及び令和4年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について松野国務大臣から所信及び説明を聴取し、警察行政、領土問題、国家公務員制度及び海洋政策の基本方針及び令和4年度警察庁関係予算について二之湯国務大臣から所信及び説明を聴取した。また、行政改革及び規制改革の基本方針について牧島国務大臣から、少子化対策、男女共同参画、女性活躍、こども政策及び孤独・孤立対策の基本方針について野田国務大臣から、経済再生、新しい資本主義、新型コロナ対策・健康危機管理、全世代型社会保障改革及び経済財政政策の基本方針について山際国務大臣から、経済安全保障、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針について小林国務大臣から、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会及びワクチン接種推進の基本方針について堀内国務大臣から、国際博覧会、共生社会、食品安全、クールジャパン戦略及び知的財産戦略の基本方針について若宮国務大臣からそれぞれ所信を聴取し、一般職の職員の給与についての報告及び勧告等並びに令和4年度人事院業務概況及び関係予算について川本人事院総裁から説明を聴取した。

3月8日、大臣の所信等に対し、孤独・孤立問題の現状、認識及び対策についての野田大臣の見解、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム職員の処遇改善の必要性、臓器移植に係る機材の円滑な航空機輸送の実現に向けた取組、関係省庁が連携して我が国の芸術文化発信の場として北の丸公園を中心としたエリアの魅力を高めていく必要性、日本学術会議の在り方に関する政府取りまとめに向けての小林大臣の見解、子どもの健全育成のための体験活動の重要性、18歳及び19歳の女性が強要されたAV出演契約の取消しのための対策の検討、乳がん検診受診率の向上のための痛みのない検診の拡充や検診費用の援助に係る見解、就職氷河期世代への支援の継続及び拡充に向けた山際大臣の決意、まん延防止等重点措置



の解除が感染者数の反動増につながるリスク及び同措置の効果を政府として検証する必要性に対する山際大臣の見解、保育士・幼稚園教諭等处遇改善臨時特例事業により保育士等の月額給与を9千円引き上げるとの政府目標が実現されないことについての野田大臣の見解、岐阜県警察大垣警察署による個人情報の第三者提供事案をめぐる岐阜地裁の違法判決を受け二之湯国家公安委員長が警察を指導する必要性、ウクライナ情勢を踏まえた経済安全保障の重要性についての小林大臣の所見、行政手続における押印義務廃止に関する政府による取組の進捗状況、子ども政策におけるEBPMの重要性についての野田大臣の認識、地域女性活躍推進交付金のつながりサポート型の予算執行率が低い理由、地域女性活躍推進交付金を活用した単年度にとどまらない中長期的支援及び事業の民間委託の必要性、中小企業における障害者雇用促進の現状及び支援策、武力攻撃事態を想定し閣僚が参加する訓練を実施することについての松野官房長官の見解、存立危機事態や重要影響事態における住民避難に対応できるよう国民保護法を改正する必要性、ディスインフォメーション（偽情報）対策の強化に向けた取組、経済安全保障担当大臣と関係大臣との連携及び役割分担の具体的なイメージ、経済安全保障について幅広い範囲で法律として定めて取り組んでいくとの考え方に対する小林大臣の所見、知的財産分野での国際標準化の推進における経済安全保障担当大臣と知的財産戦略特命担当大臣との役割分担、新型コロナウイルスワクチン接種と健康被害の因果関係の認定の更なる促進に対する堀内大臣の見解、国立大学法人及び国立研究開発法人の研究力低下の原因が国の科学技術政策及び大学政策にあるとの指摘に対する小林大臣の見解、無期転換ルールの適用を回避するための研究者の雇止めをさせないよう理化学研究所を指導する必要性等の諸問題について質疑を行った。

**3月16日**、予算委員会から委嘱された令和4年度内閣予算等の審査を行い、ディスインフォメーション（偽情報）対策の在り方、インテリジェンス機能の強化に向けた情報収集体制、専門人材育成、情報提供義務に関する政府の見解、サイバー犯罪・サイバー攻撃に対処するための継続的な体制強化の必要性、新しい資本主義における男女共同参画の取組、多子世帯への経済的支援及び少子化対策の財源の在り方に関する野田大臣の見解、スーパーシティの実現に向けた国家戦略特別区域の指定の決定が大阪・関西万博に向けた大きな前進となることへの若宮大臣の意気込み、成年年齢の引下げに伴う18歳及び19歳の女性のAV出演強要問題に対する緊急の法的対応の必要性、ILO第105号条約の締結承認を求めるに至った経緯、国家公務員の自律的労使関係制度に関する検討状況、燃料価格高騰への対策として激変緩和措置だけでなくトリガー条項の発動を合わせて実施する必要性、サイバー空間への脅威に対する警察庁の今後の取組、行政改革・規制改革に取り組む意義、目的、ロシアとの経済分野の協力に関して民間事業者が関係する事業も含め、政府事業を全面的に見直す必要性、保育所等に対する年1回以上の実地検査義務付けに係る法令上の規定を削除しようとする理由、保育所への実地監査に係る規制緩和の認定こども園への波及と政府が目指すこどもまんなか社会の実現との整合性に対する野田大臣の見解、経済安全保障推進法案における特定重要技術の開発支援制度が研究者に及ぼす影響、新たな日本版SBIR（中小企業技術革新）制度の展開、新しい資本主義を踏まえたスタートアップ創出に向けた山際大臣の決意等の諸問題について質疑を行った。

**3月31日**、成年年齢引下げに伴ういわゆるAV出演強要問題への法的措置の必要性、デ

デジタル原則を踏まえた規制の一括見直しを実施する目的、性差のないダイバーシティ社会の推進に関する野田大臣の見解、保育分野における公定価格の改善及び保育士配置基準の見直しの必要性等の諸問題について質疑を行った。

4月7日、博士号取得者が活躍できる国家公務員制度の在り方、自立的労使関係制度導入についての検討を推進する必要性、機動性の観点から見た我が国のオミクロン株に対する水際措置の評価、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を公共調達において加点評価する取組の現状及び国土交通省における更なる拡充の必要性、規制の一括見直しを通じた行政手続コストの削減の重要性に対する牧島大臣の認識、LGBTに関する施策の所管大臣及びその取組状況、不妊治療に係る政府の支援、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大を踏まえた総合的な対応方針を策定する必要性等の諸問題について質疑を行った。

5月12日、子育て関連施設に関する実情を調査し、もって本委員会に付託を予定されるこども家庭庁設置法案等の審査に資するため、東京都に視察を行った。

5月17日、マンションの修繕積立金の積立てについて段階増額積立方式から均等積立方式への転換を促進する必要性、沖縄基地負担軽減の在り方に対する松野大臣の見解、国民保護法に基づく国民保護体制の現状と課題、子育て家庭への政府による家事サービス支援の必要性、円安による企業規模間の業績格差の拡大が更に懸念される中での新しい資本主義の実現に向けた道筋、ウイズコロナ・アフターコロナにおけるマスク着用についての政府の見解、警察として最先端技術を活用できる人材の確保、育成を図る必要性、非正規雇用研究者の増加及び雇止めが国の研究力に及ぼす影響等の諸問題について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○令和4年3月3日(木) (第1回)

- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- 内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針に関する件及び令和4年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について松野国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 警察行政、領土問題、国家公務員制度及び海洋政策の基本方針に関する件及び令和4年度警察庁関係予算に関する件について二之湯国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 行政改革及び規制改革の基本方針に関する件について牧島国務大臣から所信を聴いた。
- 少子化対策、男女共同参画、女性活躍、こども政策及び孤独・孤立対策の基本方針に関する件について野田国務大臣から所信を聴いた。
- 経済再生、新しい資本主義、新型コロナ対策・健康危機管理、全世代型社会保障改革及び経済財政政策の基本方針に関する件について山際国務大臣から所信を聴いた。
- 経済安全保障、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針に関する件について小林国務大臣から所信を聴いた。
- 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会及びワクチン接種推進の基本方針に関する件について堀内国務大臣から所信を聴いた。
- 国際博覧会、共生社会、食品安全、クールジャパン戦略及び知的財産戦略の基本方針に関する件について若宮国務大臣から所信を聴いた。

- 一般職の職員の給与についての報告及び勧告等に関する件及び令和4年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について川本人事院総裁から説明を聞いた。

○令和4年3月8日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針に関する件、警察行政、領土問題、国家公務員制度及び海洋政策の基本方針に関する件、行政改革及び規制改革の基本方針に関する件、少子化対策、男女共同参画、女性活躍、こども政策及び孤独・孤立対策の基本方針に関する件、経済再生、新しい資本主義、新型コロナ対策・健康危機管理、全世代型社会保障改革及び経済財政政策の基本方針に関する件、経済安全保障、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針に関する件、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会及びワクチン接種推進の基本方針に関する件、国際博覧会、共生社会、食品安全、クールジャパン戦略及び知的財産戦略の基本方針に関する件及び令和4年度人事院業務概況に関する件について野田国務大臣、松野内閣官房長官、小林国務大臣、山際国務大臣、二之湯国家公安委員会委員長、牧島国務大臣、若宮内閣府特命担当大臣、堀内国務大臣、磯崎内閣官房副長官、新妻復興副大臣、大野内閣府副大臣、田中文部科学副大臣、泉田国土交通大臣政務官、島村厚生労働大臣政務官、深澤厚生労働大臣政務官、高橋文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上月良祐君(自民)、山谷えり子君(自民)、塩村あやか君(立憲)、杉尾秀哉君(立憲)、高瀬弘美君(公明)、高木かおり君(維新)、柴田巧君(維新)、磯崎哲史君(民主)、田村智子君(共産)

○令和4年3月16日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和四年度一般会計予算(衆議院送付)  
令和四年度特別会計予算(衆議院送付)  
令和四年度政府関係機関予算(衆議院送付)  
(国会所管)について岡田衆議院事務総長、岡村参議院事務総長、吉永国立国会図書館長、鈴木裁判官弾劾裁判所事務局長及び中村裁判官訴追委員会事務局長から説明を聞き、  
(会計検査院所管)について森田会計検査院長から説明を聞いた後、  
(皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管(デジタル田園都市国家構想関係経費を除く)及び内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費、地方創生関係経費、消費者委員会関係経費を除く)、知的財産戦略推進事務局、科学技術・イノベーション推進事務局、健康・医療戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、子ども・子育て本部、総合海洋政策推進事務局、国際平和協力本部、日本学術会議、官民人材交流センター、宮内庁、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会))について松野内閣官房長官、二之湯国務大臣、山際国務大臣、野田内閣府特命担当大臣、若宮国務大臣、牧島国務大臣、小林国務大臣、佐藤厚生労働副大臣、細田経済産業副大臣、高村財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

柴田巧君(維新)、太田房江君(自民)、江崎孝君(立憲)、磯崎哲史君(民主)、田村智子君(共産)、浜田昌良君(公明)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和4年3月24日(木) (第4回)

- 警察法の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について二之湯国家公安委員会委員

長から趣旨説明を聞いた。

○令和4年3月29日(火) (第5回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○警察法の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について二之湯国家公安委員会委員長、磯崎内閣官房副長官、小田原外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

古賀友一郎君(自民)、石川大我君(立憲)、浜田昌良君(公明)、磯崎哲史君(民主)、高木かおり君(維新)、田村智子君(共産)

(閣法第2号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和4年3月31日(木) (第6回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○成年年齢引下げに伴ういわゆるアダルトビデオ出演強要問題への法的措置の必要性に関する件、デジタル原則を踏まえた規制の一括見直しに関する件、障害者の雇用促進を始めとしたダイバーシティ社会の推進に関する件、保育分野における公定価格の改善及び保育士配置基準の見直しの必要性に関する件等について松野内閣官房長官、野田内閣府特命担当大臣、牧島内閣府特命担当大臣、山際内閣府特命担当大臣、津島法務副大臣、小林デジタル副大臣、深澤厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

塩村あやか君(立憲)、磯崎哲史君(民主)、高木かおり君(維新)、田村智子君(共産)

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)

国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)

以上3案について二之湯国務大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和4年4月5日(火) (第7回)

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)

国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)

以上3案について二之湯国務大臣、大野内閣府副大臣、大家財務副大臣、川本人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

有村治子君(自民)、杉尾秀哉君(立憲)、高瀬弘美君(公明)、磯崎哲史君(民主)、柴田巧君(維新)、田村智子君(共産)

(閣法第7号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新

反対会派 共産

(閣法第8号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

(閣法第9号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

#### ○令和4年4月7日(木) (第8回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○博士号取得者の積極的な登用のための国家公務員制度の在り方に関する件、自立的労使関係制度導入についての検討に関する件、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策に関する件、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を公共調達において加点評価する制度による効果に関する件、規制の一括見直しを通じた行政手続コストの削減についての取組に関する件、LGBTをめぐる政府の取組とその推進体制に関する件、不妊治療に係る政府の支援に関する件、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大を踏まえた総合的な対応方針を策定する必要性に関する件等について二之湯国務大臣、小林内閣府特命担当大臣、松野内閣官房長官、牧島内閣府特命担当大臣、若宮国務大臣、山際国務大臣、木原内閣官房副長官、磯崎内閣官房副長官、大野内閣府副大臣、古賀厚生労働副大臣、赤池内閣府副大臣、中山国土交通副大臣、小林デジタル副大臣、田畑総務副大臣、津島法務副大臣、鈴木外務副大臣、佐藤厚生労働副大臣、鰐淵文部科学大臣政務官、川本人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

有村治子君(自民)、江崎孝君(立憲)、高瀬弘美君(公明)、浜田昌良君(公明)、磯崎哲史君(民主)、石川大我君(立憲)、高木かおり君(維新)、田村智子君(共産)

○**道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第52号)**について二之湯国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

#### ○令和4年4月12日(火) (第9回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第52号)**について二之湯国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

高野光二郎君(自民)、森屋隆君(立憲)、浜田昌良君(公明)、磯崎哲史君(民主)、高木かおり君(維新)、田村智子君(共産)

(閣法第52号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

#### ○令和4年4月14日(木) (第10回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案(閣法第37号)(衆議院送付)**について小林国務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、磯崎内閣官房副長官、大野内閣

府副大臣、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

有村治子君（自民）、太田房江君（自民）、石川大我君（立憲）、江崎孝君（立憲）、浜田昌良君（公明）、磯崎哲史君（民主）、柴田巧君（維新）、大門実紀史君（共産）

○令和4年4月19日（火）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について小林国務大臣、磯崎内閣官房副長官、大野内閣府副大臣、鬼木防衛副大臣、田中文字科学副大臣、細田経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山谷えり子君（自民）、青山繁晴君（自民）、小沼巧君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、浜田昌良君（公明）、磯崎哲史君（民主）、高木かおり君（維新）、田村智子君（共産）

○令和4年4月21日（木）（第12回）

- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

公立大学法人熊本県立大学理事長 白石隆君  
一般社団法人日本経済団体連合会常務理事 原一郎君  
名古屋経済大学名誉教授 坂本雅子君

〔質疑者〕

古賀友一郎君（自民）、石川大我君（立憲）、高瀬弘美君（公明）、磯崎哲史君（民主）、柴田巧君（維新）、田村智子君（共産）

また、同法律案について経済産業委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

---

○令和4年4月26日（火）

内閣委員会、経済産業委員会連合審査会（第1回）

- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について小林国務大臣、萩生田経済産業大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青山繁晴君（自民）、小沼巧君（立憲）、河野義博君（公明）、矢田わか子君（民主）、東徹君（維新）、岩淵友君（共産）、ながえ孝子君（碧水）、安達澄君（無）

本連合審査会は今回をもって終了した。

---

○令和4年4月26日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について小林国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

有村治子君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、浜田昌良君（公明）、磯崎哲史君（民主）、高木かおり君（維新）、田村智子君（共産）

○令和4年4月28日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について岸田内閣総理大臣、小林国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

・質疑

〔質疑者〕

江崎孝君（立憲）、磯崎哲史君（民主）、柴田巧君（維新）、田村智子君（共産）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

太田房江君（自民）、小沼巧君（立憲）、浜田昌良君（公明）、磯崎哲史君（民主）、高木かおり君（維新）、田村智子君（共産）

○令和4年5月10日（火）（第15回）

○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第37号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和4年5月17日（火）（第16回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○マンションの修繕積立金の積立方式に関する件、沖縄基地負担軽減に関する件、国民保護法に基づく国民保護体制の現状と課題に関する件、子育て家庭への家事サービスに対する政府の支援に関する件、円安による企業規模間の業績格差の拡大が更に懸念される中で新しい資本主義の実現に関する件、コロナ禍におけるマスク着用についての政府の見解に関する件、犯罪捜査に資する最先端技術の活用に関する件、非正規雇用研究者の増加及び雇止めが国の研究力に及ぼす影響に関する件等について松野国務大臣、野田内閣府特命担当大臣、山際国務大臣、小林国務大臣、二之湯国家公安委員会委員長、鬼木防衛副大臣、赤池内閣府副大臣、加藤国土交通大臣政務官、宗清内閣府大臣政務官、高橋文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

塩村あやか君（立憲）、石川大我君（立憲）、山谷えり子君（自民）、高瀬弘美君（公明）、浜田昌良君（公明）、磯崎哲史君（民主）、柴田巧君（維新）、田村智子君（共産）

○令和4年5月19日（木）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○こども家庭庁設置法案（閣法第38号）（衆議院送付）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）

以上両案について野田国務大臣から趣旨説明を聴き、

こども基本法案（衆第25号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員加藤勝信君から趣旨説明を聴いた後、

こども家庭庁設置法案（閣法第38号）（衆議院送付）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）

こども基本法案（衆第25号）（衆議院提出）

以上3案について発議者衆議院議員加藤勝信君、同木原稔君、野田国務大臣、宮路内閣府大臣政務官、深澤厚生労働大臣政務官、鰐淵文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、古賀友一郎君（自民）、打越さく良君（立憲）、塩村あやか君（立憲）、高瀬弘美君（公明）、磯崎哲史君（民主）、高木かおり君（維新）、田村智子君（共産）

#### ○令和4年5月24日（火）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○こども家庭庁設置法案（閣法第38号）（衆議院送付）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）

こども基本法案（衆第25号）（衆議院提出）

以上3案について発議者衆議院議員加藤勝信君、同鈴木隼人君、同木原稔君、同塩崎彰久君、同勝目康君、同中野洋昌君、野田国務大臣、池田文部科学副大臣、津島法務副大臣、古賀厚生労働副大臣、山田デジタル大臣政務官、宮路内閣府大臣政務官、宗清内閣府大臣政務官、深澤厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

自見はなこ君（自民）、宮沢由佳君（立憲）、石川大我君（立憲）、高瀬弘美君（公明）、磯崎哲史君（民主）、柴田巧君（維新）、田村智子君（共産）

また、3案について厚生労働委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

---

#### ○令和4年6月2日（木）

内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会（第1回）

○こども家庭庁設置法案（閣法第38号）（衆議院送付）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）

こども基本法案（衆第25号）（衆議院提出）

以上3案について発議者衆議院議員加藤勝信君、野田国務大臣、後藤厚生労働大臣、池田文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

比嘉奈津美君（自民）、打越さく良君（立憲）、川田龍平君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、田村まみ君（民主）、石井苗子君（維新）、倉林明子君（共産）

本連合審査会は今回をもって終了した。

---

#### ○令和4年6月2日（木）（第19回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○こども家庭庁設置法案（閣法第38号）（衆議院送付）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）

こども基本法案（衆第25号）（衆議院提出）



以上3案について発議者衆議院議員工藤彰三君、同鈴木英敬君、野田国務大臣、池田文部科学副大臣、岡本財務副大臣、鰐淵文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高野光二郎君（自民）、塩村あやか君（立憲）、高瀬弘美君（公明）、礒崎哲史君（民主）、高木かおり君（維新）、田村智子君（共産）

○令和4年6月7日（火）（第20回）

○こども家庭庁設置法案（閣法第38号）（衆議院送付）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）

こども基本法案（衆第25号）（衆議院提出）

以上3案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

杏林大学客員教授

ルーテル学院大学客員教授

前三鷹市長 清原慶子君

明石市長 泉房穂君

名古屋大学名誉教授

愛知工業大学教授 中嶋哲彦君

〔質疑者〕

有村治子君（自民）、石川大我君（立憲）、浜田昌良君（公明）、礒崎哲史君（民主）、柴田巧君（維新）、田村智子君（共産）

○令和4年6月10日（金）（第21回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○こども家庭庁設置法案（閣法第38号）（衆議院送付）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）

こども基本法案（衆第25号）（衆議院提出）

以上3案について発議者衆議院議員加藤勝信君、同勝目康君、同塩崎彰久君、同木原稔君、野田国務大臣、鰐淵文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

江崎孝君（立憲）、礒崎哲史君（民主）、柴田巧君（維新）、田村智子君（共産）

○令和4年6月14日（火）（第22回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○こども家庭庁設置法案（閣法第38号）（衆議院送付）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）

こども基本法案（衆第25号）（衆議院提出）

以上3案について岸田内閣総理大臣に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

古賀友一郎君（自民）、塩村あやか君（立憲）、高瀬弘美君（公明）、礒崎哲史君（民主）、柴田巧君（維新）、田村智子君（共産）

（閣法第38号）

賛成会派 自民、公明、民主

反対会派 立憲、維新、共産

（閣法第39号）

賛成会派 自民、公明、民主

反対会派 立憲、維新、共産

(衆第25号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新

反対会派 共産

なお、子ども家庭庁設置法案(閣法第38号)(衆議院送付)及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第39号)(衆議院送付)について、

子ども基本法案(衆第25号)(衆議院提出)について、それぞれ附帯決議を行った。

- 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案(衆第43号)(衆議院提出)について提出者衆議院内閣委員長代理上川陽子君から趣旨説明を聴き、同山下貴司君、同森山浩行君、同山井和則君、同上川陽子君、同國重徹君、同足立康史君、同宮崎政久君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

塩村あやか君(立憲)、佐々木さやか君(公明)、梅村聡君(維新)、倉林明子君(共産)

(衆第43号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

#### ○令和4年6月15日(水)(第23回)

- 請願第17号外216件を審査した。

- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

# 総務委員会

## 委員一覧 (25名)

委員長	平木 大作 (公明)	中西 祐介 (自民)	吉田 忠智 (立憲)
理事	滝波 宏文 (自民)	堀井 巖 (自民)	西田 実仁 (公明)
理事	柘植 芳文 (自民)	舞立 昇治 (自民)	小林 正夫 (民主)
理事	木戸口 英司 (立憲)	松下 新平 (自民)	芳賀 道也 (民主)
理事	若松 謙維 (公明)	三浦 靖 (自民)	片山 虎之助 (維新)
理事	柳ヶ瀬 裕文 (維新)	山本 順三 (自民)	伊藤 岳 (共産)
	石井 浩郎 (自民)	小沢 雅仁 (立憲)	— 欠員1名 —
	江島 潔 (自民)	岸 真紀子 (立憲)	
	片山 さつき (自民)	吉川 沙織 (立憲)	(会期終了日 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会において、本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案5件及び承認案件1件の合計6件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願3種類3件は、いずれも保留とした。

### 〔法律案等の審査〕

**地方税法等の一部を改正する法律案**は、現下の経済情勢等を踏まえ、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、法人事業税の付加価値割における給与等の支給額が増加した場合の特例措置の拡充等、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものである。

**地方交付税法等の一部を改正する法律案**は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和4年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位数費用等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、地方交付税の法定率引上げと一般財源総額確保の重要性、「トリガー条項」を発動した場合の地方財政上の対応、賃上げ促進税制の効果と影響、地方公共団体の人員体制強化と会計年度任用職員制度の適切な運用、消防団員の確保と処遇改善策等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

**地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案**は、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、非常勤職員に係る介護休業の取得要件を緩和しようとするものである。

委員会においては、本改正による男性職員の育児休業取得率向上の効果、育児休業の取

得回数<sup>1</sup>の在り方、人員不足への対応など育児休業を取得しやすい環境整備の必要性等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

**電波法及び放送法の一部を改正する法律案**は、電波の公平かつ能率的な利用を促進するため、電波監理審議会の機能強化、携帯電話等の特定基地局の開設指針の制定に関する制度の整備、電波利用料制度の見直し等を行うほか、近年の放送を取り巻く環境の変化等を踏まえ、基幹放送の業務に係る認定申請書等の記載事項に外国人等が占める議決権の割合等を追加し、その変更を届出義務の対象に追加する等情報通信分野の外資規制等<sup>2</sup>の見直しを行うとともに、NHKの受信料の適正かつ公平な負担を図るための還元目的積立金の制度を整備する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、電波監理審議会の機能強化、周波数の割当制度の在り方、実効性のある外資規制の制度整備、NHKの還元目的積立金制度の適切な運用、放送の自律性の確保等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

**電気通信事業法の一部を改正する法律案**は、電気通信役務の利用者の利益保護等<sup>3</sup>を図るため、一定の高速度データ伝送電気通信役務を基礎的電気通信役務に位置付ける等高速度データ伝送電気通信役務の提供に関する制度の整備を行うとともに、電気通信役務の利用者に関する情報の適正な取扱いに関する制度の整備を行うほか、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務を提供する電気通信事業者の当該卸電気通信役務の提供義務等の創設等<sup>4</sup>を行おうとするものである。

委員会においては、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の在り方、利用者情報保護の更なる強化の必要性、事業者間の卸協議の適正化に向けた取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

**放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件**（いわゆるNHK令和4年度予算）は、収支予算では一般勘定事業収支において収入・支出とも6,890億円の収支均衡となっており、事業計画では、不偏不党、自主自律を堅持し、正確な情報を公平・公正に伝えるとともに、受信料の公平負担と制度の理解促進、グループ全体での業務の見直しやガバナンスの強化等に取り組むとしている。

委員会においては、NHKにおける経営改革の取組状況、国際報道や災害報道の在り方、受信料徴収の在り方、受信料の引下げと負担軽減策、不適切字幕問題への対応等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。なお、附帯決議が付された。

## 〔国政調査等〕

**3月3日**、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について金子総務大臣から所信を聴取し、令和4年度総務省関係予算に関する件について中西総務副大臣から説明を聴取した。

**3月8日**、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について、地方制度調査会における地方間格差是正・都区制度見直しの議論の必要性、公立病院改革の現状と地方財政措置拡充の必要性、公的統計基本計画の見直しを含めた抜本的な

再発防止策の必要性、地域住民参加型による地域に還元できるデータ活用の取組を推進する必要性、携帯電話料金について公正競争環境を確保の上、自由競争に委ねることに対する総務大臣の認識、原油価格高騰を踏まえ「トリガー条項」の凍結を解除する必要性、国土交通省担当室における二重計上処理についての認識と対応等の質疑を行った。

3月15日、令和4年度地方財政計画に関する件について金子総務大臣から概要説明を聴取した後、田畑総務副大臣から補足説明を聴取した。

3月16日、予算委員会から委嘱を受けた、令和4年度総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予算の審査を行い、自治体の除排雪費等に対する特別交付税措置による対応の在り方、自治体における森林環境譲与税の更なる活用に向けた取組、就職氷河期世代が正規雇用でないことによる国税・地方税への影響額、建設工事受注動態統計調査の不適切処理事案への対応、災害時に市町村対策本部が防災カメラ等の映像情報を一元的に把握できる仕組みの構築、地方公務員法上の守秘義務等の適用がない特別職非常勤職員であるC I O補佐官等に対する情報漏えい防止策、地域社会における認知症高齢者を含めた高齢者への向かい合い方について総務大臣の所見、コロナ禍という新たな環境下における救急業務を取り巻く課題への対応、国から地方への税源移譲の現状と今後の税源配分是正に向けた措置及び目標、地方交付税のデジタル関係経費をゼロベースで組み替える必要性、防火管理者に業務委託契約の者を選任することの可否、業務委託契約した者が防火管理者として必要な業務を行うことができない事例に対する政府の認識等の質疑を行った。

3月22日、自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築並びに東日本大震災及び新型コロナウイルス感染症等への対応に関する決議を行った。

4月14日、勤勉手当の支給を始めたとした会計年度任用職員制度の処遇改善を行う必要性、地方公共団体の基幹業務システムを標準準拠システムに移行する時期を見直す可能性、ゆうちょ銀行における硬貨取扱手数料導入の意図及び導入後のユーザーの行動の変化、国土交通省による統計不正に対する総務大臣の見解等について質疑を行った。

5月19日、消防団員の確保に向けた処遇改善と企業の理解醸成のための取組、統計の品質管理のための体制整備の必要性、タイムライン防災の普及に関する総務大臣の見解、建設資材等の高騰による地方自治体の負担軽減に向けた国による支援、電子投票のこれまでの経緯と今後の推進の必要性、統計不正が相次いでいる事態に対する統計委員長の認識等について質疑を行った。

6月7日、マイナンバーカードの健康保険証利用の普及に伴う課題、間口除雪や市町村の被災者生活再建支援に対する特別交付税措置、地方公共団体における新型コロナウイルス感染症ワクチン廃棄状況、全国郵便局長会が実施している研修と郵便局長採用の関係等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

○令和4年3月3日(木) (第1回)

- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について金子総務大臣か

ら所信を聞いた。

○令和4年度総務省関係予算に関する件について中西総務副大臣から説明を聞いた。

○令和4年3月8日(火) (第2回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について金子総務大臣、小林デジタル副大臣、中西総務副大臣、宗清内閣府大臣政務官、宮路内閣府大臣政務官、鳩山総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

舞立昇治君(自民)、木戸口英司君(立憲)、吉川沙織君(立憲)、若松謙維君(公明)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、小林正夫君(民主)、伊藤岳君(共産)

○令和4年3月15日(火) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和四年度地方財政計画に関する件について金子総務大臣から概要説明を聞いた後、田畑総務副大臣から補足説明を聞いた。

○地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上両案について金子総務大臣から趣旨説明を聞いた後、同大臣、田畑総務副大臣、中西総務副大臣、鳩山総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

江島潔君(自民)、岸真紀子君(立憲)、若松謙維君(公明)

○令和4年3月16日(水) (第4回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和四年度一般会計予算(衆議院送付)

令和四年度特別会計予算(衆議院送付)

令和四年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総務省所管(公害等調整委員会を除く))について金子総務大臣、中西総務副大臣、田畑総務副大臣、宮路内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

滝波宏文君(自民)、吉川沙織君(立憲)、西田実仁君(公明)、小林正夫君(民主)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、伊藤岳君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上両案について金子総務大臣、田畑総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岸真紀子君(立憲)、小沢雅仁君(立憲)、芳賀道也君(民主)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、伊藤岳君(共産)

○令和4年3月22日(火) (第5回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上両案について金子総務大臣、鳩山総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社常務執行役員林理君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

岸真紀子君（立憲）、芳賀道也君（民主）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤岳君（共産）

（閣法第3号）

賛成会派 自民、公明、民主、維新

反対会派 立憲、共産

（閣法第4号）

賛成会派 自民、公明、民主、維新

反対会派 立憲、共産

- 自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築並びに東日本大震災及び新型コロナウイルス感染症等への対応に関する決議を行った。

○令和4年3月29日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について金子総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長前田晃伸君から説明を聴き、同大臣、中西総務副大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長前田晃伸君、同協会副会長正籬聡君、同協会理事松崎和義君、同協会理事林理恵君、同協会専務理事松坂千尋君、同協会経営委員会委員長森下俊三君及び同協会理事・技師長児玉圭司君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

片山さつき君（自民）、堀井巖君（自民）、木戸口英司君（立憲）、小沢雅仁君（立憲）、若松謙維君（公明）、芳賀道也君（民主）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤岳君（共産）

（閣承認第1号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主

反対会派 維新、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和4年4月14日（木）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 建設工事受注動態統計調査の不適切処理事案に関する件、会計年度任用職員の処遇改善に関する件、地方公共団体のデジタル化に関する件、ゆうちょ銀行における硬貨取扱手数料に関する件等について金子総務大臣、木村国土交通大臣政務官、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社常務執行役員田中進君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小沢雅仁君（立憲）、芳賀道也君（民主）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤岳君（共産）

- 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について金子総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年4月21日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)について金子総務大臣、田畑総務副大臣、宮路内閣府大臣政務官、鳩山総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

舞立昇治君(自民)、岸真紀子君(立憲)、若松謙維君(公明)、芳賀道也君(民主)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、伊藤岳君(共産)

(閣法第11号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

#### ○令和4年5月19日(木)(第9回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 統計不正の再発防止策に関する件、消防団員の確保に関する件、タイムライン防災の普及に関する件、地方自治体における建築資材等の高騰への対策に関する件、電子投票の推進に関する件等について金子総務大臣、田畑総務副大臣、政府参考人及び参考人統計委員会委員長椿広計君に対し質疑を行った。

[質疑者]

滝波宏文君(自民)、吉川沙織君(立憲)、若松謙維君(公明)、芳賀道也君(民主)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、伊藤岳君(共産)

#### ○令和4年6月2日(木)(第10回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)について金子総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、中西総務副大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長前田晃伸君、同協会副会長正籬聡君及び同協会専務理事伊藤浩君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

松下新平君(自民)、木戸口英司君(立憲)、小沢雅仁君(立憲)、若松謙維君(公明)、芳賀道也君(民主)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、伊藤岳君(共産)

(閣法第18号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主

反対会派 維新、共産

なお、附帯決議を行った。

#### ○令和4年6月7日(火)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- マイナンバーカードの健康保険証利用に関する件、災害被害に対する特別交付税措置に関する件、地方公共団体における新型コロナウイルス感染症ワクチン廃棄に関する件、郵便局長の採用選考に



関する件等について金子総務大臣、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社取締役衣川和秀君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小沢雅仁君（立憲）、芳賀道也君（民主）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤岳君（共産）

- 電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について金子総務大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○令和4年6月10日（金）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について金子総務大臣、細田経済産業副大臣、中西総務副大臣、岡村参議院事務総長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

吉川沙織君（立憲）、小林正夫君（民主）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤岳君（共産）

（閣法第48号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

#### ○令和4年6月15日（水）（第13回）

- 請願第262号外2件を審査した。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 開会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## （3）委員会決議

### —自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築並びに東日本大震災及び新型コロナウイルス感染症等への対応に関する決議—

地方公共団体が人口減少の下で疲弊する地域経済の現状を克服し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造するために、政府は、自立した安定的な財政運営が可能となる地方税財政システムを確立するとともに、防災・減災の推進、東日本大震災で被災した地方公共団体の復旧・復興事業の着実な実施、さらに新型コロナウイルス感染症への対応のため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、地方公共団体が、人口減少の克服、地域経済の活性化、地域社会の維持・再生、デジタル化等の重要課題に取り組んでいくためには、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していく必要があることに鑑み、その実施に必要な歳出を継続的かつ安定的に地方財政計画に計上すること。

二、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、前年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、予見可能性を持って安定的に確保するとともに、社会保障関係費の自然増や感染症対策を始め地域の公衆衛生体制の確立など拡大する財政需要に合わせて充実させるように全力を尽くすこと。また、地方公共団体の人員の確保や専門性の向上に必要な国の予算の確保に万全を期すこと。

三、会計年度任用職員制度の運用に必要な経費については、引き続きその財源の確保に万全を期すこ

と。また、適正な任用・勤務条件の確保という制度導入の趣旨を十分に踏まえ、地方公共団体において適切な運用が図られるよう、実態を把握しつつ適切な助言を行うこと。

四、地方交付税の役割は、全ての地方公共団体が自立した安定的な財政運営を行うための財源調整機能と財源保障機能を果たすことである。この機能をより充実させるために、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の充実確保を図るとともに、臨時財政対策債等の特例措置依存の現状を改め、法定率の引上げ等の制度の抜本的な見直しを含め、持続可能かつ安定的な制度実現に向け検討を進めること。

五、地域に必要な行政サービスの安定的な供給により住民生活の安心・安全を確保するため、普通交付税の基準財政需要額の算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い地方公共団体に配慮するなど、地域の実情を十分に踏まえること。また、特別交付税については、算定方法の透明化の取組を一層推進し、あわせて、自然災害への対応、地域交通や地域医療の確保等の財政需要を的確に反映させるなど財源保障機能を強化すること。

六、地方交付税の原資となる税収の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。また、税収の見込額が減額される場合においては、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において十分な補填措置を講ずること。

七、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立し、安定的で充実した財源を確保できる地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等については、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に対処すること。とりわけ固定資産税は、市町村の基幹税目であることを踏まえ、納税者の税負担にも配慮しつつ安定的税収の確保に努めること。

八、原油価格の高騰が国民生活や地域経済に影響を及ぼしている現状に鑑み、その影響を緩和するための方策を幅広く検討すること。

九、地方公共団体の債務残高が巨額に上っていることを踏まえ、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。また、引き続き、臨時財政対策債の発行の抑制や交付税特別会計借入金の着実な償還に努め、地方財政の健全化を進めること。

十、地方債については、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

十一、東日本大震災の被災地方公共団体に対しては、その復旧・復興事業の着実な実施を図るため、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保する等万全の支援措置を講ずること。また、近年、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発している状況を踏まえ、防災・減災の推進及び被災地の復旧・復興のための十分な人的・財政的支援を行うこと。

十二、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、公立病院が担う役割の重要性が再認識されたことを踏まえ、地域医療構想の推進及び公立病院経営強化ガイドラインの策定に当たっては、公立病院の病床削減・統廃合を前提とせず、地域医療の確保のための地方公共団体の主体的な取組を十分に尊重すること。

十三、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、感染拡大防止、ワクチン接種の円滑な実施、医療提供体制の確保、雇用の維持、事業の継続等の各分野において、地方公共団体が極めて重要な役割を果たしていることに鑑み、感染状況に即して、追加的な支出が必要となる場合には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を始め、国の責任において迅速かつ十分な財政支援を行うこと。

右決議する。

# 法務委員会

## 委員一覧 (21名)

委員長	矢倉 克夫 (公明)	加田 裕之 (自民)	石川 博崇 (公明)
理事	清水 真人 (自民)	中川 雅治 (自民)	東 徹 (維新)
理事	高橋 克法 (自民)	福岡 資麿 (自民)	山添 拓 (共産)
理事	有田 芳生 (立憲)	森 まさこ (自民)	高良 鉄美 (沖縄)
理事	安江 伸夫 (公明)	山崎 正昭 (自民)	嘉田 由紀子 (碧水)
理事	川合 孝典 (民主)	山下 雄平 (自民)	小川 敏夫 (無)
	岡田 広 (自民)	真山 勇一 (立憲)	山東 昭子 (無)
			(会期終了日 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願17種類149件のうち、1種類16件を採択した。

### 〔法律案の審査〕

**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**は、近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を40人減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を26人減少しようとするものである。また、**裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案**は、裁判官について育児休業の取得回数の制限を緩和しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、裁判所職員の定員の在り方、家事事件数の増加に伴う人的体制整備の必要性、裁判官の勤務実態を把握する必要性、裁判所における育児休業取得の現状と今後の取組等について質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、順次採決の結果、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は多数をもって、裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもってそれぞれ可決された。

**民事訴訟法等の一部を改正する法律案**は、民事訴訟手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、電子情報処理組織を使用して行うことができる申立て等の範囲の拡大、申立て等に係る書面及び判決書等を電子化する規定並びに映像と音声の送受信による口頭弁論の手続を行うことを可能とする規定の整備、当事者の申出により一定の事件について一定の期間内に審理を終えて判決を行う法定審理期間訴訟手続の創設等の措置を講ずるほか、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、民事関係手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を秘匿する制度を創設しようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、訴訟手続の電子化に伴う環境

整備、ウェブ会議における審理の在り方、法定審理期間訴訟手続を創設する必要性及びその立法事実、訴え提起の手数料の在り方等について質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、採決の結果、本法律案は、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**刑法等の一部を改正する法律案**（以下「刑法等改正案」という。）は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるとともに、罪を犯した者に対する刑事施設その他の施設内及び社会内における処遇の充実を図るための規定の整備を行うほか、近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げようとするものである。なお、衆議院において、政府は、侮辱罪の法定刑を引き上げる改正規定の施行後3年を経過したときは、改正後の侮辱罪の規定の施行の状況について、外部有識者を交えて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする修正が行われた。また、**刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案**は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の規定の整理等を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、川越少年刑務所を視察したほか、参考人から意見を聴取するとともに、拘禁刑を創設する意義及び効果、社会内処遇を充実させる必要性、侮辱罪の法定刑引上げが表現の自由に与える影響、インターネット上の誹謗中傷対策を強化する必要性等について質疑が行われた。質疑を終局した後、日本共産党より、刑法等改正案に対して、拘禁刑及び拘留について、これらに処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができることとする規定を削除するとともに、侮辱罪の法定刑を引き上げる改正を行わないこととする等の修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、両法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、刑法等改正案に対し、附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

3月3日、古川法務大臣から法務行政の基本方針について所信を聴取するとともに、令和4年度法務省及び裁判所関係予算について津島法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴取した。

3月8日、法務行政の基本方針に対する質疑を行い、再犯防止のための居場所の確保についての取組状況、避難してきたウクライナ人が我が国に長期滞在する場合の対応、ヘイトクライムについての定義を規定する必要性、入管施設における常勤医師を確保する必要性についての法務大臣の見解、ウクライナからの避難民のために特別な受入れ制度を創設する必要性、「人権教育・啓発に関する基本計画」の見直しを行う必要性、NPO法人による仮放免者の生活実態調査報告に対する法務大臣の認識、技能実習生及び特定技能1号外国人の子どもの在留資格の取扱い、国際的な子の連れ去り問題に対する法務大臣の見解等が取り上げられた。

3月16日、予算委員会から委嘱された令和4年度法務省予算等の審査を行い、いわゆる性交同意年齢に対する今後の対応についての法務大臣の見解、インターネット上で広がる差別・偏見に対する法務省の取組、刑事司法のIT化の意義についての法務大臣の所見、今後の刑事収容施設における新型コロナワクチン接種についての対応方針、不法滞在者の

削減に向けた出入国在留管理庁の取組、刑法第212条の墮胎罪を廃止することに対する法務大臣の見解、外国人技能実習生に対する人権侵害行為を防止する取組の必要性、児童虐待防止のため検察と警察及び児童相談所との情報共有の必要性等が取り上げられた。

3月29日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、交通事故被害者の精神的二次被害防止に向けた今後の取組等に関する法務大臣の見解、名古屋入管の被收容者の死亡事案における責任の所在、インターネット上の誹謗中傷に関する法務省の相談体制強化の現状及び成果、入管収容施設に常勤医師を配置する必要性に対する法務大臣の認識、ウクライナからの避難民の受入れに関して法務大臣を早期にポーランドへ派遣する必要性、ウクライナからの避難民に対する在留資格の付与の在り方、家族法制に関する世論調査における設問を修正した趣旨、児童虐待防止に向けた関係諸機関における情報共有の現状と課題等が取り上げられた。

4月19日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、法務省におけるワークライフバランスの推進についての法務大臣の見解、ウクライナからの避難民への財政的支援における支給額の算定根拠、旧姓の通称使用への対応促進に関する法務大臣の見解、技能実習計画の認定制度の見直しを行う必要性に関する法務大臣の見解、テロ等準備罪創設後の国際組織犯罪防止条約の締結による具体的な成果、国連のガイドラインにおける難民条約上の難民の定義、家族の法制に関する世論調査における選択的夫婦別氏制度の賛否に対する年代別回答割合、児童虐待防止のため関係機関が緊密に連携する必要性についての法務大臣の見解等が取り上げられた。

5月19日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、死亡ひき逃げ事件について公訴時効を撤廃する必要性、ヘイトクライムの問題に対する法務大臣の今後の取組、ウクライナからの避難民に対する支援についての対応状況及び今後の見通し、外国人の基本的人権が守られていないことに関する法務大臣の認識、刑法第178条の心神喪失の意義及び知的障害が心神喪失に該当する可能性、アダルトビデオの出演が売春防止法違反となる可能性、選択的夫婦別氏制度に関する内閣府男女共同参画局における取組の現状、共同養育支援議連提出の提言に対する法務省の対応方針等が取り上げられた。

6月10日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、名古屋入管の被收容者死亡事案に関するビデオの全面開示の可否、入管収容施設における常勤医師の確保に対する法務大臣の決意、インターネット上の誹謗中傷による被害の救済を図るための制度に関する法務大臣の認識、難民認定における「迫害を受けるおそれ」の解釈を改める必要性、技能実習制度の見直しに関する法務大臣の認識、仮放免中の外国人に対する支援の在り方についての法務大臣の認識等が取り上げられた。

## (2) 委員会経過

○令和4年3月3日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について古川法務大臣から所信を聴いた。

- 令和4年度法務省関係予算に関する件について津島法務副大臣から説明を聴いた。
- 令和4年度裁判所関係予算に関する件について最高裁判所当局から説明を聴いた。

○令和4年3月8日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について古川法務大臣、津島法務副大臣、加田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

清水真人君(自民)、真山勇一君(立憲)、有田芳生君(立憲)、川合孝典君(民主)、東徹君(維新)、安江伸夫君(公明)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)

○令和4年3月16日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和四年度一般会計予算(衆議院送付)
- 令和四年度特別会計予算(衆議院送付)
- 令和四年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(裁判所所管及び法務省所管)について古川法務大臣、加田法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

清水真人君(自民)、有田芳生君(立憲)、安江伸夫君(公明)、川合孝典君(民主)、東徹君(維新)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和4年3月29日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 名古屋出入国在留管理局における被収容者の死亡事案に関する件、法務大臣のポーランドへの派遣に関する件、ウクライナからの避難民の受入れに関する件、交通事故被害者の精神的二次被害防止に関する件、インターネット上の誹謗中傷をめぐる問題に関する件、刑事収容施設における新型コロナウイルス感染症への対応に関する件、選択的夫婦別氏制度に関する件、児童虐待の防止に関する件等について古川法務大臣、池田文部科学副大臣、加田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山下雄平君(自民)、有田芳生君(立憲)、安江伸夫君(公明)、川合孝典君(民主)、東徹君(維新)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)

○令和4年3月31日(木) (第5回)

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第12号) (衆議院送付)
- 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号) (衆議院送付)
- 以上両案について津島法務副大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年4月14日(木) (第6回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第12号) (衆議院送付)
- 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号) (衆議院送付)
- 以上両案について古川法務大臣、津島法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

清水真人君（自民）、真山勇一君（立憲）、安江伸夫君（公明）、川合孝典君（民主）、東徹君（維新）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

（閣法第12号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、碧水

反対会派 共産、沖縄

欠席会派 無（小川敏夫君、山東昭子君）

（閣法第13号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、沖縄、碧水

反対会派 なし

欠席会派 無（小川敏夫君、山東昭子君）

#### ○令和4年4月19日（火）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○ウクライナからの避難民の受入れに関する件、旧姓の通称使用に関する件、技能実習制度に関する件、テロ等準備罪に関する件、選択的夫婦別氏制度に関する件、児童虐待の防止に関する件等について古川法務大臣、津島法務副大臣、佐藤厚生労働副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡田広君（自民）、真山勇一君（立憲）、石川博崇君（公明）、川合孝典君（民主）、東徹君（維新）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

#### ○令和4年4月26日（火）（第8回）

○民事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について古川法務大臣から趣旨説明を聞いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

#### ○令和4年4月28日（木）（第9回）

○民事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

一橋大学大学院法学研究科教授 杉山悦子君

日本司法書士会連合会会長 小澤吉徳君

弁護士 国府泰道君

〔質疑者〕

高橋克法君（自民）、有田芳生君（立憲）、安江伸夫君（公明）、川合孝典君（民主）、東徹君（維新）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

#### ○令和4年5月10日（火）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○民事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について古川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、真山勇一君（立憲）、安江伸夫君（公明）、川合孝典君（民主）、東徹君（維新）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

○令和4年5月12日(木) (第11回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第54号)(衆議院送付)について古川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

清水真人君(自民)、有田芳生君(立憲)、安江伸夫君(公明)、川合孝典君(民主)、東徹君(維新)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)

○令和4年5月17日(火) (第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第54号)(衆議院送付)について古川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

清水真人君(自民)、真山勇一君(立憲)、安江伸夫君(公明)、川合孝典君(民主)、東徹君(維新)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)

(閣法第54号)

賛成会派 自民、公明、民主、維新、碧水

反対会派 立憲、共産、沖縄

欠席会派 無(小川敏夫君、山東昭子君)

なお、附帯決議を行った。

○令和4年5月19日(木) (第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 死亡ひき逃げ事件の公訴時効に関する件、ヘイトクライムに関する件、ウクライナからの避難民の受入れに関する件、外国人の基本的人権に関する件、刑法における性犯罪規定の見直しに関する件、アダルトビデオへの出演契約に関する件、選択的夫婦別氏制度に関する件、親権制度の見直しに関する件等について古川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

山下雄平君(自民)、有田芳生君(立憲)、安江伸夫君(公明)、川合孝典君(民主)、東徹君(維新)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)

○令和4年5月24日(火) (第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 刑法等の一部を改正する法律案(閣法第57号)(衆議院送付)について古川法務大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴き、  
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)について古川法務大臣から趣旨説明を聴いた後、  
刑法等の一部を改正する法律案(閣法第57号)(衆議院送付)  
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)

以上両案について古川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

清水真人君(自民)、有田芳生君(立憲)、真山勇一君(立憲)、安江伸夫君(公明)、川合孝典君(民主)、東徹君(維新)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)



○令和4年6月2日(木) (第15回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○刑法等の一部を改正する法律案(閣法第57号) (衆議院送付)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(閣法第58号) (衆議院送付)

以上両案について古川法務大臣、二之湯国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

清水真人君(自民)、真山勇一君(立憲)、安江伸夫君(公明)、川合孝典君(民主)、高良鉄美君(沖縄)、東徹君(維新)、山添拓君(共産)、嘉田由紀子君(碧水)

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和4年6月7日(火) (第16回)

○刑法等の一部を改正する法律案(閣法第57号) (衆議院送付)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(閣法第58号) (衆議院送付)

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

法政大学大学院法務研究科教授 今井猛嘉君

専修大学文学部ジャーナリズム学科教授 山田健太君

龍谷大学法学部教授 石塚伸一君

[質疑者]

高橋克法君(自民)、有田芳生君(立憲)、安江伸夫君(公明)、川合孝典君(民主)、東徹君(維新)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)

○令和4年6月10日(金) (第17回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○刑法等の一部を改正する法律案(閣法第57号) (衆議院送付)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(閣法第58号) (衆議院送付)

以上両案について古川法務大臣、二之湯国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

山下雄平君(自民)、真山勇一君(立憲)、安江伸夫君(公明)、川合孝典君(民主)、東徹君(維新)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)

(閣法第57号)

賛成会派 自民、公明、民主、維新

反対会派 立憲、共産、沖縄、碧水

欠席会派 無(小川敏夫君、山東昭子君)

(閣法第58号)

賛成会派 自民、公明、民主、維新

反対会派 立憲、共産、沖縄、碧水

欠席会派 無(小川敏夫君、山東昭子君)

なお、刑法等の一部を改正する法律案(閣法第57号) (衆議院送付) について附帯決議を行った。

- 名古屋出入国在留管理局における被収容者の死亡事案に関する件、入管収容施設における医療体制に関する件、インターネット上の誹謗中傷対策に関する件、難民認定制度に関する件、技能実習制度に関する件、仮放免に関する件等について古川法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

有田芳生君（立憲）、川合孝典君（民主）、東徹君（維新）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

#### ○令和4年6月15日（水）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第1803号外15件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第20号外132件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

# 外交防衛委員会

## 委員一覧 (21名)

委員長	馬場 成志 (自民)	佐藤 正久 (自民)	福山 哲郎 (立憲)
理事	宇都 隆史 (自民)	武見 敬三 (自民)	山口 那津男 (公明)
理事	和田 政宗 (自民)	中曾根 弘文 (自民)	上田 清司 (民主)
理事	小西 洋之 (立憲)	松川 るい (自民)	音喜多 駿 (維新)
理事	高橋 光男 (公明)	三宅 伸吾 (自民)	鈴木 宗男 (維新)
理事	井上 哲士 (共産)	田島 麻衣子 (立憲)	伊波 洋一 (沖縄)
	岩本 剛人 (自民)	羽田 次郎 (立憲)	— 欠員1名 — (会期終了日 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会において、本委員会に付託された案件は、条約7件及び内閣提出法律案5件の合計12件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願13種類170件は、いずれも保留とした。

### 〔条約及び法律案の審査〕

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定は、現行の特別協定の有効期間が本年3月31日までとなっていることに鑑み、我が国の2022年から2026年までの会計年度において、在日米軍従業員に対する基本給等の支払に要する経費、在日米軍が公用のため調達する電気等の料金又は代金の支払に要する経費、米国が施設・区域に設置される訓練資機材等を調達するための経費、及び我が国の要請に基づき、在日米軍が訓練を移転する場合の追加的に必要となる経費を、我が国が負担することを規定するとともに、米国がこれらの経費の節約に一層努めること等について規定するものである。委員会においては、本協定に基づく負担を同盟強靱化予算と称する意義、米軍駐留国における経費負担の国際比較、訓練資機材調達費の定義と所要経費の根拠、日米地位協定と本協定に基づく駐留経費負担との整合性、訓練移転による沖縄の負担軽減、米軍再編に伴う労務費の負担規模と基地従業員の雇用等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書は、現行の租税条約を改正し、支店等の恒久的施設に帰属する事業利得の算定に関する規定の新設、投資所得に対する源泉地国における課税の更なる減免、税務当局間の相互協議に係る仲裁手続の新設等の措置を講ずるものである。委員会においては、条約改正の背景と意義等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定は、我が国と博覧会国際事務局との間で、2025年日本国際博覧会に際し、

公式参加者の陳列区域代表事務所、博覧会国際事務局等が享有する特権及び免除等について定めるものである。委員会においては、協定に基づく免税の判断基準とその総額等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

**万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約**は、万国郵便連合の運営等及び国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、万国郵便連合の憲章及び一般規則を改正し、並びに現行の万国郵便条約を更新するものである。委員会においては、国際郵便業務の課題と解決に向けた取組、到着料率の引上げによる日本の郵便事業の収支改善、万国郵便連合を始めとする国際機関への人的貢献等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

**刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約**は、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互の連絡を直接行うこと等について定めるものである。委員会においては、在留ベトナム人による犯罪増加の背景と改善に向けた取組、刑事共助条約の締結に関する今後の方針等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

**強制労働の廃止に関する条約（第百五号）**は、政治的な見解の表明等に対する制裁、労働規律の手段、同盟罷業に参加したことに対する制裁等としてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束すること等を定めるものである。委員会においては、条約締結の意義、強制労働の廃止に向けた中国への働きかけ、未批准のILO条約の批准に向けた取組等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

**千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定**は、漁船の安全のための国際的な規則を定めるため、未発効である1993年のトレモリノス議定書の規定の修正、実施等について定めるものである。委員会においては、協定発効の見通し、日本が協定の締結に10年を要した理由等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

**二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案**は、2025年日本国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約第12条の規定に基づく政府代表として2025年日本国際博覧会政府代表一人を外務省に置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めようとするものである。委員会においては、政府代表の任務と求められる役割、大阪・関西万博に向けた取組と参加招請活動の加速化、政府代表に外務公務員を任命する理由等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

**防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案**は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の期末手当を改定するものである。委員会においては、本法律案に基づく期末手当の減額調整、自衛隊独自の人事・給与制度創設の必要性、防衛大学校等の受験の状況と卒業後の任官辞退への対応、自衛官退職後の生活基盤の確保等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

**防衛省設置法等の一部を改正する法律案**は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送の要件

等の見直し、麻薬等の譲渡に係る特例規定の整備及び保険医療機関等から診療を受けようとする自衛官等に係る電子資格確認の導入等の措置を講ずるものである。委員会においては、自衛官の定数を法律で規定する理由、在外邦人等の輸送の主たる対象者に追加される外国人の範囲とその選定基準、輸送の安全確保の判断材料、在外邦人等の輸送と保護措置を選択する基準、昨年8月のアフガニスタンからの邦人等の退避に関する政府の対応と検証の必要性、ウクライナ避難民の渡航支援の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

**旅券法の一部を改正する法律案**は、旅券に関する国際的な動向及び情報技術の進展を踏まえ、旅券の発給申請手続等の電子化に係る関連規定の整備、査証欄の増補の廃止、一般旅券の失効に係る例外規定の整備、大規模な災害の被災者に係る手数料の減免制度の創設、未交付失効旅券の発行費用の徴収のための規定の整備等の措置を講ずるものである。**東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律案**は、東日本大震災から10年が経過し、令和3年3月12日以降、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律に基づき震災特例旅券の発給の申請が行われることは想定されないため、同法を廃止しようとするものである。委員会においては、査証欄の増補の廃止と国際民間航空機関の勧告への対応、旅券の手数料を発給申請時に徴収できない理由、電子化された申請手続の利便性、被災者に係る手数料の減免制度を柔軟に適用する必要性等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。

#### 〔国政調査等〕

3月3日、外交の基本方針について林外務大臣から、国の防衛の基本方針について岸防衛大臣から、それぞれ所信を聴取した。

3月8日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行った。

3月16日、予算委員会から委嘱された令和4年度外務省予算・防衛省予算等の審査を行い、質疑を行った。

3月29日、ウクライナをめぐる諸問題について参考人の意見聴取を行い、各参考人に対し質疑を行った。

4月14日、ソ連の対日参戦、ウクライナ情勢、北朝鮮帰還事業、国連憲章、日露関係、石炭火力発電の輸出支援、国民保護措置等について質疑を行った。

4月28日、国連改革、ウクライナ情勢、アフガニスタン支援、武力の行使の三要件、日露関係、自衛権の範囲、日米地位協定等について質疑を行った。

5月17日、開発協力大綱の見直し、日米防衛相会談、ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症の水際対策、北方領土問題、ジェノサイド条約、在日米軍基地の兵たん機能、沖縄県における国民保護措置等について質疑を行った。

6月2日、日米首脳会談、防衛力の整備、新型コロナウイルス感染症の水際対策、ウクライナ情勢、在外公館職員の処遇改善、日米地位協定、女子差別撤廃条約選択議定書等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○令和4年3月3日(木) (第1回)

- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 外交の基本方針に関する件について林外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について岸防衛大臣から所信を聴いた。

### ○令和4年3月8日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について林外務大臣、岸防衛大臣、鈴木外務副大臣、深澤厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

田島麻衣子君(立憲)、小西洋之君(立憲)、羽田次郎君(立憲)、上田清司君(民主)、井上哲士君(共産)、伊波洋一君(沖縄)、音喜多駿君(維新)、武見敬三君(自民)、佐藤正久君(自民)、高橋光男君(公明)

### ○令和4年3月16日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和四年度一般会計予算(衆議院送付)  
令和四年度特別会計予算(衆議院送付)  
令和四年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(外務省所管、防衛省所管及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)について林外務大臣及び岸防衛大臣から説明を聴いた後、林外務大臣、岸防衛大臣、細田経済産業副大臣、三宅外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

松川るい君(自民)、小西洋之君(立憲)、羽田次郎君(立憲)、高橋光男君(公明)、上田清司君(民主)、音喜多駿君(維新)、井上哲士君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

本委員会における委嘱審査は終了した。

### ○令和4年3月24日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)について林外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、岸防衛大臣、木原内閣官房副長官、鈴木外務副大臣、岩本防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

[質疑者]

松川るい君(自民)、小西洋之君(立憲)、田島麻衣子君(立憲)、羽田次郎君(立憲)、高橋光男君(公明)、上田清司君(民主)、音喜多駿君(維新)、井上哲士君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

(閣条第1号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新

反対会派 共産、沖縄

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○令和4年3月29日(火) (第5回)

- ウクライナをめぐる諸問題に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

元駐ロシア大使館特命全権公使 河東哲夫君  
慶應義塾大学総合政策学部准教授 鶴岡路人君  
国際政治学者 グレンコ・アンドリー君

〔質疑者〕

和田政宗君(自民)、羽田次郎君(立憲)、高橋光男君(公明)、上田清司君(民主)、音喜多駿君(維新)、井上哲士君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

- 二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(閣法第24号)(衆議院送付)について林外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年3月31日(木) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(閣法第24号)(衆議院送付)について林外務大臣、岸防衛大臣、磯崎内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

田島麻衣子君(立憲)、羽田次郎君(立憲)、上田清司君(民主)、音喜多駿君(維新)、井上哲士君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

(閣法第24号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新

反対会派 共産、沖縄

- 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について岸防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年4月5日(火) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について岸防衛大臣、鈴木外務副大臣、鰐淵文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

松川るい君(自民)、田島麻衣子君(立憲)、羽田次郎君(立憲)、上田清司君(民主)、音喜多駿君(維新)、井上哲士君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

(閣法第16号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、沖縄

反対会派 維新、共産

- 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)について岸防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年4月12日(火) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)について岸防衛大臣、林外務大臣、磯崎内閣官房副長官、津島法務副大臣、鈴木外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、

討論の後、可決した。

〔質疑者〕

宇都隆史君（自民）、田島麻衣子君（立憲）、高橋光男君（公明）、上田清司君（民主）、音喜多駿君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣法第26号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新

反対会派 共産、沖縄

#### ○令和4年4月14日（木）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○ソ連の対日参戦に関する件、ウクライナ情勢に関する件、北朝鮮帰還事業に関する件、国連憲章に関する件、日露関係に関する件、石炭火力発電の輸出支援に関する件、国民保護措置に関する件等について林外務大臣、岸防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、小西洋之君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、上田清司君（民主）、鈴木宗男君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

○旅券法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）

以上両案について林外務大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○令和4年4月19日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○旅券法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）

以上両案について林外務大臣、岸防衛大臣、高村財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

小西洋之君（立憲）、田島麻衣子君（立憲）、高橋光男君（公明）、上田清司君（民主）、音喜多駿君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣法第29号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、沖縄

反対会派 なし

（閣法第30号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、沖縄

反対会派 なし

#### ○令和4年4月28日（木）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国連改革に関する件、ウクライナ情勢に関する件、アフガニスタン支援に関する件、武力の行使の三要件に関する件、日露関係に関する件、自衛権の範囲に関する件、日米地位協定に関する件等について林外務大臣、岸防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕



和田政宗君（自民）、小西洋之君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、上田清司君（民主）、鈴木宗男君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

○令和4年5月17日（火）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 開発協力大綱の見直しに関する件、日米防衛相会談に関する件、ウクライナ情勢に関する件、新型コロナウイルス感染症の水際対策に関する件、北方領土問題に関する件、ジェノサイド条約に関する件、在日米軍基地の兵たん機能に関する件、沖縄県における国民保護措置に関する件等について林外務大臣、岸防衛大臣、磯崎内閣官房副長官、大野内閣府副大臣、細田経済産業副大臣、中村農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、小西洋之君（立憲）、田島麻衣子君（立憲）、高橋光男君（公明）、上田清司君（民主）、音喜多駿君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）  
二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）  
万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）  
以上3件について林外務大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和4年5月19日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）  
二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）  
万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）  
以上3件について林外務大臣、岸防衛大臣、岩本防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田島麻衣子君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、高橋光男君（公明）、上田清司君（民主）、音喜多駿君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）  
二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）  
以上両件について討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第3号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、沖縄

反対会派 共産

(閣条第4号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、沖縄

反対会派 共産

- 万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）を承認すべきものと議決した。

(閣条第7号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、沖縄

反対会派 なし

#### ○令和4年6月2日(木) (第14回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日米首脳会談に関する件、防衛力の整備に関する件、新型コロナウイルス感染症の水際対策に関する件、ウクライナ情勢に関する件、在外公館職員の処遇改善に関する件、日米地位協定に関する件、女子差別撤廃条約選択議定書に関する件等について岸防衛大臣、磯崎内閣官房副長官、鈴木外務副大臣、小田原外務副大臣、政府参考人、衆議院事務局当局及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

田島麻衣子君（立憲）、高橋光男君（公明）、上田清司君（民主）、音喜多駿君（維新）、井上哲士君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

- 刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

以上3件について鈴木外務副大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○令和4年6月7日(火) (第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

以上3件について岸防衛大臣、鈴木外務副大臣、中西総務副大臣、黄川田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

[質疑者]

和田政宗君（自民）、羽田次郎君（立憲）、上田清司君（民主）、鈴木宗男君（維新）、井上哲

土君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣条第2号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、沖縄

反対会派 なし

（閣条第5号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、沖縄

反対会派 なし

（閣条第6号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、沖縄

反対会派 なし

**○令和4年6月15日（水）（第16回）**

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第309号外169件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

# 財政金融委員会

## 委員一覧 (25名)

委員長	豊田 俊郎 (自民)	自見 はなこ (自民)	杉 久武 (公明)
理事	西田 昌司 (自民)	末松 信介 (自民)	大塚 耕平 (民主)
理事	藤末 健三 (自民)	藤川 政人 (自民)	浅田 均 (維新)
理事	森屋 宏 (自民)	宮沢 洋一 (自民)	小池 晃 (共産)
理事	牧山 ひろえ (立憲)	宮島 喜文 (自民)	大門 実紀史 (共産)
理事	山本 博司 (公明)	勝部 賢志 (立憲)	浜田 聡 (みん)
	大家 敏志 (自民)	熊谷 裕人 (立憲)	渡辺 喜美 (みん)
	岡田 直樹 (自民)	古賀 之士 (立憲)	
	櫻井 充 (自民)	難波 奨二 (立憲)	(会期終了日 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願12種類153件は、いずれも保留とした。

### 〔法律案の審査〕

**所得税法等の一部を改正する法律案**は、成長と分配の好循環の実現に向けた積極的な賃上げ等の促進、カーボンニュートラルの実現等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行おうとするものである。

委員会においては、岸田内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、賃上げを促進するための税制措置の在り方、住宅ローン控除制度の見直しによる効果、税理士制度の見直しの意義、税務申告の利便性向上のための取組、金融所得課税を強化する必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

**関税定率法等の一部を改正する法律案**は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行おうとするものである。

委員会においては、商標権等侵害物品の水際取締りの強化に向けた対応、税関の体制整備の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

**国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案**は、国際開発協会の第20次増資に応じるため、我が国が追加出資を行うことを政府に授権する規定を追加しようとするものである。

委員会においては、新型コロナウイルス感染症に関連した世界銀行グループの支援策、主要国による国際機関への資金拠出の動向等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

保険業法の一部を改正する法律案は、保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を的確に行うため、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の措置の期限を令和9年3月末まで5年間延長するものである。

委員会においては、現下の生命保険業界をめぐる諸課題、生命保険会社の破綻に対する認識等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、G7と連携し、ロシアに対する外交的、経済的圧力を一層強める等の観点から、貿易優遇措置である最恵国待遇を撤回しようとするものである。また、**外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案**は、同様の観点から、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性を更に強化しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、ロシアに対する経済制裁の在り方、ロシアからの輸入品に対する関税率引き上げの影響、暗号資産に関する規制の実効性確保に向けた取組等について質疑が行われ、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決された。

公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案は、会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図り、もって企業財務書類の信頼性を高めるため、上場会社等の監査に係る登録制度の導入、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し、公認会計士の資格要件の見直し等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、会計監査の信頼性の確保に向けた課題、公認会計士・監査審査会によるモニタリングの在り方、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限を見直す意義等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案は、金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、電子情報処理組織を用いて移転することができる一定の通貨建資産等である電子決済手段の交換等を行う電子決済手段等取引業及び複数の金融機関等の委託を受けて為替取引に係る分析等を行う為替取引分析業の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、いわゆるステーブルコインへの規制の方向性、為替取引分析業を創設する意義、今後のマネー・ローンダリング対策等の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

#### 〔国政調査等〕

3月3日、財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について鈴木財務大臣兼内閣府特命担当大臣（金融）から所信を聴取した。

3月8日、前記所信聴取に対し、緊急時の迅速かつ的確な現金給付の在り方を検討しておく必要性、前任の大臣の下での財政政策及び金融行政等に対する財務大臣兼金融担当大臣の認識、ロシアの銀行に対する資産凍結措置について約1か月の猶予期間を定めた経緯とその影響、いわゆる16か月予算の意義に関する財務大臣の所見、インボイス制度の事業

者登録申請書の提出状況及び早期の手續を促す国税庁の取組、中国C I P Sに参加する金融機関に対する政府のモニタリング等の在り方、令和4年2月に日本銀行が実施した指値オペの目的と期待した効果、G D P成長率が他の先進国と比較して低調である理由、エネルギー価格高騰による物価上昇の中で我が国において金融引締めを行うことの妥当性等について質疑を行った。

3月16日、予算委員会から委嘱された内閣府所管（金融庁）、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行の予算の審査を行い、社会問題に効果的なイノベーションへの研究開発投資や実証実験投資に関する予算措置等を行う必要性、今後の金融行政の方向性に関する金融担当大臣の基本認識、地域金融機関の連携支援に向けた金融庁の取組、旅券の発給申請手續等の電子化に向けた過去の事例と令和4年度予算による対応、国税当局によるシェアリングエコノミーの取引実態の把握方法、大手損害保険会社による損害保険代理店への優越的地位の濫用ともいうべき事案に係る金融庁の対応状況、森友学園をめぐる公文書改ざんの背景に対する財務大臣の所見等について質疑を行った。

4月14日、**金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（令和2年6月19日提出）について、鈴木内閣府特命担当大臣（金融）から説明を聴取した後、医療費不払い歴のある訪日外国人に係る医療機関から出入国在留管理庁への情報提供の運用状況、補正予算で措置された基金事業の財政法第29条における緊要性の要件への該当性、現下のルーブル相場及びロシアのデフォルトの可能性に関する政府の認識、日本に進出しているロシア及び中国の政府系金融機関・民間金融機関の数及び資金量、これまでの経済制裁に係るロシアの一般市民への影響、ロシア国民ではなくロシア政権の中枢に対して直接影響が及ぶ経済制裁を加える必要性、デフレ脱却に向けた財務大臣の決意等について質疑を行った。

4月26日、**金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（令和2年12月11日提出）について、鈴木内閣府特命担当大臣（金融）から説明を聴取した後、国民健康保険組合に対する国庫補助の見直しに当たって各組合の運営実態を考慮する必要性、国会開会中に補正予算ではなく予備費で対応することに対する財務大臣の認識、地域の金融機関に対する金融庁のモニタリングの実施状況、金融審議会における四半期報告書の見直しに係る検討状況、先進国による金融緩和や経済制裁に対するロシア政府の主張に対する財務大臣の見解、インボイス制度導入に伴い仕入税額控除が困難となるシルバー人材センターに対する負担軽減策、ロシアとの貿易輸入額に対する財務大臣の所見等について質疑を行った。

5月24日、**金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（令和3年6月18日提出）について、鈴木内閣府特命担当大臣（金融）から説明を聴取した後、現在における印紙税の存在意義、きらやか銀行から金融機能強化法における新型コロナウイルス感染症等特例に基づく国の資本参加の申請がなされた場合の金融庁の審査方針、オーストラリアの連邦政府機関（W G E A）の取組等を参考にした男女間賃金格差解消の推進、災害時の復旧資金を積み立てておくための「防災勘定」を企業財務に設けた上で税制優遇措置の対象とする必要性、日銀のイールドカーブ・コントロールに関する財務大臣の評価、財政制度等審議会財政投

融資分科会における大学ファンド創設についての議論の概要等について質疑を行った。

6月7日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（令和3年6月22日提出）について、黒田日本銀行総裁から説明を聴取した後、家計の値上げ許容度が高まってきているとした日銀総裁の発言の趣旨、家計の値上げ許容度が高まってきているとした日銀総裁の発言とその根拠となったアンケート調査の整合性、東京大学の渡辺努教授によるアンケート調査結果を消費者が値上げを許容しているとの観点から分析することの妥当性、日銀が従来金融緩和政策を継続する理由、マネタリーベースの対名目GDP比率及び日銀総資産の対名目GDP比率の上限に係る認識、円安に対する日銀総裁の評価、日銀による金融緩和の長期化により金融政策の修正が困難になっている可能性、デフレギャップが存在する状況下において金融緩和を見直すことの妥当性等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○令和4年3月3日(木) (第1回)

- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について鈴木国務大臣から所信を聴いた。

### ○令和4年3月8日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について鈴木国務大臣、大家財務副大臣、黄川田内閣府副大臣、岡本財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び同銀行決済機構局長神山一成君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森屋宏君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、勝部賢志君（立憲）、山本博司君（公明）、杉久武君（公明）、大塚耕平君（民主）、浅田均君（維新）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（みん）

- 所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について鈴木財務大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○令和4年3月15日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について鈴木国務大臣、大家財務副大臣、高村財務大臣政務官、政府参考人、参議院事務局当局及び参考人日本銀行企画局長清水誠一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、熊谷裕人君（立憲）、杉久武君（公明）、大塚耕平君（民主）、浅田均君（維新）、大門実紀史君（共産）、浜田聡君（みん）

### ○令和4年3月16日(水) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○令和四年度一般会計予算（衆議院送付）

令和四年度特別会計予算（衆議院送付）

令和四年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（金融庁）、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行）について鈴木国務大臣から説明を聴いた後、同大臣、大家財務副大臣、黄川田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤末健三君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、山本博司君（公明）、大塚耕平君（民主）、浅田均君（維新）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（みん）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について鈴木国務大臣、大家財務副大臣、政府参考人及び参考人株式会社国際協力銀行代表取締役総裁前田匡史君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤末健三君（自民）、古賀之士君（立憲）、勝部賢志君（立憲）、山本博司君（公明）、大塚耕平君（民主）、浅田均君（維新）、大門実紀史君（共産）、浜田聡君（みん）

○令和4年3月17日（木）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について鈴木国務大臣、大家財務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古賀之士君（立憲）、大塚耕平君（民主）、浅田均君（維新）、大門実紀史君（共産）、浜田聡君（みん）

○令和4年3月22日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について岸田内閣総理大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

勝部賢志君（立憲）、大塚耕平君（民主）、浅田均君（維新）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（みん）

（閣法第1号）

賛成会派 自民、公明、民主、みん

反対会派 立憲、維新、共産

なお、附帯決議を行った。

○関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について鈴木財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年3月24日（木）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について鈴木財務大臣、大家財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕



熊谷裕人君（立憲）、大塚耕平君（民主）、浅田均君（維新）、大門実紀史君（共産）、浜田聡君（みんな）

（閣法第5号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、みんな

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について鈴木財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年3月29日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について鈴木財務大臣、大家財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

勝部賢志君（立憲）、大塚耕平君（民主）、浅田均君（維新）、大門実紀史君（共産）、浜田聡君（みんな）

（閣法第6号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、みんな

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 保険業法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について鈴木内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年3月31日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 保険業法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について鈴木国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

古賀之士君（立憲）、大塚耕平君（民主）、浅田均君（維新）、大門実紀史君（共産）、浜田聡君（みんな）

（閣法第10号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、みんな

反対会派 共産

○令和4年4月14日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について鈴木内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、訪日外国人の医療費に関する件、サステナブルファイナンスに関する件、ロシアに対する経済制裁に関する件、中小企業の過剰債務問題に関する件、消費者物価指数に関する件等について鈴木国務大臣、鈴木外務副大臣、黄川田内閣府副大臣、泉田国土交通大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行副総裁若田部昌澄君及び同銀行理事内田眞一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

自見はなこ君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、杉久武君（公明）、大塚耕平君（民主）、浅田均君（維新）、大門実紀史君（共産）、浜田聡君（みん）

○令和4年4月19日（火）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）

以上両案について鈴木財務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、大家財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

藤末健三君（自民）、古賀之士君（立憲）、山本博司君（公明）、大塚耕平君（民主）、浅田均君（維新）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（みん）

（閣法第59号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、みん

反対会派 なし

（閣法第60号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、みん

反対会派 なし

○令和4年4月26日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について鈴木内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、公的医療保険制度に関する件、みずほ銀行のシステム障害に関する件、新型コロナワクチンに関する件、四半期報告制度に関する件、G20財務大臣・中央銀行総裁会議に関する件、消費税のインボイス制度に関する件、外国為替資金特別会計に関する件等について鈴木国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

自見はなこ君（自民）、勝部賢志君（立憲）、山本博司君（公明）、大塚耕平君（民主）、浅田均君（維新）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（みん）

○公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について鈴木内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年5月10日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について鈴木国務大臣、岡本財務副大臣、政府参考人、参議院事務局当局及び参考人日本銀行理事内田眞一君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

櫻井充君（自民）、熊谷裕人君（立憲）、杉久武君（公明）、大塚耕平君（民主）、浅田均君（維新）、大門実紀史君（共産）、浜田聡君（みん）

（閣法第40号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、みん

反対会派 なし

○令和4年5月24日(火) (第14回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について鈴木内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、印紙税に関する件、スルガ銀行におけるシェアハウス関連融資に関する件、非財務情報の開示に関する件、災害等に備えるための企業会計上の枠組みに関する件、地域金融機関への支援に関する件、大学ファンドに関する件等について鈴木国務大臣、深澤厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行企画局長中村康治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

櫻井充君(自民)、牧山ひろえ君(立憲)、杉久武君(公明)、大塚耕平君(民主)、浅田均君(維新)、大門実紀史君(共産)

- 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第47号)(衆議院送付)について鈴木内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年6月2日(木) (第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第47号)(衆議院送付)について鈴木国務大臣、大家財務副大臣、黄川田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

藤末健三君(自民)、熊谷裕人君(立憲)、山本博司君(公明)、大塚耕平君(民主)、浅田均君(維新)、大門実紀史君(共産)、浜田聡君(みん)

(閣法第47号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、みん

反対会派 なし

○令和4年6月7日(火) (第16回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁黒田東彦君から説明を聴いた後、大家財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び同銀行理事内田眞一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君(自民)、古賀之士君(立憲)、勝部賢志君(立憲)、山本博司君(公明)、大塚耕平君(民主)、浅田均君(維新)、大門実紀史君(共産)、渡辺喜美君(みん)

○令和4年6月15日(水) (第17回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第161号外152件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

# 文 教 科 学 委 員 会

## 委員一覧 (20名)

委員長	元 榮 太一郎 (自民)	高橋 はるみ (自民)	佐々木 さやか (公明)
理事	今井 絵理子 (自民)	竹内 功 (自民)	横山 信一 (公明)
理事	上野 通子 (自民)	丸川 珠代 (自民)	伊藤 孝恵 (民主)
理事	堂故 茂 (自民)	水落 敏栄 (自民)	片山 大介 (維新)
理事	宮沢 由佳 (立憲)	水岡 俊一 (立憲)	吉良 よし子 (共産)
	金子 原二郎 (自民)	宮口 治子 (立憲)	舩後 靖彦 (れ新)
	世耕 弘成 (自民)	蓮 舫 (立憲)	(会期終了日 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件及び衆議院提出1件(文部科学委員長提出)の合計4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願18種類358件は、いずれも保留とした。

### 〔法律案の審査〕

**博物館法の一部を改正する法律案**は、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館登録制度の見直し等を行おうとするものである。

委員会においては、博物館登録制度の見直しの意義、博物館に対する支援方策等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

**教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案**は、校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制を廃止する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、教員免許更新制に対する評価、新たな研修の在り方、教員が学び続けられる環境を整備する方策等について質疑が行われた。質疑を終局した後、日本共産党より、原案のうち、教育公務員特例法の改正部分を削除することを内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

**国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案**は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図るため、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学につき、国際卓越研究大学の認定、当該国際卓越研究大学による事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構による助成等について定めようとするものである。

委員会においては、国際卓越研究大学の認定プロセス、大学ファンドによる支援の内容、基礎研究の重要性等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

**在外教育施設における教育の振興に関する法律案**は、在外教育施設における教育の振興に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他在外教育施設における教育の振興に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

委員会においては、在外教育施設への国の支援の在り方等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

### 〔国政調査等〕

**3月3日**、文部科学行政の基本施策について末松文部科学大臣から所信を、令和4年度文部科学省関係予算について池田文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

**3月8日**、文部科学行政の基本施策に関し、地方の国立大学における人材育成や研究力の強化についての対応、子どもの意見表明権及び子どもコミッショナーに対する文部科学大臣の見解、特別支援教育におけるデジタル技術の活用やそれに伴う基準等の改定に係る検討状況、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の廃炉環境国際共同研究センター等を福島国際研究教育機構と統合する必要性、コロナ禍における子供の心の様態に関する調査の必要性、学校の臨時休業等に関する調査結果を今後の感染症対策に生かすための具体的な取組、コロナ禍における特例としてオンライン授業を通常の授業と同様に出席扱いとする必要性、障害のある子供のインクルーシブ教育に対する文部科学大臣の認識等について質疑を行った。

**3月16日**、予算委員会から委嘱された令和4年度文部科学省所管予算の審査を行い、「教育進化のための改革ビジョン」を踏まえた今後の学校教育の方向性、教員不足や教員採用倍率が低下する中で教員を目指す者を集めていくための方策、プラスチックごみ削減と環境教育の観点から学校において環境に配慮した副教材の普及を推進していく必要性、文部科学省予算の拡充に向けた文部科学大臣の取組、4月以降に入国する留学生が学生等の学びを継続するための緊急給付金を受けられないことに伴う支援策についての見解、高等学校における1人1台端末の整備を公費により行う必要性、重度訪問介護利用者の大学修学支援事業を児童生徒にも拡大することを検討する必要性等について質疑を行った。

**4月5日**、東京オリンピック・パラリンピック競技大会後のスポーツ施策に対する文部科学大臣の所見、親の経済状況や教育への意識等により生じる子供の教育格差に対する文部科学大臣の認識、学校におけるALPS処理水のチラシ配布に係る政府の対応と事後検証の状況、海洋プラスチックごみ問題に対する文部科学省としての取組、ヤングケアラーへの支援に関する文部科学省としての対応、文理融合が必要とされる社会的な背景、コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業で不交付となった団体へその理由を明示する必要性、コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業のホームページの記載を改善する必要性等について質疑を行った。

**4月21日**、東京オリンピック・パラリンピック競技大会後の国立競技場の運営管理の在

り方に関する検討状況、人工妊娠中絶等における女性の心身のケアに係る教育の実施状況、教員不足に関する全国調査の結果に対する文部科学省の認識と対策、部活動に関する大会・コンクールについて縮小・廃止の方向で見直す必要性、公立高等学校の入学選抜における定員内不合格に関する実態調査の必要性等について質疑を行った。

5月12日、デジタル人材の育成に向けた取組、私立小学校において特別支援学級の設置を増やすための方策、ウクライナから避難した子供に対する就学支援の在り方、マスク着用に係る文部科学省の見解の自治体に対する伝達の在り方、教員の定数改善が不十分な状況下における教科担任制の本格的な導入の実現可能性、コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業の交付団体に対して補助金の返還を命じた理由、学校における医療的ケアにおいてヘルパーを活用する必要性等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○令和4年3月3日(木) (第1回)

- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について末松文部科学大臣から所信を聴いた。
- 令和4年度文部科学省関係予算に関する件について池田文部科学副大臣から説明を聴いた。

### ○令和4年3月8日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について末松文部科学大臣、高橋文部科学大臣政務官、鰐淵文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

堂故茂君(自民)、宮沢由佳君(立憲)、宮口治子君(立憲)、横山信一君(公明)、伊藤孝恵君(民主)、片山大介君(維新)、吉良よし子君(共産)、船後靖彦君(れ新)

### ○令和4年3月16日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和四年度一般会計予算(衆議院送付)
- 令和四年度特別会計予算(衆議院送付)
- 令和四年度政府関係機関予算(衆議院送付)
- (文部科学省所管)について末松文部科学大臣、鰐淵文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

竹内功君(自民)、水岡俊一君(立憲)、佐々木さやか君(公明)、伊藤孝恵君(民主)、片山大介君(維新)、吉良よし子君(共産)、船後靖彦君(れ新)

本委員会における委嘱審査は終了した。

### ○令和4年4月5日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後のスポーツ施策に関する件、家庭環境と子供の教育格差に関する件、学校におけるALPS処理水の広報の在り方に関する件、海洋プラスチックごみ問題に対する文部科学省の取組に関する件、ヤングケアラーへの支援の必要性に関する件、文理融合を進めていくための方策に関する件、コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支

援事業に関する件、コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業に関する件等について末松文部科学大臣、池田文部科学副大臣、高橋文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

水落敏栄君（自民）、宮口治子君（立憲）、宮沢由佳君（立憲）、横山信一君（公明）、伊藤孝恵君（民主）、片山大介君（維新）、吉良よし子君（共産）、船後靖彦君（れ新）

○博物館法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について末松文部科学大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和4年4月7日（木）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○博物館法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について末松文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

今井絵理子君（自民）、宮沢由佳君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、伊藤孝恵君（民主）、片山大介君（維新）、吉良よし子君（共産）、船後靖彦君（れ新）

（閣法第31号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和4年4月21日（木）（第6回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後の国立競技場の運営管理の在り方に関する件、人工妊娠中絶等における女性の心身のケアに係る教育に関する件、教員不足への対応に関する件、学校における部活動の在り方に関する件、公立高校入試における定員内不合格に関する件等について末松国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

蓮舫君（立憲）、伊藤孝恵君（民主）、片山大介君（維新）、吉良よし子君（共産）、船後靖彦君（れ新）

○教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について末松文部科学大臣から趣旨説明を聞いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和4年4月28日（木）（第7回）

○教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

戸田市教育委員会教育長 戸ヶ崎勤君

教育研究家

合同会社ライフ&ワーク代表 妹尾昌俊君

中央大学文学部教授 池田賢市君

[質疑者]

堂故茂君（自民）、宮口治子君（立憲）、横山信一君（公明）、伊藤孝恵君（民主）、片山大介君（維新）、吉良よし子君（共産）、船後靖彦君（れ新）

○令和4年5月10日(火) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)について末松文部科学大臣、池田文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

上野通子君(自民)、勝部賢志君(立憲)、水岡俊一君(立憲)、佐々木さやか君(公明)、伊藤孝恵君(民主)、片山大介君(維新)、吉良よし子君(共産)、船後靖彦君(れ新)

(閣法第34号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新

反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和4年5月12日(木) (第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- デジタル人材の育成方策に関する件、インクルーシブ教育の推進に関する件、ウクライナから避難した子供の学びへの支援に関する件、学校におけるマスク着用に関する件、小学校高学年における教科担任制に関する件、コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業に関する件、学校における医療的ケアの実施体制に関する件等について末松文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

上野通子君(自民)、宮口治子君(立憲)、佐々木さやか君(公明)、伊藤孝恵君(民主)、片山大介君(維新)、吉良よし子君(共産)、船後靖彦君(れ新)

- 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案(閣法第35号)(衆議院送付)について末松文部科学大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和4年5月17日(火) (第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案(閣法第35号)(衆議院送付)について末松文部科学大臣、田中文部科学副大臣、高橋文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

堂故茂君(自民)、上野通子君(自民)、宮沢由佳君(立憲)、横山信一君(公明)、伊藤孝恵君(民主)、片山大介君(維新)、吉良よし子君(共産)、船後靖彦君(れ新)

(閣法第35号)

賛成会派 自民、公明、民主、維新

反対会派 立憲、共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和4年6月10日(金) (第11回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 在外教育施設における教育の振興に関する法律案(衆第51号)(衆議院提出)について提出者衆議院文部科学委員長義家弘介君から趣旨説明を聴き、衆議院文部科学委員長代理田野瀬太道君、末松文部科学大臣、上杉外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。



〔質疑者〕

吉良よし子君（共産）、船後靖彦君（れ新）

（衆第51号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和4年6月15日（水）（第12回）

○請願第14号外357件を審査した。

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

# 厚生労働委員会

## 委員一覧 (25名)

委員長	山田	宏 (自民)	羽生田	俊 (自民)	森屋	隆 (立憲)
理事	石田	昌宏 (自民)	比嘉	奈津美 (自民)	秋野	公造 (公明)
理事	小川	克巳 (自民)	藤井	基之 (自民)	竹谷	とし子 (公明)
理事	川田	龍平 (立憲)	古川	俊治 (自民)	足立	信也 (民主)
理事	山本	香苗 (公明)	本田	顕子 (自民)	石井	苗子 (維新)
理事	田村	まみ (民主)	三原	じゅん子 (自民)	梅村	聡 (維新)
	衛藤	晟一 (自民)	石垣	のりこ (立憲)	倉林	明子 (共産)
	島村	大 (自民)	打越	さく良 (立憲)		
	そのだ	修光 (自民)	福島	みずほ (立憲)		(会期終了日 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件及び衆議院提出2件(厚生労働委員長2件)の合計5件であり、いずれも可決した。このほか、本委員会から法律案2件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願46種類1,184件のうち、8種類288件を採択した。

### 〔法律案の審査〕

**雇用保険法等の一部を改正する法律案**は、新型コロナウイルス感染症による雇用情勢及び雇用保険財政への影響等に対応し、雇用の安定と就業の促進を図るため、雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例等の期限を延長するとともに、労働者になろうとする者に関する情報を収集して行う募集情報等提供事業に係る届出制の創設等による事業運営の適正化の推進、雇用保険制度の安定的運営のための国庫負担の見直し及び雇用保険料率の暫定措置の見直し等の措置を講じようとするものである。委員会においては、失業等給付に係る新たな国庫繰入制度の実効性、求人情報等における的確表示の必要性、職業能力開発施策の在り方等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取し、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案**は、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延等の事態における健康被害の拡大を防止するため、緊急時に新たな医薬品等を速やかに薬事承認する仕組みを整備するとともに、電子処方箋の仕組みを整備しようとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、緊急承認制度創設の意義と効果、緊急承認制度における有効性及び安全性の審査の在り方、医薬品等による健康被害に対する救済の在り方、電子処方箋の普及に向けた方策等について、岸田内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行った。質疑を終局した後、立憲民主・社民から、附則第3条の検討規定に、緊急承認に係る制度の在り方について検討を加えることを明記する修正案が提出された。

順次採決の結果、修正案は否決され、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

**児童福祉法等の一部を改正する法律案**は、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、一時保護開始時の要件及び手続の整備、入所措置や一時保護の決定時における児童の意見聴取等の手続の整備、児童自立生活援助の対象者の年齢制限の緩和等の措置を講じようとするものである。衆議院においては、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項として「児童の安全の確保」を追加する修正が行われた。委員会においては、子育て世帯や社会的養育経験者に対する支援の推進、子どもの意見表明に対する支援の在り方、一時保護開始時における司法審査の運用等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取し、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

**労働者協同組合法等の一部を改正する法律案**は、非営利性が徹底された労働者協同組合の認定制度を創設するとともに、認定を受けた労働者協同組合に対する税制上の措置を講じようとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

**令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案**は、令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金について、差押えの禁止等を行おうとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

#### 〔法律案の提出〕

4月12日、**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案**について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与しようとするものである。

また、同日、**障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案**について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項を定めること等により、当該施策を総合的に推進しようとするものである。

#### 〔国政調査等〕

**3月3日**、厚生労働行政の基本施策について後藤厚生労働大臣から所信を、令和4年度厚生労働省関係予算について古賀厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

**3月8日**、厚生労働行政の基本施策に関し、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが低い小児への新型コロナワクチン接種の是非、介護保険の自己負担が増加し利用が抑制されている現状に対する厚労大臣の認識、新型コロナ対応を踏まえ医師の働き方改革に係る施行期日を延長する必要性、大臣所信において「重症化予防」と「予防」の文言を併記する必要性、介護及び看護の資格の一体化に対する見解、母体保護法の人工妊娠中絶の定義を改正する必要性、オミクロン株に対する発症予防効果が確認されていない中で小児の新型コロナワクチン接種を実施する理由、保健医療体制強化のための全体像がオミクロン株の感染拡大に対応できていない現状評価等について質疑を行った。

**3月16日**、予算委員会から委嘱された令和4年度厚生労働省関係予算の審査を行い、歯科健診の推進のため8020運動・口腔保健推進事業の要件を見直す必要性、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状への対応に対する令和4年度予算額、新型コロナウイルスの感染状況を把握するために検査数を増加させる必要性、健康寿命の延伸に向け自治体におけるフレイル対策への支援を強化する必要性、医薬品卸売業者に対する臨時的財政支援の必要性、新型コロナウイルス感染症治療薬の実用化のための支援事業に採択された事業者への交付金額及び採択理由、厚労省における保健師確保の取組の具体的成果、国民健康保険等の傷病手当金への財政支援をコロナ禍が収束するまで延長する必要性等について質疑を行った。

**4月7日**、口から食べる幸せについての厚労大臣の見解、新型コロナウイルスに感染している妊産婦への対応の明確化の必要性、新型コロナウイルス感染症の第6波における政府の取組の妥当性、次期年金財政検証においては新型コロナウイルス感染症等の不測の事態を踏まえる必要性、行政機関等の感染症対応部門への臨床検査技師の配置を強化する必要性、求職者支援訓練のIT分野の訓練コースを受講する女性を増加させる取組の必要性、年金を毎月支給とすることについて検討する必要性、男性の不妊治療に関する普及啓発を進める必要性、障害福祉施設等の利用者が新型コロナウイルス感染時に入院できる体制を整備する必要性等について質疑を行った。

**4月12日**、婦人保護事業の現状を踏まえた厚労省の令和4年度予算等における対応、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案施行後の効果検証方策、婦人相談員の全市町村への配置に向けて取り組む必要性、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案の重要性についての厚労大臣の見解等について質疑を行った。

また、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、提案者山本香苗君から説明を聴き、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴取した後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

次いで、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、提案者川田龍平君から説明を聴取した後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

**4月14日**、婦人保護施設及び児童相談所の現状に関する実情調査のため、婦人保護施設

及び児童相談所を視察した。

4月21日、国内で使用しない新型コロナウイルスワクチンの海外提供を含めた効率的運用の必要性、自動車運転者の労働条件の改善に向けた厚労大臣の決意、イノベーションの価値を正しく反映する薬価制度の仕組みを検討する必要性、薬価改定による薬剤費の伸びの停滞及び特許期間中の新薬の薬価維持への厚労大臣の所見、流産や死産の当事者を傷つけるような行政の対応の速やかな改善に向けた厚労大臣の決意、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン作成の経緯、オンライン資格確認の導入医療機関において患者の自己負担額が値上がりする理由、放課後児童クラブがコロナ禍で果たしてきた役割に対する厚労大臣の認識等について質疑を行った。

5月17日、臓器移植に関する件及び戦没者の遺骨収集事業に関する件について、後藤厚生労働大臣から臓器移植の実施状況等及び戦没者の遺骨収集事業の実施状況等について報告を聴取した後、労働時間に該当するか否かの客観的な判断に係る解釈、配偶者の同意を人工妊娠中絶の要件とする母体保護法の規定を見直す必要性、新型コロナウイルスワクチン接種歴不明者に係るデータを分析する必要性、経済活動の再開に当たり抗原定性検査を積極的に活用する必要性、医薬分業の趣旨に逆行している敷地内薬局の現状に対する厚労省の認識、里親に関する継続的な調査を行い施策の改善に取り組む必要性、医療機関と薬局間における病名の共有を義務付けることができない理由、全国の医療機関で医療情報を共有可能とするため電子カルテの標準規格を整備する必要性、物価高騰を反映した生活保護基準を設定する必要性等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○令和4年3月3日(木) (第1回)

- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について後藤厚生労働大臣から所信を聴いた。
- 令和4年度厚生労働省関係予算に関する件について古賀厚生労働副大臣から説明を聴いた。

### ○令和4年3月8日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について後藤厚生労働大臣、赤池内閣府副大臣、佐藤厚生労働副大臣、宮路内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川田龍平君(立憲)、福島みずほ君(立憲)、羽生田俊君(自民)、秋野公造君(公明)、足立信也君(民主)、梅村聡君(維新)、石井苗子君(維新)、倉林明子君(共産)

### ○令和4年3月16日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和四年度一般会計予算(衆議院送付)
- 令和四年度特別会計予算(衆議院送付)

#### 令和四年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（厚生労働省所管）について後藤厚生労働大臣、佐藤副大臣、島村厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

比嘉奈津美君（自民）、石垣のりこ君（立憲）、打越さく良君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、田村まみ君（民主）、梅村聡君（維新）、石井苗子君（維新）、倉林明子君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

#### ○令和4年3月24日（木）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について後藤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、古賀厚生労働副大臣、佐藤厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川田龍平君（立憲）、足立信也君（民主）、小川克巳君（自民）、山本香苗君（公明）、梅村聡君（維新）、石井苗子君（維新）、倉林明子君（共産）

#### ○令和4年3月25日（金）（第5回）

○雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

リクルートワークス研究所アドバイザー 大久保幸夫君

日本労働組合総連合会副事務局長 村上陽子君

株式会社日本総合研究所副理事長 山田久君

首都圏青年ユニオン執行委員長 原田仁希君

〔質疑者〕

小川克巳君（自民）、福島みずほ君（立憲）、山本香苗君（公明）、田村まみ君（民主）、梅村聡君（維新）、倉林明子君（共産）

#### ○令和4年3月29日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について後藤厚生労働大臣、佐藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

川田龍平君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、田村まみ君（民主）、梅村聡君（維新）、石井苗子君（維新）、倉林明子君（共産）

（閣法第14号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

#### ○令和4年4月7日（木）（第7回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○健康増進対策に関する件、新型コロナウイルス感染症に伴う課題への対応に関する件、新型コロナ

ウイルス感染症の感染拡大防止策に関する件、公的年金制度に関する件、新型コロナウイルス感染症の検査体制に関する件、求職者支援制度に関する件、不妊治療に関する件、障害福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策に関する件等について後藤厚生労働大臣、島村厚生労働大臣政務官、深澤厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川田龍平君（立憲）、打越さく良君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、足立信也君（民主）、宮島喜文君（自民）、竹谷とし子君（公明）、梅村聡君（維新）、石井苗子君（維新）、倉林明子君（共産）

#### ○令和4年4月12日（火）（第8回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する件、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する件等について後藤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福島みずほ君（立憲）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、船後靖彦君（れ新、委員外議員）

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案の草案について提案者山本香苗君から説明を聴き、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。
- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案の草案について提案者川田龍平君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

#### ○令和4年4月21日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型コロナウイルス感染症のワクチンに関する件、労働時間法制に関する件、薬価に関する件、母子保健施策に関する件、人生の最終段階における医療・ケアに関する件、データヘルス改革に関する件、放課後児童クラブに関する件等について後藤厚生労働大臣、佐藤厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

打越さく良君（立憲）、森屋隆君（立憲）、田村まみ君（民主）、本田顕子君（自民）、山本香苗君（公明）、梅村聡君（維新）、石井苗子君（維新）、倉林明子君（共産）

#### ○令和4年4月26日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について後藤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、佐藤厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石垣のりこ君（立憲）、川田龍平君（立憲）、藤井基之君（自民）、秋野公造君（公明）、田村まみ君（民主）、梅村聡君（維新）、石井苗子君（維新）、倉林明子君（共産）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

#### ○令和4年4月28日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣

法第42号）（衆議院送付）について後藤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川田龍平君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、古川俊治君（自民）、秋野公造君（公明）、足立信也君（民主）、石井苗子君（維新）、梅村聡君（維新）、倉林明子君（共産）

○令和4年5月10日（火）（第12回）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

和歌山県立医科大学薬学部教授  
京都大学名誉教授 赤池昭紀君  
特定非営利活動法人ネットワーク医療と人権理事  
全国薬害被害者団体連絡協議会代表世話人 花井十伍君  
公益社団法人日本薬剤師会副会長 森昌平君  
江戸川大学メディアコミュニケーション学部教授  
薬害オンブズパースン会議メンバー 隈本邦彦君

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、川田龍平君（立憲）、秋野公造君（公明）、田村まみ君（民主）、梅村聡君（維新）、倉林明子君（共産）

○令和4年5月12日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について岸田内閣総理大臣、後藤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

・質疑

〔質疑者〕

森屋隆君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、川田龍平君（立憲）、田村まみ君（民主）、梅村聡君（維新）、石井苗子君（維新）、倉林明子君（共産）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

小川克巳君（自民）、川田龍平君（立憲）、秋野公造君（公明）、足立信也君（民主）、石井苗子君（維新）、倉林明子君（共産）

（閣法第42号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和4年5月17日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○臓器移植に関する件及び戦没者の遺骨収集事業に関する件について後藤厚生労働大臣から報告を聴いた後、労働時間法制に関する件、母子保健施策に関する件、新型コロナウイルス感染症のワクチンに関する件、医薬品行政に関する件、新型コロナウイルス感染症の検査体制に関する件、社会的養育に関する件、医療保険制度に関する件、データヘルス改革に関する件、コロナ禍における生活支援策に関する件等について後藤厚生労働大臣、古賀厚生労働副大臣、島村厚生労働大臣政務官、



下野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森屋隆君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、川田龍平君（立憲）、田村まみ君（民主）、本田顕子君（自民）、竹谷とし子君（公明）、梅村聡君（維新）、石井苗子君（維新）、倉林明子君（共産）

○令和4年5月19日（木）（第15回）

○児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について後藤厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員山井和則君から説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和4年5月24日（火）（第16回）

○こども家庭庁設置法案（閣法第38号）（衆議院送付）、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）及びこども基本法案（衆第25号）（衆議院提出）について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について後藤厚生労働大臣、佐藤厚生労働副大臣、鰐淵文部科学大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

打越さく良君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、川田龍平君（立憲）、石田昌宏君（自民）、山本香苗君（公明）、足立信也君（民主）、梅村聡君（維新）、石井苗子君（維新）、倉林明子君（共産）

---

○令和4年6月2日（木）

内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会（第1回）

（内閣委員会を参照）

---

○令和4年6月2日（木）（第17回）

○児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

認定特定非営利活動法人児童虐待防止協会理事長

特定非営利活動法人子どもセンターぬっく理事 津崎哲郎君

浜田・木村法律事務所弁護士 浜田真樹君

全国児童家庭支援センター協議会会長 橋本達昌君

特定非営利活動法人インターナショナル・フォスターケア・アライアンス ユース・レプレゼンタティブ

特定非営利活動法人Giving Tree相談員（ユース担当） 畑山麗衣君

〔質疑者〕

小川克巳君（自民）、森屋隆君（立憲）、山本香苗君（公明）、田村まみ君（民主）、梅村聡君（維新）、倉林明子君（共産）

○令和4年6月7日（火）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について後藤厚生労働大臣、鰐淵文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

打越さく良君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、森屋隆君（立憲）、川田龍平君（立憲）、田村まみ君（民主）、梅村聡君（維新）、石井苗子君（維新）、倉林明子君（共産）

（閣法第49号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

#### ○令和4年6月10日（金）（第19回）

- 労働者協同組合法等の一部を改正する法律案（衆第41号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長橋本岳君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第41号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

- 令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案（衆第42号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長橋本岳君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第42号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

#### ○令和4年6月15日（水）（第20回）

- 請願第41号外287件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第15号外895件を審査した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

# 農林水産委員会

## 委員一覧 (21名)

委員長	長谷川 岳 (自民)	佐藤 啓 (自民)	横沢 高德 (立憲)
理事	酒井 庸行 (自民)	進藤 金日子 (自民)	熊野 正士 (公明)
理事	藤木 眞也 (自民)	野上 浩太郎 (自民)	下野 六太 (公明)
理事	山田 俊男 (自民)	野村 哲郎 (自民)	谷合 正明 (公明)
理事	田名部 匡代 (立憲)	宮崎 雅夫 (自民)	舟山 康江 (民主)
理事	紙 智子 (共産)	小沼 巧 (立憲)	梅村 みずほ (維新)
	小野田 紀美 (自民)	郡司 彰 (立憲)	須藤 元気 (無)
			(会期終了日 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件（うち本院先議1件）及び衆議院提出1件（農林水産委員長提出）の合計7件であり、いずれも可決した。また、本委員会付託の請願2種類31件は、いずれも保留とした。

### 〔法律案の審査〕

**土地改良法の一部を改正する法律案**は、豪雨対策、農地集積の促進等のため、土地改良事業の拡充等を措置しようとするものである。委員会では、事業拡充の必要性和効果、土地改良制度の適切な運営等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案**は、特殊土壤地帯における対策事業を引き続き実施するため、現行法の有効期限を令和8年度末まで5年延長しようとするものである。委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案**は、農林水産物の輸出を拡大するため、輸出促進団体制度の創設、有機酒類のJAS規格制定対象への追加等の措置を講じようとするものである。委員会では、輸出を促進する意義、支援策の在り方、輸出入の協議の状況等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案**（みどりの食料システム法案）は、農林漁業の環境負荷の低減に関し、支援措置等を講じようとするものである。また、**植物防疫法の一部を改正する法律案**は、病害虫リスクの増加に対応して、植物防疫を強化するものである。

委員会では、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、有機農業を拡大する方策、植物防疫強化の効果等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、みどりの食料システム法案に対し、附帯決議が付された。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案は、農地の集約化を進める措置等を講じようとするものである。また、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、農用地の保全に関する措置等を講じようとするものである。

委員会では、両法律案を一括して議題とし、現地視察のほか、参考人から意見を聴取するとともに、地域の協議と農地の利用・保全の在り方等について質疑が行われ、討論の後、基盤法改正案は、多数をもって、活性化法改正案は、全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対し、附帯決議が付された。

### 〔国政調査等〕

第207回国会閉会後の令和3年12月22日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、飼料用米の適正価格に関する認識及び飼料用米の価格を調査・公開する必要性、畜産クラスター事業により規模拡大投資を進めてきたにもかかわらず生乳の生産抑制を求められている生産者への対応、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた畜産農家の資金繰りを償還期間の延長等により支援する必要性、輸入飼料の安定的な確保と国内の飼料生産の拡大に向けた対応方針、飼料自給率の向上と牧草地の整備・機械導入への支援策の必要性、生乳・乳製品の消費拡大に向けた取組と輸入乳製品に対する国産乳製品の競争力強化を図る必要性、畜産業由来のメタン排出の削減に関する研究の進捗状況、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼育管理の実現のための法整備の必要性等について質疑を行うとともに、政府に対し、畜産物価格等に関する決議を行った。

令和4年3月3日、令和4年度の農林水産行政の基本施策に関する件について金子農林水産大臣から所信を聴取し、3月8日、これに対し、国際的な穀物価格の更なる高騰や供給不足が起きる可能性に備え情報収集やリスク分析を強化する必要性、ロシアに対する我が国の経済制裁による農林水産分野への影響、食料逼迫が懸念されるウクライナに対するパック御飯による食料支援の実現、水田活用の直接支払交付金の見直し等重要な政策変更の際に現場に丁寧に説明する必要性、令和3年産米の価格下落の農業経営への影響、有機農業への参入障壁である雑草防除等の技術的解決手段となるスマート農業の導入状況、国家戦略特区における法人農地取得事業の全国展開など農林水産分野における規制改革推進の必要性、農業における外国人材受入れ状況・見通しと農業労働力確保緊急支援事業の事業対象期間を延長する必要性、漁港市場の集約化に向けた地域の取組に対するサポート体制及び支援策等について質疑を行った。

3月16日、予算委員会から委嘱された令和4年度農林水産省所管予算の審査を行い、持続可能な食料調達という観点における2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成果、水田活用の直接支払交付金の交付要件の見直しを白紙に戻す必要性、アニマルウェルフェアに関する意見交換会を公開とする必要性、収入保険の加入促進に向けた取組及び収入保険等のセーフティネット対策の在り方、地形条件の不利な中山間地域において地域の農業者の理解を得ながらほ場整備を進めていく方策、国有林分収造林制度において国が持分を買受ける仕組みを創設する必要性、北海道沿岸の赤潮被害の防止・軽減対策と被害を受けた生産者等への支援策の必要性等について質疑を行った。

4月5日、緊急経済対策に向けた農業生産資材の価格高騰対策についての対応方針、水田活用の直接支払交付金における多年生牧草の交付単価見直しによる減収分を支援する必要性、農業従事者に労働基準法の労働時間関係規定を適用させることについての農林水産大臣の見解、新規就農について半農半Xや第一次産業フリーランス等参入間口を広げる必要性、農福連携の制度やその効果に関する認知度の向上に向けた取組状況、農山漁村振興施策として情報通信環境の整備を推進する必要性、新たな水産基本計画において「複合的な漁業」への転換を図ることとした理由等について質疑を行った。

4月26日、高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫措置に関する地方自治体と自衛隊との役割分担の徹底、水田農業政策において農業生産基盤として確保が必要となる水田の面積、被覆肥料によるマイクロプラスチック問題への対応について環境省と農林水産省が連携する必要性、配合飼料価格安定制度の基金への積増し及び生産者負担軽減策の必要性、自家配合した飼料を利用する畜産農家に対する支援の必要性、農業女子、林業女子及び水産女子の各プロジェクトの目的、期待される効果及び今後の課題、ロシアへの経済制裁に対抗して同国が行った木材等の禁輸による木材市場への影響、漁業従事者の急速な減少に歯止めをかけるための対策等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○令和3年12月22日(水) (第207回国会閉会後第1回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 畜産物等の価格安定等に関する件について金子農林水産大臣、下野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤木真也君(自民)、田名部匡代君(立憲)、横沢高德君(立憲)、西田実仁君(公明)、舟山康江君(民主)、石井苗子君(維新)、紙智子君(共産)、須藤元気君(無)

- 畜産物価格等に関する決議を行った。

---

### ○令和4年3月3日(木) (第1回)

- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 令和4年度の農林水産行政の基本施策に関する件について金子農林水産大臣から所信を聴いた。

### ○令和4年3月8日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和4年度の農林水産行政の基本施策に関する件について金子農林水産大臣、中村農林水産副大臣、下野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

酒井庸行君(自民)、藤木真也君(自民)、田名部匡代君(立憲)、小沼巧君(立憲)、熊野正士君(公明)、舟山康江君(民主)、梅村みずほ君(維新)、紙智子君(共産)、須藤元気君(無)

### ○令和4年3月16日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和四年度一般会計予算(衆議院送付)

令和四年度特別会計予算（衆議院送付）

令和四年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（農林水産省所管）について金子農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、中村農林水産副大臣、下野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田俊男君（自民）、横沢高德君（立憲）、谷合正明君（公明）、舟山康江君（民主）、梅村みずほ君（維新）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和4年3月24日（木）（第4回）

○土地改良法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について金子農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年3月29日（火）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○土地改良法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について金子農林水産大臣、中村農林水産副大臣、下野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

進藤金日子君（自民）、小沼巧君（立憲）、谷合正明君（公明）、舟山康江君（民主）、梅村みずほ君（維新）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）

（閣法第19号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、無（須藤元気君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第11号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長平口洋君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第11号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、無（須藤元気君）

反対会派 なし

○令和4年4月5日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○生産資材価格高騰対策に関する件、米政策に関する件、農林水産業の就業者確保対策に関する件、農福連携の推進に関する件、国産材の供給拡大に関する件、水産基本計画に関する件等について金子農林水産大臣、中村農林水産副大臣、下野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤木眞也君（自民）、田名部匡代君（立憲）、熊野正士君（公明）、田村まみ君（民主）、梅村みずほ君（維新）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第53号）について金子農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年4月7日（木）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第53号）について金子農林水産大臣、中村農林水産副大臣、下野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を

行った後、可決した。

〔質疑者〕

小野田紀美君（自民）、小沼巧君（立憲）、熊野正士君（公明）、田村まみ君（民主）、梅村みずほ君（維新）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）

（閣法第53号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、無（須藤元気君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和4年4月12日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

植物防疫法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）

以上両案について金子農林水産大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、中村農林水産副大臣、下野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤木眞也君（自民）、熊野正士君（公明）

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和4年4月14日（木）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

植物防疫法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）

以上両案について金子農林水産大臣、中村農林水産副大臣、下野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小沼巧君（立憲）、舟山康江君（民主）、梅村みずほ君（維新）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）

○令和4年4月19日（火）（第10回）

○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

植物防疫法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

株式会社ファーマン代表取締役 井上能孝君

立教大学経済学部経済政策学科准教授

全国有機農業推進協議会理事 大山利男君

農業生産法人有限会社当麻グリーンライフ 瀬川守君

〔質疑者〕

小野田紀美君（自民）、横沢高德君（立憲）、熊野正士君（公明）、舟山康江君（民主）、梅村みずほ君（維新）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）

○令和4年4月21日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

植物防疫法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）

以上両案について金子農林水産大臣、中村農林水産副大臣、鰐淵文部科学大臣政務官、下野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

田名部匡代君（立憲）、横沢高德君（立憲）、舟山康江君（民主）、梅村みずほ君（維新）、進藤金日子君（自民）、熊野正士君（公明）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）

（閣法第32号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、無（須藤元気君）

反対会派 なし

（閣法第33号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、無（須藤元気君）

反対会派 なし

なお、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○令和4年4月26日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 高病原性鳥インフルエンザ対策に関する件、水田農業政策に関する件、農業の環境負荷低減対策に関する件、飼料価格高騰対策に関する件、女性農林漁業者の支援に関する件、林業及び水産業の振興施策に関する件等について金子農林水産大臣、中村農林水産副大臣、大岡環境副大臣、下野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

酒井庸行君（自民）、田名部匡代君（立憲）、横沢高德君（立憲）、熊野正士君（公明）、舟山康江君（民主）、梅村みずほ君（維新）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）

- 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

以上両案について金子農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年5月12日（木）（第13回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）
- 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

以上両案について金子農林水産大臣、中村農林水産副大臣、赤池内閣府副大臣、下野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤啓君（自民）、酒井庸行君（自民）、田名部匡代君（立憲）、横沢高德君（立憲）、谷合正明君（公明）、舟山康江君（民主）、梅村みずほ君（維新）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）

○令和4年5月17日（火）（第14回）



- 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）  
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

阿賀野市農業委員会会長職務代理 笠原尚美君

全国農業会議所事務局長 稲垣照哉君

浜松市農業委員会委員 森島倫生君

〔質疑者〕

佐藤啓君（自民）、小沼巧君（立憲）、谷合正明君（公明）、舟山康江君（民主）、梅村みずほ君（維新）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）

#### ○令和4年5月19日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）  
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

以上両案について金子農林水産大臣、中村農林水産副大臣、宮路内閣府大臣政務官、下野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

横浜高德君（立憲）、小沼巧君（立憲）、舟山康江君（民主）、梅村みずほ君（維新）、山田俊男君（自民）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）

（閣法第55号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、無（須藤元気君）

反対会派 共産

（閣法第56号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、無（須藤元気君）

反対会派 なし

なお、両案について附帯決議を行った。

#### ○令和4年6月15日（水）（第16回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第553号外30件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### （3）委員会決議

#### —畜産物価格等に関する決議—

我が国の畜産・酪農経営は、畜産クラスター等の地域の関係者が一丸となった取組の成果として、乳用牛、肉用繁殖雌牛の飼養頭数が増加に転じる一方、担い手の高齢化、後継者不足は依然として問題であり、特に、中小・家族経営においては経営継続の課題となっている。こうした事態に対応するためには、生産基盤のより一層の強化や次世代に継承できる持続的な生産基盤の創造の取組の継続が

重要である。また、規模の大小を問わず、生産者の生産性向上等を強力に支援するとともに、より多くの若手が就農を目指す魅力ある労働環境を構築することが重要な課題となっている。

このような中での新型コロナウイルス感染症による需要の減少や、配合飼料等の資材価格の上昇、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生は、畜産・酪農経営に大きな影響をもたらしている。また、経済連携協定等の発効、締結により我が国の畜産・酪農の将来に対する懸念と不安を抱く生産者も多い。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、令和4年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 新型コロナウイルス感染症による畜産・酪農経営への影響を克服するため各種支援策を強力に実施すること。特に、乳製品在庫が高水準にある中、酪農経営の安定と牛乳・乳製品の安定供給の確保が図られるよう、生産者団体・乳業が一体となった脱脂粉乳の在庫の削減に向けた取組を支援するとともに、牛乳・乳製品の消費拡大に取り組むこと。また、既往負債については、償還負担の軽減に向けた金融支援等を周知徹底し、活用が拡大するよう取組を強化すること。
- 二 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱の感染拡大防止は、現下の家畜伝染病の防疫上、最重要課題である。そのため、各種対策を強力に推進し、農場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図り、感染リスクを低減させる取組を支援すること。また、アフリカ豚熱については、水際での防疫措置等の発生予防対策を徹底し、さらに、これらの措置を着実に進めるため、地域の家畜衛生を支える家畜防疫員や産業動物獣医師の確保・育成を図ること。
- 三 配合飼料価格の上昇は、畜産・酪農経営を圧迫しており、その影響を緩和するためには、配合飼料価格安定制度の安定的な運営はもとより、国産濃厚飼料の生産・利用の拡大、飼料用米、稲発酵粗飼料の生産・利用の推進、草地等の生産性向上、放牧の推進等による国産飼料に立脚した畜産・酪農への転換を強力に推進すること。なお、飼料自給率向上のためには、国産飼料の生産が持続的に行われる必要があることから、輸入配合飼料価格に見合う適正価格での取引が行われるよう努め、飼料生産組織の機能強化を図るなど、効率的・省力的な飼料生産が可能となるよう環境整備に努めること。  
また、近年頻発する大規模災害や世界的な物流網の混乱への対応等を図るため、飼料穀物の備蓄をはじめとする配合飼料の安定供給のための取組等を支援すること。
- 四 経済連携協定等が、我が国の畜産・酪農経営に与える影響について、統計データ等を常に注視し、分析を行い、これを公表すること。また、新たな国際環境下において、関税削減等に対する生産者の懸念と不安を払拭し、生産者が経営の継続・発展に取り組むことができるよう、実効ある経営安定対策を講ずること。その際、実施した施策の効果を検証し、適宜必要な見直しを行うこと。
- 五 加工原料乳生産者補給金・集送乳調整金の単価及び総交付対象数量については、中小・家族経営を含む酪農家の意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として、新型コロナウイルス感染症による影響や燃油及び飼料価格の高騰に配慮しつつ適切に決定すること。また、期中における一方的な出荷先の変更等の契約違反や不公平な取引については、適切な需給調整が図られるよう、必要な措置を講ずるとともに、実態調査を踏まえた生乳取引ガイドラインの作成等に当たっては、生乳取引・流通の安定に資する観点で行うこと。
- 六 肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格等については、中小・家族経営を中心とする繁殖農家の経営努力が報われ、営農意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。
- 七 中小・家族経営をはじめとした地域の関係者が連携し、地域一体となって収益性の向上を図る畜産クラスター等について、引き続き、現場の声を踏まえた事業執行に努めつつ、収益性向上等に必

要な機械導入や施設整備、施設整備と一体的な家畜導入等を支援すること。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行を控え、新制度についての現場への丁寧な説明の実施等により、円滑な制度導入を図り、引き続き畜舎の安全性を確保すること。

さらに、乳業工場・食肉処理施設の再編整備、国産チーズの競争力強化に向けた取組等を支援すること。

八 酪農経営、特に中小・家族経営にとって不可欠な存在である酪農ヘルパーについては、その要員の育成や確保・定着の促進のための支援を行うとともに、外部支援組織の育成・強化を図ること。また、ロボット、A I、I o T等の新技術の実装を推進し、生産性の向上に加え労働負担の軽減等を図るとともに、次世代を担う人材を育成・確保するための総合的な対策を実施し、既存の経営資源の継承・活用に向けた取組を強力に支援すること。

九 国際社会において、S D G sに基づく環境と調和した持続可能な農業の促進が求められていることを踏まえ、資源循環型畜産の実践に向けた家畜ふん堆肥等の利用推進や家畜排せつ物処理施設の整備等の温室効果ガス排出量の削減に資する取組を支援するとともに、これらの取組に資する微生物の活用など新技術の活用を図ること。

また、畜産G A Pの普及・推進体制の強化を図るための指導員等の育成やG A P認証取得等の取組を支援するとともに、O I Eの科学的知見や現場実態を考慮しつつ、アニマルウェルフェアを踏まえた家畜の飼養管理の普及を図ること。

十 家畜能力等の向上を図る取組を一層支援すること。また、関係者の長年の努力の結晶である和牛遺伝資源の厳格な流通管理及び知的財産としての価値の保護を確実に実施すること。

十一 畜産物の輸出促進を図るため、畜産農家・食肉処理施設等・輸出事業者が連携したコンソーシアムの組織化・販売力の強化等を進めるとともに、国産畜産物の需要の増加に対応できる生産基盤の構築や輸出対応型の処理加工施設の整備に取り組むこと。

十二 原発事故に伴う放射性物質の吸収抑制対策及び放射性物質に汚染された稲わら、牧草等の処理を強力に推進すること。また、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むこと。

右決議する。

# 経済産業委員会

## 委員一覧 (21名)

委員長	石橋	通宏 (立憲)	石井	正弘 (自民)	森本	真治 (立憲)
理事	青山	繁晴 (自民)	北村	経夫 (自民)	河野	義博 (公明)
理事	宮本	周司 (自民)	中田	宏 (自民)	里見	隆治 (公明)
理事	矢田	わか子 (民主)	中西	哲 (自民)	三浦	信祐 (公明)
理事	石井	章 (維新)	松村	祥史 (自民)	山崎	真之輔 (民主)
理事	岩渕	友 (共産)	吉川	ゆうみ (自民)	ながえ	孝子 (碧水)
	阿達	雅志 (自民)	森	ゆうこ (立憲)	安達	澄 (無)
						(会期終了日 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願9種類160件は、いずれも保留とした。

### 〔法律案の審査〕

**貿易保険法の一部を改正する法律案**は、本邦企業の国際的な事業展開を取り巻く環境の変化に対応して、円滑な外国貿易その他の対外取引の進展を図るため、輸出入、貸付け及び海外投資に係る貿易保険の填補事由等の拡大、新たな貿易保険の創設、株式会社日本貿易保険による外国法人への出資業務の追加等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵略等を踏まえた貿易保険の現状と今後の在り方、ビジネスと人権に関する貿易保険の対応状況、中小企業・農林水産分野における貿易保険の利用拡大に向けた取組方針、日本貿易保険において判明した法令違反事案の再発防止策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

**安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案**は、脱炭素社会の実現に向けて、非化石エネルギーの利用の拡大が求められる中で、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るため、エネルギーの使用の合理化の対象に非化石エネルギーを追加するとともに、一定規模以上の事業者に対し、非化石エネルギーへの転換に関する計画の作成を義務化するほか、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)の業務への水素の製造等に対する出資・債務保証業務の追加、発電事業者による発電設備の出力等の変更についての事前届出制への変更等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、国際情勢の変化等を踏まえたエネルギー安定供給確保の方策、中小企業を含め事業者における省エネの更なる推進策、水素・アンモニアを非化石エネルギーと位置付けることの意義、電力需給逼迫の発生に対

応した電力システムの見直しの必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

**高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案**は、産業保安分野における技術革新の進展及び人材の高齢化や不足に対応しつつ、安全確保を図るため、高圧ガス保安法、ガス事業法及び電気事業法において高度な情報通信技術を活用した保安の促進に向けた認定制度の創設等の措置を講ずるとともに、気候変動問題への対応の要請、自然災害の頻発等を踏まえ、燃料電池自動車に係る高圧ガス保安法の適用除外、ガス事業者による災害時連携計画の策定の義務化、小規模事業用電気工作物に係る届出制度の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、スマート保安の促進に向けた認定制度に係る立法事実の有無及び同制度における安全確保の方策、中小事業者を含めた産業保安人材の育成・確保に向けた取組等について質疑が行われるとともに、その質疑において、高圧ガス保安法の法令違反件数に係る政府資料等に度重なる誤りが発覚したことを受け、その原因や再発防止策等についても質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

#### 【国政調査等】

**3月3日**、経済産業行政等の基本施策に関する件について萩生田経済産業大臣・国務大臣（産業競争力担当、ロシア経済分野協力担当、原子力経済被害担当）・内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）から所信を、令和3年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について古谷公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

**3月8日**、経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について調査を行い、ロシアによるウクライナ侵略を踏まえたLNG安定供給確保の方策、原子力発電所が武力攻撃を受けた場合に発生するリスク、フリーランス保護に向けた政府の取組と法制化の検討状況、安全保障の観点からの再生可能エネルギーの導入等によるエネルギー自給率向上の必要性、事業復活支援金の給付の迅速化及び実施体制の改善策、省庁横断的な二輪車産業振興に向けた経済産業大臣の決意、気候危機に対する2030年までの取組の重要性、デジタル人材育成に向けた省庁間の役割分担・連携の在り方、株式会社ラフ・アンド・ピース・マザーに対するクールジャパン機構の投資の政策的意義等について質疑を行った。

**3月16日**、予算委員会から委嘱された令和4年度経済産業省所管予算等の審査を行い、水素タンクの汎用化・標準化に向けた取組、令和4年度予算におけるロシア経済協力関連予算を見直す必要性、医療用ラジオアイソトープの国産化に向けた経済産業省の取組、ウクライナ情勢により影響を受ける中小企業等への支援策、揮発油税等の暫定税率に係るトリガー条項解除に対する経済産業大臣の所見、ALPS処理水の海洋放出の時期に関する東京電力及び経済産業大臣の認識、新型コロナ対策資本金劣後ローンの実績及び評価、株式会社ラフ・アンド・ピース・マザーに対するクールジャパン機構の支援を見直す必要性等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○令和4年3月3日(木) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 経済産業行政等の基本施策に関する件について萩生田国務大臣から所信を聴いた。
- 令和3年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について古谷公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

### ○令和4年3月8日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について萩生田国務大臣、石井経済産業副大臣、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青山繁晴君(自民)、森ゆうこ君(立憲)、里見隆治君(公明)、河野義博君(公明)、矢田わか子君(民主)、石井章君(維新)、岩渕友君(共産)、ながえ孝子君(碧水)、安達澄君(無)

### ○令和4年3月16日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和四年度一般会計予算(衆議院送付)

令和四年度特別会計予算(衆議院送付)

令和四年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(公正取引委員会)及び経済産業省所管)について萩生田経済産業大臣及び古谷公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、石井経済産業副大臣、細田経済産業副大臣、吉川経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

阿達雅志君(自民)、森本真治君(立憲)、三浦信祐君(公明)、山崎真之輔君(民主)、石井章君(維新)、岩渕友君(共産)、ながえ孝子君(碧水)、安達澄君(無)

本委員会における委嘱審査は終了した。

### ○令和4年4月5日(火) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 貿易保険法の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について萩生田経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○令和4年4月7日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 貿易保険法の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について萩生田経済産業大臣、石井経済産業副大臣、吉川経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人株式会社日本貿易保険代表取締役社長黒田篤郎君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

中西哲君(自民)、森本真治君(立憲)、河野義博君(公明)、山崎真之輔君(民主)、石井章君(維新)、岩渕友君(共産)、ながえ孝子君(碧水)、安達澄君(無)

(閣法第28号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、碧水、無 (安達澄君)

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和4年4月21日(木) (第6回)

- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案(閣法第37号)(衆議院送付)について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 

○令和4年4月26日(火)

内閣委員会、経済産業委員会連合審査会(第1回)

(内閣委員会を参照)

---

○令和4年5月10日(火) (第7回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)について萩生田経済産業大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、大岡環境副大臣、石井経済産業副大臣、高村財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

里見隆治君(公明)、三浦信祐君(公明)、宮口治子君(立憲)、森本真治君(立憲)、北村経夫君(自民)、矢田わか子君(民主)、石井章君(維新)、岩渕友君(共産)、ながえ孝子君(碧水)、安達澄君(無)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和4年5月11日(水) (第8回)

- 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

九州大学副学長・水素エネルギー国際研究センター長 佐々木一成君

早稲田大学商学大学院経営管理研究科教授 平野正雄君

特定非営利活動法人気候ネットワーク理事長

弁護士 浅岡美恵君

[質疑者]

青山繁晴君(自民)、森本真治君(立憲)、河野義博君(公明)、矢田わか子君(民主)、石井章君(維新)、岩渕友君(共産)、ながえ孝子君(碧水)、安達澄君(無)

○令和4年5月12日(木) (第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)について萩生田経済産業大臣、大岡環境副大臣、石井経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

森本真治君（立憲）、山崎真之輔君（民主）、石井章君（維新）、岩渕友君（共産）、ながえ孝子君（碧水）、安達澄君（無）

（閣法第43号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、碧水、無（安達澄君）

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和4年5月17日（火）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について萩生田経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年5月19日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について萩生田経済産業大臣、吉川経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

阿達雅志君（自民）、森本真治君（立憲）、河野義博君（公明）、矢田わか子君（民主）、石井章君（維新）、岩渕友君（共産）、ながえ孝子君（碧水）、安達澄君（無）

○令和4年6月14日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について萩生田経済産業大臣、政府参考人、参考人産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会分科会長・元東京大学教授横山明彦君及び東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

森本真治君（立憲）、山崎真之輔君（民主）、東徹君（維新）、岩渕友君（共産）、ながえ孝子君（碧水）、安達澄君（無）

（閣法第50号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、碧水、無（安達澄君）

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和4年6月15日（水）（第13回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第178号外159件を審査した。

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。



# 国土交通委員会

## 委員一覧 (25名)

委員長	齋藤 嘉隆 (立憲)	佐藤 信秋 (自民)	竹内 真二 (公明)
理事	足立 敏之 (自民)	鶴保 庸介 (自民)	榛葉 賀津也 (民主)
理事	大野 泰正 (自民)	長峯 誠 (自民)	浜野 喜史 (民主)
理事	長浜 博行 (立憲)	牧野 たかお (自民)	室井 邦彦 (維新)
理事	塩田 博昭 (公明)	渡辺 猛之 (自民)	武田 良介 (共産)
理事	浜口 誠 (民主)	野田 国義 (立憲)	木村 英子 (れ新)
	青木 一彦 (自民)	白 眞勲 (立憲)	増子 輝彦 (無)
	朝日 健太郎 (自民)	鉢呂 吉雄 (立憲)	
	こやり 隆史 (自民)	伊藤 孝江 (公明)	(会期終了日 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件(うち本院先議1件)であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願8種類204件は、いずれも保留とした。

### 〔法律案の審査〕

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案は、令和9年に開催される国際園芸博覧会が国家的に重要な意義を有することに鑑み、その円滑な準備及び運営に資するため、国際園芸博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、国有財産の無償使用、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講じようとするものである。

委員会においては、国際園芸博覧会の開催の意義及び期待される効果、来場者数の見通し、開催に向けてのバリアフリーの取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案は、自動車事故による被害者の保護の増進及び自動車事故の発生の防止を一層図るため、当分の間の措置として実施している被害者の保護の増進又は自動車事故の発生の防止の対策に関する事業を恒久的かつ安定的に実施する措置を講ずるとともに、指定紛争処理機関による紛争処理の手続の利用を促進するため、調停による時効の完成猶予及び訴訟手続の中止の特例を新設する措置等を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しの経過及び見通し、持続可能な被害者支援、事故防止対策のための賦課金制度の在り方、自動車による事故の発生防止対策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、特定

所有者不明土地の対象範囲の拡大並びに地域福利増進事業における対象事業の拡充、裁定申請書等の縦覧期間の短縮及び土地等使用権の存続期間の上限の延長等の措置を講ずるとともに、引き続き管理が実施されない所有者不明土地に対する災害等の発生防止のための市町村長による代執行制度等の創設、所有者不明土地利用の円滑化等を図るための計画の作成、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、地域福利増進事業の活用策、所有者不明土地等の管理の適正化の推進、所有者不明土地対策の推進に向けた体制の強化等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**宅地造成等規制法の一部を改正する法律案**は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積による災害を防止し、国民の生命及び財産の保護を図るため、当該災害の防止に関する国土交通大臣及び農林水産大臣による基本方針の策定、都道府県等による当該災害の防止のための対策に必要な基礎調査の実施、宅地造成工事規制区域制度における規制対象の工事の拡大及び中間検査の新設、特定盛土等規制区域制度の創設、無許可工事等に対する罰則の強化等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、検討条項に関し修正が行われた。

委員会においては、静岡県熱海市における令和3年7月1日からの大雨による被害状況等を視察するとともに、参考人から意見を聴取したほか、盛土による災害の防止に向けた取組、盛土等の規制の在り方及び国による支援の方向性、建設発生土対策の推進等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**航空法等の一部を改正する法律案**は、最近における航空輸送をめぐる状況に鑑み、航空分野における脱炭素社会の実現に向けた対策及び航空運送事業の利用者の利便の確保を一層推進するため、航空脱炭素化推進基本方針の策定、航空運送事業者が作成する航空運送事業脱炭素化推進計画及び国以外の空港管理者が作成する空港脱炭素化推進計画の認定制度の創設並びにこれらの計画に基づく事業等に係る特別の措置について定めるとともに、航空運送事業基盤強化方針等の特例の延長等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、SAFの導入の促進、空港の脱炭素化に向けた取組、航空会社等に対する国の支援策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案**は、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上及び建築物における木材の利用の更なる促進を図ることにより、我が国における脱炭素社会の実現に資するため、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物の範囲の拡大及び市町村が定める区域において再生可能エネルギー利用設備の設置の促進のために必要な措置を講ずる制度の創設並びに木造建築物に係る建築確認の対象範囲の拡大、防火及び構造に関する規制の合理化、建築物の高さ等の制限に係る特例許可制度の拡充並びに既存不適格建築物に関する規制の合理化等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、省エネ基準適合義務の対象拡大等を踏まえた中小工務店等への支援、建築物の省エネ性能の一層の向上を図るための省エネ基準等の設定、建築物の性能表示の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

## 〔国政調査等〕

3月3日、国土交通行政等の基本施策について、斉藤国務大臣から所信を聴取した。

3月8日、国土交通行政等の基本施策について質疑を行い、統計法に規定されている公的統計の基本理念に対する国土交通大臣の認識、建設工事受注動態統計調査の不適切処理が同法に抵触する可能性、コロナ禍での公共交通の活性化のための事業者に対する支援策、建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る調査報告書と過去の国土交通大臣答弁との整合性、「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」の設置が遅れた理由、日本鉄道労働組合連合会の提言に対する国土交通大臣の見解、適正な工期設定に対する発注者理解促進策、ロシアによるウクライナ侵略に伴う欧州との航空ルート確保に向けた政府の方針、新型コロナウイルス感染症による建設産業への影響、建設産業の賃上げの実効性を確保するための公共事業予算の拡大の必要性、令和3年7月・8月の大雨による災害と平成30年7月豪雨災害との比較及び評価、先進安全自動車や自動運転車の普及促進に向けた道路区画線の管理基準策定の必要性、鉄道駅バリアフリー料金制度創設によるホームドア整備加速化に対する国土交通大臣の決意、ロシアによるウクライナ侵略に伴うLNG輸送手段の確保、高速道路の大規模更新・大規模修繕に必要な費用負担の考え方及び今後の対応、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」見直しの必要性、リニア中央新幹線の開業時期を2027年と設定していることによる現場事故との関連性、都市公園の車止め整備において全ての車椅子利用者に配慮する必要性、指定避難場所の公園の全出入口のバリアフリー化とマンホールトイレの普及促進などの諸問題が取り上げられた。

3月16日、予算委員会から委嘱された令和4年度国土交通省所管予算の審査を行い、斉藤国土交通大臣から説明を聴取した後、質疑において、大規模災害発生時の確実な避難行動につながるソフト対策の重要性、国土軸の強靱化に資する高速道路の暫定2車線区間の4車線化の必要性、コロナ禍における観光業界に対する裾野の広い支援の必要性、ロシアによる侵略行為を踏まえた国土交通分野における対ロシア経済協力の見直し、ウクライナにおける早期停戦を目指した日露首脳会談の実現に向け国土交通大臣が意見具申する必要性、今冬の雪害対策に関する国土交通大臣の見解、国土強靱化対策の継続的・安定的な取組の必要性、持続可能な地域公共交通を確保するための国の支援の必要性、高速道路の定額制料金の導入についての国土交通大臣の見解、サービスエリア等における大型車の駐車スペースの十分な確保の必要性、国際博覧会等の機会も活用した観光の再生及び復活に向けた国土交通大臣の決意、リニア中央新幹線トンネル工事現場で相次ぐ事故に対する国土交通省による調査の必要性、都市公園における車椅子用トイレの利用時間制限の見直しに対する国土交通大臣の見解などの諸問題が取り上げられた。

4月19日、質疑を行い、国土交通省における原油価格高騰対策及び島嶼部支援の状況、G o T o トラベル事業の再開に向けた今後の見通し、同事業関連予算の執行状況、新幹線の地震防災対策の在り方、国土交通省所管統計の不適切処理事案の再発防止策、原油価格高騰に対する運輸業界への支援の在り方、防災・減災に資する新たな国土構造への転換の必要性、地震・津波に対する防災情報の高度化に向けた取組状況、コロナ禍からの観光関連産業の復活に向けた国土交通省の取組についての国土交通大臣の所見、海上輸送のカー

ポニュートラルへの対応とそれに伴うコスト増の今後の見通し、洋上風力発電の普及に向けた取組の必要性、住宅・建築物の省エネルギー対策に係る国土交通省の基本認識、在宅の自動車事故被害者に対する介護支援拡充に向けた取組などの諸問題が取り上げられた。

4月21日、静岡県熱海市における令和3年7月1日からの大雨による被害等の実情を調査し、もって本委員会に付託を予定される宅地造成等規制法の一部を改正する法律案の審査に資するための視察を行った。

5月10日、質疑を行い、知床遊覧船事故を踏まえた実効ある安全対策の構築等に向けた国土交通大臣の所見、訪日外国人観光客の受入れを含む水際対策の緩和等に対する国土交通省の対応方針、鉄道事業者の大規模地震対策に対する財政支援の必要性、知床遊覧船事故前に実施した国の検査・監査体制に対する責任についての認識、旅客船事業における監査・行政処分・事故の公表基準の見直しの必要性、緊急放流を回避できるようAI等を活用したダム運用の高度化に関する具体的な取組、公共交通機関等における事故被害者への補償に対する事業者側の対応状況、船舶の安全に関する提出書類の事実関係の確認体制の在り方に関する見解、各鉄道事業者における障害者等の避難誘導マニュアルの作成等に際して障害者等の当事者の意見を反映させることの必要性、知床遊覧船事故の再発防止策としての情報開示の見直しや新たなルール作りに向けた決意などの諸問題が取り上げられた。

5月24日、質疑を行い、建設工事受注動態統計調査の不適切処理についての国土交通大臣の見解、知床遊覧船事故発生前の行政の対応及び事故発生後の初動対応について検証する必要性、海上運送におけるコンテナ不足・物流コストの高騰等についての今後の見通し、港湾労働者不足に関する実態調査の実施状況及び調査結果を踏まえた国土交通省の対応策、矢作川の明治用水頭首工における漏水の発生原因及び今後の対策、知床遊覧船事故対策検討委員会における議論の論点及び取りまとめの見通し、公的統計不正問題の再発防止に向けて組織風土の改革に取り組む必要性、矢作川の明治用水頭首工における漏水により発生した農業被害に対する補償の必要性、学校のバリアフリー化に向けてエレベーター設置を促進する必要性、新型コロナウイルス感染症流行の長期化に伴う貸切バス事業者への支援の必要性などの諸問題が取り上げられた。

## (2) 委員会経過

### ○令和4年3月3日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政等の基本施策に関する件について斉藤国務大臣から所信を聴いた。

### ○令和4年3月8日(火) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国土交通行政等の基本施策に関する件について斉藤国土交通大臣、渡辺国土交通副大臣及び政府参

考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長浜博行君（立憲）、野田国義君（立憲）、浜野喜史君（民主）、大野泰正君（自民）、足立敏之君（自民）、伊藤孝江君（公明）、竹内真二君（公明）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）、木村英子君（れ新）

○令和4年3月16日（水）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和四年度一般会計予算（衆議院送付）

令和四年度特別会計予算（衆議院送付）

令和四年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（国土交通省所管）について斉藤国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣、渡辺国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大野泰正君（自民）、長浜博行君（立憲）、鉢呂吉雄君（立憲）、塩田博昭君（公明）、浜口誠君（民主）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）、木村英子君（れ新）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和4年3月24日（木）（第4回）

○令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について斉藤国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年3月29日（火）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について斉藤国土交通大臣、渡辺国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

長浜博行君（立憲）、真山勇一君（立憲）、浜野喜史君（民主）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）、木村英子君（れ新）

（閣法第15号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、れ新

反対会派 なし

○令和4年4月5日（火）（第6回）

○自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第36号）について斉藤国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和4年4月7日（木）（第7回）

○自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第36号）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院法学政治学研究科教授 藤田友敬君

一般社団法人関東交通犯罪遺族の会代表理事 小沢樹里君

自動車損害賠償保障制度を考える会座長

日本大学危機管理学部長・教授 福田弥夫君

〔質疑者〕

長峯誠君（自民）、鉢呂吉雄君（立憲）、竹内真二君（公明）、浜口誠君（民主）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）、木村英子君（れ新）

○令和4年4月12日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第36号）について齊藤国土交通大臣、大家財務副大臣、渡辺国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

大野泰正君（自民）、鉢呂吉雄君（立憲）、白眞勲君（立憲）、竹内真二君（公明）、浜口誠君（民主）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）

（閣法第36号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新

反対会派 共産

欠席会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和4年4月19日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国土交通省における原油価格高騰対策に関する件、G o T o トラベル事業の再開に向けた諸課題に関する件、国土交通省所管統計に関する不適切処理等に関する件、防災・減災に資する新たな国土構造の形成に関する件、海上輸送におけるカーボンニュートラルに関する件、洋上風力発電の普及に関する件、建築物の省エネルギー化に関する件、自動車事故被害者支援対策に関する件等について齊藤国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

朝日健太郎君（自民）、長浜博行君（立憲）、野田国義君（立憲）、塩田博昭君（公明）、浜口誠君（民主）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）、木村英子君（れ新）

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について齊藤国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年4月26日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について齊藤国土交通大臣、中山国土交通副大臣、加田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

鉢呂吉雄君（立憲）、野田国義君（立憲）、浜口誠君（民主）、伊藤孝江君（公明）、こやり隆史君（自民）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）、増子輝彦君（無）

（閣法第20号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、れ新、無（増子輝彦君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和4年5月10日（火）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 知床遊覧船事故への対応及び再発防止策に関する件、公共交通機関の安全対策の推進・強化に関する件、新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の観光振興施策に関する件、AIの活用などダム運用の高度化に関する件、鉄道における障害者、高齢者等の避難対策に関する件等について斉藤国土務大臣、中山国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大野泰正君（自民）、長浜博行君（立憲）、鉢呂吉雄君（立憲）、塩田博昭君（公明）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）、木村英子君（れ新）、増子輝彦君（無）

#### ○令和4年5月12日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 宅地造成等規制法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）について斉藤国土交通大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院国土交通委員長中根一幸君から説明を聴いた後、斉藤国土交通大臣、渡辺国土交通副大臣、宮崎農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長峯誠君（自民）、長浜博行君（立憲）、野田国義君（立憲）、竹内真二君（公明）、浜野喜史君（民主）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

#### ○令和4年5月17日（火）（第13回）

- 宅地造成等規制法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院農学生命科学研究科教授 蔵治光一郎君

神奈川県県土整備局長 大島伸生君

全日本建設交運一般労働組合全国ダンプ部会部会長 高橋立顕君

〔質疑者〕

足立敏之君（自民）、野田国義君（立憲）、塩田博昭君（公明）、浜口誠君（民主）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）

#### ○令和4年5月19日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 宅地造成等規制法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員小宮山泰子君、斉藤国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

長峯誠君（自民）、こやり隆史君（自民）、白眞勲君（立憲）、野田国義君（立憲）、塩田博昭君（公明）、浜口誠君（民主）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）

（閣法第45号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、無（増子輝彦君）

反対会派 なし

欠席会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

#### ○令和4年5月24日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 知床遊覧船事故への対応及び再発防止策に関する件、建設工事受注動態統計調査の不適切処理に関する件、港湾労働者の雇用対策に関する件、矢作川の明治用水頭首工における漏水に関する件、学校のバリアフリー化に関する件、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う貸切バス事業者への支援策に関する件等について斉藤国土交通大臣、中村農林水産副大臣、池田文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長浜博行君（立憲）、野田国義君（立憲）、浜口誠君（民主）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）、木村英子君（れ新）、増子輝彦君（無）

- 航空法等の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について斉藤国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○令和4年6月2日（木）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 航空法等の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について斉藤国土交通大臣、渡辺国土交通副大臣、穂坂環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

朝日健太郎君（自民）、鉢呂吉雄君（立憲）、竹内真二君（公明）、浜野喜史君（民主）、梅村みずほ君（維新）、武田良介君（共産）、木村英子君（れ新）、増子輝彦君（無）

（閣法第44号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、れ新、無（増子輝彦君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

#### ○令和4年6月7日（火）（第17回）

- 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について斉藤国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○令和4年6月10日（金）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について斉藤国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

長浜博行君（立憲）、野田国義君（立憲）、浜口誠君（民主）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）、増子輝彦君（無）

（閣法第61号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、れ新、無（増子輝彦君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

#### ○令和4年6月15日（水）（第19回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 請願第294号外203件を審査した。

- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。



# 環境委員会

## 委員一覧 (20名)

委員長	徳永	エリ (立憲)	尾辻	秀久 (自民)	宮崎	勝 (公明)
理事	滝沢	求 (自民)	関口	昌一 (自民)	柳田	稔 (民主)
理事	三木	亨 (自民)	二之湯	智 (自民)	山下	芳生 (共産)
理事	青木	愛 (立憲)	松山	政司 (自民)	寺田	静 (無)
理事	清水	貴之 (維新)	芝	博一 (立憲)	橋本	聖子 (無)
	石井	準一 (自民)	那谷屋	正義 (立憲)	平山	佐知子 (無)
	猪口	邦子 (自民)	新妻	秀規 (公明)		(会期終了日 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び衆議院提出1件(環境委員長提出)の合計3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願4種類33件は、いずれも保留とした。

### 〔法律案の審査〕

**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案**は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する対策を強化するため、国と地方公共団体の役割分担の見直し等による防除体制の強化、特定外来生物のうち緊急に対処を要するものに係る措置の新設、特定外来生物の一部についてその飼養の状況等に鑑み規制を適用除外とする規定の整備等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、ヒアリ対策の現状と要緊急対処特定外来生物に係る措置の実効性、特定外来生物の一部について適用除外とする規制の見通し、防除における各主体の連携体制の在り方等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案**は、我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動に対し資金供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社脱炭素化支援機構に関し、その設立、機関、業務の範囲等を定める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、脱炭素化支援機構の組織及び業務運営の在り方、地域の脱炭素化に向けた人材の確保及び育成に係る支援策、脱炭素先行地域拡大に向けた取組等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案**は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長並びに特別遺族給付金の対象者に係る死亡時期の延長を行おうとするものである。

委員会においては、請求期限の延長期間を10年とした理由、石綿に起因する疾病の治療・研究への支援に石綿健康被害救済基金を活用することの是非、特別遺族給付金の全ての支給対象者への個別通知の必要性等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

3月3日、環境行政等の基本施策について山口国務大臣から所信を聴くとともに、令和4年度環境省予算及び環境保全経費の概要について務台環境副大臣から、公害等調整委員会の業務等について荒井公害等調整委員会委員長から、原子力規制委員会の業務について更田原子力規制委員会委員長からそれぞれ説明を聴いた。

3月16日、予算委員会から委嘱された令和4年度一般会計予算、同特別会計予算及び同政府関係機関予算（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について審査を行い、廃棄物処理の広域化が困難な場合の循環型社会形成推進交付金の支給要件の在り方、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の予算規模の妥当性に関する環境大臣の認識、今後のエコチル調査の展開に向けた環境大臣の決意、栄養塩類管理計画策定に当たって必要とされる国と関係府県との連携の在り方、水俣病被害者救済特措法に定める健康調査を早急に実施し全ての水俣病被害者の救済につなげる必要性、2050年までの脱炭素社会の実現に向けた住宅・建築分野の温室効果ガス削減目標、ワーケーションを目的とした国立公園利用者数及び今後の目標等について質疑を行った。

3月24日、環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について調査を行い、COP26の成果についての環境大臣による包括的な報告、炭素税を含めたカーボンプライシングのポリシーミックスの方向性、国連環境総会における海洋プラスチック汚染に関する決議の採択の意義及び今後の国際約束に向けた取組、エネルギー情勢が不安定な中で原子力発電のウエートを高めることの重要性、使用済太陽光パネルのリユース及びリサイクルの進め方、COP26において石炭火力発電がCO<sub>2</sub>削減のための中心的なターゲットとされたことに対する環境大臣の認識、余剰食品の寄附を促すために食品事故等の発生に対する免責制度を設けることへの環境大臣の見解、電力の安定供給確保の必要性に対する環境大臣の認識等について質疑を行った。

4月28日、公害等調整委員会における公害紛争処理の期間短縮に向けた取組、脱炭素化の推進と電力の安定供給に向けた取組、自動販売機リサイクルボックスへの異物混入問題、国立公園におけるワーケーション推進のための環境整備、大阪府摂津市におけるPF<sub>6</sub>O<sub>4</sub>Aの健康影響等の実態調査の必要性、動物愛護管理法から見た犬の断尾・断耳等の考え方、アニマルセラピーにおける保護犬等の活用等について質疑を行った。

6月10日、今後の環境教育の推進に向けた取組、君津市の産業廃棄物最終処分場問題、プラスチック資源循環法の施行状況及びプラスチックの削減に向けた課題、水俣病の被害者の救済についての環境大臣の認識、公害行政における予防原則の考え方、廃ペットボトルの回収・リサイクルに係る制度の在り方等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○令和4年3月3日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 環境行政等の基本施策に関する件について山口国務大臣から所信を聴いた。
- 令和4年度環境省予算及び環境保全経費の概要に関する件について務台環境副大臣から説明を聴いた。
- 公害等調整委員会の業務等に関する件について荒井公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。
- 原子力規制委員会の業務に関する件について更田原子力規制委員会委員長から説明を聴いた。

### ○令和4年3月16日(水) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和四年度一般会計予算(衆議院送付)  
令和四年度特別会計予算(衆議院送付)  
令和四年度政府関係機関予算(衆議院送付)  
(総務省所管(公害等調整委員会)及び環境省所管)について山口環境大臣、大岡環境副大臣、穂坂環境大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

三木亨君(自民)、青木愛君(立憲)、宮崎勝君(公明)、清水貴之君(維新)、市田忠義君(共産)、寺田静君(無)、平山佐知子君(無)

本委員会における委嘱審査は終了した。

### ○令和4年3月24日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について山口国務大臣、務台環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

猪口邦子君(自民)、青木愛君(立憲)、宮崎勝君(公明)、柳田稔君(民主)、清水貴之君(維新)、山下芳生君(共産)、寺田静君(無)、平山佐知子君(無)

### ○令和4年4月28日(木) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公害等調整委員会における公害紛争処理の期間短縮に向けた取組に関する件、脱炭素化の推進と電力の安定供給に向けた取組に関する件、自動販売機リサイクルボックスへの異物混入問題に関する件、国立公園におけるワーケーション推進のための環境整備等に関する件、大阪府摂津市におけるPFOAの健康影響等の実態調査の必要性に関する件、動物愛護管理法から見た犬の断尾、断耳等の考え方に関する件、アニマルセラピーにおける保護犬等の活用に関する件等について山口環境大臣、吉川経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

那谷屋正義君(立憲)、宮崎勝君(公明)、清水貴之君(維新)、山下芳生君(共産)、寺田静君(無)、平山佐知子君(無)

- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第46

号) (衆議院送付) について山口環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年5月10日(火) (第5回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第46号) (衆議院送付) について山口環境大臣、中川環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

比嘉奈津美君(自民)、青木愛君(立憲)、宮崎勝君(公明)、清水貴之君(維新)、山下芳生君(共産)、寺田静君(無)、平山佐知子君(無)

(閣法第46号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、無(寺田静君、橋本聖子君、平山佐知子君)  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和4年5月17日(火) (第6回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第25号) (衆議院送付) について山口環境大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、大岡環境副大臣、中川環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

熊谷裕人君(立憲)、柳田稔君(民主)、清水貴之君(維新)、山下芳生君(共産)、寺田静君(無)、平山佐知子君(無)、滝沢求君(自民)、宮崎勝君(公明)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和4年5月19日(木) (第7回)

○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第25号) (衆議院送付) について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

真庭市長 太田昇君

特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所主任研究員

名古屋大学大学院環境学研究科博士後期課程 山下紀明君

特定非営利活動法人気候ネットワーク東京事務所長 桃井貴子君

[質疑者]

三木亨君(自民)、青木愛君(立憲)、宮崎勝君(公明)、柳田稔君(民主)、清水貴之君(維新)、山下芳生君(共産)、寺田静君(無)、平山佐知子君(無)

○令和4年5月24日(火) (第8回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第25号) (衆議院送付) について山口環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

猪口邦子君(自民)、青木愛君(立憲)、柳田稔君(民主)、清水貴之君(維新)、山下芳生君(共産)、寺田静君(無)、平山佐知子君(無)

(閣法第25号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、無(寺田静君、橋本聖子君、平山佐知子君)

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和4年6月10日(金) (第9回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(衆第37号)(衆議院提出)について提出者衆議院環境委員長関芳弘君から趣旨説明を聴き、衆議院環境委員長代理渡辺博道君、同近藤昭一君、山口環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

青木愛君(立憲)、山下芳生君(共産)

(衆第37号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、無(寺田静君、橋本聖子君、平山佐知子君)

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 今後の環境教育の推進に向けた取組に関する件、君津市の産業廃棄物最終処分場問題に関する件、プラスチック資源循環法の施行状況及びプラスチックの削減に向けた課題に関する件、水俣病の被害者の救済に関する件、公害行政における予防原則の考え方に関する件、廃ペットボトルの回収・リサイクルに係る制度の在り方に関する件等について山口環境大臣、池田文部科学副大臣、穂坂環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

那谷屋正義君(立憲)、青木愛君(立憲)、清水貴之君(維新)、山下芳生君(共産)、寺田静君(無)、平山佐知子君(無)

○令和4年6月15日(水) (第10回)

- 請願第50号外32件を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

# 国家基本政策委員会

## 委員一覧 (20名)

委員長	上田	清司 (民主)	大家	敏志 (自民)	足立	信也 (民主)
理事	衛藤	晟一 (自民)	中西	祐介 (自民)	小林	正夫 (民主)
理事	野村	哲郎 (自民)	三浦	靖 (自民)	浅田	均 (維新)
理事	郡司	彰 (立憲)	渡辺	猛之 (自民)	小池	晃 (共産)
理事	難波	奨二 (立憲)	福山	哲郎 (立憲)	木村	英子 (れ新)
	赤池	誠章 (自民)	谷合	正明 (公明)	ながえ	孝子 (碧水)
	石井	正弘 (自民)	山口	那津男 (公明)		(会期終了日 現在)

## 委員会経過

○令和4年1月21日(金) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

# 予算委員会

## 委員一覧 (45名)

委員長	山本 順三 (自民)	佐藤 正久 (自民)	小西 洋之 (立憲)
理事	こやり 隆史 (自民)	進藤 金日子 (自民)	田島 麻衣子 (立憲)
理事	藤川 政人 (自民)	滝波 宏文 (自民)	福島 みずほ (立憲)
理事	堀井 巖 (自民)	比嘉 奈津美 (自民)	森屋 隆 (立憲)
理事	山下 雄平 (自民)	藤木 眞也 (自民)	矢倉 克夫 (公明)
理事	白 眞勲 (立憲)	丸川 珠代 (自民)	安江 伸夫 (公明)
理事	森本 真治 (立憲)	三木 亨 (自民)	山本 香苗 (公明)
理事	杉 久武 (公明)	宮島 喜文 (自民)	若松 謙維 (公明)
理事	片山 大介 (維新)	宮本 周司 (自民)	磯崎 哲史 (民主)
理事	山添 拓 (共産)	森屋 宏 (自民)	田村 まみ (民主)
	青山 繁晴 (自民)	山谷 えり子 (自民)	浜口 誠 (民主)
	上野 通子 (自民)	和田 政宗 (自民)	音喜多 駿 (維新)
	小川 克巳 (自民)	石垣 のりこ (立憲)	柳ヶ瀬 裕文 (維新)
	岡田 広 (自民)	打越 さく良 (立憲)	伊藤 岳 (共産)
	片山 さつき (自民)	熊谷 裕人 (立憲)	田村 智子 (共産)

(会期終了日 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会において、本委員会に付託された案件は、令和四年度総予算3案及び令和四年度補正予算2案であり、いずれも可決した。また、予算の執行状況に関する調査を行った。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

### 〔予算の審査〕

令和四年度総予算3案は、新型コロナウイルス感染症への対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るとの方針の下に編成されたものである。総予算3案は、1月17日国会に提出され、3月22日に成立した。

委員会では、1月21日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付の後、2月24日から質疑に入り、基本的質疑、一般質疑に加え、3月2日にはウクライナ情勢等に関する集中審議、7日には新型コロナウイルス感染症対応等に関する集中審議、10日及び14日には現下の諸課題に関する集中審議、17日には岸田内閣の基本姿勢に関する集中審議を行った。

3月8日には公聴会を開催し、15日及び16日には各委員会に審査を委嘱した。

3月22日には締めくくり質疑を行い、討論の後に採決の結果、総予算3案は可決された。

委員会の質疑においては、コロナ下における予算編成の在り方、原油価格高騰とトリガー

条項凍結解除の必要性、金融政策の見通し、ロシアによるウクライナ侵略への我が国の対応、核共有及び敵基地攻撃能力への考え方、エネルギー政策の方向性、医療提供体制の強化、コロナワクチン接種の現状と課題、コロナ困窮者への支援の在り方、デジタル田園都市国家構想に向けた取組、看護師等の処遇改善策、少子化問題への対応、震災復興の現状と課題、農業政策の在り方、カーボンニュートラルに向けた取組、価格転嫁対策、雇用環境整備の必要性、経済安全保障推進法案の立案過程における問題点等が取り上げられた。

令和四年度補正予算2案（第1号及び特第1号）は、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、必要な経費の追加等を行う一方、公債金の増額を行うものである。補正予算2案は、5月25日国会に提出され、31日に成立した。

委員会では、5月25日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付の後、30日から質疑に入り、翌31日、討論の後に採決の結果、補正予算2案は可決された。

委員会の質疑においては、補正予算の意義、地方創生臨時交付金の在り方、金融緩和政策の妥当性、物価高騰下における年金引下げの是非、台湾有事における米国の対応、食料安全保障の強化、コロナ対策の見直し、ヤングケアラー支援の重要性、憲法改正に対する考え方、人獣共通感染症対策の重要性、知床遊覧船事故への対応等が取り上げられた。

### 〔国政調査〕

予算の執行状況に関する調査を議題として、6月3日、ウクライナ情勢等内外の諸課題に関する集中審議が行われた。

質疑においては、物価上昇下における国民生活への対応、ウクライナからの避難民に対する支援策、知床遊覧船事故を踏まえた検査体制の見直し、薬剤耐性対策に関する国際協力の推進、訪日外国人に対する航空機内等でのマスク着用に係る検討状況、GDPギャップを踏まえた消費税率引下げの必要性、国費による学校給食費無償化の実現等の問題が取り上げられた。

## （2）委員会経過

### ○令和4年1月21日（金）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 令和四年度一般会計予算（予）
- 令和四年度特別会計予算（予）
- 令和四年度政府関係機関予算（予）

以上3案について鈴木財務大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○令和4年2月24日（木）（第2回）

#### — 基本的質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。



○令和四年度一般会計予算（衆議院送付）

令和四年度特別会計予算（衆議院送付）

令和四年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について岸田内閣総理大臣、林外務大臣、岸防衛大臣、金子総務大臣、鈴木国務大臣、萩生田経済産業大臣、小林国務大臣、松野内閣官房長官、後藤厚生労働大臣、野田国務大臣、古川法務大臣、山際国務大臣、斉藤国土交通大臣、末松文部科学大臣、牧島デジタル大臣、金子農林水産大臣、若宮国務大臣、渡辺国土交通副大臣、池田文部科学副大臣、橋本衆議院法制局長、川崎参議院法制局長、近藤内閣法制局長官、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

白眞勲君（立憲）、森ゆうこ君（立憲）、小西洋之君（立憲）、蓮舫君（立憲）、藤川政人君（自民）、上野通子君（自民）

○令和4年2月25日（金）（第3回）

— 基本的質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和四年度一般会計予算（衆議院送付）

令和四年度特別会計予算（衆議院送付）

令和四年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について岸田内閣総理大臣、岸防衛大臣、林外務大臣、萩生田国務大臣、牧島国務大臣、後藤厚生労働大臣、野田国務大臣、斉藤国土交通大臣、金子総務大臣、堀内国務大臣、松野内閣官房長官、末松文部科学大臣、鈴木国務大臣、山際国務大臣、若宮国務大臣、山口環境大臣、小林国務大臣、古川法務大臣、金子農林水産大臣、政府参考人、参考人みらい子育て全国ネットワーク代表・合同会社Respect each other代表天野妙君及び医療法人聖粒会慈恵病院理事長兼院長蓮田健君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

朝日健太郎君（自民）、蓮舫君（立憲）、西田実仁君（公明）、伊藤孝江君（公明）、矢田わか子君（民主）、伊藤孝恵君（民主）、片山大介君（維新）、高木かおり君（維新）、田村智子君（共産）、大門実紀史君（共産）

○令和4年2月28日（月）（第4回）

— 一般質疑 —

○令和四年度一般会計予算（衆議院送付）

令和四年度特別会計予算（衆議院送付）

令和四年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について岸田内閣総理大臣、林外務大臣、松野内閣官房長官、岸防衛大臣、後藤厚生労働大臣、金子農林水産大臣、萩生田経済産業大臣、小林国務大臣、末松文部科学大臣、斉藤国土交通大臣、山口環境大臣、野田内閣府特命担当大臣、堀内国務大臣、二之湯国務大臣、牧島デジタル大臣、古川法務大臣、鈴木財務大臣、山際国務大臣、近藤内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、藤末健三君（自民）、田島麻衣子君（立憲）、※打越さく良君（立憲）、熊谷裕人君（立憲）、杉久武君（公明）、浜口誠君（民主）、鈴木宗男君（維新）、井上哲士君（共産）、※吉良よし子君（共産）

※関連質疑

○令和4年3月1日(火) (第5回)

— 一般質疑 —

○令和四年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○令和四年度一般会計予算(衆議院送付)

令和四年度特別会計予算(衆議院送付)

令和四年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について林外務大臣、後藤厚生労働大臣、斉藤国土交通大臣、松野内閣官房長官、山際国務大臣、鈴木財務大臣、萩生田経済産業大臣、野田内閣府特命担当大臣、森田会計検査院長、古谷公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小西洋之君(立憲)、※森屋隆君(立憲)、田村まみ君(民主)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、岩渕友君(共産)

※関連質疑

○令和4年3月2日(水) (第6回)

— 集中審議(ウクライナ情勢等) —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和四年度一般会計予算(衆議院送付)

令和四年度特別会計予算(衆議院送付)

令和四年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について岸田内閣総理大臣、林外務大臣、萩生田経済産業大臣、岸防衛大臣、松野内閣官房長官、金子農林水産大臣、鈴木財務大臣、後藤厚生労働大臣、斉藤国土交通大臣、堀内国務大臣、二之湯国務大臣、小林国務大臣、野田内閣府特命担当大臣、牧島デジタル大臣、中山国土交通副大臣、佐藤厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君に対し質疑を行った。

[質疑者]

猪口邦子君(自民)、佐藤啓君(自民)、田名部匡代君(立憲)、青木愛君(立憲)、杉尾秀哉君(立憲)、竹谷とし子君(公明)、熊野正士君(公明)、川合孝典君(民主)、石井章君(維新)、石井苗子君(維新)、井上哲士君(共産)、山添拓君(共産)

○令和4年3月3日(木) (第7回)

— 一般質疑 —

○令和四年度一般会計予算(衆議院送付)

令和四年度特別会計予算(衆議院送付)

令和四年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について林外務大臣、萩生田経済産業大臣、後藤厚生労働大臣、野田内閣府特命担当大臣、山際国務大臣、金子総務大臣、斉藤国土交通大臣、鈴木内閣府特命担当大臣、牧島デジタル大臣、西銘国務大臣、末松文部科学大臣、鈴木外務副大臣、石井経済産業副大臣、島村厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

和田政宗君(自民)、本田顕子君(自民)

○令和4年3月4日(金) (第8回)

— 一般質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和四年度一般会計予算(衆議院送付)

令和四年度特別会計予算（衆議院送付）

令和四年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について古川法務大臣、後藤厚生労働大臣、斉藤国土交通大臣、山際国務大臣、林外務大臣、萩生田経済産業大臣、松野内閣官房長官、金子総務大臣、牧島デジタル大臣、西銘復興大臣、鈴木財務大臣、小林国務大臣、金子農林水産大臣、鈴木外務副大臣、森田会計検査院長、政府参考人及び参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石垣のりこ君（立憲）、※森本真治君（立憲）、若松謙維君（公明）、矢倉克夫君（公明）、磯崎哲史君（民主）、梅村聡君（維新）、紙智子君（共産） ※関連質疑

○令和4年3月7日（月）（第9回）

— 集中審議（新型コロナウイルス感染症対応等） —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和四年度一般会計予算（衆議院送付）

令和四年度特別会計予算（衆議院送付）

令和四年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について岸田内閣総理大臣、岸防衛大臣、牧島国務大臣、山際国務大臣、斉藤国土交通大臣、萩生田経済産業大臣、後藤厚生労働大臣、末松文部科学大臣、金子総務大臣、林外務大臣、野田国務大臣、小林国務大臣、西銘復興大臣、山口環境大臣、鈴木財務大臣、渡辺国土交通副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

阿達雅志君（自民）、そのだ修光君（自民）、水岡俊一君（立憲）、小西洋之君（立憲）、宮沢由佳君（立憲）、三浦信祐君（公明）、横山信一君（公明）、浜口誠君（民主）、浅田均君（維新）、片山大介君（維新）、武田良介君（共産）、倉林明子君（共産）

○令和4年3月8日（火）（公聴会 第1回）

○令和四年度一般会計予算（衆議院送付）

令和四年度特別会計予算（衆議院送付）

令和四年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

〔公述人〕

慶應義塾大学総合政策学部教授 中室牧子君

東京財団政策研究所研究主幹 森信茂樹君

公益財団法人笹川平和財団理事長 角南篤君

名古屋大学名誉教授 松井芳郎君

国際医療福祉大学医学部公衆衛生学教授 和田耕治君

インターパーク倉持呼吸器内科院長 倉持仁君

・公述人（中室牧子君、森信茂樹君）に対する質疑（経済・財政）

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、熊谷裕人君（立憲）、杉久武君（公明）、浜口誠君（民主）、音喜多駿君（維新）、大門実紀史君（共産）

・公述人（角南篤君、松井芳郎君）に対する質疑（外交・安全保障）

〔質疑者〕

堀井巖君（自民）、田島麻衣子君（立憲）、安江伸夫君（公明）、磯崎哲史君（民主）、片山大

介君（維新）、山添拓君（共産）

- ・公述人（和田耕治君、倉持仁君）に対する質疑（新型コロナウイルス感染症が内政に与える影響）  
〔質疑者〕

こやり隆史君（自民）、打越さく良君（立憲）、若松謙維君（公明）、田村まみ君（民主）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、小池晃君（共産）

#### ○令和4年3月9日（水）（第10回）

— 一般質疑 —

- 令和四年度一般会計予算（衆議院送付）

令和四年度特別会計予算（衆議院送付）

令和四年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について若宮国務大臣、野田国務大臣、末松文部科学大臣、鈴木国務大臣、金子総務大臣、松野内閣官房長官、後藤厚生労働大臣、牧島デジタル大臣、古川法務大臣、二之湯国務大臣、林外務大臣、小林国務大臣、山際国務大臣、萩生田経済産業大臣、斉藤国土交通大臣、山口環境大臣、渡辺国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

竹内功君（自民）、福島みずほ君（立憲）、※小沼巧君（立憲）、山本香苗君（公明）、浜口誠君（民主）、音喜多駿君（維新）、山添拓君（共産）

※関連質疑

#### ○令和4年3月10日（木）（第11回）

— 一般質疑・集中審議（現下の諸課題） —

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 令和四年度一般会計予算（衆議院送付）

令和四年度特別会計予算（衆議院送付）

令和四年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について岸田内閣総理大臣、後藤厚生労働大臣、鈴木財務大臣、金子農林水産大臣、萩生田経済産業大臣、末松文部科学大臣、西銘国務大臣、野田内閣府特命担当大臣、若宮国務大臣、林外務大臣、松野内閣官房長官、岸防衛大臣、小林国務大臣、古川法務大臣、山際国務大臣、斉藤国土交通大臣、金子総務大臣、牧島デジタル大臣、中西総務副大臣、鰐淵文部科学大臣政務官、近藤内閣法制局長官、政府参考人、参考人日本放送協会副会長正籬聡君及び東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長文挾誠一君に対し質疑を行った。

- ・一般質疑

〔質疑者〕

藤木真也君（自民）、岸真紀子君（立憲）

- ・集中審議（現下の諸課題）

〔質疑者〕

松川るい君（自民）、白眞勲君（立憲）、川田龍平君（立憲）、石川博崇君（公明）、山崎真之輔君（民主）、高木かおり君（維新）、岩渕友君（共産）

以上3案について政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会については3月15日の1日間、内閣委員会、総務委員会、法務委員会、外交防衛委員会、財政金融委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員会及び環境委員会については3月16日の1日間、当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

○令和4年3月11日(金) (第12回)

— 一般質疑 —

○令和四年度一般会計予算 (衆議院送付)

令和四年度特別会計予算 (衆議院送付)

令和四年度政府関係機関予算 (衆議院送付)

以上3案について西銘復興大臣、末松文部科学大臣、野田国務大臣、萩生田経済産業大臣、斉藤国土交通大臣、堀内国務大臣、金子農林水産大臣、鈴木財務大臣、後藤厚生労働大臣、若宮内閣府特命担当大臣、古川法務大臣、金子総務大臣、松野内閣官房長官、下野農林水産大臣政務官、加田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

※横沢高德君 (立憲)、安江伸夫君 (公明)、田村まみ君 (民主)、※川合孝典君 (民主)、梅村みずほ君 (維新)、伊藤岳君 (共産) ※関連質疑

○令和4年3月14日(月) (第13回)

— 集中審議 (現下の諸課題) —

○令和四年度一般会計予算 (衆議院送付)

令和四年度特別会計予算 (衆議院送付)

令和四年度政府関係機関予算 (衆議院送付)

以上3案について岸田内閣総理大臣、萩生田経済産業大臣、金子農林水産大臣、金子総務大臣、末松文部科学大臣、後藤厚生労働大臣、野田国務大臣、斉藤国務大臣、林外務大臣、鈴木財務大臣、岸防衛大臣、松野内閣官房長官、小林内閣府特命担当大臣、山口環境大臣、山際国務大臣、若宮国務大臣、西銘復興大臣、佐藤厚生労働副大臣、岡村参議院事務総長、更田原子力規制委員会委員長、近藤内閣法制局長官、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

青山繁晴君 (自民)、宮島喜文君 (自民)、櫻井充君 (自民)、福山哲郎君 (立憲)、森ゆうこ君 (立憲)、長浜博行君 (立憲)、秋野公造君 (公明)、竹内真二君 (公明)、舟山康江君 (民主)、石井章君 (維新)、石井苗子君 (維新)、大門実紀史君 (共産)、井上哲士君 (共産)

○令和4年3月17日(木) (第14回)

— 集中審議 (岸田内閣の基本姿勢) —

○各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○令和四年度一般会計予算 (衆議院送付)

令和四年度特別会計予算 (衆議院送付)

令和四年度政府関係機関予算 (衆議院送付)

以上3案について岸田内閣総理大臣、後藤厚生労働大臣、萩生田経済産業大臣、末松文部科学大臣、林外務大臣、鈴木財務大臣、斉藤国土交通大臣、古川法務大臣、山際国務大臣、更田原子力規制委員会委員長及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

こやり隆史君 (自民)、蓮舫君 (立憲)、里見隆治君 (公明)、小林正夫君 (民主)、浅田均君 (維新)、山添拓君 (共産)

○令和4年3月18日(金) (第15回)

— 一般質疑 —

○令和四年度一般会計予算 (衆議院送付)

令和四年度特別会計予算 (衆議院送付)

#### 令和四年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について後藤厚生労働大臣、林外務大臣、岸防衛大臣、野田内閣府特命担当大臣、堀内国務大臣、小林国務大臣、萩生田経済産業大臣、山際国務大臣、斉藤国土交通大臣、金子農林水産大臣、鈴木財務大臣、松野内閣官房長官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田島麻衣子君（立憲）、※熊谷裕人君（立憲）、田村まみ君（民主）、清水貴之君（維新）、山下芳生君（共産） ※関連質疑

#### ○令和4年3月22日（火）（第16回）

— 締めくくり質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和四年度一般会計予算（衆議院送付）

令和四年度特別会計予算（衆議院送付）

令和四年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について岸田内閣総理大臣、金子農林水産大臣、堀内国務大臣、林外務大臣、鈴木国務大臣、斉藤国土交通大臣、萩生田経済産業大臣、後藤厚生労働大臣、二之湯国務大臣、山口環境大臣、松野内閣官房長官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、福山哲郎君（立憲）、白眞勲君（立憲）、安江伸夫君（公明）、浜口誠君（民主）、鈴木宗男君（維新）、田村智子君（共産）

（令和四年度総予算）

賛成会派 自民、公明、民主

反対会派 立憲、維新、共産

#### ○令和4年5月25日（水）（第17回）

○理事の補欠選任を行った。

○令和四年度一般会計補正予算（第1号）（予）

令和四年度特別会計補正予算（特第1号）（予）

以上両案について鈴木財務大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○令和4年5月30日（月）（第18回）

— 総括質疑 —

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和四年度一般会計補正予算（第1号）（衆議院送付）

令和四年度特別会計補正予算（特第1号）（衆議院送付）

以上両案について岸田内閣総理大臣、鈴木財務大臣、野田国務大臣、金子総務大臣、後藤厚生労働大臣、末松文部科学大臣、山際国務大臣、林外務大臣、岸防衛大臣、山口国務大臣、萩生田経済産業大臣、金子農林水産大臣、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

蓮舫君（立憲）、小西洋之君（立憲）、有田芳生君（立憲）、森ゆうこ君（立憲）、藤木眞也君（自民）、自見はなこ君（自民）、三浦信祐君（公明）

#### ○令和4年5月31日（火）（第19回）

— 総括質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和四年度一般会計補正予算（第1号）（衆議院送付）

令和四年度特別会計補正予算（特第1号）（衆議院送付）

以上両案について岸田内閣総理大臣、後藤厚生労働大臣、斉藤国土交通大臣、金子農林水産大臣、金子総務大臣、古川法務大臣、末松文部科学大臣、萩生田経済産業大臣、山際国務大臣、林外務大臣、鈴木財務大臣、松野内閣官房長官、岸防衛大臣、鈴木外務副大臣、政府参考人、参議院事務局当局及び参考人日本郵政株式会社取締役衣川和秀君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

三浦信祐君（公明）、伊藤孝江君（公明）、伊藤孝恵君（民主）、東徹君（維新）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、鈴木宗男君（維新）、小池晃君（共産）

（令和四年度補正予算）

賛成会派 自民、公明、民主

反対会派 立憲、維新、共産

○令和4年6月3日（金）（第20回）

— 集中審議（ウクライナ情勢等内外の諸課題） —

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○予算の執行状況に関する調査のうち、ウクライナ情勢等内外の諸課題に関する件について岸田内閣総理大臣、萩生田経済産業大臣、斉藤国土交通大臣、鈴木財務大臣、後藤厚生労働大臣、小林国務大臣、末松文部科学大臣、金子総務大臣、佐藤厚生労働副大臣、古谷公正取引委員会委員長、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

片山さつき君（自民）、福山哲郎君（立憲）、白眞勲君（立憲）、秋野公造君（公明）、磯崎哲史君（民主）、音喜多駿君（維新）、山添拓君（共産）

○令和4年6月15日（水）（第21回）

○理事の補欠選任を行った。

○予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

# 決算委員会

## 委員一覧 (30名)

委員長	松村 祥史 (自民)	大野 泰正 (自民)	川田 龍平 (立憲)
理事	古賀 友一郎 (自民)	太田 房江 (自民)	塩村 あやか (立憲)
理事	羽生田 俊 (自民)	酒井 庸行 (自民)	羽田 次郎 (立憲)
理事	牧野 たかお (自民)	滝沢 求 (自民)	佐々木 さやか (公明)
理事	杉尾 秀哉 (立憲)	中川 雅治 (自民)	竹内 真二 (公明)
理事	宮崎 勝 (公明)	西田 昌司 (自民)	平木 大作 (公明)
理事	芳賀 道也 (民主)	森 まさこ (自民)	梅村 みずほ (維新)
	足立 敏之 (自民)	山田 俊男 (自民)	柴田 巧 (維新)
	今井 絵理子 (自民)	小沼 巧 (立憲)	岩渕 友 (共産)
	宇都 隆史 (自民)	勝部 賢志 (立憲)	武田 良介 (共産)

(会期終了日 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会における本委員会付託案件は、令和二年度決算外2件（第207回国会提出）、令和二年度予備費関係4件（第207回国会提出）である。

なお、令和二年度予備費関係4件は、令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書である。

審査の結果、令和二年度決算外2件はいずれも是認すべきものと議決した。また、令和二年度予備費関係4件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

### 〔令和二年度決算の審査〕

令和二年度決算外2件は、第207回国会の令和3年12月6日に提出され、12月21日の本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日の委員会において鈴木財務大臣から概要説明を聴取し、今国会の令和4年3月28日に岸田内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、全般質疑を行った。その後、省庁別審査を計6回行った。

なお、3月28日の委員会において、1月17日に岸田内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された令和元年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置に関して、令和元年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置と併せて、鈴木財務大臣から説明を聴取した。令和元年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。



内閣に対する警告	政府が講じた措置
<p>(1)厚生労働省は、令和2年6月に新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を公開したが、アプリ改修時の動作テストが不十分で、同年9月末から一部利用者に対して接触通知を配信できていなかったことに気付かず、3年2月になって事態を公表したことは、遺憾である。</p> <p>政府は、アプリの不具合が発生したのがまさに感染拡大の時であり、利用者等からの指摘があったにもかかわらず、長い間放置していたことを重く受け止め、発注者としてシステムの開発や運用保守を実施するに当たって必要となる責任を自覚した上で、再発防止を含めた体制整備に万全を期すとともに、COCOAに関する情報を適時適切に提供してアプリの利用及び感染時の登録を促進し、感染拡大防止に役立てるべきである。</p>	<p>(1)新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）における不具合発生については、厚生労働省に設置した第三者による検討チームの報告書を踏まえ、関係省庁等と連携し、テスト環境整備や外部の指摘を把握・反映する体制の整備等の運用保守の強化を図っているところである。</p> <p>また、COCOAのインストールを呼びかけるとともに、陽性者との接触通知があった場合における適切な機関への受診の相談や陽性と診断された場合におけるCOCOAへの登録の必要性についての周知等を行っているところである。</p> <p>引き続き、COCOAを活用した感染拡大防止に取り組んでまいる所存である。</p>
<p>(2)内閣府の企業主導型保育事業により整備した25施設の病児保育室又は一時預かり室について、8施設で看護師等の確保ができないなどの理由により病児保育等を全く実施していなかったこと、3施設で病児保育等の実施を中止し再開する予定がないこと、また、補助事業者である公益財団法人児童育成協会が、助成申込書を審査する際に、実施体制等に係る計画の提出を求めず職員の確保等に係る審査を行っていなかったこと、病児保育室等の整備後において、利用実態を把握し必要に応じて指導を行う仕組みを整備していなかったことは、遺憾である。</p> <p>政府は、補助事業者を通じて事業者に制度を十分に周知するとともに、病児保育の実施体制に係る計画等を審査の際に提出させるなどの改善を図り、整備された病児保育室等については、政府自身も</p>	<p>(2)企業主導型保育事業については、補助事業者から事業主体に対して各事業類型の実施要件等を十分に周知させるとともに、病児保育等の実施体制等に係る計画を提出させるなど、補助事業者が適切に審査を行うことができる体制を整備したところである。</p> <p>また、補助事業者に対して、病児保育室等の利用実態を把握し、病児保育等を全く実施していないなどの事業主体を指導する仕組みを整備させたところである。</p> <p>引き続き、利用実態の把握に努め、適切に病児保育等が実施されるよう指導監督を行ってまいる所存である。</p>

<p>その利用実態を十分に把握し、適切な指導監査を行うべきである。</p>	
<p>(3)総務省の複数の幹部職員が、利害関係者との会食において、当該利害関係者から飲食費の負担や贈答品等を受けていたことなどが明らかとなり、国家公務員倫理規程違反として懲戒処分が行われるに至った。当該幹部職員のうち総務審議官は、総務省の内部調査において、事実と異なる説明を繰り返し、追加の懲戒処分が行われた。また、自己の飲食に要する費用の負担が1万円を超える会食の際には倫理規程上の届出を行う必要があるにもかかわらず、総務省の幹部職員はその認識が欠如していたことも内部調査で明らかになった。公務員倫理に反する行為により、情報通信行政がゆがめられたのではないかとの疑念を国民に抱かせ、公務への信頼が損なわれたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、利害関係者との不適切な会食等の実態や情報通信行政への影響の有無を調査するとともに、可能な範囲で公表し、公務員倫理に関する意識啓発や監督体制の強化等の実効性ある再発防止策を講じるなど、公務に対する国民の信頼回復に向けて徹底的に取り組むべきである。</p>	<p>(3)総務省幹部職員の利害関係者との不適切な会食等については、第三者のチェックのもと調査を行い、不適切な会食等の事実が確認されたため、処分等を行ったところである。</p> <p>また、情報通信行政への影響の有無についても、令和3年3月に情報通信行政検証委員会を立ち上げ、同委員会における検証・検討の結果を取りまとめの上、公表したところである。</p> <p>さらに、倫理に関する研修機会の増加、倫理法令に関する知識習得の徹底等の再発防止策を講じたところである。</p> <p>引き続き、公務員倫理に関する意識啓発や監督体制の強化等の実効性ある再発防止策を通じて、公務に対する国民の信頼回復に努めてまいり所存である。</p>
<p>(4)株式会社東北新社は、平成29年1月に放送法に基づく基幹放送事業者の認定を受けたが、令和3年3月、同社は認定申請時及び認定時において同法が定めるいわゆる外資規制に違反していたことが明らかになり、同社から認定基幹放送事業者の地位を承継した株式会社東北新社メディアサービスの認定が取り消される事態となった。総務省による審査が不十分であったことにより、本来基幹放送事業者として認定すべきでない事業者を認定していたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、外資規制違反という重大な瑕</p>	<p>(4)放送法に基づく外資規制違反事案については、令和3年6月から開催している検討会において、審査プロセスの検証について議論を行い、資料や議事概要を公表するとともに、基幹放送事業者等に求める資料の提出に関する制度を整備したほか、基幹放送事業者の認定に係る申請書類について外資規制の適合状況の把握・検証を可能とする様式改正等を行ったところである。</p> <p>引き続き、審査体制の強化を図るなど再発防止に万全を期してまいり所存である。</p>

<p>疵を看過したことを重く受け止め、今般の事態に係る審査プロセスを徹底的に検証するとともに、可能な範囲で公表した上で、審査体制の強化を図るなど再発防止に万全を期すべきである。</p>	
<p>(5) 国立大学法人佐賀大学が平成24年度の運営費交付金を原資として措置した震災復興医療体制整備システムについて、佐賀大学及び九州地区の6国立大学法人の保有する医療データを佐賀大学で集積、分析し、災害時に効果的な薬剤配給等ができるよう支援を行うことなどを目的に運用することになっていたにもかかわらず、佐賀大学が参加大学と役割分担等について十分に合意形成を図らなかったなどのため、当該システムに医療データが取り込まれず、26年の納品以降全く利用されていなかったことは、遺憾である。</p> <p>政府は、当該システムの活用状況について把握しておらず、システムの運用を佐賀大学が断念せざるを得なくなったことを重く受け止め、国立大学法人等が行う運営費交付金による新規事業について、予算の執行状況や事業の進捗状況を適時適切に確認し、必要に応じ指導するなど、再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>(5) 震災復興医療体制整備システムが全く利用されなかった事態については、佐賀大学に対して、原因を分析し、再発防止策を講じるよう求めたところである。また、国立大学法人等が行う運営費交付金による基盤的設備等整備の新規事業については、予算の執行状況や事業の進捗状況を定期的に確認するほか、予算措置時から大きな変更が生じるおそれがある場合には速やかに報告するよう、国立大学法人等に対して通知を発出したところである。</p> <p>引き続き、本通知の周知徹底や必要に応じた指導等により、国立大学法人等が行う事業の適切な実施に努めてまいり所存である。</p>
<p>(6) 日本年金機構は、事務処理誤りによる過払い年金が発生した場合の返還請求に係る事務を行っているが、事務処理の遅延等により過払い年金の一部又は全部について5年間の消滅時効期間を経過して返還請求が行えなくなった事案が多数発生していたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、年金事務所等において返還請求に係る事務処理の遅延が生じていたにもかかわらず、機構の本部において進捗管理を十分に行っていなかった事態を重く受け止め、再発防止策を講じるとともに、事務処理誤りによる過払い年金の発</p>	<p>(6) 事務処理誤りによる過払い年金の返還請求に係る不適切事案については、日本年金機構に対して、過払い年金の返還請求に係る事務処理について進捗管理の手続及び具体的な方法を事務処理要領に明記し、年金事務所に周知徹底するよう通知を発出したところである。</p> <p>引き続き、日本年金機構に対して、過払い年金の返還請求に係る事務を適正に行うとともに、事務処理誤りを予防するための取組を進めるよう指導監督を徹底してまいり所存である。</p>

<p>生を予防するための取組を進めるよう指導監督を徹底すべきである。</p>	
<p>(7)東京電力ホールディングス株式会社（東京電力）柏崎刈羽原子力発電所において、IDカード不正使用や核物質防護設備の機能の一部喪失等の一連の不適切事案が発生し、テロ対策に重大な不備があるとして、原子力規制委員会から特定核燃料物質の移動を禁じる是正措置命令が下されたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、福島第一原子力発電所事故を引き起こした当事者である東京電力において、組織的な管理機能の低下や安全文化の劣化が問題となっていることを深刻に受け止め、東京電力が原子力規制委員会の検査に真摯に対応し、徹底的な根本原因の究明と管理機能の抜本的な対策を講じるよう厳しく指導すべきである。</p>	<p>(7)東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における不適切事案については、同社に対し、原子力規制委員会の監視の下、根本的な原因究明と抜本的な対策を講じるよう指導したところであり、同社は、原子力規制委員会に対して、本事案における原因分析、改善措置活動の計画等が示された報告書を提出し、再発防止策を実行しているところである。</p> <p>引き続き、同社に対して、原子力規制委員会による検査に真摯に対応し、第三者委員会の指導等を受けながら、原子力規制委員会の監視の下、再発の防止に万全を期すよう指導してまいる所存である。</p>
<p>(8)環境省は、平成27年度から再エネ発電により水素を製造して燃料電池自動車等に供給する水素ステーション（地域再エネ水素ステーション）の導入事業を実施していたが、会計検査院が19事業を検査したところ、17事業において、再エネ発電電力量により、水素の製造に必要な電力量（必要電力量）の全量相当分が賄われていなかった事態のみならず、そもそも必要電力量を明確に把握できていない技術的な課題があることも明らかとなり、同事業を廃止する事態となったことは、遺憾である。</p> <p>政府は、制度設計に当たって当然行うべき技術的検証を怠ったことにより、このような事態を生じさせたことを重く受け止め、今後同様の事態を繰り返すことのないよう、検証と公表を行い、新たな事業を実施する際には事前に技術的な実効性について確認することを徹底し、再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>(8) 地域再エネ水素ステーション導入事業の不適切な実施については、各補助対象者における消費電力量等の実績を踏まえた課題抽出を行い、製造元へのヒアリングや有識者検討会を踏まえて、地域再エネ水素ステーションの運営に必要な電力量を適切に把握するための技術的検証の結果を取りまとめ、公表したところである。</p> <p>今後、新たな事業を実施するにあたっては、事前に技術的な実効性について確認することを徹底し、再発防止に努めてまいる所存である。</p>

その後、5月16日には鈴木財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月13日には岸田内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。令和二年度決算審査における質疑の主な項目は、物価の高騰を踏まえた財政政策等の在り方、新型コロナウイルス感染症対策の執行状況に係る検証の必要性、個人番号カードの普及等における取組の在り方、独立行政法人国際協力機構が管理する無償資金協力支払前資金の滞留を改善する必要性などである。

6月13日の質疑終局の後、委員長より、令和二年度決算についての6項目から成る内閣に対する警告案及び20項目から成る令和二年度決算審査措置要求決議案が示された。

討論の後、採決の結果、令和二年度決算は多数をもって是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対し警告する事項は、①建設工事受注動態統計調査における二重計上について、②布製マスク配布事業における不適切な在庫管理について、③経済産業省職員による給付金詐欺事件について、④建築工事費調査に係る調査票配布の遅延について、⑤新設タカン装置等の換装計画に係る検討が不十分で運用できない事態について、⑥T4中等練習機等で使用するための救命無線機の不適切な調達についてである。

次に、令和二年度決算審査措置要求決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の過大交付について、②警察施設における非常用発電設備等及び通信機器の不十分な浸水対策について、③デジタル庁における情報漏えい対策の徹底について、④個人番号（マイナンバー）カードの普及等における不十分な取組について、⑤技能実習生の行方不明事案に対する不十分な実態調査について、⑥独立行政法人国際協力機構（JICA）が管理する無償資金協力支払前資金の滞留について、⑦国会開会中における予備費の適切な使用について、⑧予備費等の予算の執行状況に係る透明性の向上について、⑨貨幣回収準備資金において保有している金地金の有効活用について、⑩国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の不徹底な安全管理について、⑪旧国立競技場の解体に伴う収蔵品の保管場所確保に係る不適正な契約手続について、⑫水道施設における耐震化対策等の進捗状況について、⑬雇用調整助成金等における不正受給等の発生について、⑭ひきこもり状態にある方への支援について、⑮日本年金機構による可搬型端末の不適切な調達等について、⑯農地情報公開システムの低調な利用状況等について、⑰農地耕作条件改善事業における農地集積目標の低調な達成状況等について、⑱持続化給付金事業における不透明な委託契約等について、⑲災害時の住民拠点サービスステーションの不適切な運営状況等について、⑳航空保安施設等の予備電源として保管している可搬形電源設備の不十分な耐震性についてである。

次に、令和二年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで令和二年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

#### 〔令和二年度予備費の審査〕

令和二年度予備費関係4件は、第207回国会の令和3年12月6日に提出された。令和4年

4月12日に衆議院から受領した後、5月13日に本委員会に付託され、5月16日、鈴木財務大臣から概要説明を聴取し、決算外2件と一括して質疑を行った。

5月16日に討論を行った後、採決の結果、令和二年度一般会計予備費2件については多数をもって、令和二年度特別会計予備費関係2件については全会一致をもって承諾を与えるべきものと議決した。

### 〔国政調査〕

令和4年4月6日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について、森田会計検査院長から説明を聴取した。

また、6月13日、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対し検査要請を行うことを決定した。要請した項目は、予備費の使用等の状況についてである。

## (2) 委員会経過

### ○令和4年3月28日(月) (第1回)

#### — 全般質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和二年度決算外2件の審査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 令和二年度決算外2件について岸田内閣総理大臣、萩生田経済産業大臣、末松文部科学大臣、二之湯内閣府特命担当大臣、斉藤国土交通大臣、林外務大臣、鈴木財務大臣、金子総務大臣、金子農林水産大臣、野田内閣府特命担当大臣、古川法務大臣、後藤厚生労働大臣、松野内閣官房長官、山口環境大臣、小林内閣府特命担当大臣、大家財務副大臣、渡辺国土交通副大臣、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

#### 〔質疑者〕

宮本周司君(自民)、※足立敏之君(自民)、※今井絵理子君(自民)、古賀之士君(立憲)、※塩村あやか君(立憲)、※杉尾秀哉君(立憲)、谷合正明君(公明)、※宮崎勝君(公明)、足立信也君(民主)、音喜多駿君(維新)、※柳ヶ瀬裕文君(維新)、田村智子君(共産)

#### ※関連質疑

- 令和二年度決算外2件に関し、令和元年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び令和元年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について鈴木財務大臣から説明を聴いた。

### ○令和4年4月4日(月) (第2回)

#### — 省庁別審査 —

- 令和二年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、復興庁、警察庁、消費者庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について西銘国務大臣、二之湯国務大臣、山際国務大臣、若宮国務大臣、松野国務大臣、牧島国務大臣、小林内閣府特命担当大臣、磯崎内閣官房副長官、赤池内閣府副大臣、大家財務副大臣、三宅外務大臣政務官、宮路内閣府大臣政務官、穂坂環境大臣政務官、吉川経済産業大臣

政務官、川本人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

牧野たかお君（自民）、太田房江君（自民）、川田龍平君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、塩村あやか君（立憲）、横山信一君（公明）、高瀬弘美君（公明）、田村まみ君（民主）、柴田巧君（維新）、梅村みずほ君（維新）、岩渕友君（共産）、倉林明子君（共産）

#### ○令和4年4月6日(水) (第3回)

— 省庁別審査 —

- 令和二年度決算外2件中、国会、会計検査院、総務省及び環境省関係について山口環境大臣、金子総務大臣、中西総務副大臣、田畑総務副大臣、小林デジタル副大臣、渡辺国土交通副大臣、中川環境大臣政務官、穂坂環境大臣政務官、森田会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本放送協会会長前田晃伸君及び同協会専務理事松坂千尋君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

滝沢求君（自民）、小野田紀美君（自民）、小沼巧君（立憲）、塩村あやか君（立憲）、杉尾秀哉君（立憲）、若松謙維君（公明）、矢田わか子君（民主）、清水貴之君（維新）、梅村みずほ君（維新）、武田良介君（共産）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について森田会計検査院長から説明を聴いた。

#### ○令和4年4月11日(月) (第4回)

— 省庁別審査 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 令和二年度決算外2件中、財務省、経済産業省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行関係について鈴木国務大臣、萩生田経済産業大臣、吉川経済産業大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行企画局長清水誠一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、古賀友一郎君（自民）、勝部賢志君（立憲）、小沼巧君（立憲）、平木大作君（公明）、芳賀道也君（民主）、梅村聡君（維新）、梅村みずほ君（維新）、岩渕友君（共産）

#### ○令和4年4月18日(月) (第5回)

— 省庁別審査 —

- 令和二年度決算外2件中、外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について岸防衛大臣、林外務大臣、鈴木外務副大臣、政府参考人、参考人独立行政法人国際協力機構理事長田中明彦君及び同機構理事植嶋卓巳君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宇都隆史君（自民）、大野泰正君（自民）、羽田次郎君（立憲）、勝部賢志君（立憲）、高橋光男君（公明）、安江伸夫君（公明）、芳賀道也君（民主）、石井苗子君（維新）、柴田巧君（維新）、武田良介君（共産）、山添拓君（共産）

#### ○令和4年4月25日(月) (第6回)

— 省庁別審査 —

- 令和二年度決算外2件中、裁判所、法務省及び厚生労働省関係について後藤厚生労働大臣、古川法務大臣、木村国土交通大臣政務官、政府参考人、最高裁判所当局及び参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長山本修一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

今井絵理子君（自民）、羽生田俊君（自民）、塩村あやか君（立憲）、小沼巧君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、塩田博昭君（公明）、芳賀道也君（民主）、東徹君（維新）、音喜多駿君（維新）、吉良よし子君（共産）、武田良介君（共産）

○令和4年5月9日（月）（第7回）

— 省庁別審査 —

- 令和二年度決算外2件中、文部科学省、農林水産省及び国土交通省関係について末松文部科学大臣、金子農林水産大臣、斉藤国土交通大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田俊男君（自民）、酒井庸行君（自民）、川田龍平君（立憲）、勝部賢志君（立憲）、小沼巧君（立憲）、熊野正士君（公明）、竹内真二君（公明）、秋野公造君（公明）、芳賀道也君（民主）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、梅村みずほ君（維新）、紙智子君（共産）、武田良介君（共産）

○令和4年5月16日（月）（第8回）

— 准総括質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和二年度予備費関係4件の審査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第207回国会提出）（衆議院送付）

令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第207回国会提出）（衆議院送付）

令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第207回国会提出）（衆議院送付）

令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第207回国会提出）（衆議院送付）

以上4件について鈴木財務大臣から説明を聴いた。

- 令和二年度決算外2件及び予備費関係4件について後藤厚生労働大臣、古川法務大臣、斉藤国土交通大臣、萩生田経済産業大臣、末松文部科学大臣、山口環境大臣、鈴木財務大臣、山際国務大臣、金子農林水産大臣、松野内閣官房長官、西銘内閣府特命担当大臣、二之湯内閣府特命担当大臣、野田内閣府特命担当大臣、金子総務大臣、政府参考人、参議院事務局当局、参考人独立行政法人日本スポーツ振興センター理事松坂浩史君及び日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行い、

令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第207回国会提出）（衆議院送付）

令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第207回国会提出）（衆議院送付）

令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第207回国会提出）（衆議院送付）

令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第207回国会提出）（衆議院送付）

以上4件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔質疑者〕

羽生田俊君（自民）、豊田俊郎君（自民）、足立敏之君（自民）、川田龍平君（立憲）、塩村あやか君（立憲）、小沼巧君（立憲）、宮崎勝君（公明）、平木大作君（公明）、竹内真二君（公



明)、芳賀道也君(民主)、鈴木宗男君(維新)、柴田巧君(維新)、吉良よし子君(共産)、小池晃君(共産)

(令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自民、公明、民主、維新

反対会派 立憲、共産

(令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自民、公明、民主、維新

反対会派 立憲、共産

(令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

(令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

## ○令和4年6月13日(月)(第9回)

### 一 締めくくり総括質疑 一

- 令和二年度決算外2件について岸田内閣総理大臣、金子農林水産大臣、後藤厚生労働大臣、林外務大臣、鈴木財務大臣、末松文部科学大臣、斉藤国土交通大臣、牧島デジタル大臣、野田内閣府特命担当大臣、古川法務大臣、森田会計検査院長、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行い、討論の後、

令和二年度一般会計歳入歳出決算、令和二年度特別会計歳入歳出決算、令和二年度国税収納金整理資金受払計算書、令和二年度政府関係機関決算書を議決し、令和2年度決算審査措置要求決議を行い、

令和二年度国有財産増減及び現在額総計算書及び令和二年度国有財産無償貸付状況総計算書をいづれも是認すべきものと議決した後、

鈴木財務大臣、金子総務大臣、古川法務大臣、林外務大臣、末松文部科学大臣、後藤厚生労働大臣、金子農林水産大臣、萩生田経済産業大臣、斉藤国土交通大臣、岸防衛大臣、牧島デジタル大臣、二之湯国家公安委員会委員長及び野田内閣府特命担当大臣から発言があった。

[質疑者]

松村祥史君(委員長質疑)、進藤金日子君(自民)、※小野田紀美君(自民)、杉尾秀哉君(立憲)、※田名部匡代君(立憲)、里見隆治君(公明)、矢田わか子君(民主)、梅村みずほ君(維新)、大門実紀史君(共産) ※関連質疑

(令和二年度一般会計歳入歳出決算、令和二年度特別会計歳入歳出決算、令和二年度国税収納金整理資金受払計算書、令和二年度政府関係機関決算書)

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、民主、維新、共産

(内閣に対する警告)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

(令和2年度決算審査措置要求決議)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

(令和二年度国有財産増減及び現在額総計算書)

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、民主、維新、共産

(令和二年度国有財産無償貸付状況総計算書)

賛成会派 自民、立憲、公明、共産

反対会派 民主、維新

○理事の補欠選任を行った。

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

○令和4年6月15日(水) (第10回)

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

# 行政監視委員会

## 委員一覧 (35名)

委員長	吉田 忠智 (立憲)	小野田 紀美 (自民)	岸 真紀子 (立憲)
理事	北村 経夫 (自民)	高橋 克法 (自民)	蓮 舫 (立憲)
理事	そのだ 修光 (自民)	武見 敬三 (自民)	西田 実仁 (公明)
理事	長峯 誠 (自民)	柘植 芳文 (自民)	浜田 昌良 (公明)
理事	古賀 之士 (立憲)	堂故 茂 (自民)	三浦 信祐 (公明)
理事	高瀬 弘美 (公明)	中西 哲 (自民)	横山 信一 (公明)
理事	鈴木 宗男 (維新)	松下 新平 (自民)	伊藤 孝恵 (民主)
理事	吉良 よし子 (共産)	三原じゅん子 (自民)	大塚 耕平 (民主)
	阿達 雅志 (自民)	石川 大我 (立憲)	清水 貴之 (維新)
	有村 治子 (自民)	石橋 通宏 (立憲)	伊波 洋一 (沖縄)
	石田 昌宏 (自民)	江崎 孝 (立憲)	浜田 聡 (みん)
	猪口 邦子 (自民)	小沢 雅仁 (立憲)	(会期終了日 現在)

## 国と地方の行政の役割分担に関する小委員 (17名)

小委員長	北村 経夫 (自民)	石川 大我 (立憲)	大塚 耕平 (民主)
	石田 昌宏 (自民)	小沢 雅仁 (立憲)	鈴木 宗男 (維新)
	そのだ 修光 (自民)	岸 真紀子 (立憲)	吉良 よし子 (共産)
	堂故 茂 (自民)	古賀 之士 (立憲)	伊波 洋一 (沖縄)
	中西 哲 (自民)	高瀬 弘美 (公明)	浜田 聡 (みん)
	長峯 誠 (自民)	浜田 昌良 (公明)	(4. 4. 5 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会において、本委員会は、国と地方の行政の役割分担に関する件、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件等について調査を行うとともに、「国と地方の行政の役割分担に関する小委員会」を設置した。

また、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）を議長に提出することを決定した。

なお、今国会においては、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付託されなかった。

### 〔国政調査〕

2月14日、国と地方の行政の役割分担に関する件について参考人稲城市長高橋勝浩君、早稲田大学政治経済学術院教授稲継裕昭君及び法政大学法学部教授土山希美枝君から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

質疑では、アニメ等を活用した地方自治体の地域振興における国の役割の在り方、ガンリンスタンド等の生活インフラの国や地方自治体による整備が不十分な地域への所見、日本国憲法に規定される地方自治の本旨、2000年以降の20年間における分権改革の意識の希薄化と中央集権化の進展に対する所見、リモートワークの進展により地方に移住する高度スキル人材の地方自治体との連携の見通しと留意点、地方自治体におけるE B P M推進の課題、生活圏と行政圏の不一致により住民の生活に困難が生じる分野、人的資源等の制約下で市民サービスを改善している地方自治体の取組の好事例・傾向と所見、地方自治体における政策効果の検証の方策や在り方、地方自治体のD X推進における内部人材育成等の課題、コロナ禍における自治体病院への国の財政支援拡充の必要性、コロナ禍で明らかになった地方自治体職員の減少による弊害に対する所見、都道府県から市町村への権限移譲と地方分権との関係性とその在り方に対する所見、国が果たすべき住民への最低限度の生活保障の在り方、地方自治体における大規模自然災害に備えた取組の好事例、稲城市における大規模自然災害対策の現状及び今後の取組方針などが取り上げられた。

4月4日、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について金子総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、同大臣、務台環境副大臣、田畑総務副大臣、吉川経済産業大臣政務官、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

質疑では、附帯決議を次の行政の評価につなげより質の高い行政監視を行うための参議院事務局の体制等の在り方、診療報酬改定に伴う現場の混乱を緩和する工夫の必要性、予算執行調査・行政事業レビュー・会計検査と比較した総務省の行政評価の特徴、地域公共交通の確保等に関する実態調査の結果から見た交通政策基本法の基本理念の確保状況、災害廃棄物の仮置場候補地の選定において地域の実情を踏まえた対応を国が行う必要性、地方交付税におけるトップランナー方式に対する総務大臣の認識、経済産業省の小規模事業者持続化補助金等と厚生労働省のキャリアアップ助成金等による賃上げ環境整備の必要性、総合評価落札方式における賃上げを実施する企業への加点措置の趣旨及び期待される効果、総務省が渉外戸籍事務に関する勧告で構築を求めた情報共有システムの具体的なイメージ、システム構築の勧告は行政のデジタル化の混乱原因となるとの指摘に対する総務大臣所感、今後のC O C O Aの必要性に対する厚生労働省の見解、地方自治体におけるデジタル人材の確保・育成の重要性に対する総務大臣所見、地方公務員の定員について削減から正規職員の増員へと方針転換する必要性、海外で別姓婚した日本人の婚姻関係の日本国内における取扱いに関する情報共有の状況、受信料を支払わずNHKが視聴可能なことへの問題意識と受信料制度改革の必要性に対する総務大臣所見などが取り上げられた。

また、国と地方の行政の役割分担に関する小委員会を設置することを決定した。

6月6日、国と地方の行政の役割分担に関する小委員会の活動経過について、小委員長から報告を聴いた。

また、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）を提出することを決定した。

なお、6月8日、本会議において委員長が行政監視の実施の状況等に関する報告を行った。

## (国と地方の行政の役割分担に関する小委員会)

4月11日、国と地方の行政の役割分担に関する件について田畑総務副大臣、大野内閣府副大臣、池田文部科学副大臣、鰐淵文部科学大臣政務官、泉田国土交通大臣政務官、宮路内閣府大臣政務官、宗清内閣府大臣政務官、鳩山総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、地域の移動手段確保に向けた今後の国の取組に関する国土交通省の見解、F I T制度の買取価格の現状と経済産業省における木質バイオマス発電の自立化に向けた取組、国から地方への通知行政に歯止めを掛ける取組を総務省から始める必要性、富士山噴火時の避難を原則徒歩とする方針に対する住民の理解醸成に向けた国の役割、コロナ禍後の通訳案内士の就労環境整備に対する国土交通大臣政務官の決意、G I G Aスクール構想の実施における財政負担をめぐる国と地方の役割分担の在り方、国が地方との役割分担を十分整理した上で行政の評価を行う必要性に対する総務省の所見、道州制に対する政府の現在の考えと取組方針、教職員定数の削減を見直し充実を図る必要性、地方自治体に官製ワーキングプアの解決を促すためのフォローアップ調査実施の必要性、シェアサイクルサービスの利用者登録の一元化に対する政府の見解などが取り上げられた。

4月25日、国と地方の行政の役割分担に関する件について田畑総務副大臣、津島法務副大臣、佐藤厚生労働副大臣、鳩山総務大臣政務官、宮路内閣府大臣政務官、木村国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、平成の合併の中長期的効果に対する評価・検証の取組状況と公表の見通し、地方におけるデジタル化の課題認識と情報システムの統一・標準化に向けた支援の考え方、地域の実情を踏まえた地域医療構想の取組を求める通知と病床減少を条件とする財政支援との関係性、パートナーシップ制度の法制化を見据え地方自治体の取組の動向を注視する必要性、既存の計画策定等の見直しを国主導で進めていく必要性、歩道と車道間の段差を解消する「ゼロセンチ段差」を国の基準に追加し普及させる必要性、地方自治体独自の地方税減税による地方交付税の算定への影響の有無、ふるさと納税による地方自治体間の格差の発生や高所得者優遇との指摘に対する総務省見解、国民健康保険において新型コロナウイルス感染症の後遺症を傷病手当金の支給対象とし国が財政支援する必要性、会計年度任用職員の処遇改善に結びつく効果的なフォローアップ調査実施の必要性、地方自治体の実施している事務事業評価に対する総務副大臣の見解などが取り上げられた。

## (2) 委員会経過

### ○令和4年2月14日(月) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国と地方の行政の役割分担に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

稲城市長 高橋勝浩君

早稲田大学政治経済学術院教授 稲継裕昭君

法政大学法学部教授 土山希美枝君

〔質疑者〕

藤末健三君（自民）、江崎孝君（立憲）、高瀬弘美君（公明）、大塚耕平君（民主）、清水貴之君（維新）、吉良よし子君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、浜田聡君（みん）

#### ○令和4年4月4日（月）（第2回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について金子総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、同大臣、務台環境副大臣、田畑総務副大臣、吉川経済産業大臣政務官、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、古賀之士君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、浜田昌良君（公明）、大塚耕平君（民主）、清水貴之君（維新）、吉良よし子君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、浜田聡君（みん）

○国と地方の行政の役割分担に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における政府参考人及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

#### ○令和4年6月6日（月）（第3回）

○理事の補欠選任を行った。

○国と地方の行政の役割分担に関する小委員長北村経夫君から報告を聴いた。

○行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）を提出することを決定した。

○行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の中間報告要求書を提出することを決定した。

#### ○令和4年6月15日（水）（第4回）

○行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### ■ 国と地方の行政の役割分担に関する小委員会

#### ○令和4年4月11日（月）（第1回）

○国と地方の行政の役割分担に関する件について田畑総務副大臣、大野内閣府副大臣、池田文部科学副大臣、鰐淵文部科学大臣政務官、泉田国土交通大臣政務官、宮路内閣府大臣政務官、宗清内閣府大臣政務官、鳩山総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中西哲君（自民）、岸真紀子君（立憲）、小沢雅仁君（立憲）、高瀬弘美君（公明）、大塚耕平君（民主）、鈴木宗男君（維新）、吉良よし子君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、浜田聡君（みん）

○令和4年4月25日(月) (第2回)

- 国と地方の行政の役割分担に関する件について田畑総務副大臣、津島法務副大臣、佐藤厚生労働副大臣、鳩山総務大臣政務官、宮路内閣府大臣政務官、木村国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

堂故茂君（自民）、古賀之士君（立憲）、石川大我君（立憲）、高瀬弘美君（公明）、大塚耕平君（民主）、清水貴之君（維新）、吉良よし子君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、浜田聡君（みん）

### （3）行政監視の実施の状況等に関する報告要旨

#### 【要旨】

平成30年6月に合意された本院の行政監視機能の強化に関する参議院改革協議会報告書において、行政監視機能の強化に議院全体として取り組むとされたことを受け、本委員会は本院の行政監視機能の主要部分を担うべく、行政監視機能の強化の具体化に向け、取り組んできた。

委員会においては、政府からの説明聴取及び質疑を行うとともに、国と地方の行政の役割分担に関する件について参考人からの意見聴取及び質疑を行った。

さらに、国と地方の行政の役割分担の在り方等について調査検討するため、国と地方の行政の役割分担に関する小委員会を設置し、小委員会において政府に対する質疑を行った。

委員会及び小委員会においては、政策評価や総務省が行う行政評価・監視の調査結果、その意義や今後の方向性、国と地方の連携や役割分担、地域の多様な実情や地方の負担への配慮、新型コロナウイルス感染症対応における医療や財政、経済を中心とした課題や取組など多岐にわたる議論が行われた。

このほか、参議院のホームページに開設した行政に対する苦情窓口を通して苦情を受け付けるなどの取組を進めた。

# 議院運営委員会

## 委員一覧 (25名)

委員長	福岡	資麿 (自民)	朝日	健太郎 (自民)	横沢	高德 (立憲)
理事	江島	潔 (自民)	石井	浩郎 (自民)	塩田	博昭 (公明)
理事	高野	光二郎 (自民)	佐藤	啓 (自民)	高橋	光男 (公明)
理事	舞立	昇治 (自民)	清水	真人 (自民)	山崎	真之輔 (民主)
理事	野田	国義 (立憲)	自見	はなこ (自民)	石井	章 (維新)
理事	吉川	沙織 (立憲)	竹内	功 (自民)		
理事	河野	義博 (公明)	本田	顕子 (自民)		
理事	浜野	喜史 (民主)	松川	るい (自民)		
理事	東	徹 (維新)	長浜	博行 (立憲)		
理事	倉林	明子 (共産)	宮口	治子 (立憲)		(会期終了日 現在)

## 庶務関係小委員 (15名)

小委員長	石井	浩郎 (自民)	高野	光二郎 (自民)	河野	義博 (公明)
	朝日	健太郎 (自民)	舞立	昇治 (自民)	高橋	光男 (公明)
	江島	潔 (自民)	野田	国義 (立憲)	浜野	喜史 (民主)
	佐藤	啓 (自民)	横沢	高德 (立憲)	東	徹 (維新)
	清水	真人 (自民)	吉川	沙織 (立憲)	倉林	明子 (共産)
						(4. 1. 17 現在)

## 図書館運営小委員 (15名)

小委員長	長浜	博行 (立憲)	本田	顕子 (自民)	河野	義博 (公明)
	江島	潔 (自民)	舞立	昇治 (自民)	塩田	博昭 (公明)
	自見	はなこ (自民)	松川	るい (自民)	浜野	喜史 (民主)
	高野	光二郎 (自民)	野田	国義 (立憲)	東	徹 (維新)
	竹内	功 (自民)	吉川	沙織 (立憲)	倉林	明子 (共産)
						(4. 1. 17 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院提出の5件であり、いずれも可決した。

なお、本委員会に付託された請願1種類9件は、保留とした。

### 〔法律案の審査〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、内閣総理大臣等の特別職の国家公務員に令和4年6月に支給される期末手当の特例措置が講じられる



ことに伴い、議長、副議長及び議員が同月に受ける期末手当等に関する特例措置を講ずるものである。

本法律案は、3月17日に衆議院から提出、4月5日、本委員会に付託され、6日に全会一致をもって可決された。

**国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案**は、一般職の国家公務員に令和4年6月に支給される期末手当の特例措置が講じられることに伴い、国会議員の秘書が同月に受ける期末手当等に関する特例措置を講ずるものである。

本法律案は、3月17日に衆議院から提出、4月5日、本委員会に付託され、6日に多数をもって可決された。

**国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案**は、一般職の国家公務員に準じて、国会職員について育児休業の取得回数の制限を緩和するものである。

本法律案は、3月17日に衆議院から提出、4月5日、本委員会に付託され、6日に全会一致をもって可決された。

**国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案**は、文書通信交通滞在費に関し、その名称を調査研究広報滞在費に改め、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために支給することとともに、日割計算による支給の導入について定めるものである。

本法律案は、4月14日に衆議院から提出、同日、本委員会に付託され、15日に多数をもって可決された。

**国立国会図書館法等の一部を改正する法律案**は、地方公共団体情報システム機構及び地方税共同機構の設立に伴い、出版物の納入義務に関する規定を整備するとともに、私人の提供するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているものについても国立国会図書館による収集の対象とするものである。

本法律案は、5月17日に衆議院から提出、20日、本委員会に付託され、25日に全会一致をもって可決された。

## (2) 委員会経過

○令和4年1月7日(金) (第207回国会閉会後第1回)

○新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の実施に関する件について山際国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

朝日健太郎君(自民)、野田国義君(立憲)、河野義博君(公明)、山崎真之輔君(民主)、石井章君(維新)、倉林明子君(共産)

○令和4年1月14日(金) (第207回国会閉会後第2回)

○参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の令和4年度予定経費要求に関する件について決定した。

-----  
○令和4年1月17日(月) (第1回)

一、農林水産委員長の補欠選任について決定した。

一、災害対策特別委員会、政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党・国民の声 9人、立憲民主・社民 4人、公明党 3人、国民民主党・新緑風会、日本維新の会、日本共産党及び碧水会各 1人 計20人

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

自由民主党・国民の声17人、立憲民主・社民 6人、公明党 3人、国民民主党・新緑風会 2人、日本維新の会 3人、日本共産党 2人、沖縄の風及び碧水会各 1人 計35人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党・国民の声17人、立憲民主・社民 6人、公明党 4人、国民民主党・新緑風会 3人、日本維新の会及び日本共産党各 2人、沖縄の風 1人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党・国民の声 9人、立憲民主・社民 4人、公明党 2人、国民民主党・新緑風会、日本維新の会、日本共産党、れいわ新選組及びみんなの党各 1人 計20人

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

自由民主党・国民の声 9人、立憲民主・社民 4人、公明党 3人、国民民主党・新緑風会 1人、日本維新の会 2人、日本共産党 1人 計20人

消費者問題に関する特別委員会

自由民主党・国民の声 9人、立憲民主・社民 4人、公明党 3人、国民民主党・新緑風会 2人、日本維新の会及び日本共産党各 1人 計20人

東日本大震災復興特別委員会

自由民主党・国民の声17人、立憲民主・社民 7人、公明党 4人、国民民主党・新緑風会 3人、日本維新の会及び日本共産党各 2人 計35人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党・国民の声 7人、立憲民主・社民 3人、公明党 2人、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び日本共産党各 1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、本会議における内閣総理大臣外 3 国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 1月20日及び21日

ロ、時 間 自由民主党・国民の声60分、立憲民主・社民50分、公明党30分、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び日本共産党各20分

ハ、人 数 自由民主党・国民の声及び立憲民主・社民各 2人、公明党、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び日本共産党各 1人

ニ、順 序 1 立憲民主・社民 2 自由民主党・国民の声 3 公明党 4 国民民主党・新緑風会 5 日本維新の会 6 日本共産党 7 立憲民主・社民 8 自由民主党・国民の声

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和 4 年 1 月 19 日 (水) (第 2 回)

- 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の区域変更に関する件について山際国務大臣から報告を聞いた後、同大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松川るい君（自民）、横沢高德君（立憲）、塩田博昭君（公明）、浜野喜史君（民主）、東徹君（維新）、山添拓君（共産）

#### ○令和4年1月20日（木）（第3回）

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○令和4年1月21日（金）（第4回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○令和4年1月25日（火）（第5回）

- 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更に関する件について山際国務大臣から報告を聞いた後、同大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤啓君（自民）、宮口治子君（立憲）、高橋光男君（公明）、山崎真之輔君（民主）、東徹君（維新）、倉林明子君（共産）

#### ○令和4年2月3日（木）（第6回）

- 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の区域変更に関する件について山際国務大臣から報告を聞いた後、同大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

自見はなこ君（自民）、野田国義君（立憲）、塩田博昭君（公明）、山崎真之輔君（民主）、石井章君（維新）、倉林明子君（共産）

#### ○令和4年2月9日（水）（第7回）

- 一、次の件について木原内閣官房副長官、大野内閣府副大臣、黄川田内閣府副大臣、赤池内閣府副大臣、田畑総務副大臣、古賀厚生労働副大臣、渡辺国土交通副大臣及び務台環境副大臣から説明を聞いた後、同意することに決定した。

イ、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

ロ、総合科学技術・イノベーション会議議員の任命同意に関する件

ハ、公益認定等委員会委員の任命同意に関する件

ニ、公正取引委員会委員の任命同意に関する件

ホ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件

ヘ、公認会計士・監査審査会会長及び同委員の任命同意に関する件

ト、行政不服審査会委員の任命同意に関する件

チ、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

リ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

ヌ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ル、中央社会保険医療協議会公益委員の任命同意に関する件

ヲ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

ワ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

カ、運輸安全委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ヨ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

- 一、元内閣総理大臣故海部俊樹君に対し、院議をもって弔詞をささげること決定した。

- 一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。
- 一、ウクライナを巡る憂慮すべき状況の改善を求める決議案（宮沢洋一君外8名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

**○令和4年2月10日(木) (第8回)**

- 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更に関する件について山際国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高野光二郎君（自民）、横沢高德君（立憲）、高橋光男君（公明）、山崎真之輔君（民主）、東徹君（維新）、山添拓君（共産）

**○令和4年2月18日(金) (第9回)**

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更に関する件について山際国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

江島潔君（自民）、宮口治子君（立憲）、塩田博昭君（公明）、山崎真之輔君（民主）、石井苗子君（維新）、倉林明子君（共産）

**○令和4年3月2日(水) (第10回)**

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案（福岡資麿君外11名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

**○令和4年3月4日(金) (第11回)**

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、所得税法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、公明党、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。
- 一、参考人の出席を求めることを決定した。
- 一、次の件について参考人人事官候補者・日本マイクロソフト株式会社執行役員プロフェッショナルスキル開発本部長伊藤かつら君及び原子力規制委員会委員長候補者・原子力規制委員会委員山中伸介君から所信を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

- ・人事官候補者に対する質疑

〔質疑者〕

横沢高德君（立憲）、浜野喜史君（民主）、東徹君（維新）、倉林明子君（共産）、舞立昇治君（自民）、高橋光男君（公明）、吉川沙織君（立憲）

- ・原子力規制委員会委員長候補者に対する質疑

〔質疑者〕

宮口治子君（立憲）、浜野喜史君（民主）、東徹君（維新）、倉林明子君（共産）、竹内功君（自

民)、塩田博昭君(公明)、野田国義君(立憲)

イ、人事官の任命同意に関する件

ロ、原子力規制委員会委員長の任命同意に関する件

一、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更に関する件について山際国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石井浩郎君(自民)、野田国義君(立憲)、高橋光男君(公明)、山崎真之輔君(民主)、東徹君(維新)、田村智子君(共産)

#### ○令和4年3月9日(水)(第12回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、本会議における令和四年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○令和4年3月17日(木)(第13回)

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する件について山際国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

清水真人君(自民)、吉川沙織君(立憲)、塩田博昭君(公明)、山崎真之輔君(民主)、石井章君(維新)、倉林明子君(共産)

#### ○令和4年3月18日(金)(第14回)

一、中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名について決定した。

一、国会図書館職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。

一、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、雇用保険法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年3月22日(火) (第15回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年3月25日(金) (第16回)

一、次の件について木原内閣官房副長官、大野内閣府副大臣、黄川田内閣府副大臣、赤池内閣府副大臣、中西総務副大臣、津島法務副大臣、古賀厚生労働副大臣及び務台環境副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、人事官の任命同意に関する件

ロ、原子力委員会委員の任命同意に関する件

ハ、公益認定等委員会委員の任命同意に関する件

ニ、公正取引委員会委員の任命同意に関する件

ホ、公認会計士・監査審査会委員の任命同意に関する件

ヘ、公害等調整委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ト、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

チ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件

リ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件

ヌ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ル、中央社会保険医療協議会公益委員の任命同意に関する件

ヲ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

ワ、原子力規制委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年3月30日(水) (第17回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年3月31日(木) (第18回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年4月1日(金) (第19回)

一、本会議における内閣総理大臣のG7首脳会合に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、公明党、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年4月6日(水) (第20回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第13号)(衆議院提出)を可決した。

(衆第13号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第14号)(衆議院提出)を可決した。

(衆第14号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新

反対会派 共産

- 一、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第15号）（衆議院提出）を可決した。

(衆第15号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

- 一、国会職員の給与等に関する規程及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年4月8日(金) (第21回)

- 一、常任委員会合同審査会規程の一部改正に関する件について決定した。

- 一、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年4月13日(水) (第22回)

- 一、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、公明党、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年4月15日(金) (第23回)

- 一、裁判官訴追委員の選任について決定した。

- 一、国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第29号）（衆議院提出）を可決した。

(衆第29号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新

反対会派 共産

- 一、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件について決定した。

- 一、関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

**○令和4年4月20日(水) (第24回)**

一、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

**○令和4年4月22日(金) (第25回)**

一、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

**○令和4年4月27日(水) (第26回)**

一、理事の補欠選任を行った。

一、新政治研究会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

**○令和4年5月11日(水) (第27回)**

一、宅地造成等規制法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

**○令和4年5月13日(金) (第28回)**

一、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び日本共産党各10分



ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○令和4年5月18日(水) (第29回)

一、こども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、公明党、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○令和4年5月20日(金) (第30回)

一、刑法等の一部を改正する法律案及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○令和4年5月25日(水) (第31回)

一、国立国会図書館法等の一部を改正する法律案(衆第38号)(衆議院提出)を可決した。

(衆第38号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

一、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部改正を承認することに決定した。

一、国立国会図書館組織規程の一部改正を承認することに決定した。

一、本会議における財務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 5月25日

ロ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民20分、公明党、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び日本共産党各10分

ハ、人 数 各派1人

ニ、順 序 1 立憲民主・社民 2 自由民主党・国民の声 3 公明党 4 国民民主党・新緑風会  
5 日本維新の会 6 日本共産党

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○令和4年5月31日(火) (第32回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○令和4年6月1日(水) (第33回)

一、電波法及び放送法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、参議院規則の一部を改正する規則案（江島潔君外3名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年6月3日(金) (第34回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年6月8日(水) (第35回)

一、本会議において行政監視委員会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本会議において国際経済・外交に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会及び資源エネルギーに関する調査会の報告を聴取することに決定した。

一、本会議において情報監視審査会の報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年6月10日(金) (第36回)

一、本会議における令和三年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告についての総務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、公明党、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年6月13日(月) (第37回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和4年6月15日(水) (第38回)

一、藤末健三君の議員辞職を許可することに決定した。

一、国会議員の秘書の退職手当支給規程及び国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程の一部改正に関する件について決定した。

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ■ 庶務関係小委員会

○令和4年1月14日(金) (第207回国会閉会后第1回)

○参議院の令和4年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

#### ■ 図書館運営小委員会

○令和4年1月14日(金) (第207回国会閉会后第1回)

○国立国会図書館の令和4年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

-----

○令和4年5月20日(金) (第1回)

○次の件について協議決定した。

イ、国立国会図書館法等の一部改正に関する件

ロ、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部改正に関する件

ハ、国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件

## 懲罰委員会

### 委員一覧 (10名)

委員長	室井	邦彦 (維新)	関口	昌一 (自民)	榛葉	賀津也 (民主)
理事	尾辻	秀久 (自民)	藤井	基之 (自民)	市田	忠義 (共産)
理事	野上	浩太郎 (自民)	水岡	俊一 (立憲)		
	世耕	弘成 (自民)	山本	博司 (公明)		(会期終了日 現在)

# 災害対策特別委員会

## 委員一覧 (20名)

委員長	佐々木さやか (公明)	自見 はなこ (自民)	塩村 あやか (立憲)
理事	足立 敏之 (自民)	滝沢 求 (自民)	竹谷 とし子 (公明)
理事	そのだ 修光 (自民)	野村 哲郎 (自民)	小林 正夫 (民主)
理事	野田 国義 (立憲)	藤木 眞也 (自民)	室井 邦彦 (維新)
理事	塩田 博昭 (公明)	森屋 宏 (自民)	武田 良介 (共産)
	大野 泰正 (自民)	小沼 巧 (立憲)	嘉田 由紀子 (碧水)
	酒井 庸行 (自民)	熊谷 裕人 (立憲)	(会期終了日 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出3件（災害対策特別委員長）であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願2種類39件は、いずれも保留とした。

### 〔法律案の審査〕

**津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案**は、地域の特性に応じた津波避難施設等の整備の推進に関する規定及び津波対策における情報通信技術の活用に関する規定を追加するとともに、国の財政上の援助に関する規定の有効期限を令和9年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

委員会においては、地域の特性に応じた避難路の確保に向けた国の支援策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

**豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案**は、豪雪地帯の現状に鑑み、基本理念を定め、豪雪地帯の特性を踏まえた防災に関する施策の促進、財政上の措置、幹線道路の交通の確保、命綱固定アンカーの設置の促進、地域における除排雪の安全確保、克雪に関する技術の開発・普及等の規定の追加等を行うとともに、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備の特例の期限並びに公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例措置の適用期限を10年間延長する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、除排雪の担い手の確保に向けた支援の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案**は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、同地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、同地震に係る地震防災対策の推進を図るため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画等の作成、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の

指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置等について定めようとするものである。

委員会においては、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

### 〔国政調査〕

3月9日、災害対策の基本施策について二之湯国務大臣から所信を、また、令和4年度防災関係予算について内閣府副大臣から説明を聴取した。

3月11日、災害対策の基本施策について質疑を行い、大規模地震発生時における被災地への支援ルートを事前に確保する必要性、除雪費に係る地方公共団体への財政支援の状況、地球温暖化による気候変動が今後の降雨量に及ぼす影響、国内の原子力発電所が武力攻撃を受けた場合の被害想定、災害時におけるペット同行避難の在り方、専門的能力を有する災害ボランティア団体への支援の必要性、地区防災計画の策定等における防災士の活用の必要性、市町村における個別避難計画の作成状況と今後の作成促進策、大規模地震による被害の最小化に向けた取組の現状と今後の決意、線状降水帯の予測精度向上に向けた取組の必要性、災害時における安否不明者の氏名公表に係る課題とその議論の方向性、トンガ諸島の海底火山噴火により我が国で発生した潮位変化及び被害の状況、災害時における帰宅困難者対策の在り方、専門家を活用した災害関連死の根絶に向けた取組の必要性、除雪における災害救助法事務取扱要領の柔軟な運用の必要性、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の活用実績、個別避難計画の作成における関係機関との連携の意義、東京電力福島第一原子力発電所事故と小児甲状腺がん発症との因果関係などの諸問題が取り上げられた。

5月11日、質疑を行い、災害時の学校飼育動物の被害状況及び対応の在り方、学校での動物飼育の在り方を見直す必要性、家庭及び外出時における災害対応に係る啓発活動の取組状況、公共施設の耐震化の進捗状況及び政府の取組方針、二酸化炭素消火設備の設置状況及び事故防止対策の在り方、罹災証明書の迅速な発行に向けた損害保険会社等との連携についての検討状況、複合災害を含む大規模災害に対応した体制の在り方、災害廃棄物の発生抑制に向けた取組の状況、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトの遊水池建設に当たっての営農希望者への対応、千曲川の河川防災ステーションの整備における住民の要望に対する見解、全国の流域治水協議会における住民参加の状況、球磨川水系河川整備計画の策定に当たっての過去の氾濫による溺死者調査の必要性などの諸問題が取り上げられた。

## (2) 委員会経過

○令和4年1月17日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和4年3月9日(水) (第2回)

○災害対策の基本施策に関する件について二之湯国務大臣から所信を聴いた。

○令和4年度防災関係予算に関する件について大野内閣府副大臣から説明を聴いた。

○令和4年3月11日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 災害対策の基本施策に関する件について二之湯国務大臣、佐藤厚生労働副大臣、務台環境副大臣、鰐淵文部科学大臣政務官、小寺内閣府大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

足立敏之君（自民）、塩村あやか君（立憲）、熊谷裕人君（立憲）、塩田博昭君（公明）、小林正夫君（民主）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）、嘉田由紀子君（碧水）

#### ○令和4年3月23日(水)（第4回）

- 津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第9号）（衆議院提出）について提出者衆議院災害対策特別委員長小里泰弘君から趣旨説明を聴き、衆議院災害対策特別委員長代理勝俣孝明君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

武田良介君（共産）

（衆第9号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、碧水

反対会派 なし

#### ○令和4年3月25日(金)（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第12号）（衆議院提出）について提出者衆議院災害対策特別委員長小里泰弘君から趣旨説明を聴き、衆議院災害対策特別委員長代理橋慶一郎君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

武田良介君（共産）

（衆第12号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、碧水

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

#### ○令和4年5月11日(水)（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 災害時の学校飼育動物への対応に関する件、防災の啓発活動に関する件、二酸化炭素消火設備による事故防止対策に関する件、大規模災害に対応した体制に関する件、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトに関する件、球磨川水系河川整備計画の策定に関する件等について二之湯内閣府特命担当大臣、池田文部科学副大臣、加藤国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

塩村あやか君（立憲）、熊谷裕人君（立憲）、小林正夫君（民主）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）、嘉田由紀子君（碧水）

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆第33号）（衆議院提出）について提出者衆議院災害対策特別委員長小里泰弘君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第33号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、碧水

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和4年6月15日(水) (第7回)

- 請願第394号外38件を審査した。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。



# 政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

## 委員一覧 (35名)

委員長	青木	一彦 (自民)	加田	裕之 (自民)	森屋	隆 (立憲)
理事	青山	繁晴 (自民)	佐藤	正久 (自民)	吉田	忠智 (立憲)
理事	今井	絵理子 (自民)	滝沢	求 (自民)	河野	義博 (公明)
理事	北村	経夫 (自民)	鶴保	庸介 (自民)	宮崎	勝 (公明)
理事	勝部	賢志 (立憲)	比嘉	奈津美 (自民)	榛葉	賀津也 (民主)
理事	高瀬	弘美 (公明)	藤井	基之 (自民)	石井	苗子 (維新)
理事	大塚	耕平 (民主)	本田	顕子 (自民)	鈴木	宗男 (維新)
理事	清水	貴之 (維新)	松山	政司 (自民)	井上	哲士 (共産)
	有村	治子 (自民)	山本	順三 (自民)	紙	智子 (共産)
	石田	昌宏 (自民)	石川	大我 (立憲)	伊波	洋一 (沖縄)
	猪口	邦子 (自民)	徳永	エリ (立憲)	ながえ	孝子 (碧水)
	小川	克巳 (自民)	羽田	次郎 (立憲)		(会期終了日 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

なお、沖縄の本土復帰五十年及び沖縄を取り巻く諸課題の解決促進に関する決議及び第八回アフリカ開発会議（T I C A D 8）に向けた我が国の開発協力に関する決議を行った。

### 〔法律案の審査〕

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、その一層の振興を図るため、沖縄振興特別措置法等の有効期限を延長するとともに、事業者が作成する観光地形成促進措置実施計画等について沖縄県知事の認定制度を新設するほか、駐留軍用地が段階的に返還される場合の拠点返還地の指定要件を緩和する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、日本の主権回復が同時に国民の分離統治となった側面を踏まえた政府の沖縄へのこれまでの姿勢、これまでの6年間にわたる沖縄子供の貧困緊急対策事業の成果及び改善点、日米地位協定の抜本的な見直しの必要性に関する外務大臣の認識及び沖縄の更なる基地負担軽減策、沖縄振興における再生可能エネルギー活用促進策の位置付け及び今後の取組、跡地利用特措法に基づく土地の先行取得等の状況、鉄軌道導入を求める沖縄の声に応える担当大臣としての決意、O I S Tの沖縄経済や教育等における貢献実績及び今後の貢献の在り方、救急搬送を含む離島の医療体制の改善と充実に向けた課題及び国の支援策、政治決断に基づき鉄軌道の事業化に向け特別措置法を制定する必要性、沖縄振興開発金融公庫の新事業創出促進業務の拡大によ

り期待される成果等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

**3月11日**、政府開発援助等の基本方針に関する件について、林外務大臣から所信を聴いた。また、沖縄及び北方問題に関するの基本施策に関する件について、西銘内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）及び林外務大臣から所信を聴いた。

**3月15日**、予算委員会から委嘱された令和4年度政府開発援助関係経費、内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫の予算について審査を行い、沖縄を海洋資源開発、輸出の拠点とするためのセンター建設の必要性、プーチン大統領を交渉相手にロシアと平和条約交渉を進めることの妥当性、我が国の支援における途上国での新型コロナウイルスワクチン廃棄等の問題の現状、ウクライナとロシアの停戦交渉に関する外務大臣の現状認識、ウクライナに対する1億ドル規模の緊急人道支援の内容及び現地に届ける方法、我が国のODAのジェンダー平等主目的案件の比率を引き上げる必要性、分蜜糖工場の更新にも含蜜糖工場と同様の高率補助を設ける必要性、沖縄振興に係る財源確保の在り方に関する地元自治体との連携状況等について質疑を行った。

**3月23日**、政府開発援助等の基本方針に関する件及び沖縄及び北方問題に関するの基本施策に関する件について調査を行い、国連安全保障理事会の改革も展望に入れたODAの戦略的活用、我が国ODAにおける平和構築・民主化支援の位置付け、厳しい財政状況下においてODA予算を維持する理由、COVAXファシリティから日本企業によるワクチン開発等へ支援がなされるよう働きかける必要性、北方墓参等の停止が元島民に及ぼす影響とその対応策、日露関係の見直しに係る外務大臣及び内閣府特命担当大臣の見解、沖縄への鉄軌道導入に係る検討状況、沖縄における子供の貧困対策の方向性と問題解決に向けた取組等について質疑を行った。

**4月22日**、第八回アフリカ開発会議（TICAD8）に向けた我が国の開発協力の在り方に関する件について調査を行い、参考人独立行政法人国際協力機構上級審議役加藤隆一君及び長崎大学大学院熱帯医学・グローバルヘルス研究科客員教授・公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン理事長・公益財団法人アジア人口・開発協会常務理事・事務局長池上清子君から意見を聴いた後、JICA海外協力隊員が帰国後の活動の成果を増やしていく取組の重要性、アフリカにおいて新型コロナウイルスワクチン製造拠点を設けることの重要性、アフリカへの民間投資を進める上での課題と政府として後押しすべき取組、政権の正統性に疑念がある国に対する支援の在り方と必要な人道支援の実施方法、アフリカにおける開発協力において日本が重点的に取り組むべき国・分野、ODAにおけるジェンダー案件を拡充する際にインフラを含めた支援が重要な理由、日本経済にとってアフリカの持つ意味及び投資していくことの価値等について質疑を行った。

**4月27日**、四島返還に向け千島列島と南樺太の帰属問題と併せて外交交渉を進めていく意義、日ロ間のサケ・マス以外の漁業交渉に係る今後の見通し、沖縄振興策におけるデジタル人材育成の意味及びこれまでの成果、対中国ODAの実績、対中戦後賠償放棄の見返

りとしての位置付けの有無、日本が健康問題への取組で主要な役割を果たす上で保健分野のODAを活用する重要性、沖縄返還に関しての琉球政府の建議書提出をめぐる経緯についての認識、沖縄子供の貧困緊急対策事業の概要、改善の事例と子供の貧困率の低下などの具体的な効果検証に係る状況、アフリカ向けODAについて貧困者を直接支えるNGOへの支援にシフトする必要性等について質疑を行った。また、**沖縄の本土復帰五十年及び沖縄を取り巻く諸課題の解決促進に関する決議**を行った。

6月8日、第八回アフリカ開発会議（TICAD8）に向けた我が国の開発協力に関する決議を行った。

## （2）委員会経過

### ○令和4年1月17日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○令和4年3月11日（金）（第2回）

○政府開発援助等の基本方針に関する件について林外務大臣から所信を聴いた。

○沖縄及び北方問題に関しての基本施策に関する件について西銘内閣府特命担当大臣及び林外務大臣から所信を聴いた。

### ○令和4年3月15日（火）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和四年度一般会計予算（衆議院送付）

令和四年度特別会計予算（衆議院送付）

令和四年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（政府開発援助関係経費、内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫）について林外務大臣及び西銘内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、林外務大臣、西銘内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青山繁晴君（自民）、勝部賢志君（立憲）、高瀬弘美君（公明）、榛葉賀津也君（民主）、清水貴之君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、ながえ孝子君（碧水）

本委員会における委嘱審査は終了した。

### ○令和4年3月23日（水）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府開発援助等の基本方針に関する件及び沖縄及び北方問題に関しての基本施策に関する件について林外務大臣、西銘内閣府特命担当大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構理事中村俊之君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

猪口邦子君（自民）、羽田次郎君（立憲）、宮崎勝君（公明）、大塚耕平君（民主）、清水貴之君（維新）、紙智子君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、ながえ孝子君（碧水）

○沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について西銘内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和4年3月25日（金）（第5回）

○沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

H2L株式会社代表取締役

国立大学法人琉球大学工学部教授 玉城絵美君

国立大学法人琉球大学学長 西田睦君

〔質疑者〕

比嘉奈津美君（自民）、森屋隆君（立憲）、高瀬弘美君（公明）、榛葉賀津也君（民主）、清水貴之君（維新）、紙智子君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、ながえ孝子君（碧水）

○令和4年3月30日（水）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について西銘内閣府特命担当大臣、林外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

有村治子君（自民）、今井絵理子君（自民）、勝部賢志君（立憲）、河野義博君（公明）、大塚耕平君（民主）、鈴木宗男君（維新）、石井苗子君（維新）、紙智子君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、ながえ孝子君（碧水）

（閣法第21号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、沖縄、碧水

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和4年4月22日（金）（第7回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○第八回アフリカ開発会議（TICAD8）に向けた我が国の開発協力の在り方に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

独立行政法人国際協力機構上級審議役 加藤隆一君

長崎大学大学院熱帯医学・グローバルヘルス研究科客員教授

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン理事長

公益財団法人アジア人口・開発協会常務理事・事務局長 池上清子君

〔質疑者〕

本田顕子君（自民）、石川大我君（立憲）、高瀬弘美君（公明）、榛葉賀津也君（民主）、清水貴之君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

○令和4年4月27日（水）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 沖縄における海洋資源の研究開発の推進に関する件、日米地位協定の見直しの必要性に関する件、日ロ漁業交渉の動向に関する件、沖縄におけるデジタル人材の育成に関する件、対中国ODAの実績・位置付けに関する件、保健分野等のODAの在り方に関する件、沖縄の米軍基地問題に関する件、沖縄の子供の貧困対策に関する件、アフリカ向けODAにおける貧困者支援に関する件等について西銘内閣府特命担当大臣、林外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

青山繁晴君（自民）、勝部賢志君（立憲）、高瀬弘美君（公明）、大塚耕平君（民主）、石井苗子君（維新）、紙智子君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、ながえ孝子君（碧水）

- 沖縄の本土復帰五十年及び沖縄を取り巻く諸課題の解決促進に関する決議を行った。

○ 令和4年6月8日（水）（第9回）

- 第八回アフリカ開発会議（TICAD8）に向けた我が国の開発協力に関する決議を行った。

○ 令和4年6月15日（水）（第10回）

- 政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### （3）委員会決議

#### － 沖縄の本土復帰五十年及び沖縄を取り巻く諸課題の解決促進に関する決議 －

本委員会は、本年5月の沖縄の本土復帰50年の節目に当たり、沖縄を取り巻く諸課題に関する対策の樹立を使命とする特別委員会として、ここに改めて、それら諸課題の解決に向けて最大限の努力を払う決意を表明する。

昭和47年5月の沖縄の本土復帰以来、沖縄振興特別措置法等に基づく5次にわたる振興策の実施と、沖縄県民の不断の努力とによって、特に、社会資本整備の面で本土との格差は正が図られるとともに、観光リゾートや情報通信関連分野における産業の振興等、沖縄の経済社会は、総体として発展してきた。

しかしながら、沖縄戦とその後27年間の米軍の占領統治下において本土から多くの基地の移転などが行われた結果、国土面積0.6%の沖縄に、今なお米軍専用施設面積の70.3%が集中しており、近年の厳しい安全保障環境を背景とする訓練の増加等もあいまって、本土復帰から50年となる現在においても、県民の安全な暮らしや生活が脅かされている。また、地域経済の十全な発展の阻害要因にもなっている。政府においては、引き続き、沖縄における米軍施設・区域の整理縮小及び早期返還の実現に努め、沖縄の過重な基地負担の軽減に全力を尽くすことを求める。

あわせて、政府は、事件・事故、騒音問題、環境問題など米軍基地から派生する諸課題の解決のため、沖縄県等の要望を踏まえ、日米地位協定の実情を注視し、あるべき姿を不断に追求していくべきである。特に、現下の新型コロナウイルス感染症等の指定感染症・検疫感染症による地域経済・社会活動への影響を最小限にとどめるため、在日米軍における感染拡大防止措置の徹底などに取り組むことを求める。

また、依然として、沖縄の一人当たり県民所得や法定最低賃金は全国最低水準となっており、子どもの貧困や公共交通基盤としての鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた調査・検討、離島の定住条件の整備など、解決すべき課題が残されている。政府においては、振興策を推進するに

当たり、沖縄の自立的発展と県民の生活向上に資するよう、県民の声に寄り添って、地元の意思を十分尊重することを求める。

沖縄の地理的特性は、長らく特殊事情として克服すべき条件不利性とされてきた。しかし、成長著しい東アジアの中心に位置するという優位性は、沖縄の潜在力を最大限に引き出す可能性を秘めている。沖縄が、文化、教育、経済、外交等の様々な分野における多元的交流の推進や世界に広がるウチナーンチュのネットワークを基軸とした人的基盤を通じて、21世紀の「万国津梁」を形成し、平和の島・沖縄の自立的発展のみならず、我が国ひいてはアジア・太平洋地域の持続的発展、信頼醸成にも貢献するよう、政府においては最大限の努力をもって、その実現に努めるべきである。

本委員会は、これら沖縄を取り巻く諸課題に真摯に向き合い、これからの10年で、その解決に向けて更なる努力を尽くすことを誓うものである。

右決議する。

## －第八回アフリカ開発会議（T I C A D 8）に向けた我が国の開発協力に関する決議－

新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりは、3年目を迎える今日も未だ終息を見せていない。さらに、今般のロシアによるウクライナ侵略は、法の支配に基づく国際秩序の根幹を揺るがす行為である。

そうした中、本年8月には、第8回アフリカ開発会議（T I C A D 8）が開催予定である。T I C A Dは、アフリカ開発に関する包摂的で開かれた国際会議として、幅広い主体が共通認識を形成し、協力して課題に取り組むためのプラットフォームとして機能してきた。T I C A D 8は、パンデミックを克服し、その後が続く未来に向かって社会を再構築していく転換点となるとともに、ロシアによるウクライナ侵略を背景として、我が国が法の支配に基づく国際秩序を守り抜く覚悟を広く発信する機会とも位置付けられる。

以上を踏まえ、政府においては、ウクライナ情勢がもたらすエネルギー安全保障や食料安全保障への影響も踏まえつつ、開発協力に関し、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

### 一、T I C A Dプロセスを通じた法の支配に基づく国際秩序の重要性の発信

ロシアによるウクライナ侵略は、国連憲章が禁ずる違法な武力の行使である。本年3月、国連総会の緊急特別会合におけるロシア軍の撤退を促す等の内容を含む2つの決議が採択されたが、その際、多数のアフリカ諸国が棄権又は不投票であった。インド太平洋地域は、世界人口の半数以上を擁する世界の成長センターであるからこそ、各国のガバナンスを強化し、国連憲章と法の支配を始めとする共通の価値や原則に基づいて、平和と繁栄を確保していくことが重要であり、アフリカもその一翼を担っている。T I C A Dプロセスを通じ、アフリカ諸国における主体的な成長と発展に協力する中で、我が国がなくてはならない存在として認識され、これらの理念が一層浸透するよう努めるとともに、国連改革を含めた国際秩序の立て直しに主体的な役割を果たしていくべきである。

### 二、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの重点強化と人材の定着

アフリカにおける保健医療の基盤は依然として脆弱であり、優先すべきは、人々に一番近いところで、適切な保健医療サービスや情報を供給するシステムを強化していく取組である。特に関連分野における人材育成が大事であり、引き続き重点的に進めるとともに、高い教育を受けた人材が外国に流出し、現地の医療改善等になかなかつながらない実情を踏まえ、そうした人材が地元に着定し、貢献していくインセンティブを与えるような取組も加速すべきである。貧困や飢餓等の課題が

未だ山積する中、人間の安全保障の理念に立脚したSDGs達成に向けて、住民のニーズに適切に応えながら、一層効果的な支援を進めるよう留意すべきである。

### 三、アフリカの潜在力を引き出すための民間投資の促進

アフリカは、豊富な資源、高い人口増加率、大きな経済的潜在性を有する21世紀最大のフロンティアである。今後も高い経済成長が見込まれるアフリカの潜在力を引き出し、持続的発展に乗せる上で、民間投資に大きな役割が期待されるが、日本企業からの投資は遅れており、その実情について総括する必要がある。アフリカにおいてスタートアップが躍進を遂げている状況に鑑み、日本の若手起業家の対アフリカ投資を促進する機会の創出に取り組むべきである。また、投資が進まない背景には、その重要な前提条件である人間の安全保障が満たされていない状況も深く関与していることから、政治の安定化、治安・公衆衛生の改善、良質な労働力や日本企業のパートナーとなる人材の育成等、投資環境の整備に引き続き取り組むべきである。

### 四、NGO・起業家との連携強化

アフリカの開発協力において、貧困層に直接裨益する草の根の支援の重要性が高く、現地のニーズにきめ細かく対応するNGOなどの市民社会組織は、「顔が見える支援」の担い手であるJICA海外協力隊等とともに、我が国のODAの一翼を担う主要な主体である。また、今日、起業家、特にビジネスを通して貧困、教育、環境等の社会問題に取り組むスタートアップは、デジタル技術等も活用しながら、社会課題をきめ細かく解決し、多様な人材の活躍を促していく上で重要な役割を果たしている。こうした点を十分踏まえつつ、NGOや起業家をパートナーとして位置付け、連携を強化していくべきである。

### 五、国民に理解されるODA

非軍事的な国際協力を主体とする我が国にとって、ODAを活用した外交の推進の重要性は大きく、ODA予算のより一層の拡充が求められる。一方、厳しい財政状況の中でODAを実施していくには、その意義について国民一人一人の理解が必要である。対国民総所得(GNI)比でODAを0.7%とする国際目標を実現していく上では、開発協力の意義を示すとともに、データに基づく科学的な検証により、国民にODAの効果を示していく取組を進めるべきである。

右決議する。

# 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

## 委員一覧 (35名)

委員長	松下 新平 (自民)	武見 敬三 (自民)	宮口 治子 (立憲)
理事	石井 準一 (自民)	柘植 芳文 (自民)	吉川 沙織 (立憲)
理事	古賀 友一郎 (自民)	徳茂 雅之 (自民)	里見 隆治 (公明)
理事	西田 昌司 (自民)	中田 宏 (自民)	杉 久武 (公明)
理事	牧山 ひろえ (立憲)	長峯 誠 (自民)	山本 博司 (公明)
理事	谷合 正明 (公明)	比嘉 奈津美 (自民)	足立 信也 (民主)
理事	伊藤 孝恵 (民主)	三原じゅん子 (自民)	山崎 真之輔 (民主)
理事	梅村 聡 (維新)	森屋 宏 (自民)	石井 章 (維新)
	岩本 剛人 (自民)	山下 雄平 (自民)	井上 哲士 (共産)
	北村 経夫 (自民)	青木 愛 (立憲)	山下 芳生 (共産)
	上月 良祐 (自民)	小西 洋之 (立憲)	高良 鉄美 (沖縄)
	竹内 功 (自民)	鉢呂 吉雄 (立憲)	(会期終了日 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願2種類18件は、いずれも保留とした。

### 〔法律案の審査〕

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、基幹放送事業者における中波放送の超短波放送への転換に伴い、超短波放送の放送設備による政見放送をすることができることとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、選挙の執行状況を踏まえた執行経費基準額の在り方、インターネット投票の導入に向けた検討状況、障害者に係る投票環境の向上、女性の政治参画の促進、地方議会選挙における住所要件の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

### 〔国政調査〕

3月25日、第49回衆議院議員総選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について金子総務大臣及び政府参考人から報告を聴取した。



## (2) 委員会経過

### ○令和4年1月17日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○令和4年3月25日(金) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 第49回衆議院議員総選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について金子総務大臣及び政府参考人から報告を聞いた。
- 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について金子総務大臣から趣旨説明を聞いた。

### ○令和4年3月30日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について金子総務大臣、田畑総務副大臣、鳩山総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

牧山ひろえ君(立憲)、山崎真之輔君(民主)、梅村聡君(維新)、井上哲士君(共産)、高良鉄美君(沖縄)

(閣法第17号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産、沖縄

反対会派 なし

### ○令和4年6月15日(水) (第4回)

- 請願第295号外17件を審査した。
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

# 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

## 委員一覧 (20名)

委員長	山谷 えり子 (自民)	島村 大 (自民)	竹内 真二 (公明)
理事	清水 真人 (自民)	豊田 俊郎 (自民)	柳田 稔 (民主)
理事	宮本 周司 (自民)	長峯 誠 (自民)	東 徹 (維新)
理事	森 ゆうこ (立憲)	丸川 珠代 (自民)	武田 良介 (共産)
理事	三浦 信祐 (公明)	有田 芳生 (立憲)	舩後 靖彦 (れ新)
	衛藤 晟一 (自民)	打越 さく良 (立憲)	浜田 聡 (みん)
	岡田 広 (自民)	白 眞勲 (立憲)	(会期終了日 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

### 〔国政調査〕

岸田内閣総理大臣は、第208回国会の施政方針演説において、拉致問題を最重要課題と位置付け、各国と連携しながら、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、あらゆるチャンスを逃すことなく、全力で取り組むことを表明した。また、岸田総理自身が条件を付けずに金正恩委員長と直接向き合うとの決意を述べ、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化の実現を目指すとした。

3月9日、北朝鮮をめぐる最近の状況について林外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について松野国務大臣からそれぞれ説明を聴いた。

3月11日、北朝鮮のミサイル発射、拉致問題解決に向けた国際的連携、拉致問題の啓発・広報、拉致問題への取組、日朝平壤宣言と日朝間におけるストックホルム合意等について質疑を行った。

6月8日、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立について、参考人として、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会事務局長飯塚耕一郎君及び特定失踪者家族会事務局長・特定失踪者古川了子氏の姉竹下珠路君を招致し、意見を聴いた後、質疑を行った。

## (2) 委員会経過

○令和4年1月17日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和4年3月9日(水) (第2回)

○北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件について林外務大臣から説明を聴き、拉致問題をめぐる現状に関する件について松野国務大臣から説明を聴いた。

○令和4年3月11日(金) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北朝鮮のミサイル発射に関する件、拉致問題解決に向けた国際的連携に関する件、拉致問題の啓発・広報に関する件、拉致問題への取組に関する件、日朝平壤宣言と日朝間におけるストックホルム合意に関する件等について林外務大臣、松野国務大臣、鬼木防衛副大臣、鰐淵文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

清水真人君（自民）、有田芳生君（立憲）、竹内真二君（公明）、柳田稔君（民主）、東徹君（維新）、武田良介君（共産）、船後靖彦君（れ新）、浜田聡君（みんな）

#### ○令和4年6月8日（水）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

北朝鮮による拉致被害者家族連絡会事務局長 飯塚耕一郎君  
特定失踪者家族会事務局長  
特定失踪者古川了子氏の姉 竹下珠路君

〔質疑者〕

清水真人君（自民）、有田芳生君（立憲）、三浦信祐君（公明）、柳田稔君（民主）、東徹君（維新）、武田良介君（共産）、船後靖彦君（れ新）、浜田聡君（みんな）

#### ○令和4年6月15日（水）（第5回）

- 北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

# 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

## 委員一覧 (20名)

委員長	古川	俊治 (自民)	堀井	巖 (自民)	秋野	公造 (公明)
理事	太田	房江 (自民)	本田	顕子 (自民)	矢倉	克夫 (公明)
理事	三木	亨 (自民)	宮崎	雅夫 (自民)	磯崎	哲史 (民主)
理事	真山	勇一 (立憲)	山田	俊男 (自民)	高木	かおり (維新)
理事	高橋	光男 (公明)	岸	真紀子 (立憲)	柳ヶ瀬	裕文 (維新)
	進藤	金日子 (自民)	斎藤	嘉隆 (立憲)	伊藤	岳 (共産)
	馬場	成志 (自民)	田島	麻衣子 (立憲)		(会期終了日 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出3件（うち本院先議1件）であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類1件は、保留とした。

### 〔法律案の審査〕

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、地方分権改革の意義と提案募集方式の課題、応急仮設建築物の存続期間延長に当たっての安全性の担保、地縁団体の役割と合併規定等の整備による効果、難病患者等の医療受給者証に関する見直しの内容の周知等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案は、国の歳入等の納付に係る関係者の利便性の向上を図るため、他の法令の規定にかかわらず、情報通信技術を利用して自ら納付する方法及び情報通信技術を利用して指定納付受託者に委託して納付する方法による国の歳入等の納付を可能とするために必要な事項を定めるものである。

委員会においては、キャッシュレス納付推進におけるデジタル庁の役割と行政機関の業務効率化、指定納付受託者の情報セキュリティ確保、キャッシュレス納付に係る手数料の負担の在り方等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、職業能力開発短期大学校における高度職業訓練を修了した者の大学への編入学に係る学校教育法の特例措置及び国立大学法人の所有する土地等の貸付けに係る国立大学法人法の特例措置を規定するとともに、構造改革の推進等に関する提案の募集の期限及び構造改革特別区域計画の認定申請の期限の延長等を行おうとするもので

ある。

委員会においては、大学への編入学に係る特例措置に期待される効果、国立大学法人が所有する土地等の貸付手続の在り方、特区制度の実績に対する評価と今後の取組等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。

#### 〔国政調査等〕

3月9日、地方創生及びデジタル社会の形成等の基本施策に関する件について野田内閣府特命担当大臣（地方創生）、若宮国務大臣（デジタル田園都市国家構想担当）及び牧島デジタル大臣から所信を聴取した。

3月15日、予算委員会から委嘱された令和4年度内閣（デジタル田園都市国家構想関係経費）、内閣府（内閣本府（地方創生関係経費）、地方創生推進事務局）及びデジタル庁予算の審査を行い、自治体情報システムの標準準拠システム移行に向けた課題と対策、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の実現に向けた方策、地方創生の観点からの女性活躍の具体的な取組に係る野田大臣の見解、魅力ある地方大学の創出に向けた取組、教育分野のパーソナルデータストア（PDS）の具体的な管理、活用方法と個人情報保護法令との整合性、デジタル教科書とデジタル教材の在り方、地方創生推進交付金による移住支援事業及び起業支援事業の目標が達成されていないことに対する政府の認識と今後の取組、離島航路補助制度による離島振興の課題、高齢者によるデジタル技術活用促進のための支援策、行政のDX化が働き方改革等様々な取組につながる可能性、各府省情報システム関係予算をデジタル庁に一括計上する目的、モビリティのデジタル化に向けた取組状況、海底ケーブルを日本に周回させる目的、地方創生テレワークのメリットについての野田大臣の見解、地方創生推進交付金の執行状況に対する内閣府の見解、自治体DXの定義と趣旨、地方自治体の独自事業における業務改革の在り方、自治体DXの実施に係る外部人材の導入に当たり地方自治の本旨を遵守する必要性等の諸問題について質疑を行った。

3月23日、大臣の所信に対し、野田大臣が徳島県の視察を踏まえ目指す今後の地方創生の在り方、SDGs未来都市に大都市以外の地方自治体を選定する意義、地方自治体が求めるスキルを有するデジタル人材確保に向けた環境づくりの必要性、デジタル田園都市国家構想を進めるための具体的な施策、法律による地方への計画策定の義務付けの実態と負担軽減策、ワクチン接種記録システム（VRS）の取組を踏まえた地方への共通的なサービス提供の重要性、政府におけるサイバーセキュリティに係る司令塔機能とデジタル庁の役割、デジタル社会の将来像に係る牧島大臣、野田大臣及び若宮大臣の所見、デジタルデバイド（情報格差）の解消に向けた方策、東京一極集中是正のための地方創生等の政策の役割と評価、デジタル田園都市国家構想における個人情報保護のための対応、自治体システム標準化におけるDV被害者等の住所漏洩防止策、兵庫県豊岡市の女性のデジタルエンパワーメント事業事例と女性デジタル人材の育成の在り方、地方創生臨時交付金及び地域女性活躍推進交付金を総合的に活用した自治体支援の推進、内閣府を中心としたSDGs推進の必要性、これまでの地方創生の取組とデジタル田園都市国家構想との違い、デジタルを活用することで解決が期待できる課題に対する野田大臣の見解、地方における人口減

少の歯止めに向けてデジタル化が果たす効果、国家戦略特区の全国展開が進まない理由について所管省庁の報告を義務付ける必要性、養父市の国家戦略特区で実施された企業の農地取得に関する全国のニーズ調査の状況、国家戦略特区について決定プロセスも含めた見直しの必要性、地方公務員数の状況と今後必要となる地方創生関連施策のための職員数、自治体業務におけるAI・RPAの導入状況と対面による窓口業務の重要性、地方自治体におけるデジタル人材育成の必要性等の諸問題について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○令和4年1月17日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○令和4年3月9日(水) (第2回)

- 地方創生及びデジタル社会の形成等の基本施策に関する件について野田内閣府特命担当大臣、若宮国務大臣及び牧島デジタル大臣から所信を聴いた。

### ○令和4年3月15日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

#### ○令和四年度一般会計予算 (衆議院送付)

令和四年度特別会計予算 (衆議院送付)

令和四年度政府関係機関予算 (衆議院送付)

(内閣所管(デジタル田園都市国家構想関係経費)、内閣府所管(内閣本府(地方創生関係経費)、地方創生推進事務局)及びデジタル庁所管)について野田内閣府特命担当大臣、若宮国務大臣及び牧島デジタル大臣から説明を聴いた後、牧島デジタル大臣、野田内閣府特命担当大臣、若宮国務大臣、小林デジタル副大臣、中西総務副大臣、鰐淵文部科学大臣政務官、宮路内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

本田顕子君(自民)、斎藤嘉隆君(立憲)、高橋光男君(公明)、磯崎哲史君(民主)、高木かおり君(維新)、伊藤岳君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

### ○令和4年3月23日(水) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 地方創生及びデジタル社会の形成等の基本施策に関する件について野田内閣府特命担当大臣、若宮国務大臣、牧島デジタル大臣、小林デジタル副大臣、三浦総務大臣政務官、中川環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

三木亨君(自民)、堀井巖君(自民)、真山勇一君(立憲)、岸真紀子君(立憲)、高橋光男君(公明)、磯崎哲史君(民主)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、伊藤岳君(共産)

### ○令和4年4月1日(金) (第5回)

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第51号)について赤池内閣府副大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○令和4年4月13日(水) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第51号）について野田内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

進藤金日子君（自民）、田島麻衣子君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、高橋光男君（公明）、磯崎哲史君（民主）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤岳君（共産）

（閣法第51号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

#### ○令和4年4月20日（水）（第7回）

- 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について牧島デジタル大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○令和4年4月22日（金）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について牧島デジタル大臣、小林デジタル副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

太田房江君（自民）、田島麻衣子君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、磯崎哲史君（民主）、高木かおり君（維新）、伊藤岳君（共産）

（閣法第22号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

#### ○令和4年5月18日（水）（第9回）

- 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について野田内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○令和4年5月20日（金）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について野田内閣府特命担当大臣、池田文部科学副大臣、宮路内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

進藤金日子君（自民）、斎藤嘉隆君（立憲）、真山勇一君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、磯崎哲史君（民主）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤岳君（共産）

（閣法第27号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新

反対会派 共産

#### ○令和4年6月15日（水）（第11回）

- 請願第2776号を審査した。

- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

# 消費者問題に関する特別委員会

## 委員一覧 (20名)

委員長	舟山 康江 (民主)	高橋 はるみ (自民)	宮沢 由佳 (立憲)
理事	阿達 雅志 (自民)	藤井 基之 (自民)	熊野 正士 (公明)
理事	上野 通子 (自民)	松川 るい (自民)	平木 大作 (公明)
理事	川田 龍平 (立憲)	三原じゅん子 (自民)	田村 まみ (民主)
理事	安江 伸夫 (公明)	山田 太郎 (自民)	音喜多 駿 (維新)
	大野 泰正 (自民)	長浜 博行 (立憲)	大門 実紀史 (共産)
	高橋 克法 (自民)	福島 みずほ (立憲)	(会期終了日 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

### 〔法律案の審査〕

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、消費者の利益の擁護を更に図るため、契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる類型を追加するとともに、被害回復裁判手続の対象となる損害の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、消費者の脆弱性への対応を含めた包括的な取消権を設ける必要性、成年年齢引下げ等を踏まえた消費者被害対策の在り方、デジタル社会の進展に対応した消費者保護に向けた取組、消費者裁判手続特例法に基づく被害回復制度の活用促進策等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

### 〔国政調査等〕

3月9日、消費者行政の基本施策について若宮内閣府特命担当大臣から所信を聴取した。また、消費者安全法第13条第4項の規定に基づく令和2年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告について若宮内閣府特命担当大臣から説明を聞いた。

3月11日、大臣の所信に対し、国際商品価格高騰に対する物価モニター等の重要性についての若宮大臣の見解、詐欺的なサブスクリプション契約商法トラブルの防止策、事業者のクレーム対応体制の充実及びSNSを活用した消費生活相談の在り方、新たに成年年齢となることを憂慮する若者への若宮大臣のメッセージ、エシカル消費、食品ロス削減に関する消費者庁の取組の現状、今後の消費者政策におけるウェル・ビーイングの重要性につ



いての若宮大臣の見解、成年年齢引下げに伴う消費者被害の拡大防止対策を含む「消費者の権利実現法案」に関する若宮大臣の見解、食品添加物の不使用表示に関するガイドラインの問題点、ゲノム編集食品の表示義務付けの必要性、福島県を始めとした被災地で生産された農林水産物の風評被害の完全払拭、消費者の理解増進に向けた若宮大臣の決意、デジタルツールを活用した食品表示の推進に関する若宮大臣の見解、悪質なアフィリエイト広告による消費者被害の未然防止に向けた若宮大臣の所見、中小事業者における内部公益通報対応体制の整備促進に資するよう認証制度を見直す必要性、炭酸水製造機に対して高圧ガス保安法の規制の適用除外を検討することについての経済産業省の見解、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を踏まえた賢い消費行動に関する若宮大臣の見解及び消費者庁の取組、エネルギー価格の高騰等を踏まえた物価モニター調査の正確性及び効率性の向上についての若宮大臣の所見、オンラインサロン等を使った無登録の業者による投資助言に対する抜本的な取組、オンラインで締結手続が完了するサブスクリプション契約をオンラインで解約できるよう義務付ける必要性、中小企業の過剰債務問題に対する支援策、中小企業の売掛債権等を狙った偽装ファクタリングの仕組みと実情に関する政府の認識、偽装ファクタリングに対する注意喚起を消費者庁からも行う必要性等の諸問題について質疑を行った。

**3月15日**、予算委員会から委嘱された令和4年度内閣府（内閣本府（消費者委員会関係経費）、消費者庁）予算の審査を行い、平成29年度以降の障害者の消費者トラブルの現状及び消費者庁の具体的な取組、ヘルプマークのインターネット上での無料配布及び国民への普及に向けた取組、災害時に避難所となる学校施設等におけるLPガスを活用した空調設備の整備、家庭用蓄電池の勧誘トラブル等への消費者庁の対応及び資源エネルギー庁との連携、ソーラーパネルの設置をめぐる諸問題に対する関係省庁の対応状況、子供の歯科矯正治療に係る保険適用の基準を見直す必要性、消費者安全確保地域協議会の設置の推進及び質の向上に向けた若宮大臣の決意、民間団体との連携により食品安全に関するリスクコミュニケーションの取組を拡充する必要性、いわゆるアートメイクに使用される染料等の安全性、消費者庁の地域福祉への関わり方や消費者被害対策の連携の在り方についての若宮大臣の見解、消費生活協力員と民生委員や見守りサポーターとの役割分担、孤独・孤立の状態にある消費者を対象とした相談会に期待される効果、ALPS処理水の海洋放出による風評被害への対策、消費者庁において多極分散型の組織体制を不断に検討する必要性、デジタル広告技術の進化を踏まえた規制の在り方、契約書面等の電磁的方法による提供に関する政省令の検討状況、書面交付の電子化に関する消費者の承諾の要件を定める政省令の策定に至るまでの検討スケジュール、改正特定商取引法に盛り込まれた契約書面等の電磁的交付に関し附帯決議を尊重して議論を進める必要性等の諸問題について質疑を行った。

**5月11日**、若者や高齢者等の孤立した消費者に係るトラブルを防止するための消費者庁の取組、柔軟仕上げ剤等の香料による健康被害に対する更なる取組の必要性、エシカル消費の普及啓発に向けた消費者庁の取組、カスタマーハラスメント対策についての消費者庁の取組と今後の課題、NFTに関する景品表示法による規制の在り方、適格消費者団体の差止請求の結果、相続人のカードローン債務の即時一括返済に係る契約条項を削除した金

融機関数等の諸問題について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○令和4年1月17日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○令和4年3月9日(水) (第2回)

- 消費者行政の基本施策に関する件について若宮内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 消費者安全法第13条第4項の規定に基づく令和2年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告に関する件について若宮内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

### ○令和4年3月11日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費者行政の基本施策に関する件について若宮内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

阿達雅志君(自民)、上野通子君(自民)、川田龍平君(立憲)、安江伸夫君(公明)、田村まみ君(民主)、音喜多駿君(維新)、大門実紀史君(共産)

### ○令和4年3月15日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

#### ○令和四年度一般会計予算(衆議院送付)

令和四年度特別会計予算(衆議院送付)

令和四年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(内閣本府(消費者委員会関係経費)、消費者庁))について若宮内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤末健三君(自民)、宮沢由佳君(立憲)、熊野正土君(公明)、田村まみ君(民主)、音喜多駿君(維新)、大門実紀史君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

### ○令和4年5月11日(水) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 若者や高齢者等の孤立した消費者に係るトラブルを防止するための消費者庁の取組に関する件、香料による健康被害に対する更なる取組の必要性に関する件、エシカル消費の普及啓発に関する件、カスタマーハラスメント対策についての消費者庁の取組に関する件、NFTについての景品表示法による規制に関する件、相続人のカードローン債務の即時一括返済に係る契約条項の見直しに関する件等について若宮内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大野泰正君(自民)、福島みずほ君(立憲)、安江伸夫君(公明)、田村まみ君(民主)、音喜多駿君(維新)、大門実紀史君(共産)

- 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第41号)(衆議院送付)について若宮内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○令和4年5月13日(金) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について若宮内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高橋克法君（自民）、川田龍平君（立憲）、平木大作君（公明）、田村まみ君（民主）、音喜多駿君（維新）、大門実紀史君（共産）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

#### ○令和4年5月18日（水）（第7回）

- 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

京都大学大学院法学研究科教授 山本敬三君  
公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長 増田悦子君  
弁護士 鈴木敦士君

〔質疑者〕

阿達雅志君（自民）、長浜博行君（立憲）、安江伸夫君（公明）、田村まみ君（民主）、音喜多駿君（維新）、大門実紀史君（共産）

#### ○令和4年5月20日（金）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について若宮内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

藤末健三君（自民）、宮沢由佳君（立憲）、川田龍平君（立憲）、熊野正士君（公明）、田村まみ君（民主）、音喜多駿君（維新）、大門実紀史君（共産）

（閣法第41号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

#### ○令和4年6月15日（水）（第9回）

- 消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

# 東日本大震災復興特別委員会

## 委員一覧 (35名)

委員長	那谷屋 正義 (立憲)	酒井 庸行 (自民)	木戸口 英司 (立憲)
理事	小野田 紀美 (自民)	そのだ 修光 (自民)	田名部 匡代 (立憲)
理事	進藤 金日子 (自民)	滝波 宏文 (自民)	横沢 高德 (立憲)
理事	羽生田 俊 (自民)	堂故 茂 (自民)	石川 博崇 (公明)
理事	江崎 孝 (立憲)	福岡 資麿 (自民)	新妻 秀規 (公明)
理事	横山 信一 (公明)	宮島 喜文 (自民)	若松 謙維 (公明)
理事	芳賀 道也 (民主)	宮本 周司 (自民)	浜野 喜史 (民主)
理事	梅村 みずほ (維新)	元榮 太一郎 (自民)	矢田 わか子 (民主)
	朝日 健太郎 (自民)	森 まさこ (自民)	清水 貴之 (維新)
	石田 昌宏 (自民)	和田 政宗 (自民)	岩渕 友 (共産)
	片山 さつき (自民)	石垣 のりこ (立憲)	紙 智子 (共産)
	佐藤 啓 (自民)	小沢 雅仁 (立憲)	(会期終了日 現在)

## (1) 審議概観

第208回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、これを可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類1件は、保留とした。

### 〔法律案の審査〕

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案は、福島の復興及び再生を一層推進するため、福島において取り組むべき新たな産業の創出等に寄与する研究開発等に関する基本的な計画を内閣総理大臣が定めることとするとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う福島国際研究教育機構を設立し、その目的、業務の範囲、業務運営の目標等に関する事項等を定めようとするものである。

委員会においては、福島国際研究教育機構における研究開発の内容、同機構と他の研究機関等との連携、人材確保に資する研究及び生活の環境整備、研究開発予算の安定的な確保等について質疑が行われた。なお、本法律案の審査に先立ち、福島県において視察を行った。質疑を終局し、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

### 〔国政調査等〕

3月9日、東日本大震災復興の基本施策について西銘復興大臣から所信を、また、令和4年度復興庁関係予算について復興副大臣から説明を聴取した。

3月15日、予算委員会から委嘱された令和4年度予算中、東日本大震災復興についての審査・質疑を行い、震災遺構の維持管理費用に対する国の支援の必要性、震災伝承に対する被災者支援総合交付金による支援制度の周知及び継続、災害公営住宅等での自殺・孤独

死等に係る心のケア等被災者支援の在り方、ALPS処理水に関する学校に対するチラシ配布の経緯と今後の対応、除染土の現場保管場所にある建物等の撤去費用負担の在り方、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業の進捗の見通し、福島国際研究教育機構の立地場所選定の前提条件を早期に示す必要性、特定復興再生拠点区域外への帰還意向を持つ住民への対応、放射線被ばくと甲状腺がん発症との因果関係、年間追加被ばく線量に係る基準の見直しの必要性、ALPS処理水の海洋放出への諸外国による反対に対する復興大臣の見解、ALPS処理水の福島県外での海洋放出についての認識、国と地方公共団体が一体となり被災地の新たな課題や困難の解決に取り組むことの重要性、全国の学校に送付したALPS処理水に関するチラシへの対応の在り方などの諸問題が取り上げられた。

**3月25日**、東日本大震災復興の基本施策について質疑を行い、令和4年3月16日の福島県沖を震源とする地震で被災した中小企業への支援の在り方、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域における住民の帰還に向けた除染の範囲、福島第一原発の廃炉作業に伴う放射性廃棄物の処分に向けた具体策、ALPS処理水の海洋放出への地元の理解に係る東京電力社長の発言に対する認識、岩手復興局及び宮城復興局の沿岸部への移転に伴う具体的な効果、福島イノベーション・コースト構想における農林水産分野の取組及び他分野との連携、東日本大震災の語り部活動の意義及び活動に対する支援の必要性、重要伝統的建造物群保存地区にある建物が短期間に複数回被災した場合の支援の拡充、福島県沖地震による被害を踏まえた火力発電所の耐震基準見直しの必要性、被災地における地域公共交通維持に対する復興大臣の見解、防災集団移転促進事業に伴う移転元地の活用に対する新たな支援制度の必要性、福島第一原発の廃炉完了の判断基準及び廃炉に向けた立法措置の必要性、被災地の子供に必要な支援が届くようなソフト面の復興の推進、福島国際研究教育機構における地域活性化に資する研究の実施等の必要性、短期間に複数回被災した場合の激甚災害指定及び被害認定の在り方、福島県沖地震による被害からの早期応急復旧のための技術的支援等の必要性、福島県の子供に小児甲状腺がんが多発している原因及び放射線被ばくとの因果関係、全国的な小児甲状腺がん罹患率上昇の原因、福島第一原発事故に伴う避難者に対する低廉な家賃の住居を確保する必要性、食品の放射性物質検出に伴う出荷制限等の解除基準、汚染土壌の中間貯蔵施設への搬入状況及び最終処分場決定に向けた現時点のスケジュール、被災者支援総合交付金による事業の成果等に対する復興大臣の見解、被災地における今後のまちづくりの在り方、福島県沖地震の激甚災害指定に対する防災担当大臣の見解、同地震による被害地域を対象とした中小企業等グループ補助金の活用の必要性、被災地の災害公営住宅の家賃に係る収入基準の引上げに関する復興大臣の見解などの諸問題が取り上げられた。

**4月18日**、福島イノベーション・コースト構想の取組等の実情を調査し、もって本委員会に付託を予定される福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案の審査に資するための視察を行った。

**5月13日**、前記視察について、視察委員から報告を聴取した。

同日、質疑を行い、被災3県の今後の復興まちづくりへの津波浸水想定への活用に対する復興大臣の見解、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評被害に対する復興大臣の認識、ALPS処理水に関するチラシ配布事案における復興庁の責任、ALPS処理水の海洋放出

に向けた漁業者との意見交換に対する復興大臣の見解、地方創生のモデルとなるような復興の実現に対する地方創生担当大臣の見解、平成24年2月に通知された食品加工等への木灰の使用自粛要請を改めて周知する必要性、福島県への観光支援として福島空港発着の航空機に係る航空機燃料税を減免する必要性、福島県からの県外避難者数に係る集計の実態、ALPS処理水の海洋放出に伴う国内外における政府の情報発信の在り方、我が国へのネガティブキャンペーンに対応する国の体制整備の必要性、ALPS処理水の安全性に関するIAEAのレビューに対する復興大臣の所感、福島の復興のための事業復興型雇用確保事業を柔軟に運用する必要性、日本産食品に対するEUの輸入規制の撤廃に向けた交渉の状況、福島への移住促進に資する教育の充実及び学校給食における有機農産物の活用の必要性、東日本大震災以降頻発している貝毒の原因究明及び被害を受けた漁業者への支援の状況、災害援護資金の返済免除要件を更に見直す必要性などの諸問題が取り上げられた。

## (2) 委員会経過

### ○令和4年1月17日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○令和4年3月9日(水) (第2回)

- 東日本大震災復興の基本施策に関する件について西銘復興大臣から所信を聴いた。
- 令和4年度復興庁関係予算に関する件について新妻復興副大臣から説明を聴いた。

### ○令和4年3月15日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

#### ○令和四年度一般会計予算 (衆議院送付)

令和四年度特別会計予算 (衆議院送付)

令和四年度政府関係機関予算 (衆議院送付)

(東日本大震災復興) について西銘復興大臣、石井経済産業副大臣、務台環境副大臣、高橋文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

和田政宗君 (自民)、小沢雅仁君 (立憲)、横山信一君 (公明)、芳賀道也君 (民主)、梅村みずほ君 (維新)、岩渕友君 (共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

### ○令和4年3月25日(金) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 東日本大震災復興の基本施策に関する件について西銘復興大臣、山口環境大臣、末松文部科学大臣、後藤厚生労働大臣、鈴木財務大臣、二之湯内閣府特命担当大臣、石井経済産業副大臣、富樫復興副大臣、中村農林水産副大臣、穂坂環境大臣政務官、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長守谷誠二君に対し質疑を行った。

[質疑者]

増子輝彦君 (自民)、進藤金日子君 (自民)、石垣のりこ君 (立憲)、横沢高德君 (立憲)、若松謙維君 (公明)、芳賀道也君 (民主)、清水貴之君 (維新)、紙智子君 (共産)

### ○令和4年5月13日(金) (第5回)

- 福島イノベーション・コースト構想の取組等に関する件について委員から報告を聞いた。
- 東日本大震災復興の総合的対策に関する件について西銘復興大臣、野田内閣府特命担当大臣、金子農林水産大臣、鈴木国務大臣、石井経済産業副大臣、新妻復興副大臣、大野内閣府副大臣、上杉外務大臣政務官、泉田国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石垣のりこ君（立憲）、横沢高德君（立憲）、芳賀道也君（民主）、小野田紀美君（自民）、横山信一君（公明）、梅村みずほ君（維新）、紙智子君（共産）

- 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について西銘復興大臣から趣旨説明を聞いた。

#### ○令和4年5月18日（水）（第6回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について西銘復興大臣、萩生田経済産業大臣、末松文部科学大臣、山口環境大臣、大家財務副大臣、富樫復興副大臣、新妻復興副大臣、石井経済産業副大臣、下野農林水産大臣政務官、本田外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

田名部匡代君（立憲）、木戸口英司君（立憲）、芳賀道也君（民主）、進藤金日子君（自民）、若松謙維君（公明）、清水貴之君（維新）、岩渕友君（共産）

（閣法第23号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、維新

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

#### ○令和4年6月15日（水）（第7回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 請願第1188号を審査した。
- 東日本大震災復興の総合的対策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

## 2 調査会審議経過

### 国際経済・外交に関する調査会

#### 委員一覧（25名）

会 長	鶴保 庸介（自民）	猪口 邦子（自民）	小沼 巧（立憲）
理 事	朝日 健太郎（自民）	今井 絵理子（自民）	田島 麻衣子（立憲）
理 事	柘植 芳文（自民）	宇都 隆史（自民）	横沢 高德（立憲）
理 事	松川 るい（自民）	上野 通子（自民）	熊野 正士（公明）
理 事	森本 真治（立憲）	小野田 紀美（自民）	宮崎 勝（公明）
理 事	高橋 光男（公明）	太田 房江（自民）	高良 鉄美（沖縄）
理 事	川合 孝典（民主）	森 まさこ（自民）	ながえ 孝子（碧水）
理 事	柳ヶ瀬 裕文（維新）	吉川 ゆうみ（自民）	
理 事	伊藤 岳（共産）	石川 大我（立憲）	（会期終了日 現在）

#### （1）活動概観

##### 〔調査の経過〕

本調査会は、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第200回国会の令和元年10月4日に設置された。その後、3年間の調査テーマを「海を通じて世界とともに生きる日本」と決定し、具体的な調査項目として、「海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方」、「海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方」及び「我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割」について、調査を行うこととした。

今国会においては、1、2年目に行った調査を踏まえ、今期3年間の調査テーマである「海を通じて世界とともに生きる日本」を総括する調査を行った。

2月2日には、「次世代を担う海洋人材の確保及び海洋に関する国民の理解の増進」について、参考人独立行政法人国立高等専門学校機構富山高等専門学校長賞雅寛而君、全日本海員組合組合長松浦満晴君及び公益財団法人日本財団常務理事海野光行君から意見を聴取した後、質疑を行った。

2月9日には、「グローバル化の中での海におけるネットワークの役割と課題」について、参考人明治大学政治経済学部教授伊藤剛君、東海大学海洋学部海洋フロンティア教育センター教授合田浩之君及び防衛大学校准教授石井由梨佳君から意見を聴取した後、質疑を行った。

2月16日には、「海洋環境の保全及び海洋資源の持続可能な利用への貢献の在り方」について、参考人埼玉県環境科学国際センター総長・東京大学名誉教授植松光夫君、公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所主任研究員小林正典君及び東京大学大学院工学系研究科副研究科長・同研究科附属エネルギー・資源フロンティアセンター教授加藤泰浩君から意見を聴取した後、質疑を行った。



4月6日には、「今後の我が国の海洋政策の在り方」について、参考人東京大学名誉教授北岡伸一君及び日本海洋政策学会顧問寺島紘士君から意見を聴取した後、質疑を行った。

4月20日には、「海を通じて世界とともに生きる日本」について、委員間の意見交換を行った。

6月3日には、3年間の調査を踏まえ、次期海洋基本計画も見据えた、5項目の重点事項を始めとする計8項目の提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。

#### 〔調査の概要〕

2月2日の調査会では、3名の参考人から、商船系高等専門学校における船員養成、船員の確保・育成の必要性及び海事広報に関する取組、海洋開発人材の育成の取組と課題について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、ICTを用いた遠隔講義による既存の高等学校等との相互連携を通じた海洋人材育成の可能性、船員養成機関における定員や予算についての現状認識、海洋教育に関するリカレント教育の可能性、船員の働き方改革に向けた具体的な取組、今後養成される海洋開発技術者に求められるスキル及び養成課程の在り方、老朽化した練習船の状況及び国への要望、海洋の人材育成や開発に向けて国に求められる法整備を含めた施策、海事人材育成におけるコミュニケーション能力等のかん養方法、住民税減免等の船員税制改正を実現することの意義等について質疑を行った。

2月9日の調査会では、3名の参考人から、グローバル化と海洋政策、国際海上輸送の現状と課題、海底ケーブルの保護と管理について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、ケーブル保護区を設定している国の事例及びケーブル保護区に関する沿岸国の権限の範囲、米中摩擦や中国の台頭の中において我が国が取るべき戦略と立ち位置、準日本船舶の定義と準日本船舶を増加させる上での問題点、我が国のトン数標準税制が日本の船会社にとって国際競争力において不利である理由、海底ケーブルの保護に係る多国間連携等の現状と見通し、戦争を回避するための多国間協調の取組の事例及びASEANの評価、南シナ海問題における海洋空間の連結性を踏まえた多国間対応の重要性等について質疑を行った。

2月16日の調査会では、3名の参考人から、海洋環境の保全等に向けて海洋科学が果たす役割、海洋保全と水産資源の資源管理、南鳥島レアアース泥等海洋鉱物資源の利用をめぐる諸問題について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、公正な漁業環境や海洋資源保護の実現のために我が国に可能な国際貢献、国連海洋科学の10年で期待される社会的成果の実現に向けた我が国の国際貢献の在り方、他国の海底資源開発における日本の先端的な技術の活用状況、違法・無報告・無規制（IUU）由来の漁業水産物が日本の漁業者に与える経済的影響、レアアース泥に含まれる代替困難な鉱物の割合と商業ベースに乗るまでの時間の見通し、プラスチックごみ問題において発生元での削減対策を徹底する重要性、国際的な漁業資源の保全に向けた今後の日本における漁業の在り方、2020年代のレアアース泥採掘を目指すに当たって最も懸念される障害及び政治への期待、日本企業のレアアース泥採掘への参画能力の現状及び参画拡大に向けた方策等について質疑を行った。

4月6日の調査会では、2名の参考人から、我が国に必要な総合的海洋政策、海洋を通

じた国際協力の取組等について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、国連海洋科学の10年を受けて海洋科学研究を深めていくための方策、SDGsの観点を踏まえた離島の保全・振興に係る今後の施策の在り方、東アジアの発展を支えてきた日本の人材育成支援・交流を進めていく上で求められる支援の在り方、人材として外国人労働者の受入れを推進する必要性及び受入環境の現状に関する評価と課題、ロシアによるウクライナ侵略が中国及び台湾情勢に及ぼす影響、ASEAN憲章における共通の利益に重大な影響を与える案件に関する協議の強化の原則についての評価、沖縄と周辺地域との交流の歴史等を踏まえた、海上保安協力を含む島しょ国支援等の在り方、総合的な海洋政策や戦略を実現する上で具現化すべき法を含む政策体系や行政組織、ODA予算の確保に向け、国家安全保障戦略等の改定と合わせて開発協力大綱を改定する必要性等について質疑を行った。

4月20日の調査会では、「海を通じて世界とともに生きる日本」について、今期3年間の調査を踏まえた委員間の意見交換を行い、委員から、本調査の調査提言が第4期海洋基本計画において重要な位置を占めることへの期待、海に関する総合的な教育を推進し、日本人の海離れを食い止めることによる海洋人材育成の底上げ、海洋プラスチック問題に関する条約交渉等を通じ、我が国の技術やノウハウを国際標準化する取組、国が主導的に民間支援を行うことで海底資源の開発を加速化させる重要性、海上保安庁の体制及び離島の保全並びに尖閣諸島等の実効支配を強化する必要性、海洋秩序の維持及び海洋の安全確保における国連憲章や国際法の原則の徹底、海に関する開発途上国への開発協力や支援を推進していく重要性、海洋政策を展開する上で海洋戦略を明確化し司令塔となる組織の権限強化の重要性等について、意見が述べられた。

## (2) 調査会経過

### ○令和4年2月2日(水) (第1回)

- 国際経済・外交に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「海を通じて世界とともに生きる日本」のうち、次世代を担う海洋人材の確保及び海洋に関する国民の理解の増進について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

独立行政法人国立高等専門学校機構富山高等専門学校長 賞雅寛而君

全日本海員組合組合長 松浦満晴君

公益財団法人日本財団常務理事 海野光行君

[質疑者]

今井絵理子君(自民)、小沼巧君(立憲)、高橋光男君(公明)、川合孝典君(民主)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、伊藤岳君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、ながえ孝子君(碧水)、森本真治君(立憲)

### ○令和4年2月9日(水) (第2回)

- 「海を通じて世界とともに生きる日本」のうち、グローバル化の中での海におけるネットワークの役割と課題について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

明治大学政治経済学部教授 伊藤剛君  
東海大学海洋学部海洋フロンティア教育センター教授 合田浩之君  
防衛大学校准教授 石井由梨佳君

〔質疑者〕

小野田紀美君（自民）、田島麻衣子君（立憲）、熊野正士君（公明）、川合孝典君（民主）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤岳君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

#### ○令和4年2月16日（水）（第3回）

- 「海を通じて世界とともに生きる日本」のうち、海洋環境の保全及び海洋資源の持続可能な利用への貢献の在り方について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

埼玉県環境科学国際センター総長  
東京大学名誉教授 植松光夫君  
公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所主任研究員 小林正典君  
東京大学大学院工学系研究科副研究科長  
同研究科附属エネルギー・資源フロンティアセンター教授 加藤泰浩君

〔質疑者〕

吉川ゆうみ君（自民）、横沢高德君（立憲）、宮崎勝君（公明）、川合孝典君（民主）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤岳君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、ながえ孝子君（碧水）、松川るい君（自民）

#### ○令和4年4月6日（水）（第4回）

- 「海を通じて世界とともに生きる日本」のうち、今後の我が国の海洋政策の在り方について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学名誉教授 北岡伸一君  
日本海洋政策学会顧問 寺島紘士君

〔質疑者〕

猪口邦子君（自民）、石川大我君（立憲）、熊野正士君（公明）、川合孝典君（民主）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤岳君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、ながえ孝子君（碧水）、高橋光男君（公明）

#### ○令和4年4月20日（水）（第5回）

- 海を通じて世界とともに生きる日本について意見の交換を行った。

#### ○令和4年6月3日（金）（第6回）

- 国際経済・外交に関する調査報告書を提出することを決定した。
- 国際経済・外交に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

### （3）調査会報告要旨

#### 国際経済・外交に関する調査報告

##### 【要旨】

本調査会は、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、令和元年10月4日に設置され、3年間の調査テーマを「海を通じて世界とともに生きる日本」と決定した。

3年目の調査では、これまでの議論を踏まえた総括的な調査として、参考人からの意見聴取・質疑

のほか、委員間の意見交換を行った後、次期海洋基本計画も見据えた提言を含む調査報告を取りまとめ、令和4年6月3日、議長に提出した。その提言の主な内容は次のとおりである。

一、重点事項（海洋政策の策定・実施に当たり重点的に取り組むべき事項）

- 1 自由で開かれた海洋利用を支える海洋法秩序の確保として、海上保安庁の質の維持・向上まで見据えた体制の強化及び中国海警局の活動の変化に的確に対応するための関係機関との連携の緊密化、インド太平洋地域諸国に対する海上保安能力向上支援等を通じた連携強化などを図るべきである。
- 2 レアアース泥を始めとする海底資源開発への戦略的取組として、高い優先順位の下でのレアアース泥の開発の推進、海底資源開発の環境ガイドラインの策定等による国際ルールづくりの主導、S I P（戦略的イノベーション創造プログラム）で開発した探査技術の国際展開支援などを実施すべきである。
- 3 洋上風力発電を中心とした海洋再生可能エネルギーの利用促進として、我が国の海域の特性等を踏まえた浮体式洋上風力発電の早期普及の推進、自国内で完結できる強力なサプライチェーンの構築、中長期的視点での洋上風力以外の海洋再生可能エネルギーの活用の検討などに取り組むべきである。
- 4 海洋プラスチックごみ削減等の海洋環境保全に向けた取組として、プラスチックごみ削減に関する国際条約づくりへの主導的な関与、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現、海洋プラスチックごみ問題に関する科学技術外交の展開などを図るべきである。
- 5 造船業・船用工業等の海事産業の強化及び船員を始めとする海洋関係人材の育成として、造船業・船用工業の重要性に関する国民の認識共有の促進、造船業等の国際競争力回復に向けた戦略的支援、海事教育機関に対する支援、船員の働き方改革の推進や船員税制の検討などに取り組むべきである。

二、留意事項（重点事項を分野横断的又は個別的に補完する事項として、留意して取り組むべき事項）

海の持続可能な利用に資する海洋科学の振興と活用に向けた取組、科学的根拠に基づく水産資源の管理と持続可能な利用に向けた取組、海に関わる諸問題に対する国民の理解を促進する海洋教育の推進

# 国民生活・経済に関する調査会

## 委員一覧 (25名)

会 長	芝	博一 (立憲)	足立	敏之 (自民)	勝部	賢志 (立憲)
理 事	小川	克巳 (自民)	高橋	克法 (自民)	宮口	治子 (立憲)
理 事	中西	哲 (自民)	堂故	茂 (自民)	佐々木	さやか (公明)
理 事	和田	政宗 (自民)	羽生田	俊 (自民)	下野	六太 (公明)
理 事	牧山	ひろえ (立憲)	藤川	政人 (自民)	伊藤	孝恵 (民主)
理 事	安江	伸夫 (公明)	三宅	伸吾 (自民)	梅村	みずほ (維新)
理 事	大塚	耕平 (民主)	山田	太郎 (自民)	浜田	聡 (みん)
理 事	片山	大介 (維新)	山田	俊男 (自民)		
理 事	岩渕	友 (共産)	石垣	のりこ (立憲)		(会期終了日 現在)

## (1) 活動概観

### 〔調査の経過〕

本調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第200回国会の令和元年10月4日に設置された。その後、3年間の調査テーマを「誰もが安心できる社会の実現」と決定した。

最終年に当たる今国会においては、「困難に寄り添う支援の構築」について調査を行った。

令和4年2月2日、「子どもへの支援」について、参考人早稲田大学人間科学学術院教授・社会的養育研究所所長上鹿渡和宏君、特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット代表理事青砥恭君及び早稲田大学准教授松岡亮二君から意見を聴取し、質疑を行った。

2月9日、「社会につなぐ支援」について、参考人東洋大学社会学部教授加山弾君、野洲市市民部次長生水裕美君及び認定NPO法人フローレンス代表理事駒崎弘樹君から意見を聴取し、質疑を行った。

2月16日、「支援に向けた体制の充実」について、参考人認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事今村久美君、日本福祉大学社会福祉学部教授原田正樹君及び市川市生活サポートセンターそら主任相談支援員・中核地域生活支援センターがじゅまるセンター長朝比奈ミカ君から意見を聴取し、質疑を行った。

4月13日、調査報告書を取りまとめるに当たっての委員間の意見交換を行った。

6月3日、3年間の調査を踏まえ、子どもや若者への支援の充実、外国人をめぐる課題への対応、生活基盤の安定及び困難に寄り添う支援の構築についての提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。

### 〔調査の概要〕

2月2日の調査会では、参考人から、社会的養護の現状と問題解決に向けた今後の在り方、居場所づくりの必要性和学習・生活支援で求められる施策の方向性、教育格差の実態

とそれを改善するための方策等について意見が述べられた。その後、居場所づくりの支援で自治会や民生委員等と連携するための方策、IT機器の活用により教育格差を縮めるための方策、こども家庭庁創設に対する期待、質の担保された里親を増やすための方策、虐待の発見・介入に携わる関係者間の連携の強化策、コロナ禍で懸念される子どもへの影響、他の先進国と比較した日本の義務教育の在り方等について質疑を行った。

2月9日の調査会では、参考人から、既存の制度のみでは解決できない支援困難事例の発生状況と対応策、野洲市における生活困窮者を支援につなぐ取組と課題、困難を抱える子育て家庭につながり伴走して支援する取組の必要性等について意見が述べられた。その後、困難を抱える人を支援につなぐ人材の育成と指導者の確保、行政とNPO等が連携する上での課題、アウトリーチ型の支援によるひきこもりの解消事例、アウトリーチでも発見できない生活困窮者に支援を届けるための方策、野洲市において生活困窮者を見付けるアプローチと子育て家庭等を支援する取組、コロナ禍に伴う相談内容の変化と支援につなぐ際の課題、自助・共助・公助の在り方等について質疑を行った。

2月16日の調査会では、参考人から、子どもの不登校や自死の現状と国が実施すべき施策、地域における包括的支援体制の整備状況と課題、現場での取組を踏まえた相談支援の課題等について意見が述べられた。その後、都市部における高齢者の孤立対策、困難を抱えていることが見えにくい支援対象者へのアプローチの手法、ひとり親世帯や不登校の子どものインターネット環境の現状と支援策、不登校の子どもを抱える親のための支援窓口の一元化、就職氷河期世代の実態把握と孤独・孤立対策の必要性、相談支援に取り組む人材の確保と育成の方策、コロナ禍の長期化を踏まえた社会的孤立への対策の必要性、いじめや親の離婚と不登校の関連性等について質疑を行った。

4月13日の調査会では、委員間の意見交換が行われ、子どもに関する政策への予算の充実、困難を抱えている子どもや外国人などの声なき声を政治に反映させる仕組みの必要性、アウトリーチ型の支援体制の更なる強化、行政が困難を抱えた人の相談先や支援制度を案内する役割を果たすことの重要性、デジタルとアナログを適切に組み合わせた支援の必要性、コロナ禍における支援の現場での取組を公的に支える必要性、経済活動の自由と経済成長の重視、子どもが希望を失うことなく挑戦できる社会の実現等について意見が述べられた。

6月3日、3年間の活動を踏まえ、子どもや若者への支援の充実、外国人をめぐる課題への対応、生活基盤の安定及び困難に寄り添う支援の構築についての提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。

## (2) 調査会経過

○令和4年2月2日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「誰もが安心できる社会の実現」のうち、困難に寄り添う支援の構築(子どもへの支援)について

次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

早稲田大学人間科学学術院教授・社会的養育研究所所長 上鹿渡和宏君  
特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット代表理事 青砥恭君  
早稲田大学准教授 松岡亮二君

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、宮口治子君（立憲）、安江伸夫君（公明）、大塚耕平君（民主）、片山大介君（維新）、岩渕友君（共産）、浜田聡君（みん）

#### ○令和4年2月9日（水）（第2回）

- 「誰もが安心できる社会の実現」のうち、困難に寄り添う支援の構築（社会につなぐ支援）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東洋大学社会学部教授 加山弾君  
野洲市市民部次長 生水裕美君  
認定NPO法人フローレンス代表理事 駒崎弘樹君

〔質疑者〕

足立敏之君（自民）、勝部賢志君（立憲）、下野六太君（公明）、伊藤孝恵君（民主）、梅村みずほ君（維新）、岩渕友君（共産）、浜田聡君（みん）

#### ○令和4年2月16日（水）（第3回）

- 「誰もが安心できる社会の実現」のうち、困難に寄り添う支援の構築（支援に向けた体制の充実）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事 今村久美君  
日本福祉大学社会福祉学部教授 原田正樹君  
市川市生活サポートセンターそら主任相談支援員  
中核地域生活支援センターがじゅまるセンター長 朝比奈ミカ君

〔質疑者〕

中西哲君（自民）、石垣のりこ君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、伊藤孝恵君（民主）、片山大介君（維新）、岩渕友君（共産）、浜田聡君（みん）、梅村みずほ君（維新）

#### ○令和4年4月13日（水）（第4回）

- 「誰もが安心できる社会の実現」のうち、困難に寄り添う支援の構築について意見の交換を行った。

#### ○令和4年6月3日（金）（第5回）

- 国民生活・経済に関する調査報告書を提出することを決定した。
- 国民生活・経済に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

## （3）調査会報告要旨

### 国民生活・経済に関する調査報告

#### 【要旨】

本調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第200回国会の令和元年10月4日に設置され、3年間の調査テーマを「誰もが安心できる社会の実現」と決定した。1年目

は、調査テーマのうち「困難を抱える人々の現状」について、2年目は、「困難を抱える人々への対応」についてそれぞれ調査を行った。

3年目は、「困難に寄り添う支援の構築」について調査を行うこととし、「子どもへの支援」、「社会につながる支援」及び「支援に向けた体制の充実」の各調査項目について参考人から意見を聴取し、質疑を行った。続いて、委員間の意見交換を行った後、これまでの調査を、4つの柱から成る提言を含む調査報告書として取りまとめ、令和4年6月3日、議長に提出した。

提言の主な内容は次のとおりである。

一 子どもや若者への支援の充実

子どもや子育て世帯への支援の在り方、教育格差の是正、特別支援教育の充実、社会的養護の在り方、居場所の確保、自殺対策の推進、ヤングケアラーへの支援、性被害への対応策、養育費の確保、子どもを支える体制の整備等について提言を行った。

二 外国人をめぐる課題への対応

多文化共生に向けた環境整備、教育機会の保障、社会保障の在り方、外国人労働者の受入れについて提言を行った。

三 生活基盤の安定

普遍的な支援の提供、多様な働き方ができる環境の整備、高齢者の社会参加、ひきこもりの人への支援について提言を行った。

四 困難に寄り添う支援の構築

包括的な支援体制の構築、支援の実効性を確保するための方策、人材の確保に向けた取組、ICTの有効活用、個人情報の共有について提言を行った。



# 資源エネルギーに関する調査会

## 委員一覧 (25名)

会 長	宮沢	洋一 (自民)	阿達	雅志 (自民)	塩村	あやか (立憲)
理 事	こやり	隆史 (自民)	佐藤	啓 (自民)	森屋	隆 (立憲)
理 事	滝波	宏文 (自民)	自見	はなこ (自民)	河野	義博 (公明)
理 事	宮島	喜文 (自民)	高野	光二郎 (自民)	杉	久武 (公明)
理 事	野田	国義 (立憲)	高橋	はるみ (自民)	舟山	康江 (民主)
理 事	塩田	博昭 (公明)	藤木	眞也 (自民)	梅村	聡 (維新)
理 事	田村	まみ (民主)	三浦	靖 (自民)	市田	忠義 (共産)
理 事	音喜多	駿 (維新)	宮崎	雅夫 (自民)		
理 事	山添	拓 (共産)	岸	真紀子 (立憲)		(会期終了日 現在)

## (1) 活動概観

### 〔調査の経過〕

本調査会は、原子力等エネルギー・資源に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第200回国会の令和元年10月4日に設置された。3年間の調査テーマを「資源エネルギーの安定供給」とし、1年目は「エネルギーの安定供給」を調査項目として取り上げ、第201回国会の令和2年6月10日に調査報告書（中間報告）を議長に提出した。また、「原子力問題に関する件」について調査を行った。

調査の2年目は「資源の安定供給等」を調査項目として取り上げ、第204回国会の令和3年6月2日に調査報告書（中間報告）を議長に提出した。また、「原子力問題に関する件」について調査を行った。

調査の最終年に当たる3年目は、「資源エネルギーの持続可能性」を調査項目として取り上げて調査を行った。また、「原子力問題に関する件」について調査を行った。

今国会においては、令和4年2月2日、「資源エネルギーの持続可能性」のうち、資源エネルギー分野のイノベーションについて、参考人国立研究開発法人産業技術総合研究所ゼロエミッション国際共同研究センター長吉野彰君、早稲田大学理工学術院教授関根泰君及び特定非営利活動法人気候ネットワーク理事長・弁護士浅岡美恵君から意見を聴取した後、質疑を行った。

2月9日、「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について更田原子力規制委員会委員長から説明を聴取した。また、「原子力問題に関する件」について、石井経済産業副大臣、務台環境副大臣、岩田経済産業大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行った。

2月16日、「資源エネルギーの持続可能性」のうち、資源エネルギーの安定供給実現への提言について、参考人社会保障経済研究所代表石川和男君、東京工業大学特任教授・北海道大学名誉教授奈良林直君及び特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所所長飯田哲

也君から意見を聴取した後、質疑を行った。

4月6日、「資源エネルギーの持続可能性」のうち、ウクライナ侵略の我が国エネルギー環境・政策に与える影響について、参考人一般財団法人日本エネルギー経済研究所専務理事・首席研究員小山堅君、公益財団法人笹川平和財団主任研究員畔蒜泰助君及び立教大学経済学部教授蓮見雄君から意見を聴いた後、質疑を行った。

4月20日、「資源エネルギーの安定供給」についてのこの3年間の調査を踏まえ、細田経済産業副大臣及び大岡環境副大臣から説明を聴取し、両副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、調査報告の取りまとめに向けた委員間の意見交換を行った。

6月3日、資源エネルギーの安定供給の確保とカーボンニュートラルの両立に関する提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。

### 〔調査の概要〕

2月2日の調査会では、「資源エネルギーの持続可能性」のうち、資源エネルギー分野のイノベーションについて、参考人から①再エネ電力の主力化に向けた蓄電システムとしての電気自動車バッテリーの活用、②持続性実現のため化石資源からの脱却と太陽エネルギー活用の必要性、③COP26「グラスゴー気候合意」の切迫性を踏まえた気候変動対策の必要性等について意見を聴取し、カーボンニュートラル実現に必要な技術的イノベーションを担う人材に係る課題、海水からの液体炭化水素製造技術の開発状況、国際規格を日本の国益に沿う形で実施するための戦略と人材育成に向けた支援の在り方、窒素循環が限界を超えているという参考人発言の趣旨、再エネ分野における日本の基礎研究のレベルと若手研究者の状況、残余のカーボンバジェットの見点が日本政府に決定的に欠けていることへの所見、カーボンニュートラルに係るイノベーションに向け最も課題のある分野、不買運動など環境問題への国際的な取組と関心の動向、電力システム全体における蓄電技術の可能性、脱炭素社会実現に向けた構造転換のための政治的決断・社会的支援の必要性等について質疑を行った。

2月9日の調査会では、「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について原子力規制委員会委員長から説明を聴取し、「原子力問題に関する件」について、新規規制基準適合性審査の迅速化の必要性及びこれまで不合格判定がないことへの規制委員長所見、施政方針演説での革新原子力と再エネとの併記は原発依存度低減を目指すエネルギー基本計画と矛盾するとの考え方につき政府見解、東電福島第一原発の廃炉に向けた現況と今後の見通し、ALPS処理水海洋放出関連設備に係る令和3年12月の東電申請に係る規制委の審査状況、燃料デブリ取り出しに係る外国人ロボット技術者の現状及び入国のため感染症対策を講じる必要性、福島県民健康調査の学校における甲状腺検査過剰問題への環境省検討状況、東海第二地域の避難計画の完成見通し及び策定遅延の理由等について質疑を行った。

2月16日の調査会では、「資源エネルギーの持続可能性」のうち、資源エネルギーの安定供給実現への提言について、参考人から①新規規制基準適合性審査に係る工事中でも原子炉以外の工事であれば再稼働を容認する必要性、②再エネによる電力供給安定化のための火力発電、原子力発電の必要性、③太陽光、風力及び蓄電池のコストの劇的低下によるエネ

ルギー供給をめぐる破壊的変化等について意見を聴取し、国民のエネルギー政策の理解は瞬間的・表層的に留まらずより深いレベルである必要性、核のごみを含むコスト等の原発に係る情報公開が不十分との考え方への所見、需給バランスの確保や周波数安定等電気の質の担保に向けたエネルギー政策の方向性、再エネのコストや環境負荷等への否定的見解に対しトータルとして優れているとの所見、1979年のスリーマイル島原発事故後20年で原発稼働率を回復させた米国国民の合意形成に係る知見、放射性物質が外部に拡散すれば完全には抑えられない原発事故の異質の危険性への所見、小型原発を含む原発は再エネと比較して電力の安定供給に資するのかに係る所見、水力発電の有効活用の必要性及び導入伸び悩みの原因等について質疑を行った。

4月6日の調査会では、「資源エネルギーの持続可能性」のうち、ウクライナ侵略の我が国エネルギー環境・政策に与える影響について、参考人から①今般の同時多発的なエネルギー価格高騰の原因、②ロシアによるウクライナ軍事侵攻の背景、③脱ロシア依存を決断したEUの政策から得られる示唆等について意見を聴取し、日本が多額の投資をしているサハリン2から撤退して権益を得る国及び我が国への影響、海底油田など日本の資源エネルギーの自主開発の可能性、特定重大事故等対処施設整備の遅延で停止した原発は再稼働すべきとの議論への所見、電源構成やカーボンニュートラルに偏らないエネルギー安定供給の確保を基本とした議論の必要性、エネルギー基本計画に地政学的リスクを織り込む必要性、エネルギー自給率向上・気候危機打開のために省エネと再エネ大量導入を最優先で進める必要性等について質疑を行った。

4月20日の調査会では、「資源エネルギーの安定供給」について、政府から、資源エネルギーをめぐる国際動向、資源エネルギーの持続可能性、ウクライナ侵略の我が国エネルギー環境・政策に与える影響、気候変動対策をめぐる国際動向等について説明を聴取し、安定供給最優先及びリアリズムの観点からのエネルギー政策への評価、蓄電池の国内製造能力を2030年までに現在の約5倍にする目標の実現可能性、カーボンニュートラル技術等に係る日本の国益に沿った国際ルール形成の現状認識及び今後の取組、初の電力需給逼迫警報の課題及び今後の対応策、特定重大事故等対処施設設置完了前の原発再稼働に向けて政府が最大限支援する必要性、再エネ新電力支援につき市場価格連動の再エネ由来FIT調達価格制度を見直す必要性、日本の温室効果ガス削減目標が国際的に見て低い水準にあることへの大岡環境副大臣所見等について質疑を行った。

また、調査報告の取りまとめに向けて、原子力問題は賛否の軸だけでなく立地地域が直面する問題に寄り添うとの軸を加えて捉える必要性、エネルギー安定供給確保とカーボンニュートラル実現両立のため再エネ主力電源化と日本の技術力発揮を図る必要性、日本のエネルギー政策においてウクライナ情勢を踏まえた脱ロシアの観点での戦略の必要性、環境負荷全体を低減することが重要であり脱炭素化に施策が集中していることの問題性、エネルギー安定供給とカーボンニュートラル両立は国民負担が過大とされない方向性とする必要性、エネルギーの海外依存体質を改め再エネ抜本的拡大によりエネルギー自給率を向上する必要性等について委員から意見が述べられた。

6月3日の調査会では、この3年間の調査を踏まえ、資源エネルギーの安定供給の確保とカーボンニュートラルの両立に関する提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出

した。

## (2) 調査会経過

### ○令和4年2月2日(水) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 原子力等エネルギー・資源に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「資源エネルギーの安定供給」のうち、資源エネルギーの持続可能性(資源エネルギー分野のイノベーション)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

国立研究開発法人産業技術総合研究所ゼロエミッション国際共同研究センター長 吉野彰君  
早稲田大学理工学術院教授 関根泰君  
特定非営利活動法人気候ネットワーク理事長  
弁護士 浅岡美恵君

[質疑者]

自見はなこ君(自民)、森屋隆君(立憲)、河野義博君(公明)、舟山康江君(民主)、梅村聡君(維新)、山添拓君(共産)、宮島喜文君(自民)、岸真紀子君(立憲)、杉久武君(公明)、市田忠義君(共産)

### ○令和4年2月9日(水) (第2回)

- 「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について更田原子力規制委員会委員長から説明を聴いた。
- 原子力問題に関する件について石井経済産業副大臣、務台環境副大臣、岩田経済産業大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行った。

[質疑者]

阿達雅志君(自民)、岸真紀子君(立憲)、野田国義君(立憲)、塩田博昭君(公明)、田村まみ君(民主)、音喜多駿君(維新)、山添拓君(共産)

### ○令和4年2月16日(水) (第3回)

- 「資源エネルギーの安定供給」のうち、資源エネルギーの持続可能性(資源エネルギーの安定供給実現への提言)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

社会保障経済研究所代表 石川和男君  
東京工業大学特任教授  
北海道大学名誉教授 奈良林直君  
特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所所長 飯田哲也君

[質疑者]

こやり隆史君(自民)、岸真紀子君(立憲)、杉久武君(公明)、舟山康江君(民主)、梅村聡君(維新)、山添拓君(共産)、塩村あやか君(立憲)、藤木真也君(自民)

### ○令和4年4月6日(水) (第4回)

- 「資源エネルギーの安定供給」のうち、資源エネルギーの持続可能性(ウクライナ侵略の我が国エネルギー環境・政策に与える影響)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑

を行った。

〔参考人〕

一般財団法人日本エネルギー経済研究所専務理事・首席研究員 小山堅君  
公益財団法人笹川平和財団主任研究員 畔蒜泰助君  
立教大学経済学部教授 蓮見雄君

〔質疑者〕

高野光二郎君（自民）、野田国義君（立憲）、河野義博君（公明）、浜野喜史君（民主）、梅村  
聡君（維新）、山添拓君（共産）

#### ○令和4年4月20日（水）（第5回）

○資源エネルギーの安定供給について細田経済産業副大臣及び大岡環境副大臣から説明を聴き、細田  
経済産業副大臣、大岡環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕

佐藤啓君（自民）、塩村あやか君（立憲）、河野義博君（公明）、田村まみ君（民主）、音喜多  
駿君（維新）、山添拓君（共産）、市田忠義君（共産）

#### ○令和4年6月3日（金）（第6回）

○原子力等エネルギー・資源に関する調査報告書を提出することを決定した。  
○原子力等エネルギー・資源に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

### （3）調査会報告要旨

#### 原子力等エネルギー・資源に関する調査報告

##### 【要旨】

本調査会は、原子力等エネルギー・資源に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、令和元年10  
月4日に設置され、3年間の調査テーマを「資源エネルギーの安定供給」とし、このうち、1年目は  
「エネルギーの安定供給」、2年目は「資源の安定供給等」を調査項目として取り上げ、調査を行っ  
てきた。

最終年に当たる3年目においては、「資源エネルギーの持続可能性」を調査項目として、「資源エ  
ネルギー分野のイノベーション」、「資源エネルギーの安定供給実現への提言」及び「ウクライナ侵  
略の我が国エネルギー環境・政策に与える影響」について、参考人から意見を聴取し質疑を行った。  
また、この3年間の調査を踏まえ、政府から説明を聴取し質疑を行うとともに、委員間の意見交換を  
行った後、調査報告書を取りまとめ、令和4年6月3日、議長に提出した。

本報告書においては、これまでの調査の概要をまとめるとともに、資源エネルギーの安定供給の確  
保とカーボンニュートラルの両立に関し、カーボンニュートラル実現に向けた資源エネルギーの在り  
方、立地に寄り添った施策を国民理解とともに進めることの重要性、化石燃料の安定供給の確保、鉱  
物資源の安定供給の確保、イノベーションの実現、省エネルギーの一層の推進及び人材育成の在り方  
を柱として掲げる提言を行っている。

### 3 憲法審査会

#### 委員一覧（45名）

会 長	中川	雅治（自民）	上月	良祐（自民）	杉尾	秀哉（立憲）
幹 事	有村	治子（自民）	佐藤	正久（自民）	羽田	次郎（立憲）
幹 事	石井	準一（自民）	竹内	功（自民）	白	眞勲（立憲）
幹 事	西田	昌司（自民）	中曾根	弘文（自民）	福島	みずほ（立憲）
幹 事	熊谷	裕人（立憲）	古川	俊治（自民）	伊藤	孝江（公明）
幹 事	小西	洋之（立憲）	堀井	巖（自民）	平木	大作（公明）
幹 事	西田	実仁（公明）	舞立	昇治（自民）	矢倉	克夫（公明）
幹 事	足立	信也（民主）	丸川	珠代（自民）	山本	香苗（公明）
幹 事	柴田	巧（維新）	元榮	太一郎（自民）	川合	孝典（民主）
幹 事	山添	拓（共産）	山下	雄平（自民）	矢田	わか子（民主）
	青山	繁晴（自民）	山田	宏（自民）	浅田	均（維新）
	衛藤	晟一（自民）	山谷	えり子（自民）	高木	かおり（維新）
	岡田	広（自民）	有田	芳生（立憲）	吉良	よし子（共産）
	片山	さつき（自民）	打越	さく良（立憲）	山下	芳生（共産）
	古賀	友一郎（自民）	小沢	雅仁（立憲）	渡辺	喜美（みん）

（会期終了日 現在）

#### （1）活動概観

##### 〔調査等の経過〕

憲法審査会は、①日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査、②憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行う機関である（国会法第102条の6）。

今国会においては、「憲法に対する考え方」について意見の交換を行った後、「憲法に対する考え方について（特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論を中心として）」について3回、「憲法に対する考え方について（特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として）」について2回、審査会を開催した。

また、本審査会付託の請願6種類98件は、いずれも保留とした。

##### 〔調査の概要〕

3月23日、「憲法に対する考え方」について委員相互間において意見の交換が行われ、憲法及び関連する課題についての議論を深め広く国民の理解を得る努力の継続、緊急事態対応に関し議員の任期延長等についての早急な検討の必要性、憲法の観点からの合区解消の議論の必要性、憲法違反問題の調査審議の必要性、オンライン国会に係る衆議院憲法審査会の報告の問題点、合区廃止や国会議員の任期延長に係る問題の解決策、デジタル社会における人権・民主主義等の憲法価値の擁護、参議院の緊急集会の開催要件等についての議

論の必要性、憲法改正の内容への国民の参加の重要性、緊急時における三権の確立の保障のための国会機能の維持等の検討、各会派が憲法改正項目に係る意思表示を行うことの必要性、緊急事態条項の議論の必要性、国会議員の免責特権の在り方、憲法第9条を生かした外交戦略、憲法改正の発議と党議拘束等について、見解が述べられた。

4月6日、「憲法に対する考え方について（特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論を中心として）」について、参考人九州大学大学院法学研究院教授赤坂幸一君から、国会へのオンライン審議の導入に際しては、本会議と委員会の区別、例外を認める事情の違い、審議・審査の促進の観点から議論を整理する必要があるほか、議場構造と議事手続の一体性、議会空間が確保・演出する政治的公共体の統一性の考慮が必要であるとの見解、個々の議員の主観的事情に基づく例外措置については、国民代表としての職責を十全に果たすための環境を整えることが求められ、オンライン参加も必要に応じて措置すべきとの見解、特別の客観的事情に基づく例外措置は、本会議については国民代表の理念に照らしオンライン審議はごく限定的にのみ認め、委員会審査のうち作業議会としての性格を持つ部分は効率的な作業ツールとしてオンライン審議を認める余地があるとの見解、特定の事情により議会が物理的に集会できない場合、このような緊急事態においてこそ議会審議が必要であることに鑑みれば、例外的・限定的にオンライン審議手続を採用することは議会の審議手続の形成権の範囲内であろうとの見解等が述べられた。次に、参考人早稲田大学大学院法務研究科教授長谷部恭男君から、国会議員の出席の意義は全国民を代表するという職責と切り離して議論することはできず、物理的な出席によって初めて全国民を代表することができるというのが近代議会政治の原則論との見解、電子通信技術による出席を機能的に可能とすることは、出席概念の意義を根底的に変容することになり、明文の憲法の規定が必要になるとの見解、国会としての最低限の機能をも果たせない異常な事態が発生した場合は別の問題であり、そうした状況においても憲法改正なくしてはオンラインでの会議開催を認めないとの考え方は、良識に反し、憲法解釈の在り方として適切とは言い難いとの見解、オンラインでの会議開催については、それを認めない限り国会としての最低限の機能をも果たせない極めて例外的な事情が客観的に認定される場合に、必要最小限の範囲内において認めることはあり得るとの見解等が述べられた。これらを踏まえ、両参考人に対し質疑が行われた。

4月13日、「憲法に対する考え方について（特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論を中心として）」について、憲法審査会事務局当局及び川崎参議院法制局長から説明が行われた。この後、委員相互間において意見の交換が行われ、オンライン出席にとどまらず緊急時に国民の命を守る更なる法整備・憲法への緊急事態条項の明記・国会の機能維持のための議論を進めることの必要性、憲法第56条の出席について議院自律権の名の下法理を示すことなくオンライン出席が認められるとすることの問題点、定足数のための出席と議員が議決権等を行行使する前提としての出席を分ける考え方、議院自律権の限界、全国民を代表する議員と参考人など議員以外についてのオンライン出席の根拠を分ける考え方、オンライン出席を認める条件の必要性の明文化、オンライン出席の在り方に関する暫定的特例ルールをあらかじめ定めておくこと、本会議へのオンライン出席・表決を必要とする具体的事実、憲法秩序が存在しなくなった場合の対応等について、見解が述べられた。

4月27日、「憲法に対する考え方について（特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論を中心として）」について委員相互間において意見の交換が行われ、オンライン出席を現行憲法で認め得る条件、オンライン出席への国民の理解及び技術的課題等の解決の必要性、調査会等における参考人の意見聴取での活用等でオンライン出席の環境整備を行うことの提案、緊急事態時のオンライン出席や投票につき国民の理解を得るための憲法改正、オンライン出席を認めるやむを得ない事情の例、委員会におけるオンライン出席の考え方、物理的な出席と等価値と言えるために必要な条件、妊娠・出産等真にやむを得ない事情を抱える議員についてオンライン出席を認める余地、国家の危機的事態に一定の要件の下例外的にオンラインを活用し本会議を開催し表決を行うことの合憲性、非常事態下でのオンライン会議につき各会派の代表者により開催の是非等の決定を可能にしておくこと、委員会審議のオンライン化を先行させる意義、内閣総理大臣その他の国务大臣の出席についての解釈、緊急事態における三権の機能の維持等についての憲法への明文化、個別的事情によるオンライン出席につき法律で定める必要性、緊急時に国会を機能させるため必要な準備とオンライン審議、国会のオンライン審議実現による地方議会本会議のオンライン審議実現の加速化、緊急時・有事の際に国家機能を麻痺させない手だての準備、新型コロナウイルス感染拡大・大震災等の際における定足数の充足、多数派による立法権の濫用を防ぐための厳格な条文解釈の必要性、出産・疾病等により物理的出席が困難な場合に提出法案等への意見等を議事録等に残す必要性、オンライン出席と命令委任の禁止の原理等について、見解が述べられた。

5月18日、「憲法に対する考え方について（特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として）」について、憲法審査会事務局当局及び川崎参議院法制局長から説明が行われた。この後、委員相互間において意見の交換が行われ、合区導入により地方の声が国政に届かなくなるのではとの危機感、最高裁判決は投票価値の平等を唯一絶対の基準としているわけではないとの認識、参議院につき全国比例選挙と都道府県を単位とする地方選出により構成する価値を堅持し合区を解消することの必要性、参議院の選挙制度に関する歴代最高裁判決の一番基本的な考え方を押さえ憲法審査会で議論する必要性、全国民の代表としての両院の同質性による参議院選挙制度への投票価値の平等の要請、投票価値の平等と地域代表的性格の調和の重要性、全国を11ブロック単位とする個人名投票による大選挙区制の意義、拘束名簿式選挙と民意の関係、民主主義の前提としての投票価値の平等の保障、合区解消のため参議院を地方の府と位置付ける改憲案、全国を11ブロックに分け総定数を削減する改革案、参議院選挙制度と憲法第14条第1項・第15条第1項・第43条第1項、多様な民意を議会に反映させる比例代表を中心とした選挙制度への見直し等の議論の必要性、地方を含め民意を受け止め憲法を守り生かす政治への転換等の必要性、合区導入後の最高裁の合憲判決への評価、全国民の代表の正統性の根拠等について、見解が述べられた。

6月8日、「憲法に対する考え方について（特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として）」について、参考人広島大学大学院人間社会科学研究科教授新井誠君から、合区をめぐる問題として人口少数県のみが対象となることへの不公平感等が挙げられるが、これらは憲法秩序全体に関わる問題との見解、投票価値の平等を一義的に重視することにより失われる他の利益を考えるべきとの指摘、全国民代表の議論をめぐる多角的民意の確保の



議論から合区は解消されるべきとの見解、最高裁が両院の権限関係と組織方法が同質的であるため投票価値の平等の確保を優先しようとしていることを踏まえ、参議院につき地方公共団体を基盤とする代表選出の在り方が考えられるとの見解、合区解消に係る法律レベル・憲法典レベル双方の改革方法に伴う課題の指摘等が述べられた。次に、参考人上智大学法学部教授上田健介君から、合区対象県における投票率低下の背景に、合区対象県の住民とそのほかの都道府県の住民との間で法の下での平等に反する事態が生じているとの評価もできるとの見解、現在の参議院の選挙制度は比例代表・選挙区とも理念・意図につき明確な説明ができないとの指摘、参議院について衆議院とは異なる形で民意を反映させるため投票価値の平等にこだわらない選挙制度を考えるのであれば参議院の権限を弱めるべきとの見解、法案審議・強化拡充された行政監視機能の中で多様な背景を持つ立場・利害からの意見や専門的な知見を国政の議論の場に持ち出し、世論を動かし、衆議院や内閣の考え方を改めさせる補充的かつ重要な役割を参議院が果たすという提案等が述べられた。これらを踏まえ、両参考人に対し質疑が行われた。

## (2) 審査会経過

### ○令和4年3月23日(水) (第1回)

- 幹事の補欠選任を行った。
- 憲法に対する考え方について意見の交換を行った。

### ○令和4年4月6日(水) (第2回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 憲法に対する考え方について(特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論を中心として)について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

九州大学大学院法学研究院教授 赤坂幸一君  
早稲田大学大学院法務研究科教授 長谷部恭男君

[質疑者]

元榮太一郎君(自民)、小西洋之君(立憲)、西田実仁君(公明)、足立信也君(民主)、浅田均君(維新)、山添拓君(共産)、浜田聡君(みん)、丸川珠代君(自民)、打越さく良君(立憲)、伊藤孝江君(公明)、浅田均君(維新)、福島みずほ君(立憲)、柴田巧君(維新)

### ○令和4年4月13日(水) (第3回)

- 憲法に対する考え方について(特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論を中心として)について憲法審査会事務局当局及び川崎参議院法制局長から説明を聴いた後、意見の交換を行った。

### ○令和4年4月27日(水) (第4回)

- 憲法に対する考え方について(特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論を中心として)について意見の交換を行った。

### ○令和4年5月18日(水) (第5回)

- 憲法に対する考え方について(特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として)について憲法審査会事務局当局及び川崎参議院法制局長から説明を聴いた後、意見の交換を行った。

### ○令和4年6月8日(水) (第6回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 憲法に対する考え方について（特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として）について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

広島大学大学院人間社会科学研究科教授 新井誠君

上智大学法学部教授 上田健介君

〔質疑者〕

岡田広君（自民）、小西洋之君（立憲）、西田実仁君（公明）、足立信也君（民主）、浅田均君（維新）、山添拓君（共産）、渡辺喜美君（みん）、山田宏君（自民）、福島みずほ君（立憲）、平木大作君（公明）、柴田巧君（維新）、山下芳生君（共産）

○令和4年6月15日（水）（第7回）

- 請願第1号外97件を審査した。

## 4 情報監視審査会

### 委員一覧（8名）

会 長	水落 敏栄（自民）	堀井 巖（自民）	浜田 昌良（公明）
	猪口 邦子（自民）	古賀 之士（立憲）	浜口 誠（民主）
	こやり 隆史（自民）	牧山 ひろえ（立憲）	（会期終了日 現在）

### （1）活動概観

#### 〔調査の経過〕

今国会においては、令和2年末時点で特定秘密を指定している12行政機関から指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明を聴取し、質疑を行った。また、内閣衛星情報センター（東京都）における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同センターへの委員派遣を行い、派遣先において特定秘密の提示を受けた。その後、特定秘密文書の管理について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った後、小林国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。最後に、年次報告書（調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書（対象期間は令和3年10月1日から令和4年4月30日までの間））を取りまとめ、議長に提出した。

#### 〔調査の概要〕

1月27日、国家安全保障会議、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

2月3日、内閣官房（内閣衛星情報センター）の特定秘密の提示を要求することを決定した。また、外務省、防衛省及び防衛装備庁の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

2月8日、内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同センターへの委員派遣を行い、派遣先において特定秘密の提示を受けた。

4月13日、特定秘密文書の管理について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った後、小林国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

6月3日、年次報告書（令和4年6月）を決定し、議長に提出した。また、同日、調査及び審査の報告を申し出ることを決定し、6月8日の本会議で会長が報告した。

### （2）審査会経過

○令和4年1月27日（木）（第1回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聞いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

#### ○令和4年2月3日(木) (第2回)

- 委員派遣を行うことを決定した。
- 特定秘密の提示を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聞いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

#### ○令和4年4月13日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密文書の管理に関する件について政府参考人から説明を聞いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について小林国務大臣に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について政府参考人に対し質疑を行った。
- 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

#### ○令和4年6月3日(金) (第4回)

- 議員その他の者の傍聴を許すものとするに決定した。
- 本審査会の調査及び審査に関する年次報告書を提出することを決定した。
- 本審査会の調査及び審査の報告を申し出ることを決定した。

### 委員派遣

---

#### ○令和4年2月8日(火)

- 内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査

[派遣地]

東京都

[派遣委員]

水落敏栄君(自民)、猪口邦子君(自民)、こやり隆史君(自民)、堀井巖君(自民)、古賀之士君(立憲)、牧山ひろえ君(立憲)、浜田昌良君(公明)、浜口誠君(民主)

### (3) 審査会報告要旨

#### 年次報告

#### 【要旨】

本審査会は、令和3年6月に政府が国会に提出した年次報告等を基に、令和2年末時点の特定秘密の指定等について調査を行い、6月3日、報告書を議長に提出した。本報告書の対象期間は令和3年10月1日から令和4年4月30日までであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 調査の経過及び結果

##### 1 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての調査の経過

政府が国会に提出した年次報告等について、政府から説明を聴取し、質疑を行った後、特定秘密を指定している各行政機関から、特定秘密の指定等の状況等について説明を聴取し、質疑を行い、さらに、大臣等に対し締めくくり的な質疑を行った。このほか、内閣衛星情報センター（東京都）への委員派遣を行い、派遣先において特定秘密の提示を受けた。

##### 2 主な指摘事項の概要

以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

ア 不適切な管理事案が発生した場合は、発生原因と講じた再発防止策についての情報を内閣情報調査室が取りまとめ、各行政機関と共有すること。また、秘密情報の管理方法に関する他国の優良事例を研究し、実効性の高い取組があれば積極的に各行政機関へ情報提供し、取組を促すこと。

イ 指定の有効期間を5年に設定している特定秘密については、解除条件を設定すべき特定秘密に該当するかどうかを厳格に判断するとともに、設定件数の増加を促す取組を進めること。

ウ 本審査会が行政機関に説明を求めた場合には、不開示情報を含めた具体的な説明を適確に行うなど、真摯かつ適切に対応すること。

エ 内閣府独立公文書管理監の指定の有効期間の検証・監察については、おおむね1年以内に終わるよう、検証・監察の実効性を高め、必要な体制を整備すること。

#### 二 審査の経過及び結果

議院又は委員会若しくは調査会からの審査の求め又は要請がなかったため、審査は行わなかった。

## 5 政治倫理審査会

---

### 委員一覧 (15名)

会 長	岡田	広 (自民)	世耕	弘成 (自民)	谷合	正明 (公明)
幹 事	野上	浩太郎 (自民)	関口	昌一 (自民)	山本	博司 (公明)
幹 事	牧野	たかお (自民)	西田	昌司 (自民)	小林	正夫 (民主)
幹 事	森本	真治 (立憲)	斎藤	嘉隆 (立憲)	石井	苗子 (維新)
	岡田	直樹 (自民)	長浜	博行 (立憲)	市田	忠義 (共産)
						(会期終了日 現在)

## 1 請願審議概況

---

今国会に紹介提出された請願は、2,828件（164種類）であり、このうち件数の多かったものは、「高齢者の命・健康・人権を脅かす七十五歳以上医療費窓口負担二割化の中止を求めることに関する請願」139件、「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民の命と健康を守ることに関する請願」及び「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」各88件、「教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願」「全国一律最低賃金制度の実現に関する請願」「最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願」及び「障害福祉についての法制度拡充に関する請願」各86件などであった。

各委員会及び憲法審査会の付託件数は、内閣217件、総務3件、法務149件、外交防衛170件、財政金融153件、文教科学358件、厚生労働1,184件、農林水産31件、経済産業160件、国土交通204件、環境33件、議院運営9件、災害対策39件、倫理選挙18件、地方デジ1件、震災復興1件、憲法98件であった。

請願者の総数は783万4,663人に上っている。

請願書の紹介提出期限は、5月30日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の7日前の6月8日までと決定された。

6月15日、各委員会及び憲法審査会において請願の審査が行われ、2委員会において304件（9種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで、同日の本会議において「裁判所の人的・物的充実に関する請願」外303件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は10.7%であり、種類別による採択率（採択数／付託数）は5.5%であった。

## 2 請願件数表

委員会・憲法審査会					本会議	備考
委員会等名	付託	採択	不採択	未了	採択	
内閣	217	0	0	217	0	
総務	3	0	0	3	0	
法務	149	16	0	133	16	
外交防衛	170	0	0	170	0	
財政金融	153	0	0	153	0	
文教科学	358	0	0	358	0	
厚生労働	1,184	288	0	896	288	
農林水産	31	0	0	31	0	
経済産業	160	0	0	160	0	
国土交通	204	0	0	204	0	
環境	33	0	0	33	0	
議院運営	9	0	0	9	0	
災害対策	39	0	0	39	0	
倫理選挙	18	0	0	18	0	
地方デジ	1	0	0	1	0	
震災復興	1	0	0	1	0	
憲法	98	0	0	98	0	
計	2,828	304	0	2,524	304	提出総数 2,828件



### 3 本会議において採択された請願件名一覧

---

#### 【内閣に送付するを要するもの】

- 法務委員会……………16件  
裁判所の人的・物的充実に関する請願（第1803号外15件）
- 厚生労働委員会…………… 288件  
全ての世代が将来にわたって信頼できる年金・医療・介護等の社会保障制度の確立に関する請願（第41号外3件）  
パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願（第367号外16件）  
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第798号外87件）  
学童保育（放課後児童健全育成事業）の拡充を求めることに関する請願（第1036号外34件）  
ゆとりとやりがいのある保育現場の創出等に関する請願（第1093号）  
難病・長期慢性疾患・小児慢性特定疾患対策の総合的な推進に関する請願（第1369号外55件）  
現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願（第1537号外19件）  
てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願（第2142号外66件）

#### 【内閣に送付するを要しないもの】

なし

## 質問主意書一覧

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日
1	日朝交渉における拉致被害者などの課題に関する質問主意書	有田 芳生君	4. 1. 17	4. 1. 24	4. 1. 28
2	ヘイトクライムに関する質問主意書	有田 芳生君	1. 17	1. 24	1. 28
3	日本商工会議所が政府に導入を促している二対一ルールに関する質問主意書	浜田 聡君	1. 17	1. 24	1. 28
4	国会の専権事項である予算審議に関する記事を財務事務次官が寄稿したことに関する質問主意書	浜田 聡君	1. 17	1. 24	1. 28
5	骨髄移植等と予防接種に関する質問主意書	田島 麻衣子君	1. 17	1. 24	1. 28
6	生活保護世帯への臨時特別給付金の支給に関する質問主意書	浜田 聡君	1. 20	1. 26	2. 1
7	SDGsの「貧困をなくそう」という目標に寄与しない森林環境税に関する質問主意書	浜田 聡君	1. 25	1. 31	2. 4
8	障害者グループホームとマンション管理規約に関する質問主意書	浜田 聡君	1. 25	1. 31	2. 4
9	緊迫するウクライナ情勢と日本政府の北方領土を取り戻す意思に関する質問主意書	浜田 聡君	1. 31	2. 4	2. 10
10	財政資金の効率的支出に関する質問主意書	木戸口 英司君	2. 3	2. 9	2. 15
11	医師・看護師・介護福祉士等の国家試験に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	2. 4	2. 14	2. 18
12	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業に関する質問主意書	塩村 あやか君	2. 15	2. 21	2. 25
13	第三者の卵子・精子・胚を用いた不妊治療への保険適用に関する質問主意書	塩村 あやか君	2. 15	2. 21	2. 25
14	A V出演強要問題に関する質問主意書	塩村 あやか君	2. 16	2. 24	3. 1

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日
15	5G基地局整備の推進のための行政財産使用許可とインフラシェアリングの関係に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 2. 17	4. 2. 24	4. 3. 1
16	成年年齢引下げに伴い必要となるアダルトビデオ出演強要問題への対応に関する質問主意書	塩村 あやか君	2. 17	2. 24	3. 1
17	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請等の在り方に関する質問主意書	塩村 あやか君	2. 21	2. 28	3. 4
18	福島県民健康調査「甲状腺検査」に関する質問主意書	足立 信也君	2. 24	3. 2	3. 8
19	電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 25	3. 2	3. 8
20	ロシアへの制裁措置を予定している状況における貿易経済に関する日露政府間委員会への出席とロシア経済分野協力担当大臣という役職の存続に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 25	3. 2	3. 8
21	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する質問主意書	羽田 次郎君	2. 28	3. 7	3. 11
22	日本政府の国際機関等への拠出に関する質問主意書	塩村 あやか君	3. 1	3. 7	3. 11
23	介護従事者間におけるコロナ対応に係る取扱いの差異に関する質問主意書	塩村 あやか君	3. 3	3. 9	3. 15
24	就職氷河期世代を対象とした限定求人者の改善状況に関する質問主意書	塩村 あやか君	3. 3	3. 9	3. 15
25	香川県ネット・ゲーム依存症対策条例と憲法第九十四条との関係に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 9	3. 14	3. 18
26	ロシアのウクライナ侵略を踏まえた日本政府のロシアへの制裁に関する質問主意書	羽田 次郎君	3. 10	3. 16	3. 22
27	ウクライナ政府の呼びかけで義勇兵として参加を検討している日本人に関する質問主意書	羽田 次郎君	3. 10	3. 16	3. 22
28	在日ウクライナ大使館が募集した義勇兵と刑法第九十三条に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 15	3. 22	3. 25

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日
29	ロシアのウクライナ侵略を踏まえた日本政府によるウクライナ及びウクライナ人への人道支援に関する質問主意書	羽田 次郎君	4. 3. 17	4. 3. 23	4. 3. 29
30	日本の経済制裁によって影響を受けるロシア人の人権に関する質問主意書	羽田 次郎君	3. 17	3. 23	3. 29
31	ウクライナ情勢を受けた経済制裁措置に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	3. 25	3. 30	4. 5
32	国際協力銀行によるロシア向け投融資についての今後の対応に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	3. 25	3. 30	4. 5
33	賃上げ税制に係るマルチステークホルダー経営宣言に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	3. 25	3. 30	4. 5
34	暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱いに関する質問主意書	浜田 聡君	4. 6	4. 11	4. 15
35	公営住宅入居者の家賃の決定における収入算定に関する質問主意書	山添 拓君	4. 12	4. 18	4. 22
36	LNGの安定的確保と都市ガス供給事業の拡充支援に関する質問主意書	矢田 わか子君	4. 13	4. 18	4. 22
37	公益社団法人日本犬保存会理事会配付資料の記載内容に対する抗議の有無等に関する質問主意書	塩村 あやか君	4. 15	4. 20	4. 26
38	米国からの桃の輸入解禁要請に関する質問主意書	宮沢 由佳君	4. 19	4. 25	4. 28
39	暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱いに関する再質問主意書	浜田 聡君	4. 19	4. 25	4. 28
40	柏崎刈羽原子力発電所に適用される粗度区分及び設計基準風速の考え方に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 21	4. 26	5. 10
41	発信者情報の開示に関する質問主意書	塩村 あやか君	4. 27	5. 9	5. 13
42	新型コロナウイルス感染症対応に係るシルバー人材センター会員への支援に関する質問主意書	塩村 あやか君	4. 28	5. 9	5. 13
43	不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査（PGT-A/SR）に関する質問主意書	塩村 あやか君	4. 28	5. 9	5. 13

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日
44	毎年薬価改定の見直しに関する質問主意書	小西 洋之君	4. 5. 6	4. 5. 11	4. 5. 17
45	暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱いに関する第三回質問主意書	浜田 聡君	5. 11	5. 16	5. 20
46	「コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業」の調査費用の目的妥当性に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 11	5. 16	5. 20
47	新型コロナウイルス感染症対策に伴う給水装置工事主任技術者試験の受験手数料の増額改定に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 11	5. 16	5. 20
48	立法不作為等に係る訴訟への対応に関する質問主意書	吉川 沙織君	5. 18	5. 23	5. 27
49	財務省が作成した防衛関係資料に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 19	5. 25	5. 31
50	地方交付税の基準財政需要額の根拠に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 19	5. 25	5. 31
51	都市における道路と鉄道との連続立体交差化事業の取扱いに関する質問主意書	武田 良介君	5. 25	5. 30	6. 3
52	日本証券金融株式会社の役職員が代々日本銀行出身者で占められていることに関する質問主意書	浜田 聡君	5. 26	6. 1	6. 7
53	関東大震災時の朝鮮人等の虐殺事件における犠牲者の遺体処理に関する質問主意書	有田 芳生君	5. 26	6. 1	6. 7
54	自治体のライフジャケットレンタル制度への助成に関する質問主意書	船後 靖彦君	6. 2	6. 8	6. 14
55	障害のある労働者に対する労災認定基準に関する質問主意書	船後 靖彦君	6. 3	6. 8	6. 14
56	ログイン時等の通信に係る発信者情報の開示に関する質問主意書	塩村 あやか君	6. 3	6. 8	6. 14
57	我が国における難民認定の状況に関する質問主意書	石橋 通宏君	6. 3	6. 8	6. 14
58	教育現場におけるタブレット等の準備に関する質問主意書	宮沢 由佳君	6. 6	6. 13	6. 17

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日
59	太陽光発電設備設置事業における環境影響評価に関する質問主意書	嘉田 由紀子君	4. 6. 8	4. 6. 13	4. 6. 17
60	新型コロナウイルス感染症対策に伴う各種受験手数料の増額改定に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 8	6. 13	6. 17
61	内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室の勤務環境に関する質問主意書	安達 澄君	6. 9	6. 15	6. 21
62	性犯罪・性暴力被害者等の医療費負担等に関する質問主意書	塩村 あやか君	6. 9	6. 15	6. 21
63	動物の車内放置事案に関する質問主意書	塩村 あやか君	6. 10	6. 15	6. 24
64	電線関連産業における技術革新と省エネルギーへの貢献に対する支援策に関する質問主意書	矢田 わか子君	6. 10	6. 15	6. 24
65	肥料、配合飼料、輸入粗飼料の高騰に対する緊急支援に関する質問主意書	紙 智子君 外2名	6. 10	6. 15	6. 24
66	管理型産業廃棄物最終処分場における土堰堤の遮水構造に関する質問主意書	青木 愛君	6. 13	6. 15	6. 24
67	日本共産党と破防法に対する岸田政権の対応に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 13	6. 15	6. 24
68	アベノマスクの費用、数、品質管理に関する質問主意書	田島 麻衣子君	6. 14	6. 15	6. 24
69	物価高騰に対する政府の認識と対応に関する質問主意書	田島 麻衣子君	6. 14	6. 15	6. 24
70	北方四島周辺海域での安全操業に関する質問主意書	鈴木 宗男君	6. 14	6. 15	6. 24
71	新型コロナウイルスのワクチンの副反応と後遺症への対策に関する質問主意書	羽田 次郎君	6. 14	6. 15	6. 24
72	アフガニスタン退避者への政府の人道的支援に関する質問主意書	羽田 次郎君	6. 14	6. 15	6. 24
73	大規模災害時の自衛隊と地方公共団体との連携に関する質問主意書	羽田 次郎君	6. 14	6. 15	6. 24

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日
74	例外的夫婦別氏制度等に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 6.15	4. 6.15	4. 6.28
75	高速道路通行料金に精神障害者割引がないことに関する質問主意書	浜田 聡君	6.15	6.15	6.28
76	経済・財政運営の基本方針に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.15	6.15	6.28
77	一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに係る新たな大臣間合意に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.15	6.15	6.28
78	中小企業の過剰債務と資金繰り対策に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.15	6.15	6.28
79	中小企業の成長支援に向けた地域金融機関の役割に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.15	6.15	6.28
80	国際金融センターとしての市場機能強化に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.15	6.15	6.28
81	企業の情報開示の現状と改善に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.15	6.15	6.28
82	E S G 投資・サステナブルファイナンスの基準の策定等に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.15	6.15	6.28
83	E S G 投資・サステナブルファイナンスの対象の拡大に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.15	6.15	6.28
84	成人年齢引下げに伴う若年者の金融取引の保護と金融経済教育に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.15	6.15	6.28

(令和4年6月28日現在)

## 参議院改革協議会

### 協議員一覧（14名）

座長	世耕 弘成（自民）	森 ゆうこ（立憲）	伊波 洋一（沖縄）
	古賀 友一郎（自民）	谷合 正明（公明）	木村 英子（れ新）
	野上 浩太郎（自民）	足立 信也（民主）	嘉田 由紀子（碧水）
	堀井 巖（自民）	東 徹（維新）	渡辺 喜美（みん）
	長浜 博行（立憲）	井上 哲士（共産）	（4. 4. 19 現在）

### （1）検討の経緯

参議院改革協議会（世耕弘成座長）は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第204回国会の令和3年5月14日に設置された。

第207回国会閉会後においては、本協議会を開かなかつた。

第208回国会において、本協議会は6回の調査検討を行い、その後、報告書の取りまとめを行った。

まず、1月19日の協議会（第7回）では、参議院の在り方について協議を行った。

1月28日の協議会（第8回）では、議員の身分保障について、参考人赤坂幸一君（九州大学法学研究院教授）及び塩田智明君（国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室主任）から意見を聴取した後、質疑を行った。また、参議院の在り方及び今後の進め方について、座長から1月19日までの意見交換を踏まえた主な論点の提示があり、協議を行った。

2月21日の協議会（第9回）では、参議院の在り方、目指すべき役割とそれに関連した選挙制度について協議を行った。

3月31日の協議会（第10回）では、現行制度で参議院選挙を行った場合の一票の較差の現状について、事務局から説明を聴取した後、「委員会・調査会等の整理再編、充実」、「行政監視機能の更なる充実」、「デジタル化、オンライン審議」について協議を行った。

4月20日の協議会（第11回）では、「委員会・調査会等の整理再編、充実」、「行政監視機能の更なる充実」について協議を行った。また、座長から、参議院の在り方及び参議院議員選挙制度についてのこれまでの議論を取りまとめた論点整理の提示があり、協議を行った。

5月18日の協議会（第12回）では、「デジタル化、オンライン審議」について協議を行った。

6月8日の協議会（第13回）では、座長から本協議会における議論を取りまとめた報告書案が示され、同報告書案を参議院改革協議会報告書として議長に提出することを決定した。

（報告書は参議院ホームページ参照）



## (2) 協議会経過

○令和4年1月19日(水)(第7回)

○参議院の在り方について意見の交換を行った。

○令和4年1月28日(金)(第8回)

一、議員の身分保障について九州大学法学研究院教授赤坂幸一君及び国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室主任塩田智明君から意見を聴いた後、質疑を行った。

一、参議院の在り方について意見の交換を行った。

一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○令和4年2月21日(月)(第9回)

一、参議院の在り方について意見の交換を行った。

一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○令和4年3月31日(木)(第10回)

一、次の件について意見の交換を行った。

イ、委員会・調査会等の整理再編、充実に関する件

ロ、行政監視機能の更なる充実に関する件

ハ、デジタル化、オンライン審議に関する件

一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○令和4年4月20日(水)(第11回)

一、次の件について意見の交換を行った。

イ、委員会・調査会等の整理再編、充実に関する件

ロ、行政監視機能の更なる充実に関する件

一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○令和4年5月18日(水)(第12回)

一、デジタル化、オンライン審議について意見の交換を行った。

一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○令和4年6月8日(水)(第13回)

○議長に参議院改革協議会報告書を提出することを協議決定した。

## (3) 参議院改革協議会設置要綱

### 参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

#### 第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長(以下「議長」という。)の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会(以下「参議院改革協議会」という。)を置く。

#### 第2 構成

(1) 参議院改革協議会は、協議員15人以内をもって組織する。

(2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長

が委嘱するものとする。

### 第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。
  - ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
  - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

### 第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。

# 1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第194回 (臨時会)	平成 29. 9. 28(木)	—	29. 9. 28(木) 衆議院解散	—	—	1
第195回 (特別会)	29. 11. 1(水)	29. 11. 8(水)	29. 12. 9(土)	39	—	39
第196回 (常 会)	30. 1. 22(月)	30. 1. 22(月)	30. 7. 22(日)	150	32	182
第197回 (臨時会)	30. 10. 24(水)	30. 10. 24(水)	30. 12. 10(月)	48	—	48
第198回 (常 会)	31. 1. 28(月)	31. 1. 28(月)	令和 元. 6. 26(水)	150	—	150
第199回 (臨時会)	元. 8. 1(木)	元. 8. 1(木)	元. 8. 5(月)	5	—	5
第200回 (臨時会)	元. 10. 4(金)	元. 10. 4(金)	元. 12. 9(月)	67	—	67
第201回 (常 会)	2. 1. 20(月)	2. 1. 20(月)	2. 6. 17(水)	150	—	150
第202回 (臨時会)	2. 9. 16(水)	2. 9. 17(木)	2. 9. 18(金)	3	—	3
第203回 (臨時会)	2. 10. 26(月)	2. 10. 26(月)	2. 12. 5(土)	41	—	41
第204回 (常 会)	3. 1. 18(月)	3. 1. 18(月)	3. 6. 16(水)	150	—	150
第205回 (臨時会)	3. 10. 4(月)	3. 10. 8(金)	3. 10. 14(木) 衆議院解散	11	—	11
第206回 (特別会)	3. 11. 10(水)	3. 11. 12(金)	3. 11. 12(金)	3	—	3
第207回 (臨時会)	3. 12. 6(月)	3. 12. 6(月)	3. 12. 21(火)	16	—	16
第208回 (常 会)	4. 1. 17(月)	4. 1. 17(月)	4. 6. 15(水)	150	—	150

## 2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2* 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5. 20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7. 12(水)
第3回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5. 18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6. 22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7. 22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	元. 7. 23(日)	元. 7. 23	7. 7. 22	第115回(臨時会)	元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回(臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回(臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回(臨時会)	16. 7. 30(金)

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第21回	19. 7. 29(日)	19. 7. 29	25. 7. 28	第167回(臨時会)	19. 8. 7(火)
第22回	22. 7. 11(日)	22. 7. 26	28. 7. 25	第175回(臨時会)	22. 7. 30(金)
第23回	25. 7. 21(日)	25. 7. 29	令和 元. 7. 28	第184回(臨時会)	25. 8. 2(金)
第24回	28. 7. 10(日)	28. 7. 26	4. 7. 25	第191回(臨時会)	28. 8. 1(月)
第25回	元. 7. 21(日)	元. 7. 29	7. 7. 28	第199回(臨時会)	元. 8. 1(木)

\*任期3年議員の任期終了日を示す。

### 3 国務大臣等名簿

(令和4年6月15日現在)

#### 第2次岸田内閣国務大臣

内閣総理大臣

岸田 文雄 (衆・自民)

総務大臣

金子 恭之 (衆・自民)

法務大臣

古川 禎久 (衆・自民)

外務大臣

林 芳正 (衆・自民)

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

鈴木 俊一 (衆・自民)

文部科学大臣

末松 信介 (参・自民)

厚生労働大臣

後藤 茂之 (衆・自民)

農林水産大臣

金子 原二郎 (参・自民)

経済産業大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構))

萩生田 光一 (衆・自民)

国土交通大臣

斉藤 鉄夫 (衆・公明)

環境大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力防災))

山口 壯 (衆・自民)

防衛大臣

岸 信夫 (衆・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

松野 博一 (衆・自民)

国務大臣 (デジタル大臣)

(内閣府特命担当大臣 (規制改革))

牧島 かれん (衆・自民)

国務大臣 (復興大臣)

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策))

西銘 恒三郎 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (防災、海洋政策))

二之湯 智 (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (少子化対策、地方創生、男女共同参画))

野田 聖子 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

山際 大志郎 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (科学技術政策、宇宙政策))

小林 鷹之 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全、クールジャパン戦略、知的財産戦略))

若宮 健嗣 (衆・自民)

#### 内閣官房副長官

木原 誠二 (衆・自民)

磯崎 仁彦 (参・自民)

栗生 俊一

## 副大臣

デジタル副大臣

内閣府副大臣

小林 史明 (衆・自民)

復興副大臣

富樫 博之 (衆・自民)

新妻 秀規 (参・公明)

内閣府副大臣

大野 敬太郎 (衆・自民)

黄川田 仁志 (衆・自民)

赤池 誠章 (参・自民)

総務副大臣

田畑 裕明 (衆・自民)

中西 祐介 (参・自民)

法務副大臣

津島 淳 (衆・自民)

外務副大臣

小田原 潔 (衆・自民)

鈴木 貴子 (衆・自民)

財務副大臣

岡本 三成 (衆・公明)

大家 敏志 (参・自民)

文部科学副大臣

田中 英之 (衆・自民)

文部科学副大臣

内閣府副大臣

池田 佳隆 (衆・自民)

厚生労働副大臣

古賀 篤 (衆・自民)

厚生労働副大臣

内閣府副大臣

佐藤 英道 (衆・公明)

農林水産副大臣

武部 新 (衆・自民)

中村 裕之 (衆・自民)

経済産業副大臣

内閣府副大臣

細田 健一 (衆・自民)

経済産業副大臣

内閣府副大臣

石井 正弘 (参・自民)

国土交通副大臣

中山 展宏 (衆・自民)

国土交通副大臣

内閣府副大臣

復興副大臣

渡辺 猛之 (参・自民)

環境副大臣

大岡 敏孝 (衆・自民)

環境副大臣

内閣府副大臣

務台 俊介 (衆・自民)

防衛副大臣

内閣府副大臣

鬼木 誠 (衆・自民)

## 大臣政務官

デジタル大臣政務官

内閣府大臣政務官

山田 太郎 (参・自民)

内閣府大臣政務官

小寺 裕雄 (衆・自民)

宮路 拓馬 (衆・自民)

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

宗清 皇一 (衆・自民)

総務大臣政務官

鳩山 二郎 (衆・自民)

渡辺 孝一 (衆・自民)

三浦 靖 (参・自民)

法務大臣政務官

加田 裕之 (参・自民)

外務大臣政務官

上杉 謙太郎 (衆・自民)

本田 太郎 (衆・自民)

三宅 伸吾 (参・自民)

財務大臣政務官

高村 正大 (衆・自民)

藤原 崇 (衆・自民)

文部科学大臣政務官

鱒淵 洋子 (衆・公明)

文部科学大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

高橋 はるみ (参・自民)

厚生労働大臣政務官

深澤 陽一 (衆・自民)

厚生労働大臣政務官

内閣府大臣政務官

島村 大 (参・自民)

農林水産大臣政務官

宮崎 雅夫 (参・自民)

下野 六太 (参・公明)

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

吉川 ゆうみ (参・自民)

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

岩田 和親 (衆・自民)

国土交通大臣政務官

加藤 鮎子 (衆・自民)

木村 次郎 (衆・自民)

国土交通大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

泉田 裕彦 (衆・自民)

環境大臣政務官

中川 康洋 (衆・公明)

環境大臣政務官

内閣府大臣政務官

穂坂 泰 (衆・自民)

防衛大臣政務官

岩本 剛人 (参・自民)

防衛大臣政務官

内閣府大臣政務官

中曽根 康隆 (衆・自民)

## 政府特別補佐人

人事院総裁	川本	裕子	内閣法制局長官	近藤	正春
公正取引委員会委員長	古谷	一之	原子力規制委員会委員長	更田	豊志
公害等調整委員会委員長	荒井	勉			



#### 4 本会議・委員会等傍聴者数

	回次	総計 (人)	内 訳	
			本会議	委員会等
平成25年	183(常会)	5,580	1,780	3,800
	184(臨時会)	138	138	0
	185(臨時会)	3,089	1,143	1,946
26年	186(常会)	7,236	1,878	5,358
	187(臨時会)	1,649	484	1,165
	188(特別会)	26	22	4
27年	189(常会)	8,409	1,447	6,962
28年	190(常会)	4,697	1,003	3,694
	191(臨時会)	60	53	7
	192(臨時会)	3,709	1,112	2,597
29年	193(常会)	5,814	1,005	4,809
	194(臨時会)	13	13	0
	195(特別会)	719	241	478
30年	196(常会)	5,696	1,000	4,696
	197(臨時会)	1,507	329	1,178
令和元年	198(常会)	3,409	774	2,635
	199(臨時会)	124	119	5
	200(臨時会)	1,519	363	1,156
2年	201(常会)	835	253	582
	202(臨時会)	18	17	1
	203(臨時会)	335	106	229
3年	204(常会)	1,100	202	898
	205(臨時会)	59	59	0
	206(特別会)	16	16	0
4年	207(臨時会)	182	94	88
	208(常会)	1,726	510	1,216

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

## 5 参議院参観者数

	件数	総計 (人)	参観内訳					特別参観 (人)
			一般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成 18年	17,424	282,398	79,864	133,216	58,224	6,855	4,239	398
19年	20,506	297,876	85,503	138,063	61,821	7,587	4,902	113
20年	25,657	316,381	99,820	142,118	60,016	11,147	3,280	209
21年	26,600	340,006	101,179	154,592	68,253	13,382	2,600	267
22年	24,442	357,554	104,002	167,500	68,216	13,975	3,861	369
23年	16,339	270,069	65,353	160,843	33,085	9,090	1,698	570
24年	18,585	344,230	77,166	179,746	73,721	11,262	2,335	708
25年	21,997	346,637	88,099	178,694	64,468	12,135	3,241	425
26年	19,771	325,153	78,904	167,603	61,300	13,192	4,154	482
27年	20,407	319,852	73,379	167,364	60,354	14,038	4,717	298
28年	18,755	307,607	66,229	166,163	58,041	13,812	3,362	175
29年	17,623	287,001	60,604	161,900	47,123	15,036	2,338	173
30年	14,829	283,234	55,172	160,834	50,495	14,644	2,089	190
元年	14,101	273,261	46,971	169,599	41,713	11,751	3,227	69
令和 2年	3,267	71,111	8,197	59,355	1,071	2,269	219	0
3年	3,575	48,368	8,708	38,664	168	827	1	0
4年	2,700	36,825	9,417	24,041	2,793	574	0	0

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。

令和4年の数は、第208回国会終了日(6月15日)現在。

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月1日から6月30日までの間、参観を中止した。また、7月1日から1回の受入人数の上限を50名程度(10月1日以降100名程度)とする等の感染症対策を講じた上で再開した。

## 6 参議院特別体験プログラム参加者数・参加団体数

	参加者数 (人)	団体数 (件)	団体内訳		
			小学校	中学校	その他
平成23年度	88,871	1,238	1,125	73	40
平成24年度	95,336	1,311	1,120	151	40
平成25年度	92,685	1,307	1,132	134	41
平成26年度	64,120	1,024	860	130	34
平成27年度	94,074	1,322	1,138	146	38
平成28年度	91,771	1,350	1,144	145	61
平成29年度	91,586	1,337	1,184	120	33
平成30年度	94,435	1,351	1,183	135	33
令和元年度	87,574	1,226	1,101	100	25
令和2年度	4,759	149	139	5	5
令和3年度	7,200	231	211	5	15
令和4年度					
4月	710	23	20	1	2
5月	1,204	37	35	2	0
6月	1,291	44	44	0	0
(年度途中計)	3,205	104	99	3	2

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月1日から6月30日までの間、参議院特別体験プログラムを中止した。また、7月1日から1回の受入人数の上限を45名、1日の回数を2回、1回の受入団体を1団体とする等の感染症対策を講じた上で再開した。

## 7 参議院議員海外派遣一覧

---

### ○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第144回 I P U会議出席 ( 4. 3. 1 議長決定)	インドネシア	4. 3. 19 ～ 3. 25	中西 哲君(自民) 鉢呂 吉雄君(立憲)	4. 6. 15 議院運営委員会 に報告書を提出

## 8 国会に対する報告等 (3.12.22~4.6.15)

第207回国会閉会後から第208回国会中、法律等に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報告等の名称
<b>令和3年</b>	
12. 23(木)	○ 令和2年度の国立国会図書館の経営及び財政状態の報告
24(金)	○ デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画の報告 ○ 「令和2年度再犯の防止等に関する施策」に関する報告
<b>令和4年</b>	
1. 12(水)	○ 天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告
17(月)	○ 令和元年度決算に関する参議院の議決について講じた措置の報告
21(金)	○ 国と地方の協議の場(令和3年度第3回)における協議の概要に関する報告書
25(火)	○ 令和3年7月1日から同年12月31日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書 ○ 令和2年度特別会計財務書類 ○ 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告
28(金)	○ 令和4年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書 ○ 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書
2. 4(金)	○ 令和2年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告 ○ 令和2年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
25(金)	○ 令和3年における通信傍受等に関する報告
3. 4(金)	○ 令和3年度第3・四半期における予算使用の状況の報告 ○ 令和3年度第3・四半期における国庫の状況の報告
18(金)	○ 令和4年行政執行法人の常勤職員数に関する報告
25(金)	○ 令和3年官民人事交流に関する年次報告 ○ ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の報告 ○ 地方財政の状況の報告 ○ 水産基本計画の変更の報告
29(火)	○ 令和3年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告
30(水)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策等による政府出資法人の財務等への影響について」の報告
4. 8(金)	○ 調達価格等に関する報告

- 26(火) ○ 「令和3年度中小企業の動向」に関する報告及び「令和4年度中小企業施策」についての文書
- 「令和3年度小規模企業の動向」に関する報告及び「令和4年度小規模企業施策」についての文書
- 28(木) ○ ウクライナ被災民救援国際平和協力業務実施計画の報告
- 5. 20(金) ○ 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告
- 南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告
- 27(金) ○ 「令和3年度食料・農業・農村の動向」に関する報告及び「令和4年度食料・農業・農村施策」についての文書
- 31(火) ○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況の報告
- 令和3年団体規制状況の年次報告
- 「令和3年度森林及び林業の動向」に関する報告及び「令和4年度森林及び林業施策」についての文書
- 「令和3年度食育推進施策」に関する報告
- 「令和3年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告
- 6. 3(金) ○ 令和3年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告
- 「令和3年度水産の動向」に関する報告及び「令和4年度水産施策」についての文書
- 7(火) ○ 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告
- 『「令和3年度消費者政策の実施の状況」に関する報告』及び『令和3年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告』
- デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画の変更の報告
- 「令和3年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告
- 令和3年度エネルギーに関する年次報告
- 『「令和3年度環境の状況」に関する報告及び「令和4年度環境の保全に関する施策」についての文書』、『「令和3年度循環型社会の形成の状況」に関する報告及び「令和4年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書』、『「令和3年度生物の多様性の状況」に関する報告及び「令和4年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書』
- 令和3年度原子力規制委員会年次報告書
- 10(金) ○ 「令和3年度水循環施策」に関する報告
- 「防災に関してとった措置の概況」及び「令和4年度の防災に関する計画」についての報告
- 令和3年度個人情報保護委員会年次報告書
- 令和3年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告
- 令和3年度公害等調整委員会年次報告書
- 令和3年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告
- 令和3年度首都圏整備に関する年次報告
- 「令和3年度土地に関する動向」に関する報告及び「令和4年度土地に関する基本的施策」についての文書

- 「令和3年度観光の状況」に関する報告及び「令和4年度観光施策」についての文書
- 「令和3年度交通の動向」に関する報告及び「令和4年度交通施策」についての文書
- 令和3年度の人事院の業務状況報告書
- 14(火) ○ 「令和3年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告
- 「令和3年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び「令和4年度高齢社会対策」についての文書
- 「令和3年度障害者施策の概況」に関する報告
- 「令和3年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「令和4年度交通安全施策に関する計画」についての報告
- 「令和3年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び「令和4年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書
- 「令和3年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告
- 令和3年度科学技術・イノベーション創出の振興に関する年次報告

## 9 国会関係日誌 (3.12.22～4.6.15)

年月日	事 項
<b>【第207回国会(臨時会)閉会後】</b>	
<b>令和3年</b>	
12. 22(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・農林水産委(畜産物等の価格安定等について質疑、畜産物価格等に関する決議)</li> <li>○ 衆・農林水産委(農林水産関係の基本施策(畜産問題等)について質疑、令和四年度畜産物価格等に関する決議)</li> <li>○ 西野太亮衆議院議員、自由民主党へ入会</li> </ul>
24(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 山田修路参議院議員、議員辞職</li> </ul>
<b>令和4年</b>	
1. 7(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常会召集を閣議決定</li> <li>○ 参・議院運営委(新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の実施について報告聴取、質疑)</li> <li>○ 衆・議院運営委(新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の実施について報告聴取、委員から発言)</li> </ul>
9(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海部俊樹元衆議院議員(元首相)逝去</li> </ul>
<b>【第208回国会(常会)】</b>	
17(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・本会議(農林水産委員長選挙、7特別委員会設置、政府4演説)</li> <li>○ 衆・本会議(9特別委員会設置、政府4演説)</li> <li>○ 開会式</li> </ul>
19(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・本会議(代表質問1日目)</li> <li>○ 参議院改革協議会(第7回)</li> </ul>
20(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・本会議(代表質問1日目)</li> <li>○ 衆・本会議(代表質問2日目)</li> </ul>
21(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・本会議(代表質問2日目)</li> <li>○ 参・予算委(令和四年度総予算趣旨説明)</li> <li>○ 衆・予算委(令和四年度総予算趣旨説明)</li> </ul>
24(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・予算委(令和四年度総予算基本的質疑)</li> </ul>
25(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・予算委(令和四年度総予算基本的質疑)</li> </ul>
26(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・予算委(令和四年度総予算基本的質疑)</li> </ul>
28(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参議院改革協議会(第8回)</li> <li>○ 衆・予算委</li> </ul>
31(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・予算委(令和四年度総予算集中審議「統計問題・政府の規律等」)</li> </ul>
2. 1(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・本会議(新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議、所得税法案趣旨説明・質疑)</li> <li>○ 衆・予算委</li> </ul>
2(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・予算委(令和四年度総予算集中審議「新型コロナウイルス感染症対策・国民生活等内外の諸課題」)</li> </ul>
3(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・予算委</li> </ul>
4(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・予算委(令和四年度総予算参考人質疑)</li> </ul>
7(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・予算委(令和四年度総予算集中審議「新型コロナウイルス感染症対策等内外の諸課題」)</li> </ul>
8(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・本会議(ウクライナを巡る憂慮すべき状況の改善を求める決議、地方財政計画(報告)、地方税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑)</li> <li>○ 衆・予算委</li> </ul>
9(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・本会議(ウクライナを巡る憂慮すべき状況の改善を求める決議)</li> </ul>



- 10(木) ○ 衆・予算委
- 衆・予算委
- 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸問題について自由討議)
- 14(月) ○ 衆・予算委
- 15(火) ○ 衆・予算委公聴会
- 16(水) ○ 衆・予算委分科会(～17日)
- 17(木) ○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸問題(特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論を中心として)について説明聴取、自由討議)
- 18(金) ○ 衆・予算委(令和四年度総予算集中審議「社会経済情勢・外交等内外の諸課題」)
- 21(月) ○ 参議院改革協議会(第9回)
- 衆・予算委(令和四年度総予算集中審議「岸田内閣の基本姿勢」、令和四年度総予算締めくくり質疑、令和四年度総予算可決)
- 22(火) ○ 衆・本会議(令和四年度総予算可決、地方税法案可決、地方交付税法案可決、所得税法案可決)
- 24(木) ○ 参・予算委(令和四年度総予算基本的質疑)
- 衆・憲法審査会(特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論について参考人質疑)
- 25(金) ○ 参・予算委(令和四年度総予算基本的質疑)
- 28(月) ○ 参・予算委
- 3. 1(火) ○ 衆・本会議(ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議、在日米軍駐留経費特別協定趣旨説明・質疑)
- 参・予算委
- 2(水) ○ 参・本会議(ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議)
- 参・予算委(令和四年度総予算集中審議「ウクライナ情勢等」)
- 3(木) ○ 衆・本会議(雇用保険法案趣旨説明・質疑)
- 参・予算委
- 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸問題(特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論)について自由討議)
- 4(金) ○ 参・本会議(所得税法案趣旨説明・質疑)
- 参・予算委
- 7(月) ○ 参・予算委(令和四年度総予算集中審議「新型コロナウイルス感染症対応等」)
- 8(火) ○ 衆・本会議(防衛省設置法案趣旨説明・質疑)
- 参・予算委公聴会
- 9(水) ○ 参・本会議(地方財政計画(報告)、地方税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑)
- 参・予算委
- 10(木) ○ 衆・本会議
- 参・予算委(令和四年度総予算集中審議「現下の諸課題」)
- 11(金) ○ 参・予算委
- 14(月) ○ 参・予算委(令和四年度総予算集中審議「現下の諸課題」)
- 15(火) ○ 衆・本会議(在日米軍駐留経費特別協定承認、環境負荷低減促進法案趣旨説明・質疑)
- 17(木) ○ 衆・本会議(防衛省設置法案可決、雇用保険法案可決、経済安保推進法案、経済安保総合推進法案(衆法)趣旨説明・質疑)
- 参・予算委(令和四年度総予算集中審議「岸田内閣の基本姿勢」)
- 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について討議)
- 18(金) ○ 参・本会議(在日米軍駐留経費特別協定、雇用保険法案趣旨説明・質疑)
- 参・予算委
- 22(火) ○ 参・総務委(地方税法案可決、地方交付税法案可決)

- 参・財政金融委(所得税法案可決)
- 参・予算委(令和四年度総予算締めくり質疑、令和四年度総予算可決)
- 参・本会議(令和四年度総予算可決、地方税法案可決、地方交付税法案可決、所得税法案可決)
- 23(水) ○ ゼレンスキー・ウクライナ大統領による国会演説(オンライン)
- 参・憲法審査会(憲法に対する考え方について意見交換)
- 岸田総理、ベルギー訪問(G7首脳会合出席、～25日)
- 24(木) ○ 衆・本会議(教育公務員特例法案趣旨説明・質疑)
- 参・外交防衛委(在日米軍駐留経費特別協定承認)
- 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題(特に、緊急事態条項を中心として)について討議)
- 25(金) ○ 参・本会議(在日米軍駐留経費特別協定承認)
- 衆・本会議(消費者契約法案、消費者契約法案(衆法)趣旨説明・質疑)
- 28(月) ○ 参・決算委(令和二年度決算全般質疑)
- 29(火) ○ 衆・本会議(宅地造成等規制法案、特定土砂等管理法案(衆法)、土砂等置場確保法案(衆法)趣旨説明・質疑)
- 参・厚生労働委(雇用保険法案可決)
- 30(水) ○ 参・本会議(雇用保険法案可決)
- 31(木) ○ 参・本会議
- 衆・本会議(環境負荷低減促進法案可決、G7首脳会合に関する報告・質疑、薬機法案、感染症法案(衆法)、新型コロナ健康管理法案(衆法)、新型インフル医薬品指定法案(衆法)趣旨説明・質疑)
- 参議院改革協議会(第10回)
- 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題(特に、諸外国憲法における緊急事態条項及び国民投票等におけるSNS対策について)について説明聴取、討議)
- 4. 1(金) ○ 参・本会議(G7首脳会合に関する報告・質疑)
- 4(月) ○ 参・決算委
- 5(火) ○ 衆・本会議(省エネ法案趣旨説明・質疑)
- 6(水) ○ 参・本会議
- 参・決算委
- 参・憲法審査会(憲法に対する考え方について(特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論を中心として)参考人質疑)
- 7(木) ○ 衆・本会議(経済安保推進法案可決、電波法案、情報通信行政改革推進法案(衆法)趣旨説明・質疑)
- 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題(特に、緊急事態条項及び国民投票の論点について)について討議)
- 宮本周司参議院議員、公職選挙法第90条により退職
- 8(金) ○ 参・本会議(環境負荷低減促進法案趣旨説明・質疑)
- 11(月) ○ 参・決算委
- 12(火) ○ 衆・本会議(教育公務員特例法案可決、関税暫定措置法案、外為法案趣旨説明・質疑)
- 13(水) ○ 参・本会議(経済安保推進法案趣旨説明・質疑)
- 参・憲法審査会(憲法に対する考え方について(特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論を中心として)説明聴取、意見交換)
- 14(木) ○ 衆・本会議(関税暫定措置法案可決、外為法案可決、児童福祉法案、保育人材確保特措法案(衆法)趣旨説明・質疑)
- 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題(特に、国民投票法について)について討議)

- 15(金) ○ 参・本会議(関税暫定措置法案、外為法案趣旨説明・質疑)
- 増子輝彦参議院議員、自由民主党・国民の声を退会
- 参議院比例代表選出議員選挙、中田宏氏繰上補充当選(宮本周司参議院議員退職による)
- 18(月) ○ 参・決算委
- 中田宏参議院議員、自由民主党・国民の声へ入会
- 19(火) ○ 衆・本会議(山本太郎君辞職許可、薬機法案可決、こども家庭庁設置法案、こども家庭庁設置法整備法案、こども基本法案(衆法)、子ども施策総合推進法案(衆法)、子ども育成基本法案(衆法)趣旨説明・質疑)
- 参・財政金融委(関税暫定措置法案可決、外為法案可決)
- 20(水) ○ 参・本会議(教育公務員特例法案趣旨説明・質疑、関税暫定措置法案可決、外為法案可決)
- 参議院改革協議会(第11回)
- 21(木) ○ 衆・本会議(消費者契約法案可決、電波法案可決、宅地造成等規制法案修正議決、刑法等改正案、刑法整理法案、刑法等改正案(衆法)趣旨説明・質疑)
- 参・農林水産委(環境負荷低減促進法案可決)
- 衆・憲法審査会(憲法改正国民投票に係る有料広告について参考人質疑)
- 22(金) ○ 参・本会議(薬機法案趣旨説明・質疑、環境負荷低減促進法案可決)
- 24(日) ○ 参議院石川県選挙区選出議員補欠選挙、宮本周司氏当選
- 25(月) ○ 参・決算委
- 26(火) ○ 衆・本会議(省エネ法案可決、福島復興再生特措法案趣旨説明・質疑)
- 27(水) ○ 参・本会議(省エネ法案趣旨説明・質疑)
- 参・憲法審査会(憲法に対する考え方について(特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論を中心として)意見交換)
- 宮本周司参議院議員、自由民主党・国民の声へ入会
- 28(木) ○ 衆・本会議(強い沖縄経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰五十周年に関する決議)
- 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題(特に、国民投票法について)について討議、憲法改正手続法案提案理由説明)
- 衆議院比例代表選出議員選挙東京都選挙区、櫛渕万里氏繰上補充当選(山本太郎衆議院議員退職による)、れいわ新選組へ入会
- 5. 9(月) ○ 参・決算委
- 10(火) ○ 参・内閣委(経済安保推進法案可決)
- 参・文教科科学委(教育公務員特例法案可決)
- 11(水) ○ 参・本会議(宅地造成等規制法案趣旨説明・質疑、経済安保推進法案可決、教育公務員特例法案可決)
- 12(木) ○ 衆・本会議(福島復興再生特措法案可決)
- 参・厚生労働委(薬機法案可決)
- 参・経済産業委(省エネ法案可決)
- 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について討議)
- 13(金) ○ 参・本会議(地球温暖化対策推進法案趣旨説明・質疑、省エネ法案可決、薬機法案可決)
- 衆・本会議
- 15(日) ○ 沖縄復帰50周年記念式典、山東議長、小川副議長出席
- 16(月) ○ 参・決算委(令和二年度決算准総括質疑)
- 17(火) ○ 衆・本会議(こども家庭庁設置法案可決、こども家庭庁設置法整備法案可決、こども基本法案(衆法)可決、児童福祉法案修正議決)
- 18(水) ○ 参・本会議(こども家庭庁設置法案、こども家庭庁設置法整備法案趣旨説明・質疑)
- 参・憲法審査会(憲法に対する考え方について(特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として)説明聴取、意見交換)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参議院改革協議会(第12回)</li> </ul>
19(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・本会議(刑法等改正案修正議決、刑法整合法案可決)</li> <li>○ 参・国土交通委(宅地造成等規制法案可決)</li> <li>○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題(特に、安全保障について)について討議)</li> </ul>
20(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・本会議(刑法等改正案、刑法整合法案趣旨説明・質疑、宅地造成等規制法案可決)</li> </ul>
24(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・環境委(地球温暖化対策推進法案可決)</li> </ul>
25(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・本会議(財政演説(令和四年度補正予算)、地球温暖化対策推進法案可決)</li> <li>○ 衆・本会議(財政演説(令和四年度補正予算))</li> <li>○ 参・予算委(令和四年度補正予算趣旨説明)</li> <li>○ 衆・予算委(令和四年度補正予算趣旨説明)</li> </ul>
26(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・予算委(令和四年度補正予算基本的質疑)</li> <li>○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題(特に、地方自治その他の論点について)について討議)</li> </ul>
27(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・予算委(令和四年度補正予算基本的質疑、令和四年度補正予算可決)</li> <li>○ 衆・本会議(令和四年度補正予算可決)</li> </ul>
30(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・予算委(令和四年度補正予算総括質疑)</li> </ul>
31(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・予算委(令和四年度補正予算総括質疑、令和四年度補正予算可決)</li> <li>○ 参・本会議(令和四年度補正予算可決)</li> </ul>
6. 1(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・本会議(電波法案趣旨説明・質疑)</li> <li>○ 衆・予算委(集中審議「ウクライナ問題等内外の諸課題」)</li> </ul>
2(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・総務委(電波法案可決)</li> <li>○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題(国民投票とインターネットの関わり)について参考人質疑)</li> </ul>
3(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・本会議(電波法案可決)</li> <li>○ 参・予算委(集中審議「ウクライナ情勢等内外の諸課題」)</li> </ul>
7(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・本会議</li> </ul>
8(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・本会議(行政監視委員会中間報告、3調査会報告、情報監視審査会の調査及び審査の報告)</li> <li>○ 参・憲法審査会(憲法に対する考え方について(特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として)参考人質疑)</li> <li>○ 参議院改革協議会(第13回)</li> </ul>
9(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・本会議(衆議院議長細田博之君不信任決議案否決、岸田内閣不信任決議案否決、情報監視審査会報告(情報監視審査会令和三年年次報告書について))</li> </ul>
10(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・本会議(令和三年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告・質疑)</li> <li>○ 参・法務委(刑法等改正案可決、刑法整合法案可決)</li> </ul>
13(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・本会議(刑法等改正案可決、刑法整合法案可決)</li> <li>○ 参・決算委(令和二年度決算締めくくり総括質疑、令和二年度決算議決、措置要求議決)</li> <li>○ 吉川起衆議院議員、自由民主党を退会</li> </ul>
14(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・内閣委(こども家庭庁設置法案可決、こども家庭庁設置法整備法案可決)</li> <li>○ 参議院各会派代表者懇談会</li> </ul>
15(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・本会議(藤末健三君辞職許可、令和二年度決算議決、こども家庭庁設置法案可決、こども家庭庁設置法整備法案可決)</li> <li>○ 衆・本会議</li> <li>○ 第208回国会閉会</li> </ul>